

名古屋市総合計画 2 0 2 8 (案)

名古屋市

目次

	頁
第1章 計画策定の考え方	
1 策定のねらい	・・・ 1
2 計画の全体像	・・・ 3
第2章 名古屋を取り巻く状況	
1 名古屋の概況	・・・ 7
2 本市を取り巻く社会経済情勢と課題	・・・ 13
第3章 長期的展望に立ったまちづくり	
1 基本方針	・・・ 37
2 めざす都市像（2040年頃の名古屋の姿）	・・・ 49
第4章 めざす都市像の実現に向けた取り組み	
1 市政の変革と基盤強化	・・・ 73
2 重点戦略	・・・ 101
3 施策・事業の全体像	・・・ 147
4 計画の進行管理	・・・ 149
5 施策・事業	・・・ 151

第1章 計画策定の考え方

1 策定のねらい

本市の人口は、我が国が約 15 年前に人口減少社会に突入した後も緩やかに増加していましたが、いよいよ本格的な減少局面に転じようとしています。

また、少子化・高齢化の進行に伴う人口構造の変化、南海トラフ地震をはじめとする巨大な自然災害リスクの対応が引き続き求められるほか、新型コロナウイルス感染症の長期化・深刻化がもたらした人々の暮らし・働き方・価値観の変化、感染症の脅威に対する強い危機意識の高まり、デジタル化や脱炭素化に向けた世界的な動きの加速など、多様化・複雑化するさまざまな課題への対応が求められています。

こうした中、令和 8（2026）年には、アジア最大のスポーツの祭典である第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会（以下、「アジア・アジアパラ競技大会」という。）の開催、その先には、品川－名古屋間におけるリニア中央新幹線の開業が予定されており、この圏域にとっての大きなターニングポイントを迎えることとなります。さらに、リニア中央新幹線が大阪まで延伸されると、東京－名古屋－大阪の三大都市圏が約 1 時間で結ばれ、世界最大の人口を有する巨大交流圏が誕生し、産業や人々の生活において大きな変化が想定されます。

一方、我が国全体を見渡すと、不確実性が増す国際情勢への対応、急速に進む人口減少や少子化・高齢化への対応、1990 年代初頭のバブル経済崩壊から続く「失われた 30 年」と呼ばれる長期に及ぶ経済の停滞からの脱却、かつて世界の上位を占めた一人あたり GDP（国内総生産）や国際競争力を基盤とした国際的な影響力の回復、経済安全保障の確保など、国内外、そして短期長期を問わず、課題が山積しています。さらには、南海トラフ地震など、切迫する巨大地震・津波により、名古屋大都市圏※を含む、太平洋側において、広域にわたる甚大な人的・経済的被害がもたらされ、国難とも言うべき事態が危惧されています。加えて、首都直下地震が切迫する中で、東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化が求められています。

国においては、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みが進められているとともに、持続可能で包摂的な社会をつくっていく上で、子ども・子育て政策を最重要政策と位置づけ、異次元の少子化対策に取り組むとしています。さらには、デジタルの力を活用して社会課題の解決や魅力向上を図り、地方活性化を加速する「デジタル田園都市国家構想」や、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにす

※名古屋大都市圏：名古屋市を中心におおむね 30～50km の範囲で、産業、観光、防災など分野ごとに柔軟に捉えたエリア。

るカーボンニュートラルの実現が掲げられています。加えて、こうした大きな変革の中、創造性を発揮し、「失われた 30 年」を乗り越えて、次なる成長の機会を生み出すための「人」への投資の拡大が求められています。

このように激動する時代の大きな転換点を迎えている状況において、誰もが幸せと希望を感じられる豊かな社会を実現するとともに、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業という機会を活かしなが^ら、本格的な人口減少局面を迎える中でも持続可能な成長を実現し、国際的な都市間競争力を一層高めることにより、名古屋大都市圏の中核都市、成長エンジンとして、圏域ひいては国の発展をけん引していくことが求められています。

そのため、市政運営にあたっては、本市を取り巻く社会経済情勢、市民ニーズ、名古屋の強みを的確に捉え、市民、企業、大学、NPO など多様な主体と方向性を共有し、連携しながら、中長期的な視点を持って戦略的にまちづくりを進めていくことが必要です。

以上を踏まえ、本計画は、「人間としての真の幸せを願い、憲法に基づき、ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活のいとなめる個性豊かなまち、名古屋の建設をめざす」ことを基本理念に掲げる名古屋市基本構想（昭和 52 年 12 月 20 日議決）のもと、長期的展望に立った上で、本市のめざす都市像を描くとともに、その都市像の実現に向けて取り組む施策等を明示することにより、市政を総合的かつ計画的に運営していくことを目的に策定します。

この計画を着実に推進することにより、性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず（ダイバーシティ）、誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくことができ、「住みやすい」「働きやすい」「訪れたくなる」「投資したくなる」といった、すべての分野において高水準で調和のとれた、市民が誇りに思う都市を実現し、都市の総合的な魅力として発信（シティプロモーション）することで、国内はもとより世界中の人々をひきつける「魅力あふれる名古屋」をめざします。あわせて、東西交通の要衝であり、かつ、東京圏との同時被災の可能性が低いという立地上の特性や「強い経済力」「高度な都市機能・業務中枢機能の集積」「都市の強^{きょうじん}靱性」を兼ね備えた大都市ならではの強みを活かして、東京一極集中^いは是正の受け皿になるとともに、非常時には、東京に集中している中枢管理機能を強力にバックアップする「頼れる名古屋」をめざします。

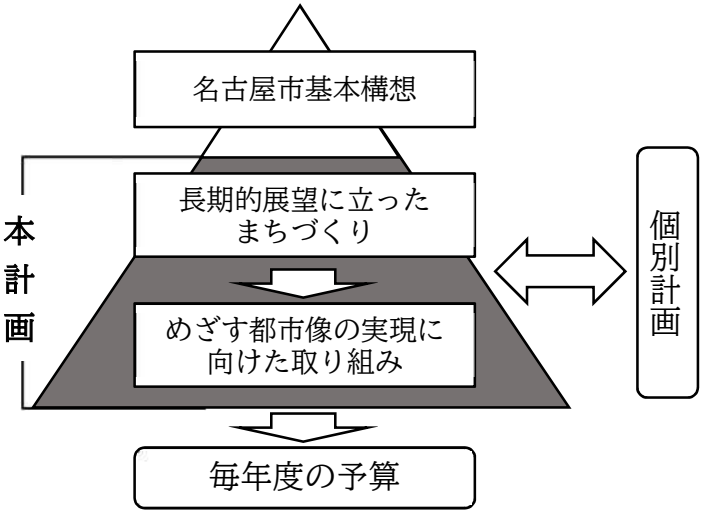
2 計画の全体像

(1) 位置づけ

本計画は、市政運営の指導理念である「名古屋市基本構想」のもと、本市がめざす都市像などを「長期的展望に立ったまちづくり」として示し、その実現に向けた取り組みを総合的・体系的に取りまとめています。

本市の各分野の個別計画は、本計画との整合を図ります。
また、毎年度の予算は、本計画を踏まえ、編成していきます。

なお、本計画は、まち・ひと・しごと創生法に基づく本市の地方版総合戦略を兼ねるものとします。

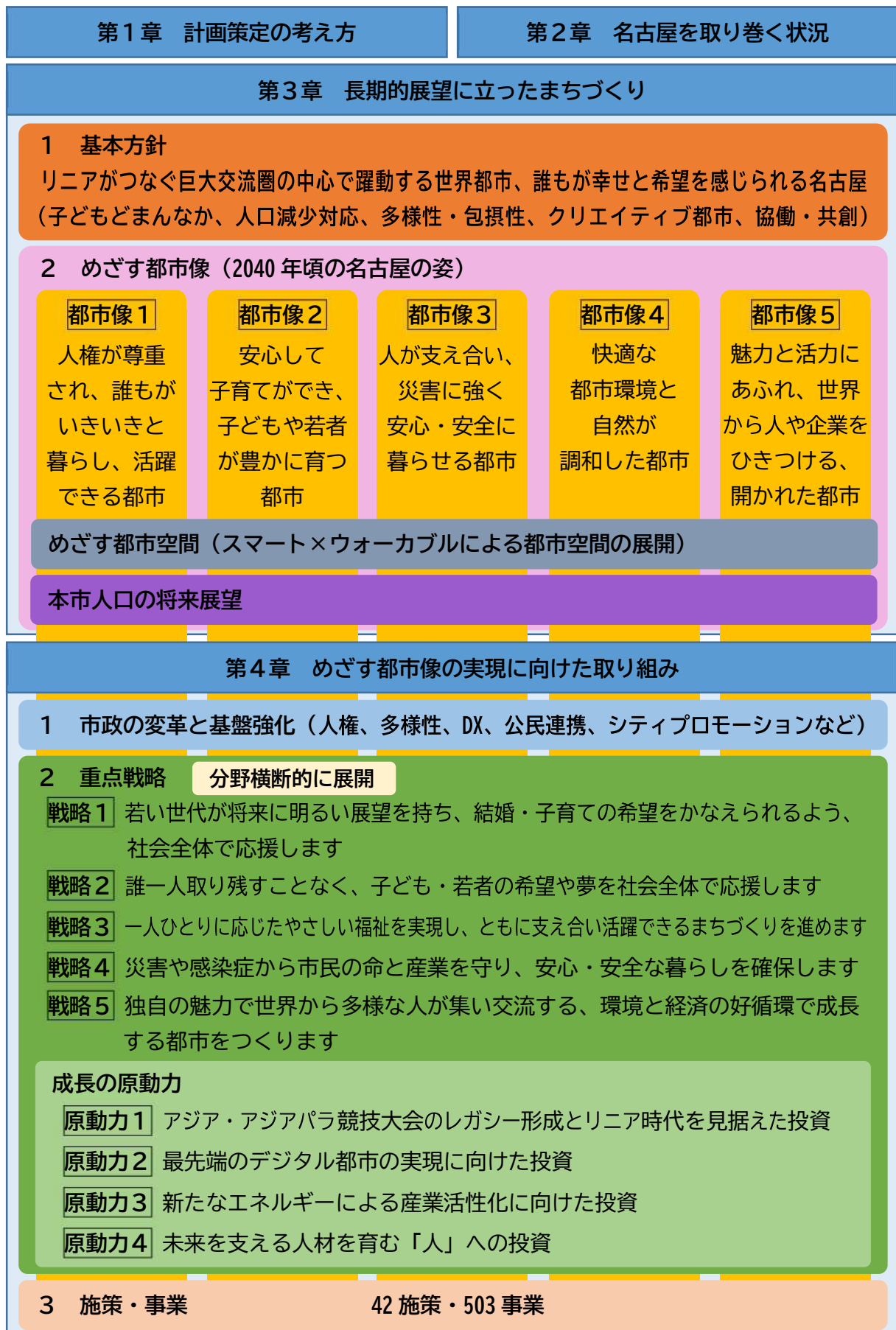


(2) 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間です。「長期的展望に立ったまちづくり」には、リニア中央新幹線の開業や全国の高齢者人口がピークを迎える時期を念頭に置き、令和22（2040）年頃を見据え、名古屋を取り巻く状況や市民ニーズを分析した上で「基本方針」を示し、「めざす都市像」を描きます。「めざす都市像の実現に向けた取り組み」には、「めざす都市像」を実現するため、計画期間内において優先的に取り組む分野横断的な「重点戦略」を描くとともに、推進する施策と関連する事業を掲載します。

(年度)							
令和5	6	7	8	9	10	...	22
2023	2024	2025	2026	2027	2028	...	2040
長期的展望に立ったまちづくり（令和22（2040）年頃を見据えた本市のめざす都市像）							
めざす都市像の実現に向けた取り組み							
●団塊の世代が後期高齢者に ●アジア・アジアパラ競技大会の開催 ●中部国際空港代替滑走路整備 令和22（2040）年頃に念頭に置くべき事柄 ●リニア中央新幹線の開業 ●中部国際空港第二滑走路整備 ●全国的な高齢者人口のピーク							
●2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催 ●2027年国際園芸博覧会の開催							

(3) 構成



目標実現に向けた推進イメージ

現在

2024～2028年

潮流

- ◆人口減少、少子化・高齢化
- ◆社会的包摂
- ◆持続可能性
- ◆価値観の多様化
- ◆災害・感染症
- ◆交流人口・交流圏拡大
- ◆産業の環境変化
- ◆デジタル化・脱炭素化

新型コロナウイルス感染症の
長期化・深刻化

あらゆる分野に影響
(暮らし、働き方、価値観、産業など)

チャンス

- ◆アジア・アジアパラ競技大会の開催
- ◆リニア中央新幹線の開業
- ◆中部国際空港第二滑走路の整備

計画の基本方針（キーワード）
子どもどまんなか “人” 中心のまち 少子化・高齢化／包摂性 危機への備え 交流 イノベーション創出 リニア中央新幹線 観光 アジア・アジアパラ競技大会開催 リニア中央新幹線

国際的な
都市間競争力の強化

名古屋の強み

- ◆住みやすさ、ゆとり
- ◆世界レベルの産業技術、強い経済力
- ◆高等教育機関の集積
- ◆交流ネットワークの中心
- ◆豊かな文化・スポーツ
- ◆公民一丸で対応する力

施策・事業の展開

重点戦略 喫緊の課題への対応

- ◆若い世代の将来への明るい未来の創造（結婚・子育ての希望を社会全体で支える）
- ◆子ども・若者の希望や夢を社会全体で支える
- ◆ともに支えあい活躍できる社会の実現
- ◆安心・安全な暮らしを確保
- ◆多様な人が集い交流する、経済の好循環で成長する都市の実現

行政

公民
連携

都市空間

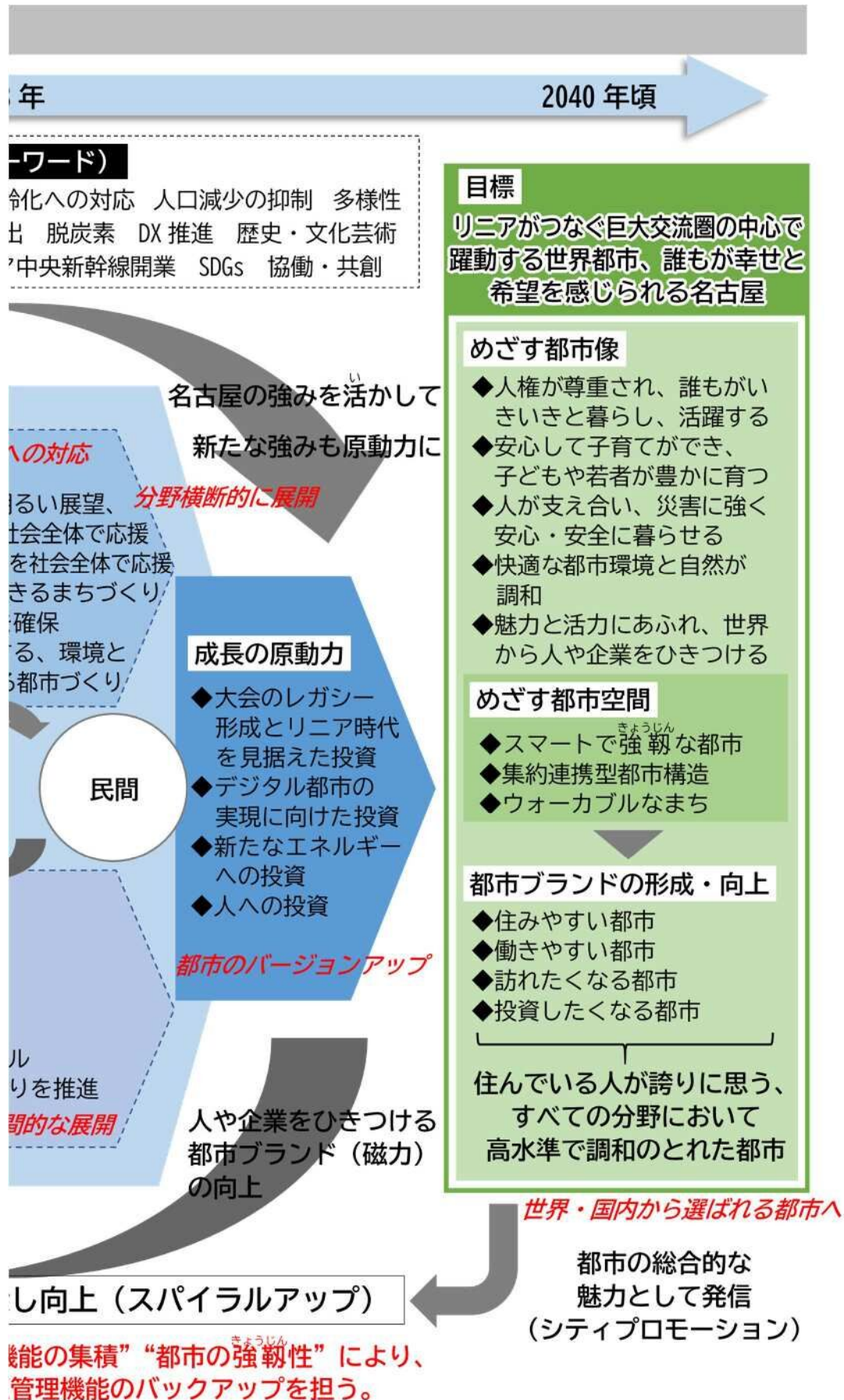
- ◆都市活力の側面
- ◆都市基盤の側面

<共通するキーワード>
スマート×ウォークブル
“人” 中心のまちづくりを
都市全体を俯瞰した空間的・時間的・人的な視点から捉える

新たな強みの創出

成長と強みと都市ブランドが好循環し続ける

“強い経済力” “高度な都市機能・業務中枢機能” “東京一極集中是正の受け皿・東京の中枢管理機能”



第2章 名古屋を取り巻く状況

1 名古屋の概況

この章では、計画の前提として、名古屋の位置や地勢、縄文時代から現代に至るまでのなりたち、名古屋の強みを示します。

(1) 位置・地勢

名古屋は、伊勢湾の湾奥部に面し、木曾三川により形成された広大な濃尾平野の東に位置しており、木曾三川流域の豊かな自然の恵みを楽しみながら市民生活や都市活動が営まれています。

また、日本のほぼ中央に位置し、東京からは約 260km、大阪からは約 140km の距離にあり、鉄道や幹線道路の結節点として東西交通の要衝となっています。そして、国内有数の国際貿易港である名古屋港を抱え、伊勢湾には名古屋港のほか四日市港などの大規模な貿易港があり、伊勢湾沿岸部にはコンビナート、工場、倉庫などが集積しており、経済や海上物流の一大交易圏となっています。さらに、空の玄関である中部国際空港は本市の南約 40km の位置にあります。

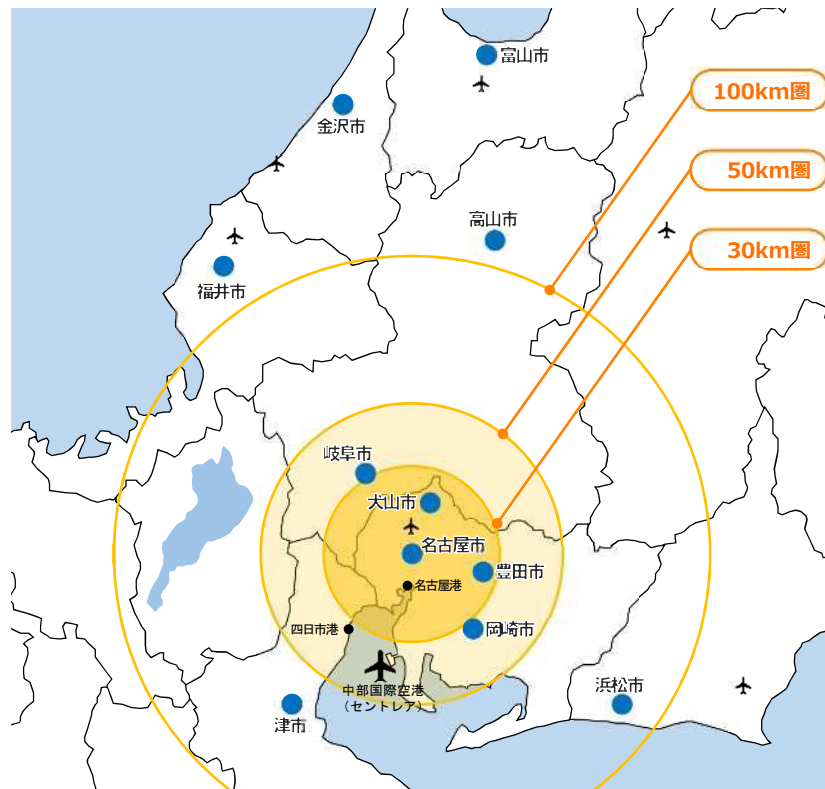
このように、人の移動、物流、産業立地など地理的に恵まれた条件を数多く備えています。

本市の市域面積は約 326.5km² で、東部の丘陵地、中央部の台地、北・西・南部の沖積平野の 3 つに大きく分けられ、東に高く西に低い地勢をなすものの、おおむね平坦な地形となっています。

東部の丘陵地には東山公園をはじめとする広大な公園や樹林地が分布していますが、宅地開発による市街化が進んでいます。中央部の台地は北縁の名古屋城から南は熱田神宮の辺りまで連なり、堀川が台地の西縁に沿って流れており、古くから市街地が形成されています。北・西・南部の沖積平野には庄内川を軸に平坦な土地が広がっています。南西部は、干拓によって造成され農地として発展しましたが、人口増加とともに近年は市街化が進んでいます。また、埋め立てにより造成された名古屋港は、臨海部付近の工業地帯とともに中京工業地帯の一角をなしています。

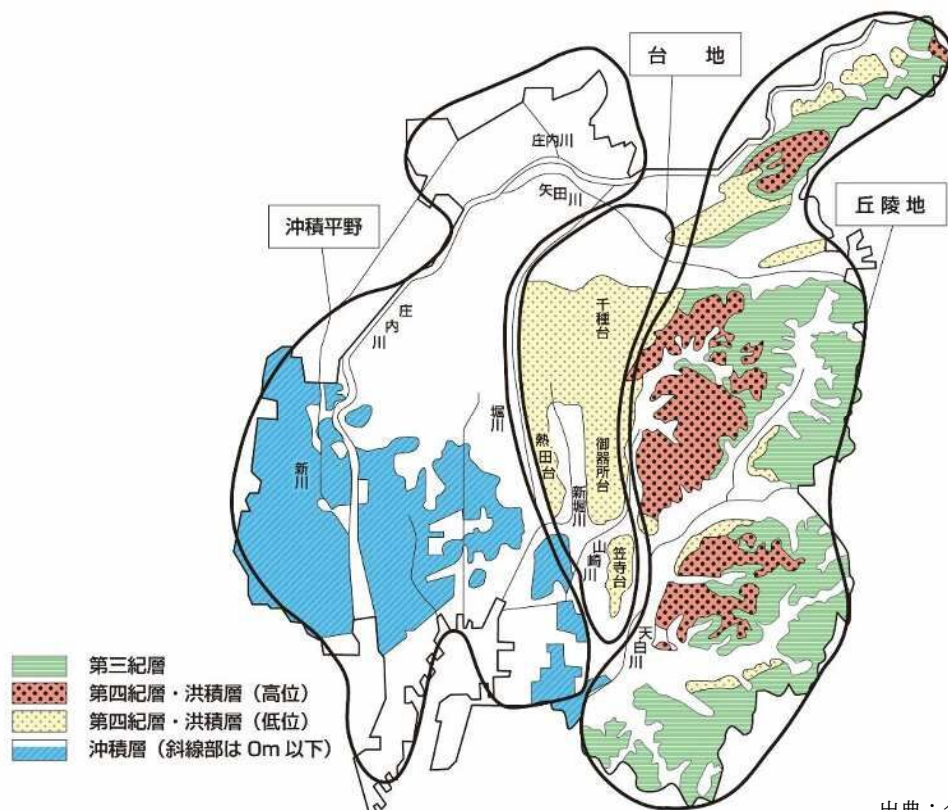
本市の気候は、夏の平均湿度が 70% を超すことが多くむし暑く、冬は「伊吹おろし」と呼ばれる冷たい北西の季節風が吹き、季節により厳しい面もありますが、比較的穏やかな気候とされています。

■ 名古屋市の位置



出典：名古屋市作成

■ 名古屋市の地形



出典：名古屋市作成

(2) 名古屋のなりたち

尾張氏の台頭・「なごや」のはじまり

縄文時代の海面上昇（縄文海進、約 6,000～6,500 年前）により、本市付近の海面は現在より 2m 前後高かったといわれ、南西部は海となっており、現在の名古屋城や都心周辺は海岸に面していました。ここに生きた人々のさまざまな営みが各所に残る貝塚や遺跡から確認されており、歴史的価値の高い土器なども多く出土しています。古代には「尾張氏」が東海地方最大の豪族として台頭し、東海地方最大の前方後円墳である断夫山古墳や草薙の剣をまつた熱田社がつくられ、社を核に熱田のまちが発展していきました。

名古屋城築城・「名古屋の文化」の礎を築く

戦国時代になると、東西の要衝の地であった尾張は織田信長、豊臣秀吉、前田利家など多くの戦国武将を生み出し、名古屋周辺は天下統一の舞台となりました。江戸幕府を開いた徳川家康は、慶長 15（1610）年に名古屋台地の北西端に日本最大級の近世城郭である名古屋城の築城を開始し、当時尾張の中心であった清須城下町を名古屋へ移しました（清須越）。さらに、名古屋城築城と時期を同じくして堀川が開削され、船による物資の大量輸送が可能となりました。このようにして生まれた名古屋のまちは、江戸時代には御三家筆頭である尾張藩の城下町として発展し、歴代藩主の治世により、名古屋の文化の礎が築かれていきました。

名古屋市制の施行

明治時代になると、名古屋駅の開業と市制施行（明治 22（1889）年）を契機に鉄道駅とまちを結ぶ幹線道路、路面電車、電気、水道、下水道、ガスの整備が始まり、大正・昭和の時代にかけて基礎的な都市の基盤が整いました。昭和 12（1937）年には名古屋汎太平洋平和博覧会を開催し、来場者総数 480 万人を集めるなど、名実ともに産業文化都市として発展していきました。市域は旧城下町を中心とした当初の区域（約 13.3km²）から、大正・昭和の時代に合併を重ねて段階的に拡張し、ほぼ現市域（約 326.5km²）になりました。市制施行時には約 16 万人であった人口も、昭和 9（1934）年に 100 万人を、昭和 44（1969）年には 200 万人を超えました。

戦災からの復興、伊勢湾台風などの災害を教訓としたまちづくり

第 2 次世界大戦の戦災により市域の約 4 分の 1 を焼失し、名古屋城天守閣をはじめ貴重な文化財を失いましたが、いち早く戦災復興計画を立案し、100 メートル道路の敷設や市内の墓地を平和公園に集団移転するなどの大胆な都市計画を実現し

ました。また、台風による被害としては最大の犠牲者をもたらした伊勢湾台風などの災害を教訓としたまちづくりや地下鉄、高速道路に加え名古屋駅周辺の再開発などの都市基盤整備が計画的に進められ、大都市としてさらなる成長を続けています。

ものづくり産業を中心とした産業の発展

産業面では、木曽ヒノキを代表とする豊富で良質な木材を尾張藩が管理していたことから、この地域において木材産業が発達し、それに携わる職人の高度な技術は、明治以降、時計、鉄道車両、航空機産業に発展していきました。また、焼き物に適した土があることなどから窯業が盛んとなり、近代的な陶磁器産業へと成長し、ファインセラミックス産業へと発展を遂げました。さらに、江戸時代の綿織物業を継承する繊維産業の隆盛により織機工業が発展し、その後自動車産業が誕生しました。現在では、本市を中心とした名古屋大都市圏※は、多くの産業が集積する日本のものづくり産業の中核となっています。

国際的な交流の舞台に

市制施行 100 周年にあたる平成元（1989）年には、「デザイン都市宣言」を行うとともに世界デザイン博覧会を開催し、デザインを単なる装飾や意匠に留めることなく、生活文化のひとつとして、まちづくりに活かしてきました。

近年では、平成 17（2005）年に「自然の叡智^{えいち}」をテーマとして 121 か国と 4 つの国際機関が参加した 2005 年日本国際博覧会（愛・地球博）、平成 22（2010）年に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10※）、平成 26（2014）年に持続可能な開発のための教育（ESD※）に関するユネスコ世界会議、令和元（2019）年に金融・世界経済に関する首脳会合（G20）愛知・名古屋外務大臣会合、令和 5（2023）年に第 24 回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM※^{テムム}24）が開催されました。さらに令和 8（2026）年には、アジア・アジアパラ競技大会の開催が予定されており、国際的な交流の舞台になっています。

このような歴史の中で、本市は圏域の経済・社会・文化の中核都市として愛知県、近隣市町村をはじめとする圏域の自治体と相互に連携・協力し合いながら発展を遂げてきました。今後はリニア中央新幹線の開業が予定され、さらなる発展を続けていきます。

※名古屋大都市圏：名古屋市を中心におおむね 30～50km の範囲で、産業、観光、防災など分野ごとに柔軟に捉えたエリア。

COP10：生物多様性の保全と持続可能な利用等を目的とした生物多様性条約の第 10 回の締約国会議で、平成 22（2010）年 10 月に本市で開催された。

ESD：Education for Sustainable Development の略。一人ひとりが世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。

TEMM：Tripartite Environment Ministers Meeting の略。北東アジアの地域及び地球規模の環境問題に関して、日中韓の大臣間で率直な意見交換を行う場として、平成 11（1999）年から開催。

(3) 名古屋の強み

名古屋の位置・地勢、なりたちなどから、名古屋の強みを捉えます。

空間的・時間的ゆとりがあり、子育てしやすく、便利で快適な住みやすい都市

本市は、日本有数の大都市として、都市機能が高度に集積するとともに、住環境においては、整然とした道路や公園が確保され、ゆとりある生活空間を備えており、大都市でありながら通勤時間が比較的短いなど、時間的にもゆとりのある都市です。

また、小学校や公園も住まいの近くにあるところが多いなど、子育て環境・教育環境が整っています。加えて、安心・安全でおいしい水道水や充実した医療サービス、公共交通機関など、生活における便利さ、快適さにおいても市民の満足度は高くなっているなど、住みやすい都市となっています。

世界レベルの産業技術や商業・サービス業が集積するなど、大都市ならではの強い経済力がある都市

名古屋大都市圏は、自動車のみならず航空機、ロボット、精密機器、工作機械、ファインセラミックスなどの分野において、世界レベルの産業技術が集積しています。また、本市には、大都市ならではの商業・サービス業の厚い集積があり、強い経済力に裏づけられた安定的な雇用があります。さらには、スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」※に選定されるなど、イノベーション創出に向けた土壌がつくられています。

高等教育機関の集積により地域が活性化されている都市

本市は、日本有数の大学の集積地であり、市内の大学からノーベル賞受賞者を多く輩出しており、また、多くの大学発スタートアップが誕生するなど、高等教育機関が充実し、社会に活かされています。そのため、市内外から通学する学生が学び活躍できる環境が整っており、地域活性化につながっています。

※スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」：内閣府が、我が国の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金等を活かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステム拠点の形成をめざし、地方自治体、大学、民間組織等が策定した拠点形成計画を選定するもの。「スタートアップ・エコシステム東京コンソーシアム」、「Central Japan Startup Ecosystem Consortium」、「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」、「福岡スタートアップ・コンソーシアム」の4つのコンソーシアムが選定されている。

鉄道・高速道路・空港・港の広域的な交流ネットワークの中心であり拠点性を有する都市

名古屋大都市圏は、日本のほぼ中央に位置し、新幹線をはじめとする鉄道網や高速道路網が形成され、世界とつながる空港や港を擁しており、広域的な交流ネットワークの中心として交通・流通の要衝となっています。また、リニア中央新幹線の開業により、本市の拠点性はさらに向上することが期待されます。

豊かな文化を有し、スポーツを楽しめる都市

徳川家康が慶長 15（1610）年に名古屋城の築城を開始して以来、この地域の拠点として発展してきました。その中で、ものづくり文化や武家文化、芸どころ名古屋を育んだ多彩な伝統芸能などの豊かな文化が育まれ、さらに近年では、なごやめし、ポップカルチャーなど独特な文化も新たに生まれてきており、名古屋の魅力につながっています。

また、本市に本拠地を置くトップスポーツチームも多く、スポーツを楽しむことができる都市です。さらには、アジア・アジアパラ競技大会の開催も予定されており、より一層スポーツに対する機運が高まることが期待されます。

市民・多様な民間主体・行政が一丸となって課題に対応する力がある都市

平成 11（1999）年 2 月の「ごみ非常事態宣言」を契機に、市民との協働によって、ごみ処理量の大幅な減少を達成しました。令和 2（2020）年以降に新型コロナウイルス感染症が急拡大した際にも、エッセンシャルワーカー※をはじめ、市民・事業者・行政など、あらゆる主体が一丸となり、オール名古屋で感染拡大防止や市民生活・経済活動の正常化に向けた取り組みを進めました。

また、企業や大学、NPO などの多様な民間主体と行政が、課題解決に資する新たな価値を創出するため、公民連携の取り組みを進めています。このように、市民・多様な民間主体・行政が一丸となって課題に対応していく力を持っています。

※エッセンシャルワーカー：医療従事者など生活の維持や社会基盤を支える職種で働く人。

2 本市を取り巻く社会経済情勢と課題

本市を取り巻く主な社会経済情勢と課題を、次のように捉えます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響は、あらゆる分野において顕在化しているため、それぞれの項目の中で記載しています。

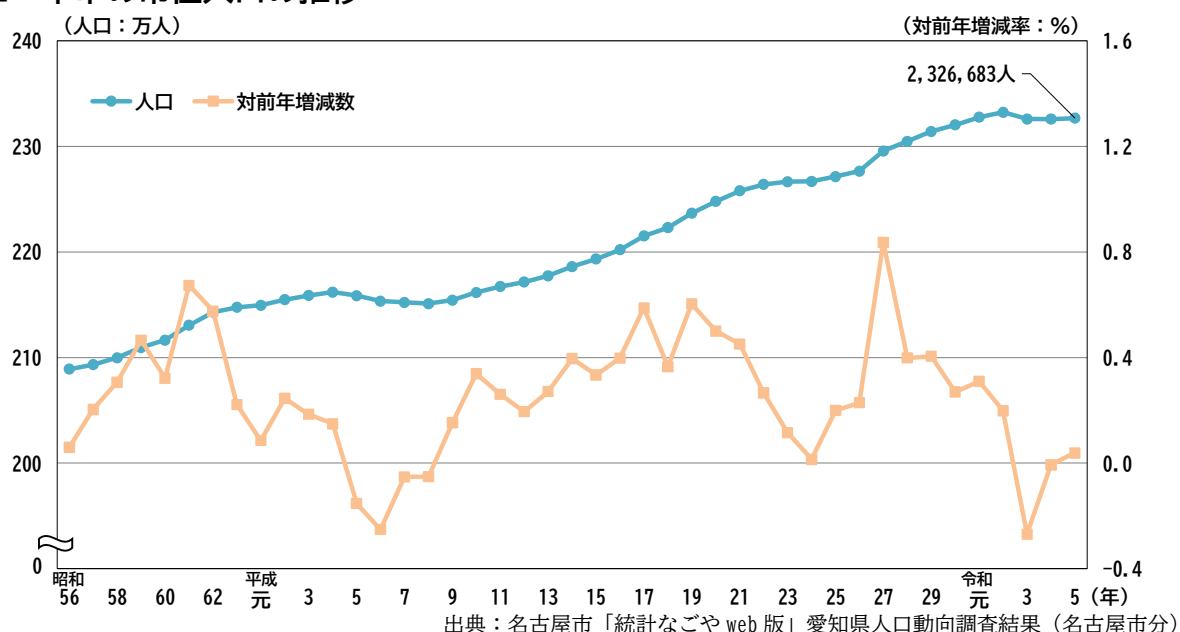
- (1) 人口減少、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化
- (2) 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の要請
- (3) 持続可能な社会に対する機運の向上
- (4) 価値観の多様化
- (5) 災害や感染症に対する懸念
- (6) 交流人口と交流圏の拡大
- (7) 産業を取り巻く環境の変化
- (8) デジタル化の急速な進展
- (9) 脱炭素社会の実現に向けた動きの加速

(1) 人口減少、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化

本市の常住人口の推移

日本の常住人口は平成 20（2008）年をピークに減少に転じていますが、本市の常住人口は、令和 2（2020）年まで 24 年連続で増加していました。しかしながら、令和 3（2021）年に減少に転じ、2 年連続で減少しました。令和 5（2023）年に再び増加し、令和 5（2023）年 10 月 1 日現在の常住人口は、2,326,683 人となっています。

■ 本市の常住人口の推移



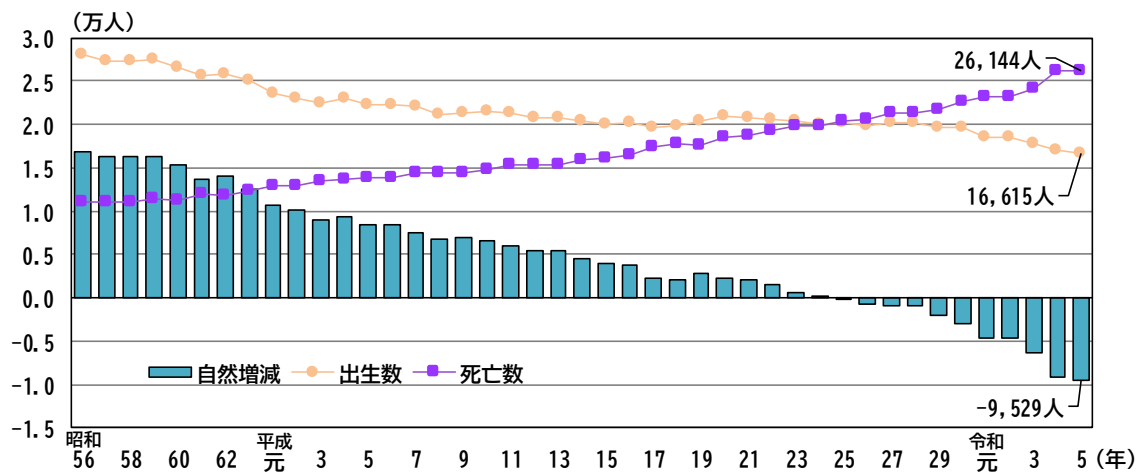
自然動態（出生・死亡）

出生数は平成 15（2003）年頃から 2 万人前後で推移していましたが、近年減少傾向にあり、令和 5（2023）年の出生数は 16,615 人となっています。

一方、令和 5（2023）年の死亡数は 26,144 人であり、自然増減数※は 9,529 人の自然減となりました。高齢化の進行などから死亡数が増加傾向にあり、平成 25（2013）年から自然減が年々拡大してきています。

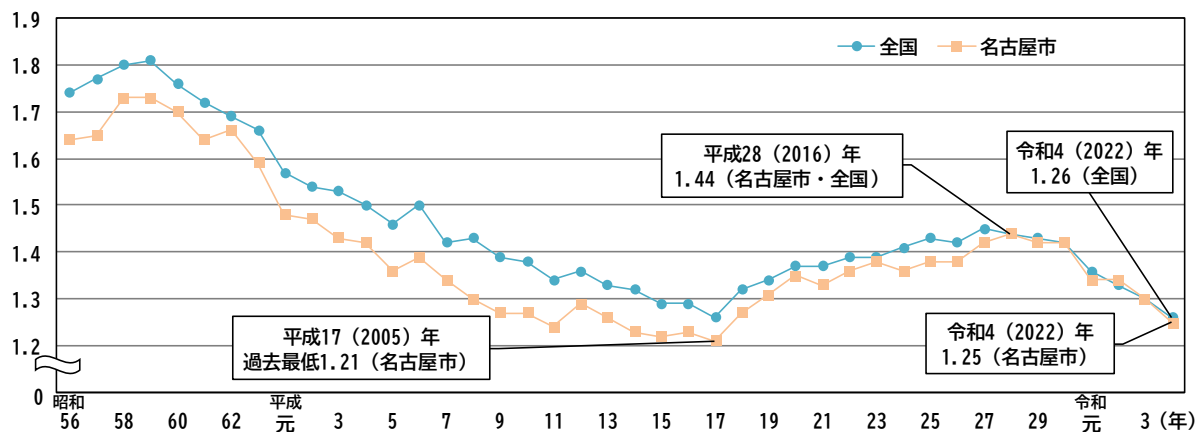
平均寿命が延びていることもあり、今後、少子化・高齢化がさらに進んでいくことが見込まれます。

■ 本市の出生数、死亡数及び自然増減数の推移



出典：名古屋市「統計なごや web 版」愛知県人口動向調査結果（名古屋市区分）

■ 本市・全国の合計特殊出生率の推移



出典：名古屋市 名古屋市作成
全国 厚生労働省「人口動態統計」

※自然増減数：自然増減数は、「出生数－死亡数」により求める。出生数が死亡数より多いとき「自然増」、またその逆を「自然減」という。

少子化をめぐる現状

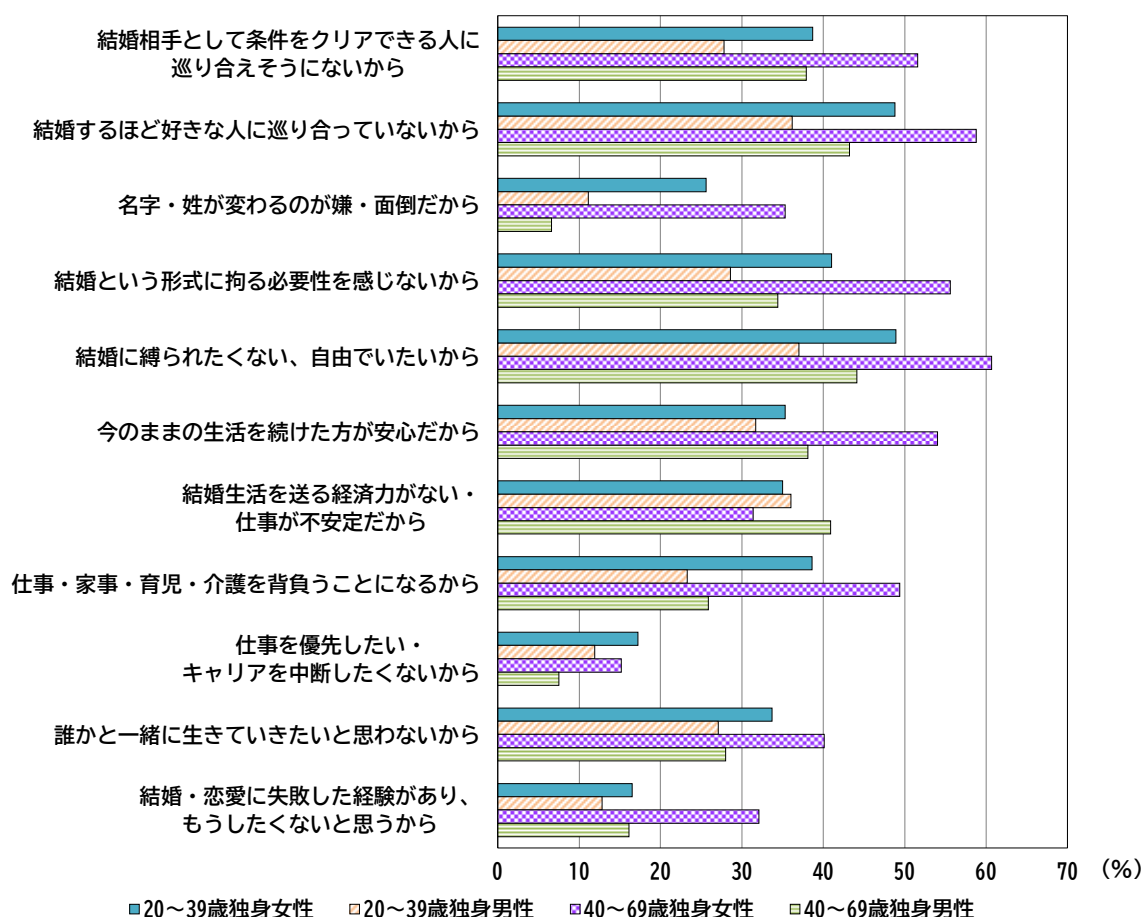
少子化の要因としてさまざまなことが挙げられていますが、国の少子化社会対策大綱では、「未婚化・晩婚化と、有配偶出生率の低下であり、特に未婚化・晩婚化の影響が大きいと言われている」としています。

積極的に結婚したいと思わない理由については、価値観によるもののほか、経済的理由やキャリアプランに関する面などさまざまで、男女間でも差があります。

理想の数の子どもを実際には持たない理由については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由を挙げた人が最も多く、経済的理由により希望がかなわない状況があります。

本市においても、令和3（2021）年度以降、理想の子どもの数は2.16人程度である一方で、現在及び予定の子どもの数を合わせると、1.63人程度となっており、国と同様に差が生じています。

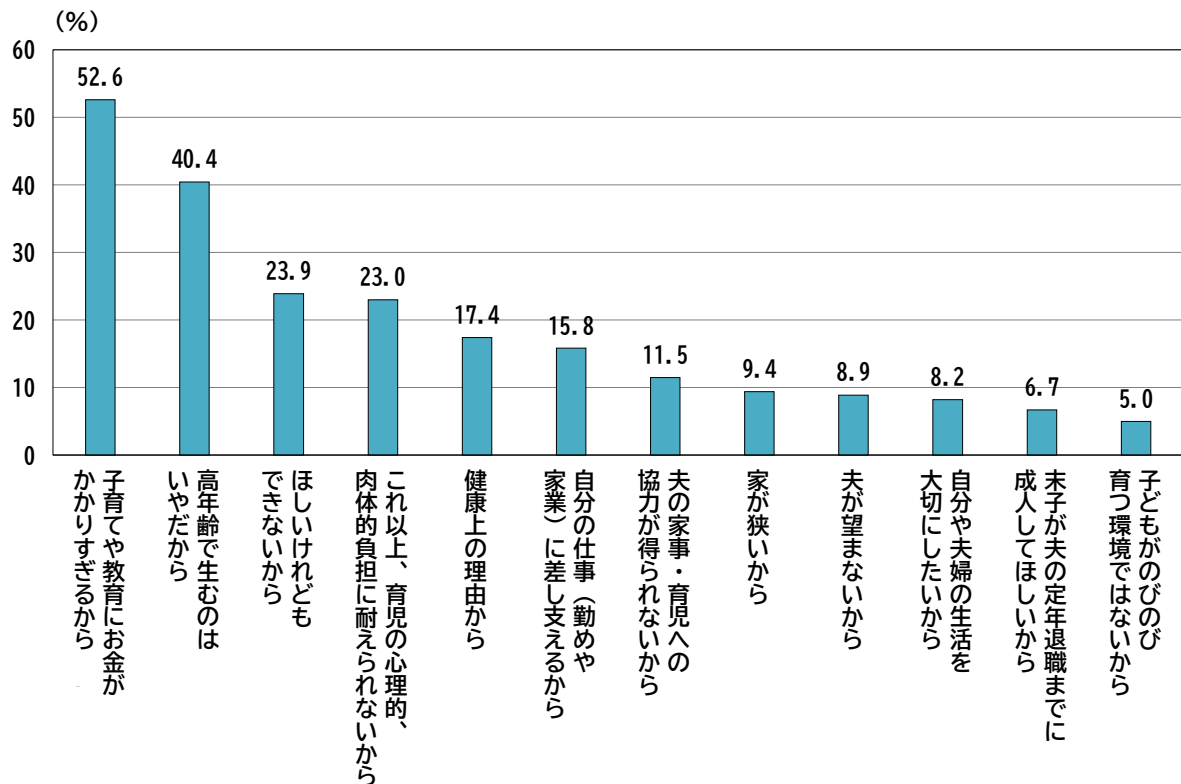
■ 積極的に結婚したいと思わない理由



※「当てはまる」「やや当てはまる」の累計値を掲載

出典：令和3年度内閣府委託調査「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」より作成

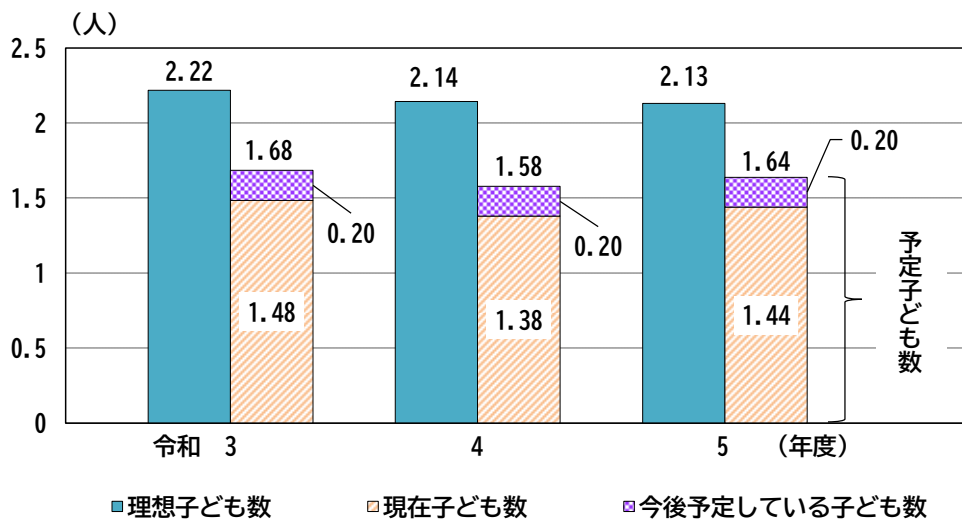
■ 夫婦が理想の数の子どもを持たない理由



※対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢 50 歳未満の初婚どうしの夫婦（回答者は妻）。
不詳を含まない選択率。複数回答のため合計値は 100% を超える。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」より作成

■ 本市における平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移



※理想子ども数：「あなたにとって理想的な子どもの数は何人ですか。」という問に対する回答

現在子ども数：「あなたのお子さんの数（現在妊娠中のお子さんも含めて）は何人ですか。」という問に対する回答

今後予定している子ども数：「これから子どもを何人もうける予定（現在妊娠中のおさんは除いて）ですか。」という問に対する回答

出典：市民アンケートより作成

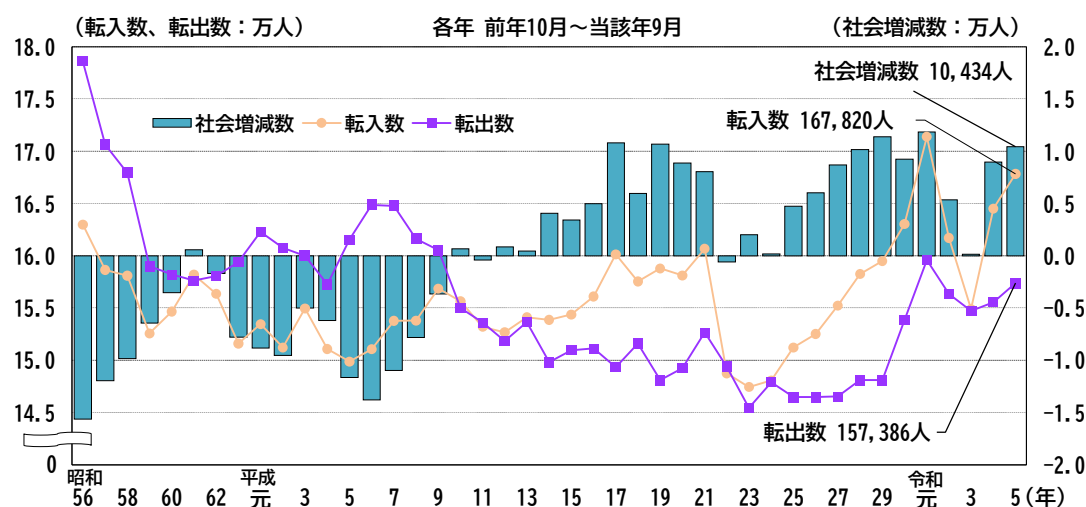
社会動態（転入・転出）

令和5（2023）年の転入数は167,820人、転出数は157,386人であり、社会増減数※は10,434人の社会増となりました。

令和3（2021）年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国外からの転入超過の大幅な縮小により、社会増が大きく縮小しましたが、令和4（2022）年には国外からの転入超過が再び拡大したことにより、社会増も拡大しました。

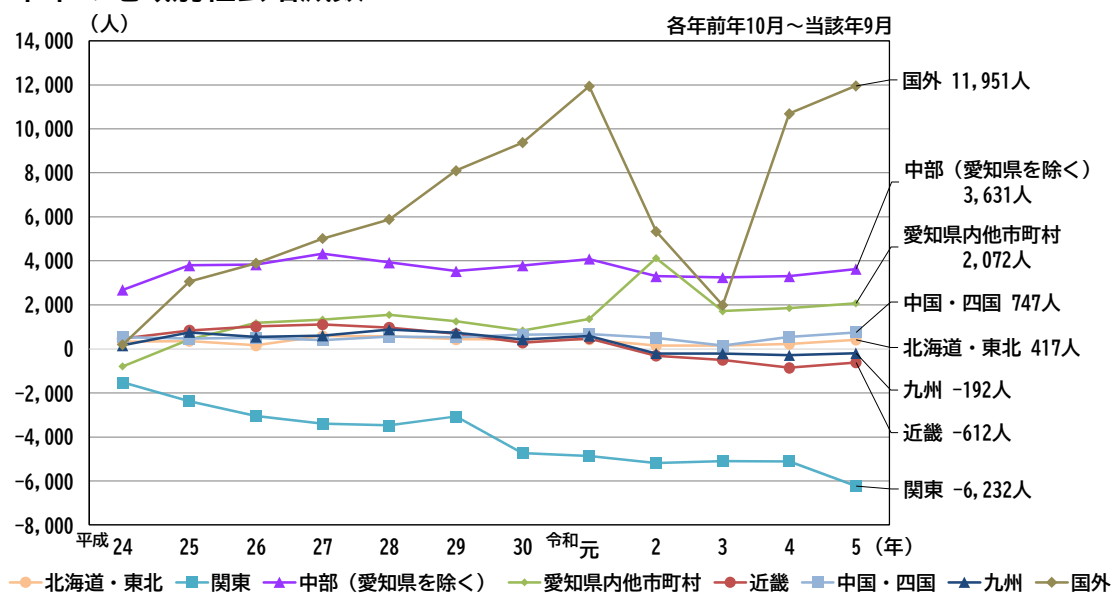
また、地域別の社会動態を見ると、関東への社会減が続いています。

■ 本市の転入数、転出数及び社会増減数の推移



出典：名古屋市「統計なごや web 版」愛知県人口動向調査結果（名古屋市区分）

■ 本市の地域別社会増減数



出典：名古屋市「統計なごや web 版」愛知県人口動向調査結果（名古屋市区分）

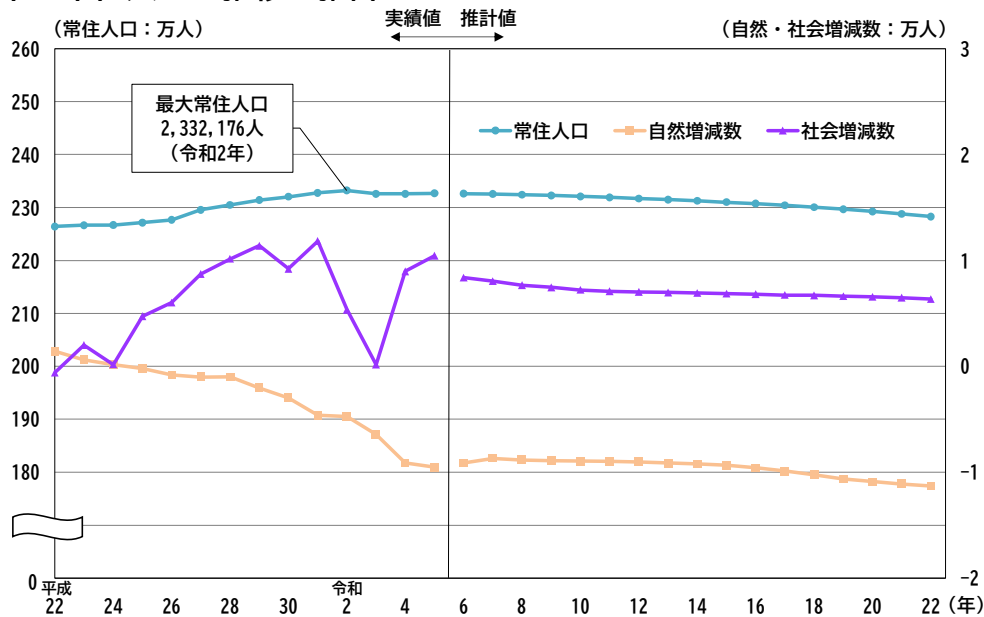
※社会増減数：社会増減数は、「転入数－転出数」により求める。転入数が転出数より多いとき「社会増」、またその逆を「社会減」といい、それぞれ「転入超過」、「転出超過」ともいう。

今後の見通し

社会動態については、社会経済状況などにも左右されますが、令和 4（2022）年以降、社会増が再び拡大していることから、転入超過はしばらく続くものと見込まれます。自然動態については、自然減が今後も拡大していくことが予測されます。

このような状況のもとで、本市の常住人口は、令和 2（2020）年の 2,332,176 人をピークとして、減少傾向が続くと推計しています。

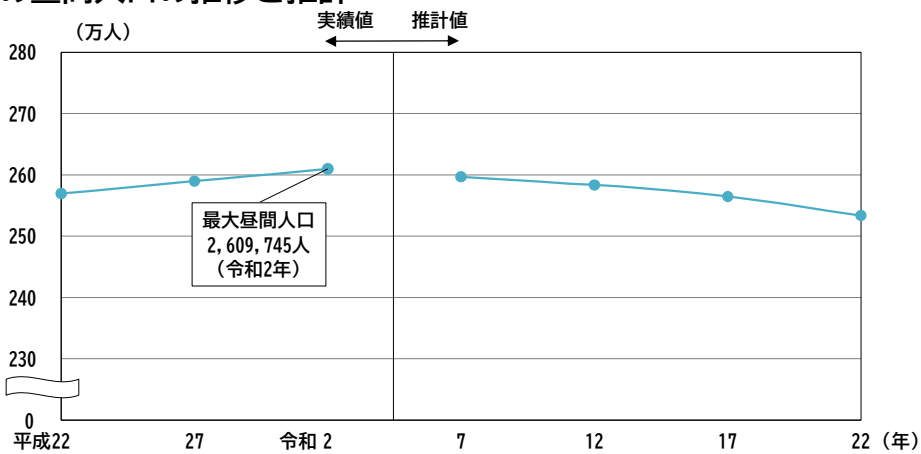
■ 本市の常住人口の推移と推計



出典：実績値 名古屋市「統計なごやweb版」愛知県人口動向調査結果（名古屋市区分）
推計値 名古屋市推計（令和 5 年 10 月 1 日現在）

昼間人口※についても、令和 2（2020）年頃から既に減少に転じていると推計しています。

■ 本市の昼間人口の推移と推計

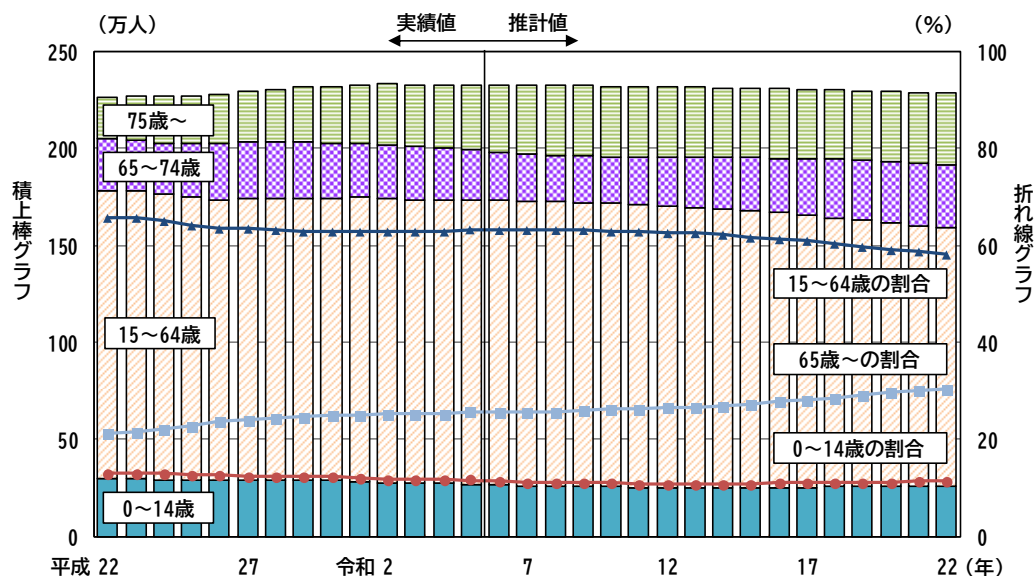


出典：実績値 「統計なごやweb版」国勢調査結果
推計値 名古屋市推計（令和 5 年 10 月 1 日現在）

※昼間人口：ある市町村の常住人口に、その市町村への流入人口と、その市町村からの流出口を加減して算出した人口。

人口構造については、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）が増加すると推計しています。令和4（2022）年に団塊の世代が75歳を迎え始めることにより、75歳以上の人口は令和10（2028）年頃にかけて大きく増加すると推計しています。

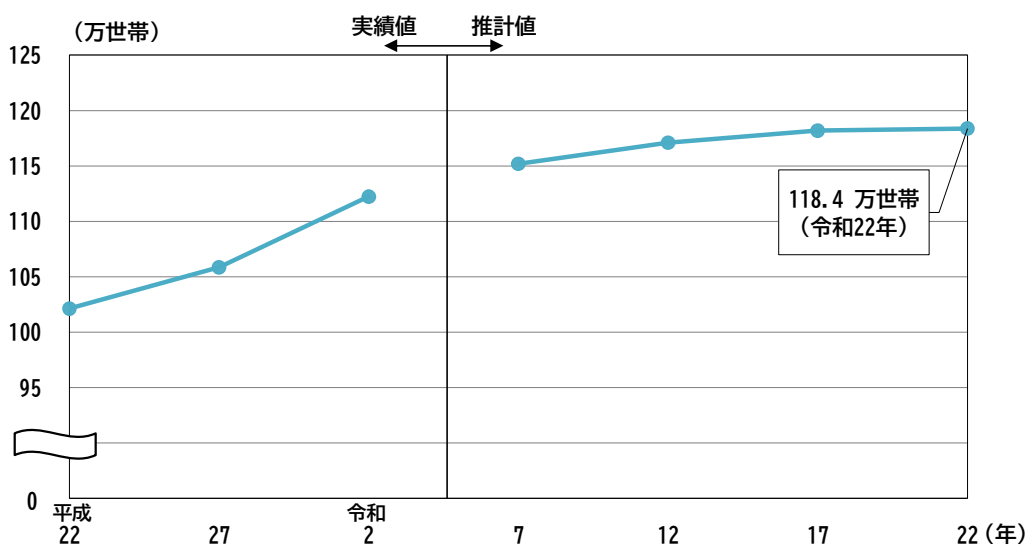
■ 本市の年齢構成別人口の推移と推計



出典：実績値 名古屋市「統計なごや web 版」愛知県人口動向調査結果（名古屋市区分）
推計値 名古屋市推計（令和5年10月1日現在）

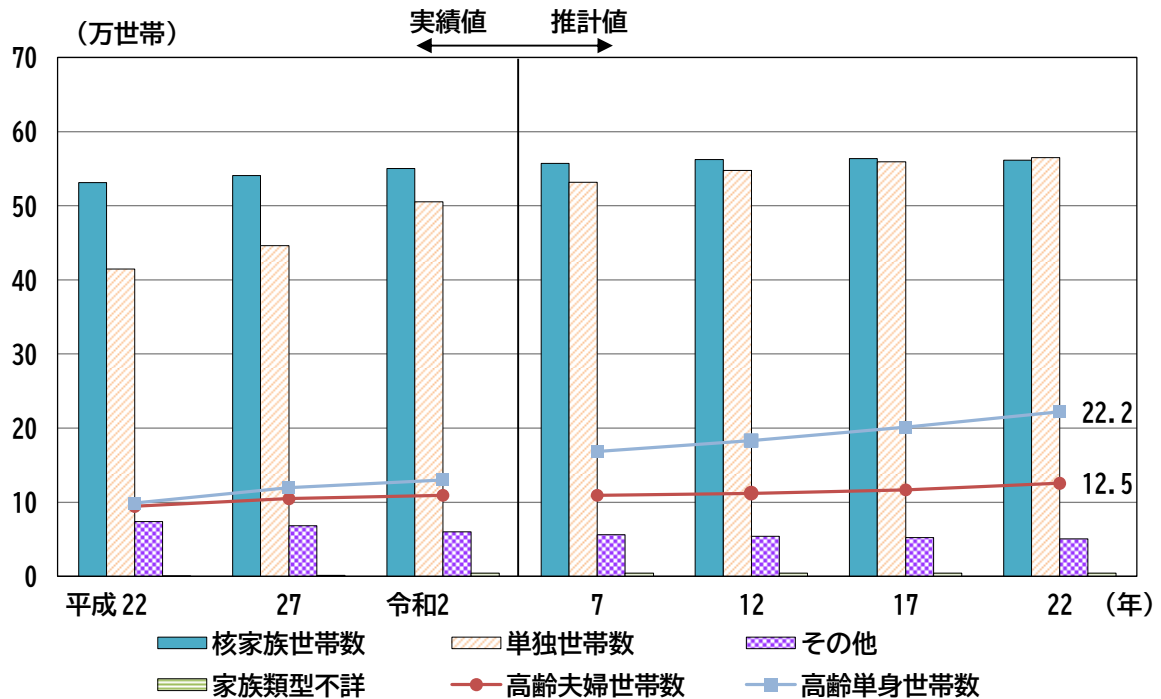
世帯数については、しばらくは増加が続くと推計しています。家族類型別にみると、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯は今後も増加していくと推計しています。

■ 本市の世帯数の推移と推計



出典：実績値 「統計なごや web 版」国勢調査結果
推計値 名古屋市推計（令和5年10月1日現在）

■ 本市の世帯の家族類型別一般世帯数の推移と推計



出典：実績値 「統計なごやweb版」国勢調査結果
推計値 名古屋市推計（令和5年10月1日現在）

本市は近い将来、本格的な人口減少局面を迎えることが見込まれます。

人口減少及び少子化・高齢化に伴う人口構造の変化のもとで、医療や介護ニーズは増大し、また福祉ニーズが多様化していくことにより社会の支え手の負担の増加が懸念されるとともに、出生数の減少や働く世代を中心とした関東への転出超過などによる本市の生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下が懸念されます。

そのため、デジタル活用により生産性向上を図るとともに、子ども・若者の育成、子どもを生み、育てたいと希望する誰もが、安心して子育てできる環境づくり、高齢者が自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会づくり、若い世代が魅力を感じるような雇用の創出などにより、社会の支え手を増やし、性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、全世代で支え合える社会をつくる必要があります。

（２）社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の要請

単身世帯や単身高齢者の増加、地域コミュニティの機能低下、情報通信社会の急速な進展、また非正規雇用労働者の増加など、家族のあり方及び地域社会や生活環境・雇用環境が変化してきています。このような中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、孤独・孤立の問題が顕在化してきています。

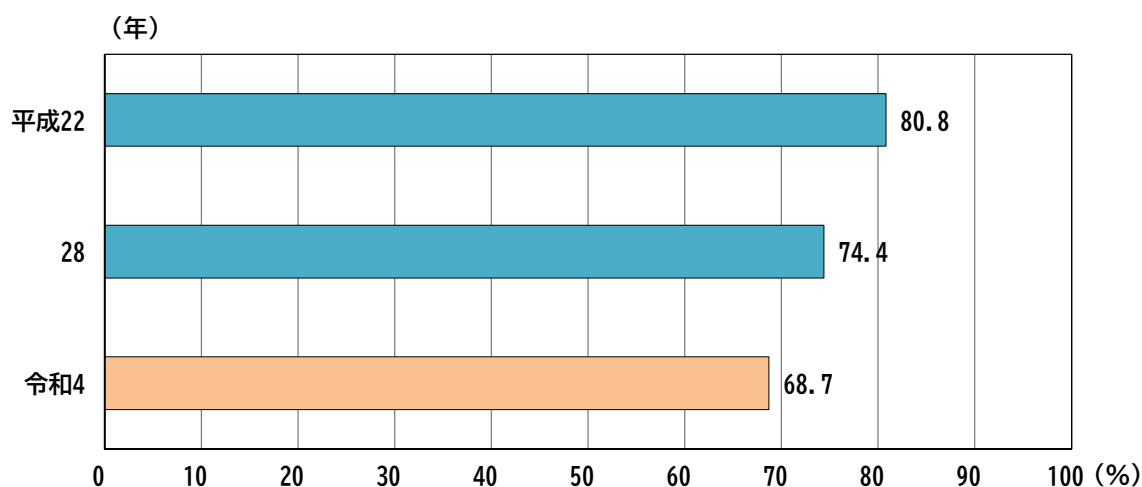
そのため、望まない孤独・孤立を予防する取り組みや、人と人とのつながりを実感できるような地域づくりを進めていく必要があります。

令和3（2021）年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されたことにより国内での障害や障害者への理解が深まったこともあり、障害の有無や性別、年齢、国籍などに関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をあらかじめデザインするという考え方であるユニバーサルデザインへの意識が高まっています。

また、本市の在留外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時減少したものの、長期的には増加傾向にあります。加えて、本市においても令和4（2022）年11月に名古屋市ファミリーシップ制度※を導入するなど、全国的に性の多様性に関する理解の増進に向けた取り組みが進められています。

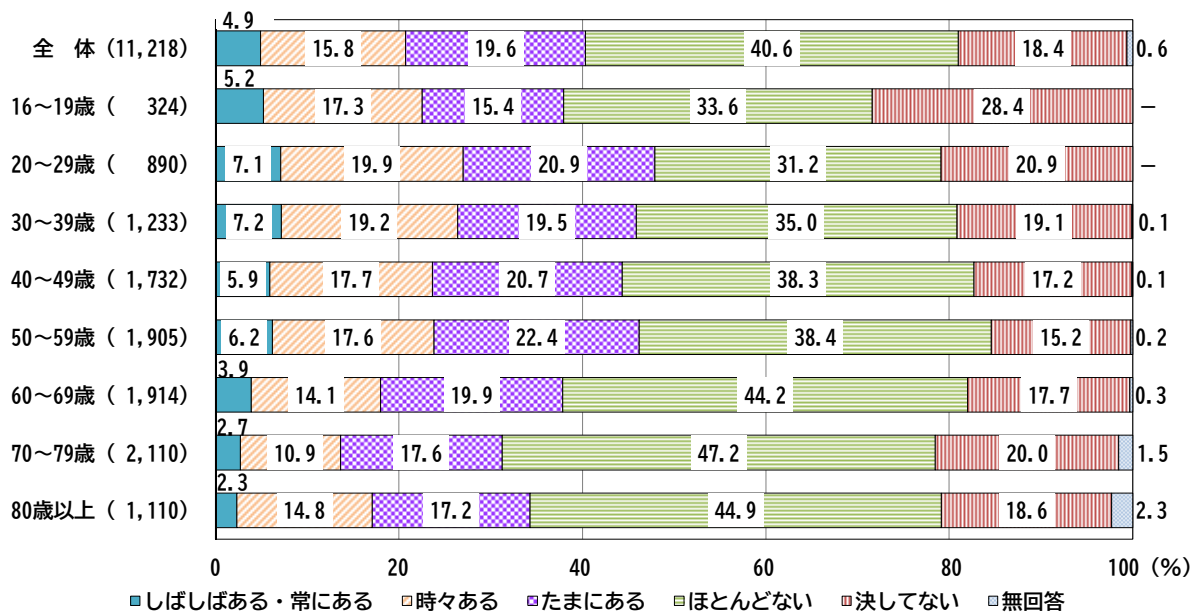
そのため、アジア・アジアパラ競技大会の開催都市として、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりや障害・障害者への理解をより一層促進することをはじめ、多様性（ダイバーシティ）を尊重し、誰もが安心して生活し、地域で支え合いながら活躍できるような、誰一人取り残さない社会づくりを進めていくことが必要です。

■ 本市における町内会推計加入率の推移



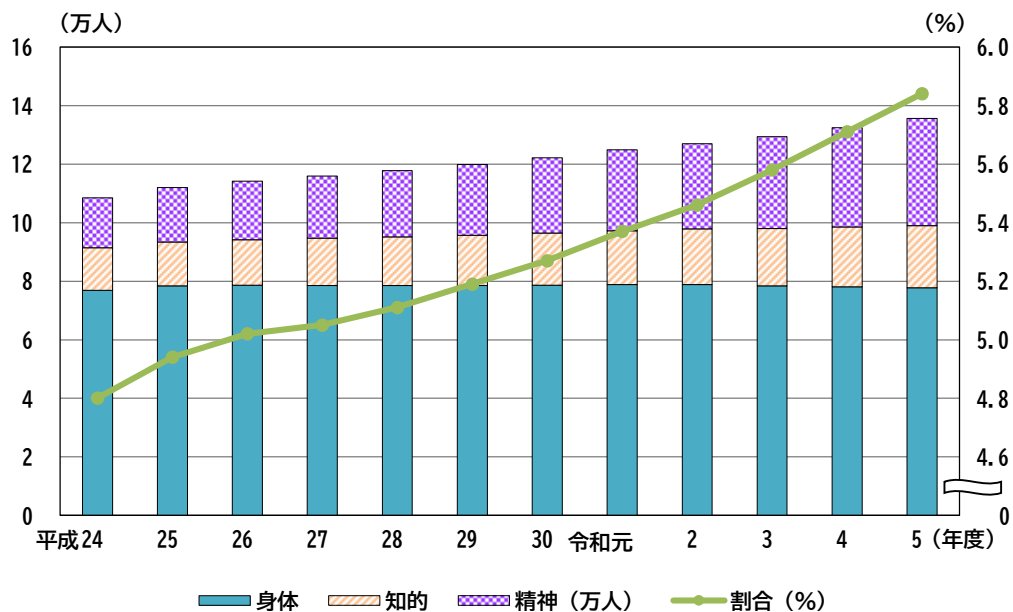
出典：名古屋市作成

■ 年齢階級別にみた孤独を感じる人の割合



※「あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。」という問に対する回答
 出典：内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査（令和4年）」

■ 本市における障害者手帳所持者数の推移と割合



出典：名古屋市作成

※名古屋市ファミリーシップ制度：互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で継続的な共同生活を行っているまたは行うことを約した二人が市に宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付することに加え、二人のほか、生計を同一とする子どもがいる場合で、希望する場合は、宣誓書受領証等に子どもの名前を記載できる制度。

（3）持続可能な社会に対する機運の向上

持続可能な開発目標（SDGs）は、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会をめざす世界共通の目標として掲げられており、国内でも浸透してきています。本市は令和元（2019）年7月にSDGs 未来都市※に選定され、「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進めているところです。

企業活動においては、経済面から社会面へのシフトとしてESG投資※が増えてきており、世界的な潮流となりつつあります。また、社会課題の解決に向けて、民間企業等と連携して施策を進める自治体が近年増えています。

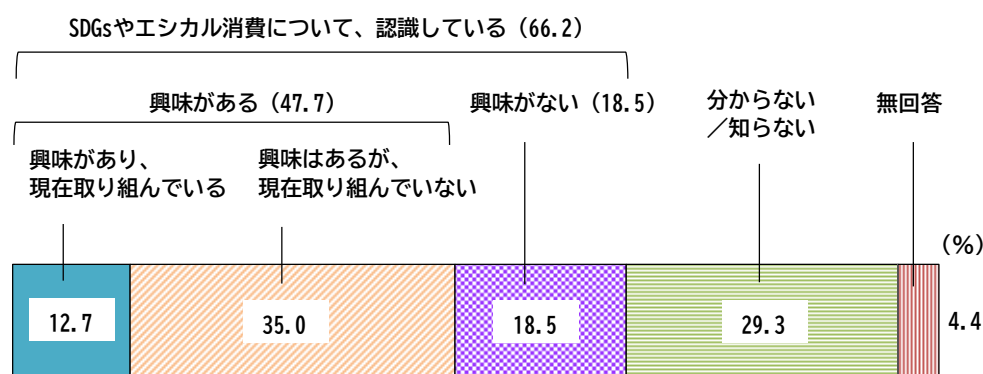
また、令和4（2022）年12月に開催された国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、令和12（2030）年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標のひとつとして定められるなど、生物多様性の考え方が重要視されてきています。

加えて、生産から廃棄に至る一方通行型の社会経済活動から、生産・販売ロスの削減やアップサイクル※による再利用の取り組みなど、持続可能な形で資源を利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行をめざすことが求められています。

都市の持続可能性については、全国で公共施設やマンションをはじめとする民間建築物が高経年化するなど、都市のストックの老朽化が懸念されています。本市の庁舎や市民利用施設・学校・市営住宅、道路・河川・公園、上下水道施設、交通事業施設などさまざまな公共施設においても、整備からの経過年数の増加に伴い、維持管理・更新等の需要が増加することが見込まれており、施設の長寿命化や集約化、有効活用を図るなどのアセットマネジメントの取り組みが求められています。

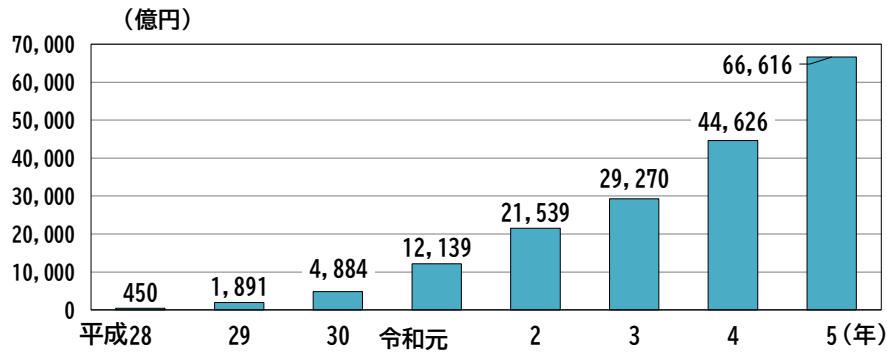
そのため、民間の資金・ノウハウも活用しながら、引き続きSDGsの達成に向けた取り組みを進め、持続可能で強靱な都市を構築していくことが必要です。

■ 全国におけるSDGsやエシカル消費に関する興味や取り組み状況



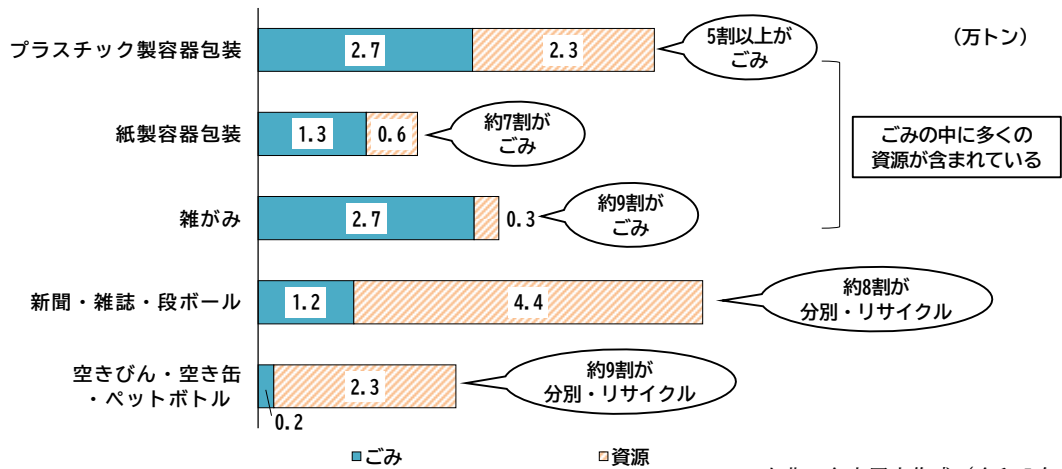
出典：消費者庁「令和3年度消費者意識基本調査」より作成

日本の SDGs 債※発行額の推移



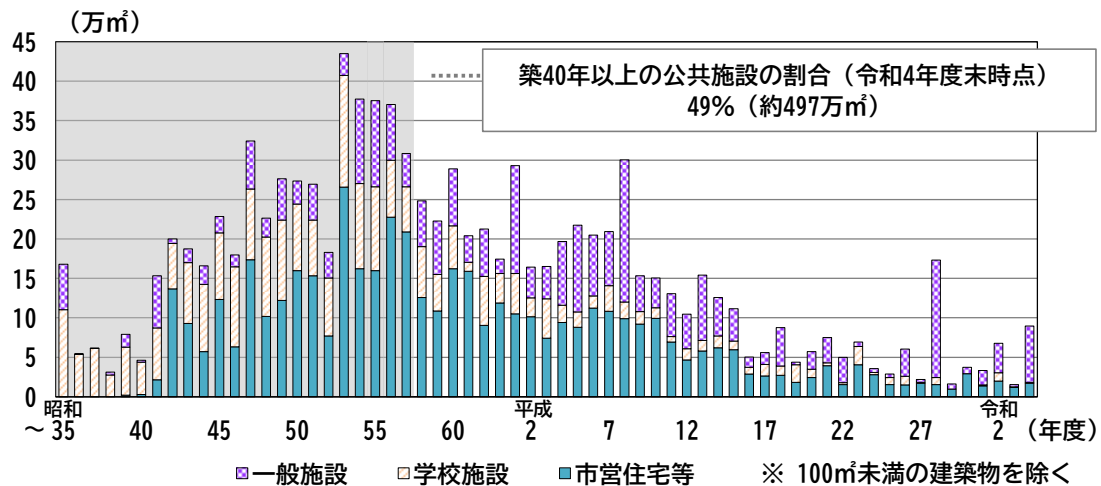
出典：日本証券業協会「SDGs 債の発行状況」より作成

本市における家庭から出るごみと資源の分別状況



出典：名古屋市作成（令和5年度実績）

本市における市設建築物の建設年度別保有資産量



出典：名古屋市「名古屋市の財政（令和5年版）」

※SDGs 未来都市：SDGs の達成に向けた優れた取り組みを提案する都市として国が選定するものであり、本市は令和元（2019）年7月に選定を受けた。（令和5（2023）年5月現在、182都市が選定）

ESG 投資：定量的な財務情報に加え、非財務情報である環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の要素を考慮した投資。

アップサイクル：単なる再使用や素材の原料化ではなく、もともとの素材の特徴を活かしつつ、元の製品よりも次元・価値の高いモノを生み出すこと。

SDGs 債：主に調達資金が SDGs に貢献する事業に充当される債券であり、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドなどがある。

(4) 価値観の多様化

社会状況の変化に伴い人々の価値観は多様化してきており、モノ消費からコト消費への志向の移行、シェアリング・エコノミー※やサブスクリプション※などの「利用」を通じて価値を得るサービスの普及などもみられています。また、令和3(2021)年に開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、幸福度中心の社会への転換が提唱されました。我が国においても、デジタルの活用に加え心豊かな暮らしの実現にも視点を置いたデジタル田園都市国家構想基本方針が令和4(2022)年6月に示され、同年12月にはデジタル田園都市国家構想総合戦略が策定されました。

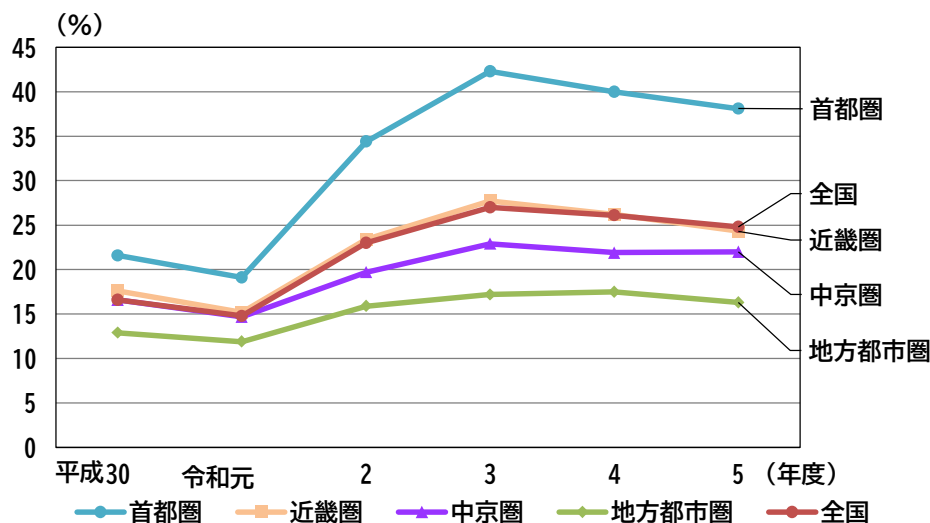
このような中、新型コロナウイルス感染症拡大による外出抑制の影響もあり浸透したテレワークは、オフィス回帰がみられる一方で、働き手の利用意向は依然として高く、場所を選ばない働き方へのニーズが高まり、住まい方や働き方が多様化しています。コロナ禍を契機として、ワーク・ライフ・バランスに関する意識変化や、身近な公園などのゆとりあるオープンスペースへのニーズの高まりも見られます。

そのため、生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の向上や柔軟な働き方ができる環境づくりなどを進め、市民が幸せ（ウェルビーイング）を実感できる社会をめざしていく必要があります。

まちづくりにおいては、世界の多くの都市で街路空間を「車中心」から「人中心」の空間へ再構築し、人々が集い憩い多様な活動が繰り広げられる場へ転換する取り組みが進められています。本市においても、道路や公園などの公共的空間を活かし、より一層回遊性が高くにぎわいのある空間づくりが求められています。

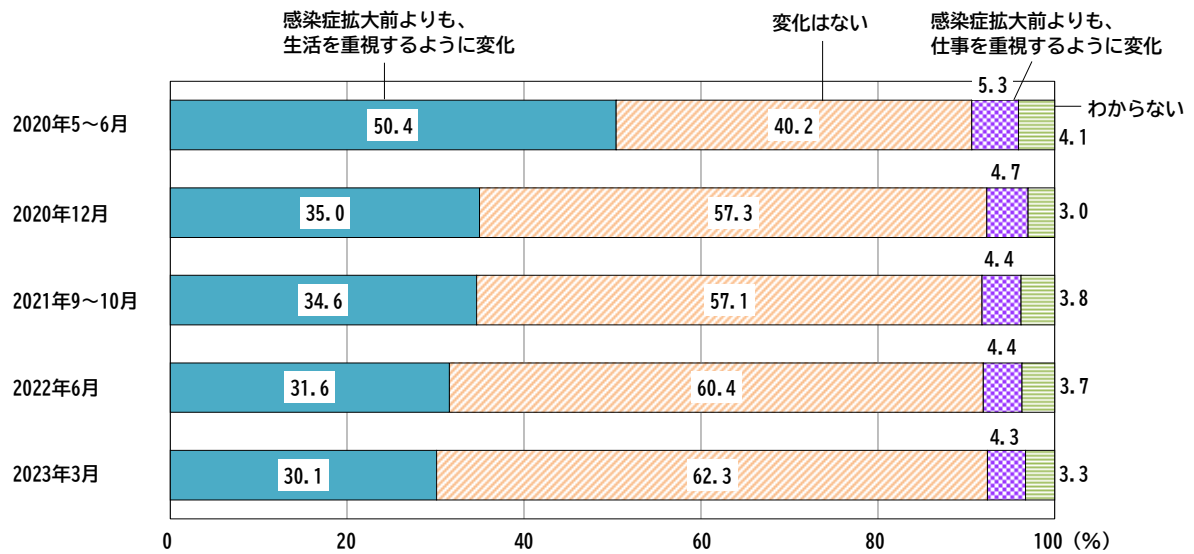
そのため、居心地が良く歩きたくなるウォークブルで魅力あるまちづくりを進めて、都市の活力向上を図る必要があります。

■ 雇用型テレワーカーの割合



出典：国土交通省「令和5年度テレワーク人口実態調査－調査結果(概要)－」より作成

ワーク・ライフ・バランスの意識変化



※2019年12月（感染症拡大前）からの変化を質問

出典：内閣府「第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より作成

ウォーカブルなまちづくり（イメージ）



居心地が良く
歩きたくなるまちなか

Walkable

歩きたくなる

Eye level

まちに開かれた1階

Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

Open

開かれた空間が心地良い

出典：名古屋市作成

出典：国土交通省「ストリート
デザインガイドライン」より引用

※**シェアリング・エコノミー**：個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活動。

サブスクリプション：一定の利用期間について定額料金が生じる取引・契約形態を指し、新聞の定期購読といった従来からあるサービスから、動画配信サービスなど、インターネットの発達により始まった比較的新しいサービスまでさまざまある。

（５）災害や感染症に対する懸念

本市では、過去に濃尾地震や伊勢湾台風、東海豪雨などの自然災害により大きな被害が発生しました。地震については、駿河湾以西の太平洋岸沖合にある南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が今後30年以内で70～80%（40年以内で90%程度）と切迫度を増し、人的被害・建物被害など大きな被害が想定されています。

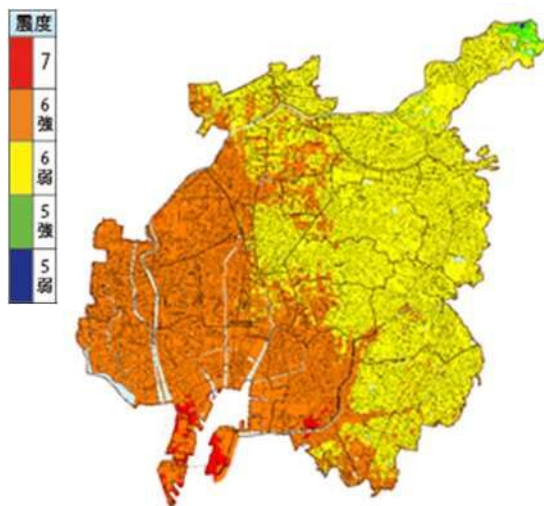
風水害についても、平成30（2018）年7月豪雨や令和元（2019）年東日本台風、令和2（2020）年7月豪雨など、記録的な大雨による甚大かつ広域的な災害が全国各地で多発しています。そのような災害に対応するため、平成27（2015）年に水防法が改正されたことを受け、本市も想定し得る最大規模の洪水・内水氾濫・高潮などの浸水想定区域を踏まえた新しいハザードマップを、令和4（2022）年3月から順次公表しました。

そのため、地震や風水害などの災害に対応するために、地域強^{きょうじん}靱化や流域治水の考え方にに基づき、ハード・ソフト両面での防災対策を一層進めていく必要がありますが、大規模災害にも対応していくためには公助の取り組みだけではなく、自助・共助の取り組みをより一層強化していくことも重要となってきます。

また、新型コロナウイルス感染症は世界中に広がり、我が国においても感染者の急拡大による医療ひっ迫に加え、度重なる行動制限、それに伴う経済活動の停滞など、市民生活・経済活動全般にわたり大きな影響が及び、国全体で全力を挙げて各種対策等に取り組みました。本市においても、エッセンシャルワーカーをはじめ、市民・事業者・行政など、あらゆる主体が一丸となって、感染拡大防止や市民生活・経済活動の正常化に向けた取り組みを進めました。

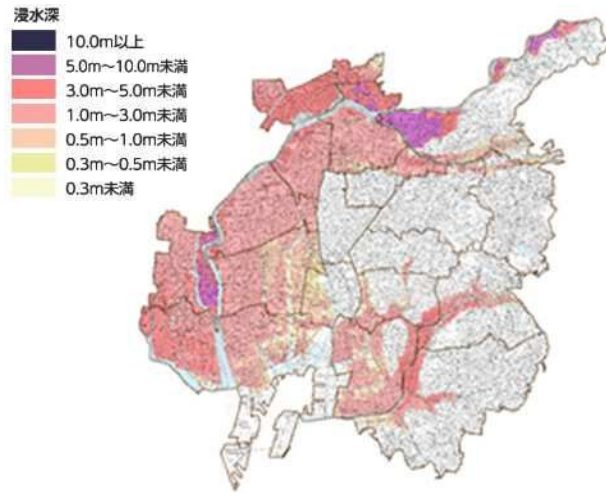
この経験を活かし、今後いつ発生するかわからない感染症に対して、備えを強化していく必要があります。

■ 本市におけるあらゆる可能性を考慮した最大クラスの震度分布



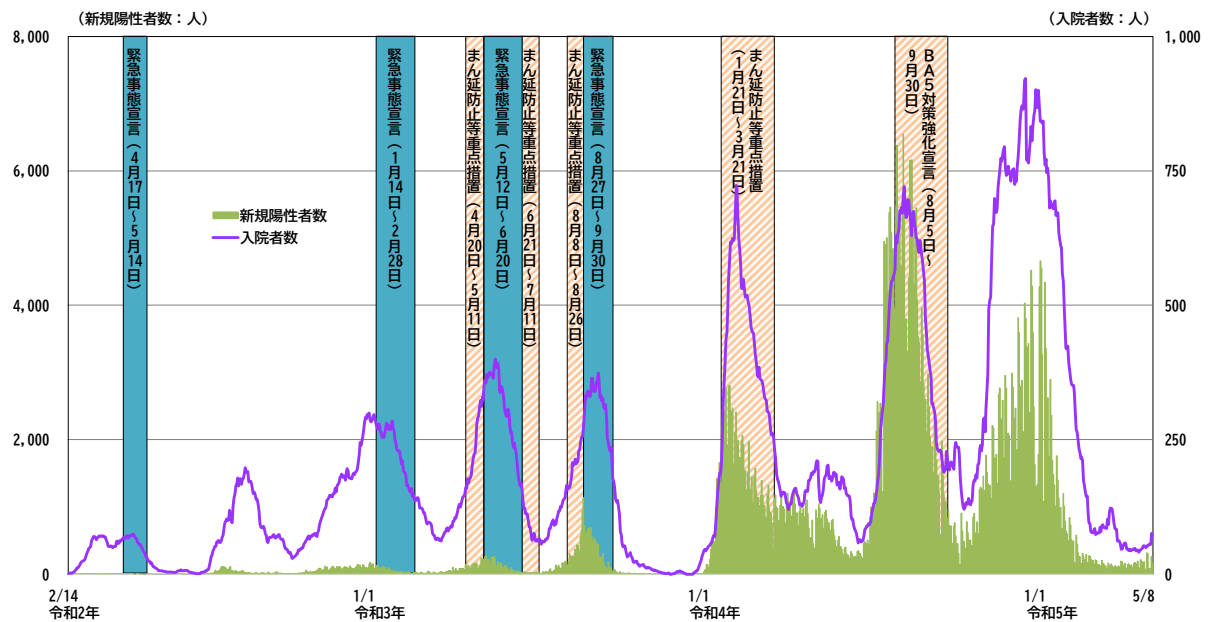
出典：名古屋市作成

■ 本市における想定し得る最大規模の降雨に対するハザードマップ（洪水）



出典：名古屋市作成

■ 本市における新型コロナウイルス感染症新規陽性者数及び入院者数の推移



※全国一律の全数把握見直しに伴い、令和4年9月26日以降、市内・市外医療機関に入院中の市民を集計する方法から、市内医療機関の入院患者を集計する方法に変更。

出典：名古屋市作成

（6）交流人口と交流圏の拡大

国内外からの本市への観光入込客、宿泊者数及び宿泊施設の稼働率は年々増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症による外国人観光客を含む観光需要が低下したことを受け、令和2（2020）年に大幅に減少しました。その後の入国制限の緩和に伴って回復傾向にありますが、今後の本格的な人口減少局面においても都市の活力を維持・向上していくためには、コロナ禍前の水準に留まらず、これまで以上に交流人口の増加を図っていく必要があります。

今後リニア中央新幹線の品川－名古屋間が開業すれば、移動時間が大幅に短縮され、東京圏との交流が盛んになると見込まれています。さらに全線開業すれば、7,000万人規模の世界最大の人口を有する巨大交流圏が形成され、本市はその中心都市となります。

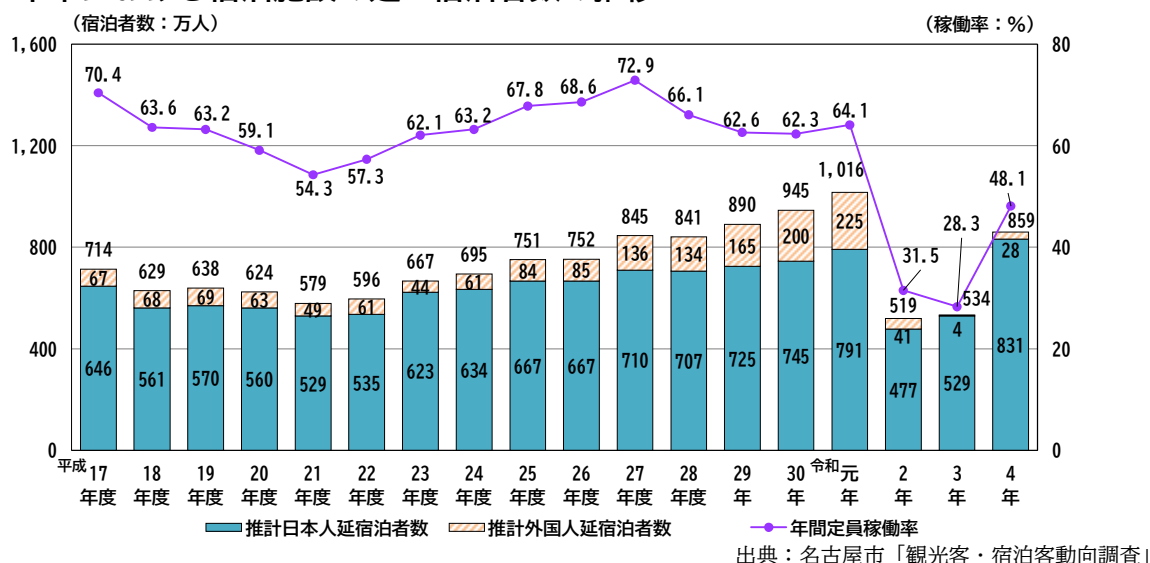
さらに、当圏域においては、令和4（2022）年に開園したジブリパークや令和8（2026）年に開催されるアジア・アジアパラ競技大会、また令和9（2027）年度に供用開始予定の中部国際空港代替滑走路などにより、国内外問わず交流の拡大が期待されています。

これらのビジネス、観光などにおける交流拡大の機会を活かし、本市の魅力の向上・発信や受け入れ環境の整備を進めていく必要があります。

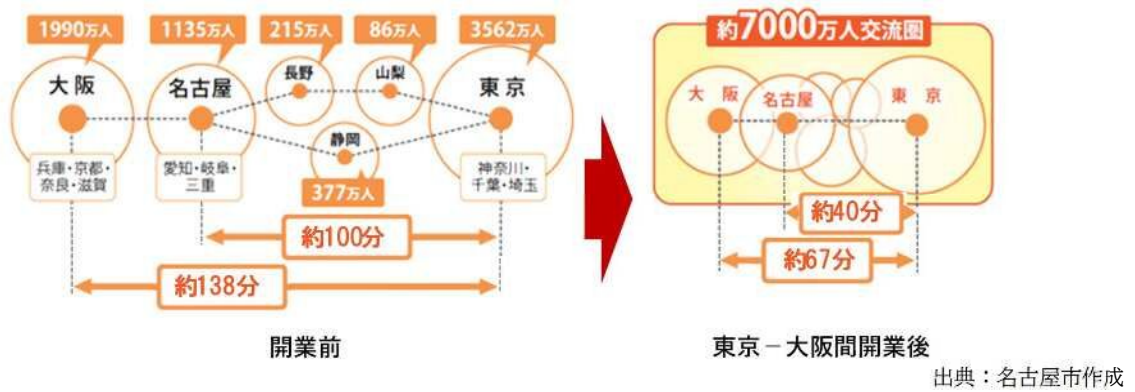
また、新型コロナウイルス感染症の影響で人の移動が制限されたことで、オンラインを活用した従来からの交流に加え、メタバース※をはじめとした仮想空間を活用した交流も普及し始めており、今後もさまざまな領域での活用が期待されています。

そのため、本市においても仮想空間を含めたオンラインでの交流についても、今後の広がりを見据えながら交流圏の拡大を図っていく必要があります。

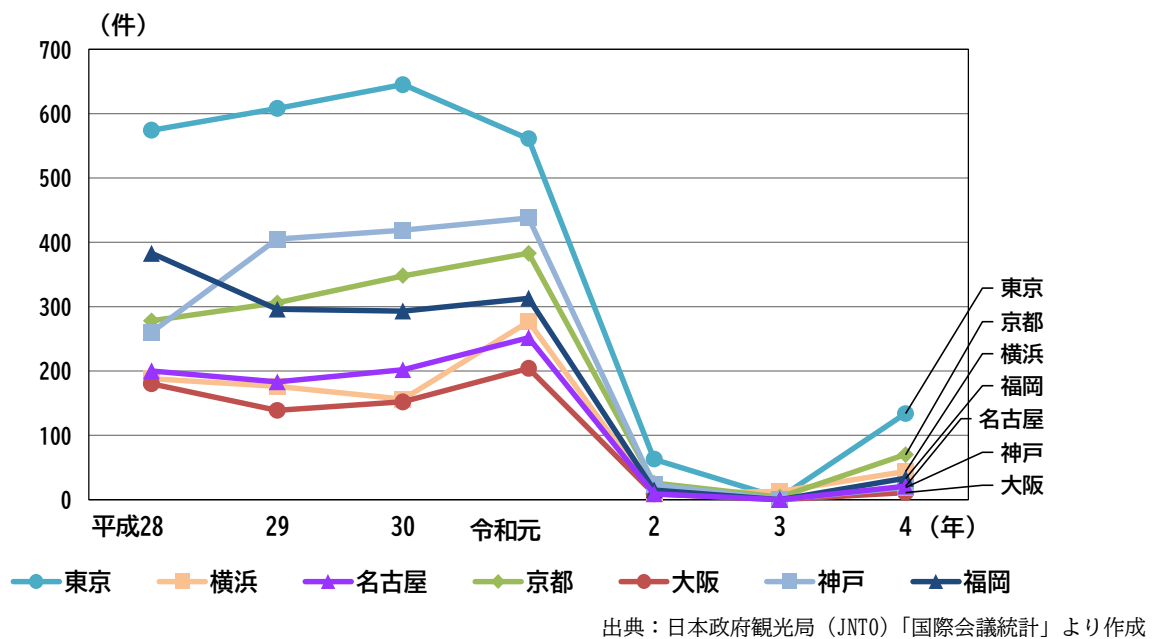
■ 本市における宿泊施設の延べ宿泊者数の推移



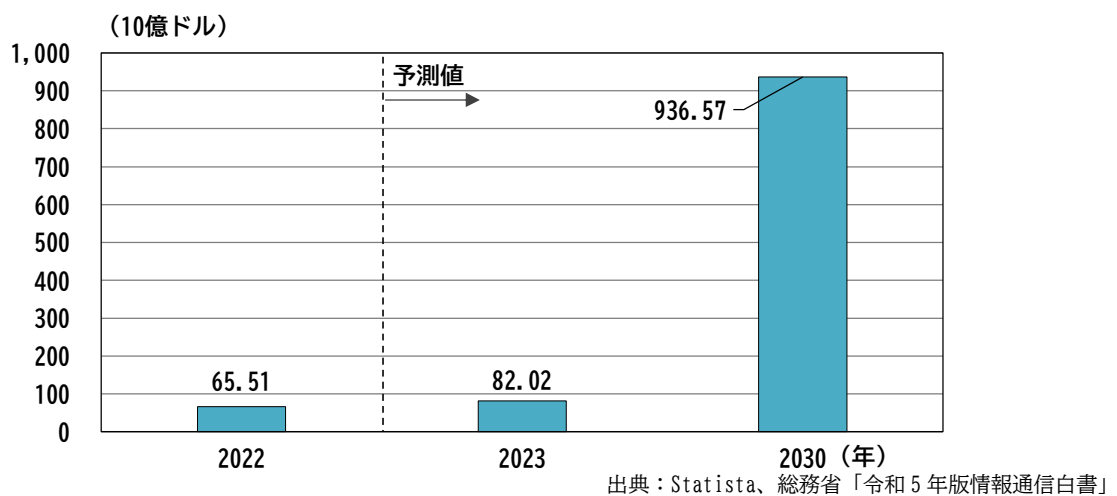
■ リニア中央新幹線開業（東京－大阪間）による交流圏の拡大



■ 国際会議の開催件数の推移



■ 世界のメタバース市場規模の推移と予測



※メタバース：コンピューターやコンピュータネットワークの中に構築された、現実世界とは異なる3次元の仮想空間やそのサービス。

（7）産業を取り巻く環境の変化

本市は、自動車などの輸送用機械を中心としたものづくり産業を中核とする名古屋大都市圏の中核都市として発展してきました。名古屋大都市圏における製造品出荷額等は全国の約5分の1を占めており、東京圏や大阪圏を上回るとともに、名古屋港の総取扱貨物量は平成14（2002）年から22年連続日本一となるなど、当圏域は高い競争優位性を有しています。

一方で、少子化・高齢化の進行により生産年齢人口が減少しており、将来的には労働力不足の傾向が深刻化することによる経済の停滞が懸念されます。

さらに、海外経済の不確実性や、デジタル化や脱炭素化の加速による産業構造の変化など企業を取り巻く経営環境は厳しい状況となっています。

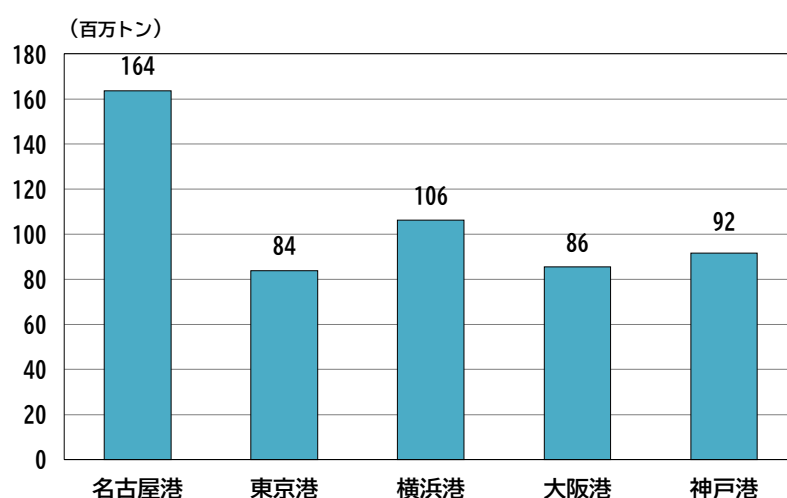
そのため、労働生産性の向上、産業人材の育成・確保を図るとともに、ものづくりをベースとしながら先端技術を積極的に取り入れ、新たな価値を創造し続けることで産業構造の変化に対応し、本市及び圏域の持続的な成長を図ることが必要です。

近年、GAFAに代表される巨大IT企業をはじめとして、世界中で、スタートアップが極めて短期間で大企業をしのぐほどに急成長し、産業構造のみならず、都市構造やライフスタイルまでも変革をもたらし、世界経済をけん引しています。

我が国も、世界に羽ばたくスタートアップを創出するスタートアップ・エコシステムの形成とイノベーションによる社会課題解決の実現をめざしており、令和2（2020）年7月に愛知・名古屋及び浜松地域は、スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」に選定されました。

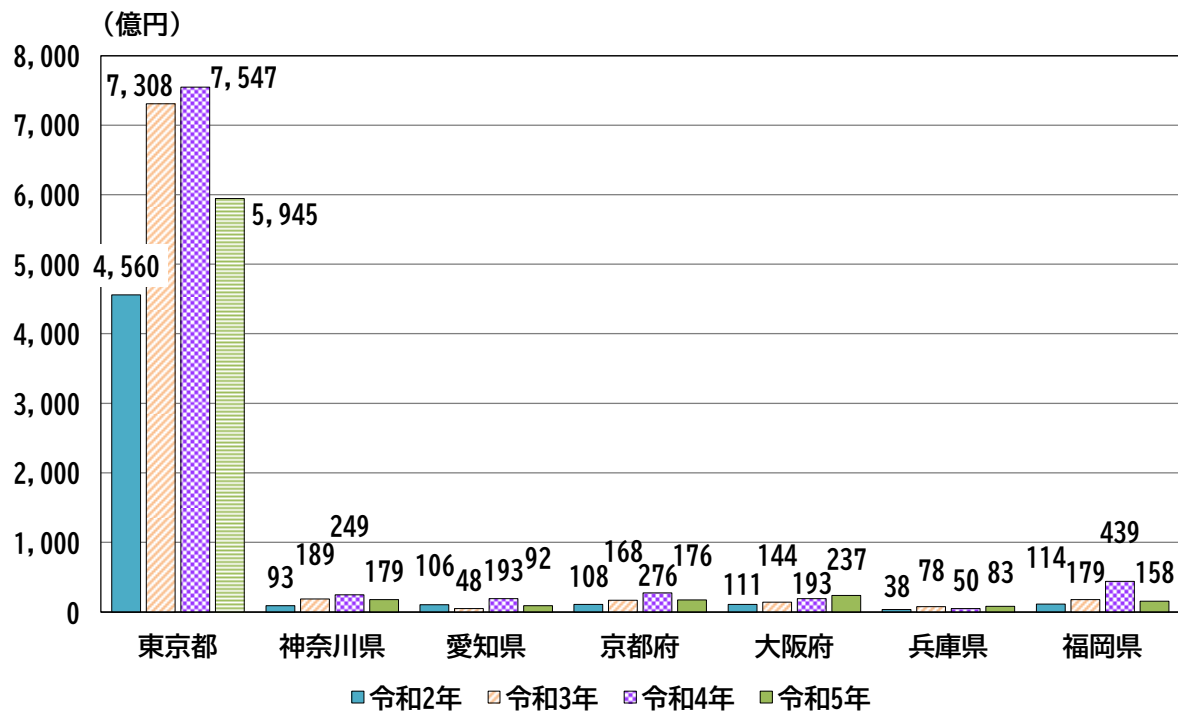
そのため、イノベーションの創出が不可欠であり、その担い手であるスタートアップが持続的に創出されるエコシステムの構築が必要です。

■ 全国五大港の総取扱貨物量



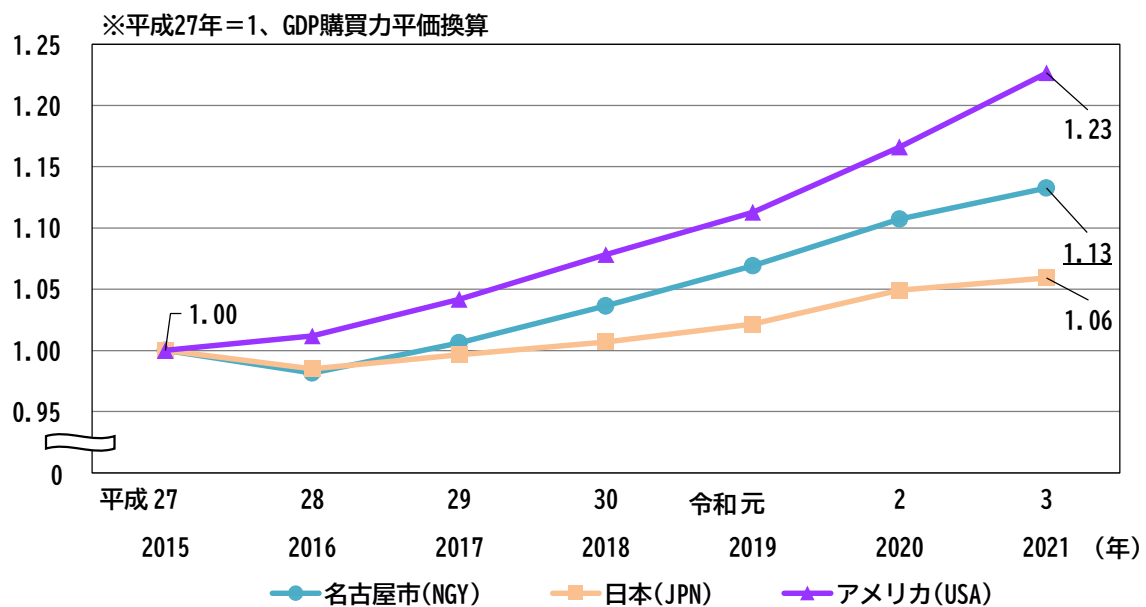
出典：名古屋港管理組合「名古屋港統計年報（令和4年）五大港海上出入貨物 年次比較表」より作成

■ スタートアップの地域別資金調達額の推移



出典：INITIAL「2023年 Japan Startup Finance～国内スタートアップ資金調達動向～」より作成

■ 就業者1人1時間当たり労働生産性の推移



出典：名古屋市作成

（８）デジタル化の急速な進展

スマートフォンが急速に普及し、移动通信システムが生活・社会基盤として進化する中で、世界各国で 5G サービスの提供が開始され、4K・8K のライブ配信や VR・AR などの XR※体験、多角的視点でのスポーツ観戦、遠隔手術、自動運転などへの活用が進展しており、国内外で 6G/Beyond 5G※の検討も進められています。

また、AI については、幅広い分野で活用されており、さらには対話型をはじめとした生成 AI の技術が急速に発展し、活用が進んでいますが、個人情報保護や知的財産権の侵害などの課題もあり、国際的に議論がされています。

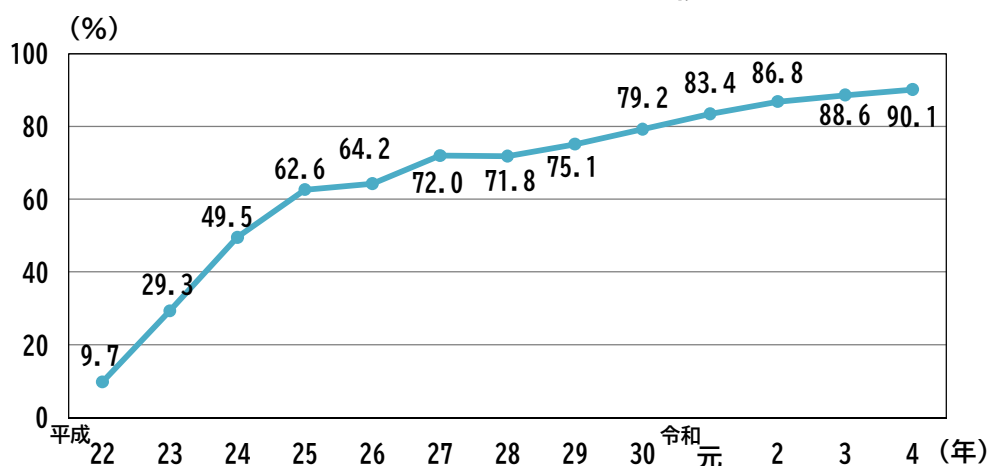
このような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に非接触・非対面での生活様式が一層進展し、テレワークやオンライン会議、電子商取引（EC）の利用、電子決済、オンライン学習、イベントのハイブリッド開催などが浸透しました。

一方で、プライバシーやセキュリティ上の懸念、情報格差（デジタルデバイド※）などデジタル化をめぐるさまざまな課題も顕在化しました。また、デジタル活用は、業務効率化が中心であり、新規事業の創出では少なく、業種や企業規模、地域などにより取り組み状況に差が生じているほか、デジタル人材が不足する現状となっています。

こうしたことを受け、国においては令和 3（2021）年 9 月にデジタル社会形成基本法が施行され、デジタル庁が設置されました。また、本市においても、令和 4（2022）年 3 月に名古屋市役所 DX 推進方針を策定し、デジタル技術やデータの活用を前提とした変革を進め、さらなる市民サービスの向上につなげていくこととしています。

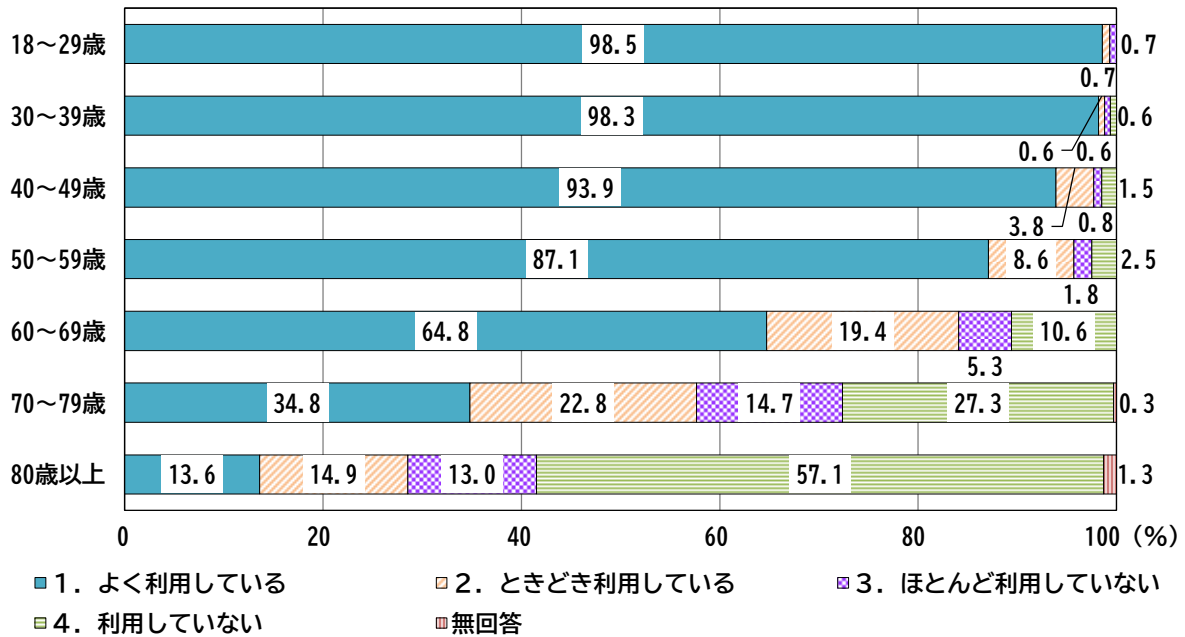
今後も引き続き、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるようにするとともに、デジタル人材の育成・確保を図り、官民挙げてデジタル技術の実装を通じて社会課題を解決することにより、地域の暮らしの向上、地域経済の活性化、付加価値の創出につなげる必要があります。

■ 我が国におけるスマートフォンの世帯保有率の推移



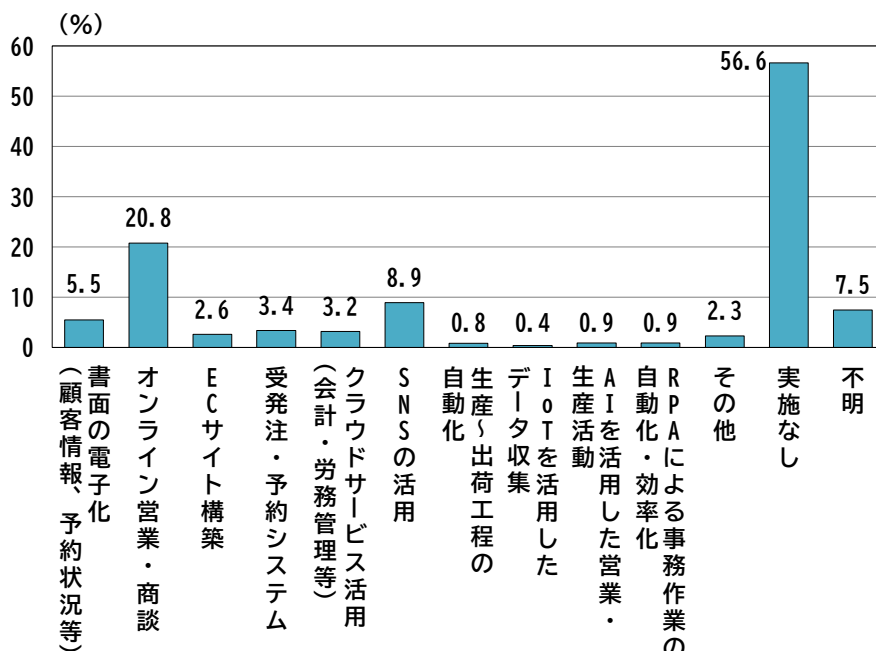
出典：総務省「通信利用動向調査」より作成

■ スマートフォンやタブレットの年齢別利用状況



出典：内閣府「情報通信機器の利活用に関する世論調査（令和5年度）」より作成

■ 新型コロナウイルス感染症流行後の市内中小企業におけるデジタル化・DXの実施状況



出典：名古屋市「産業振興ビジョン 2028」

※XR：現実世界と仮想世界を融合する技術の総称。VR（仮想現実）やAR（拡張現実）に加え、ARをさらに発展させた技術であるMR（複合現実）などがある。

6G/Beyond 5G：5Gの特徴である超高速通信、超低遅延通信、多数同時接続の高度化に加え、超低消費電力、超安全・信頼性、自律性、拡張性が付加された次の移動通信システムの規格。令和12（2030）年頃の導入が見込まれている。

デジタルデバイド：パソコンやインターネットなどの情報技術を利用する能力や、情報技術にアクセスする機会の有無によって生じる情報格差。

（９）脱炭素社会の実現に向けた動きの加速

平成 27（2015）年に採択されたパリ協定を受けて、世界各国において長期的な目標を見据えた地球温暖化対策が進められています。我が国では、令和 3（2021）年に、「2050 年までの脱炭素社会※の実現」を基本理念として法定化した改正地球温暖化対策推進法が成立しました。そして、地球温暖化対策計画を改定し、令和 12（2030）年度に温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することなどをめざすこととしています。

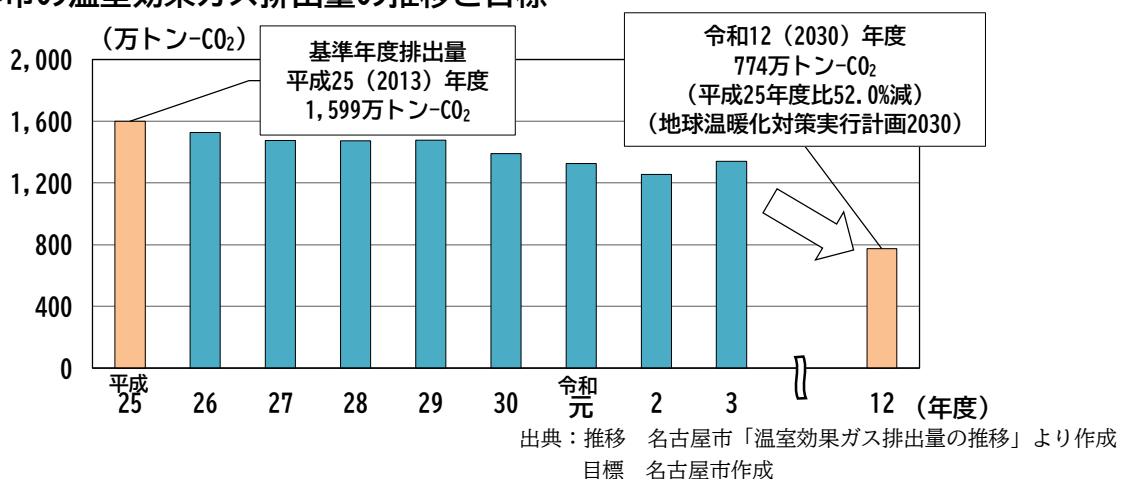
本市では、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大などにより温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。このような中、令和 4（2022）年 4 月にみなとアクルス（港区）が脱炭素の取り組みを通じて地域の課題の解決や暮らしの質の向上をめざす地域として国が定める「脱炭素先行地域」に選定されました。さらに、令和 6（2024）年 3 月に地球温暖化対策実行計画 2030 を策定し、令和 12（2030）年度に、平成 25（2013）年度から 52%削減することとしています。

また、グローバル企業を中心に RE100※や SBT※などの「脱炭素経営」の取り組みが広がっています。加えて、世界では急速に電動車シフトが進み、自動車産業をはじめとする製造業を中心とした名古屋大都市圏の産業は、100 年に一度といわれる産業構造の変化に直面しています。

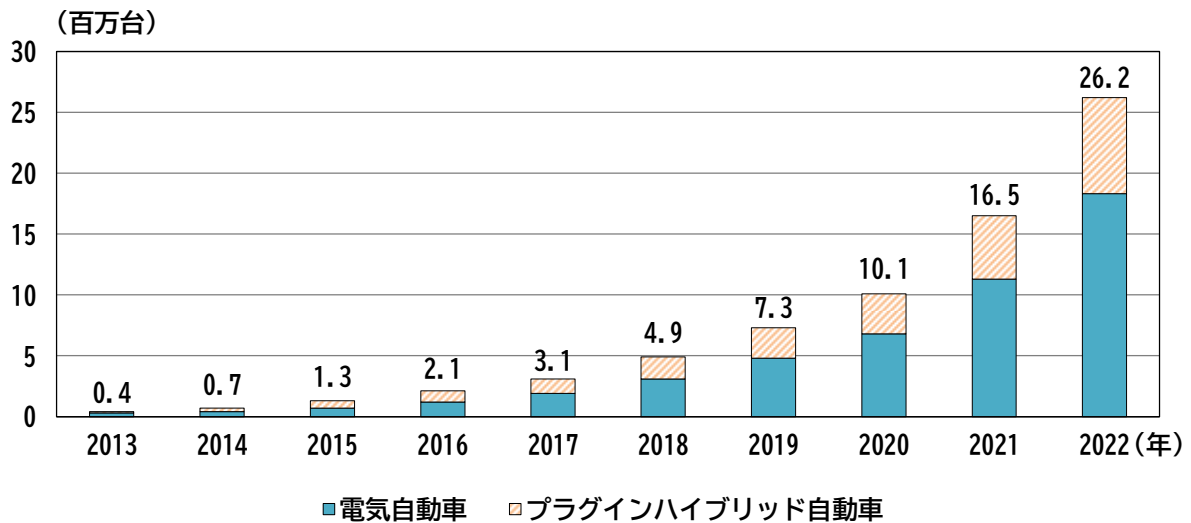
さらに、令和 5（2023）年 4 月に開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合の共同声明において、エネルギー安全保障を確保しながらグリーン・トランスフォーメーション※を世界的に推進することなどが盛り込まれ、再生可能エネルギーに加え、水素エネルギー等の重要性が高まっています。

そのため、脱炭素化への対応を、経済成長の制約とするのではなく、成長の機会と捉え、積極的に脱炭素化を行うことで、本市の産業競争力を維持・向上させるとともに、脱炭素型ライフスタイルへの転換など地球温暖化対策を進めることが必要です。

■ 本市の温室効果ガス排出量の推移と目標

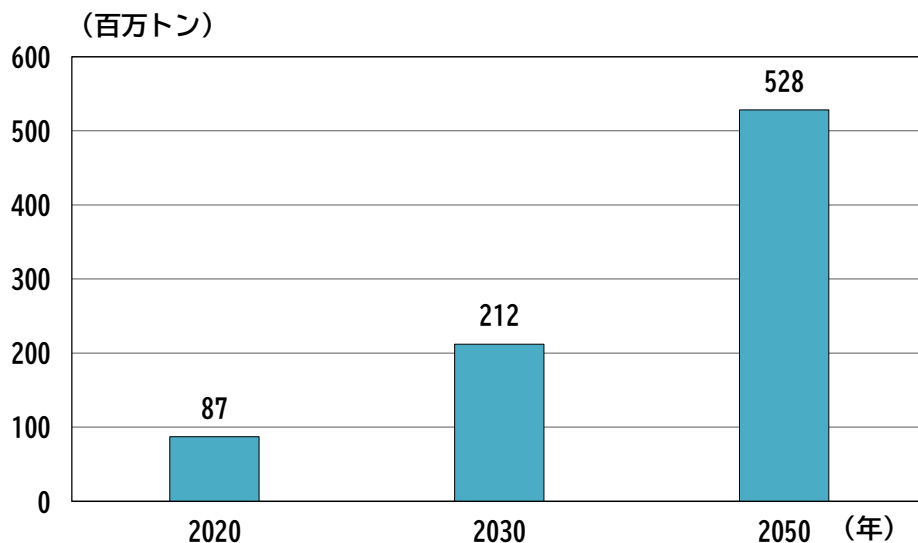


■ 世界の電気自動車等台数の推移



出典：IEA「Global Electric Vehicle Outlook 2023」より作成

■ 国際エネルギー機関（IEA）のNZE※シナリオにおける世界の水素等需要量の推移の見込み



出典：IEA「Net Zero by 2050-A Roadmap for the Global Energy Sector」より作成

※**脱炭素社会**：人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。

RE100：企業が自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことをめざす国際的なイニシアティブ。世界的に影響力のある企業が参加している。

SBT：企業が 5 年から 10 年先を目標年として、パリ協定が求める水準と整合した自主的な温室効果ガス削減目標（科学的根拠に基づく削減目標：SBT）を設定し、認証機関から認定を受けるもの。

グリーン・トランスフォーメーション：産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換すること。

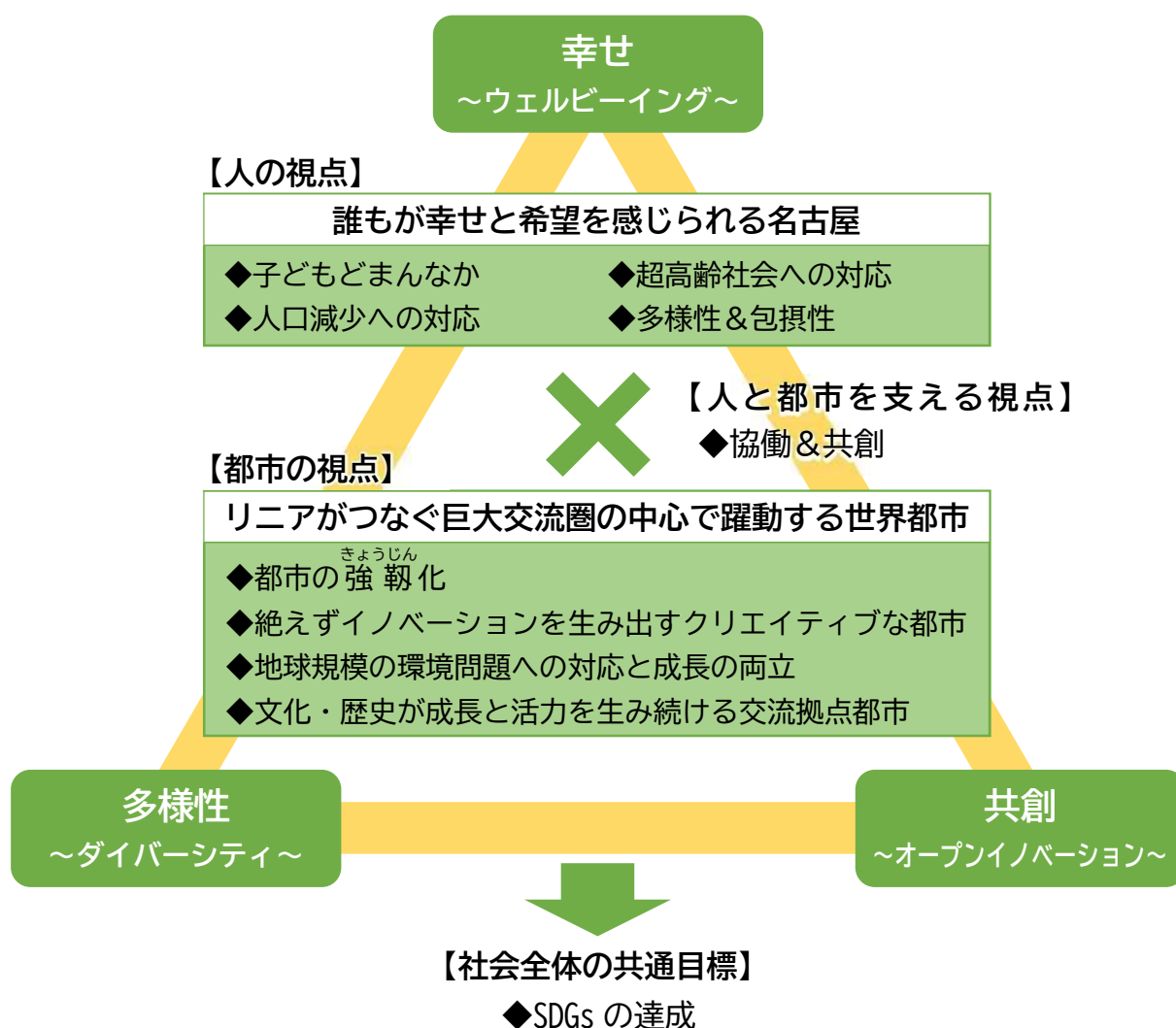
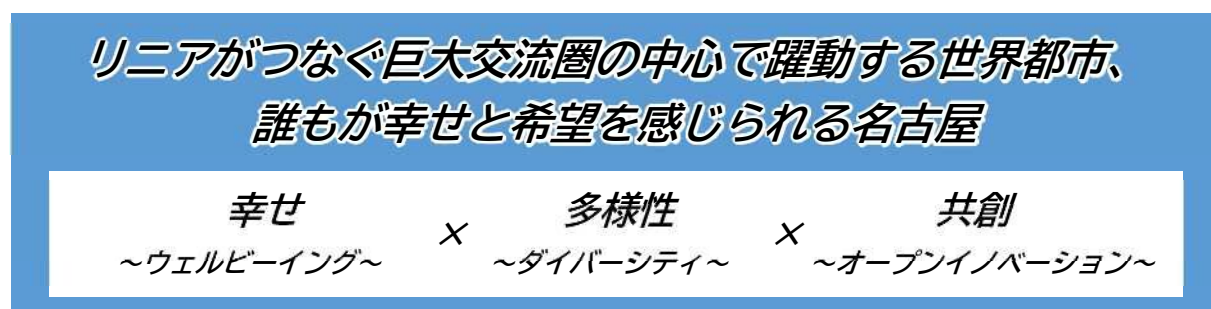
NZE (Net Zero Emissions by 2050)：国際エネルギー機関（IEA）が公表した令和 32（2050）年に世界でネットゼロを達成するシナリオ。

第3章 長期的展望に立ったまちづくり

1 基本方針

ここでは、指導理念である「名古屋市基本構想」及び「名古屋を取り巻く状況」等を踏まえ、本市が令和 22（2040）年頃を見据えて「長期的展望に立ったまちづくり」を進める上での基本方針を示します。

この基本方針を、市民、企業、大学、NPO など多様な主体と共有し、連携しながら、まちづくりを進めていきます。



【人の視点】

◆子どもどまんなか

子どもをどまんなかに据えた“人”中心の社会を実現する

◆人口減少への対応

人口減少の抑制も念頭に置きつつ、名古屋で「住む」「学ぶ」「働く」「結婚する」「子育てする」という希望をかなえられる社会を実現する

◆超高齢社会への対応

超高齢社会に対応し、世代を超えて安心・安全に暮らすことができる社会を実現する

◆多様性&包摂性

性別や年齢、障害の有無、国籍などの多様性（ダイバーシティ）を認め合い、すべての人を包摂（インクルージョン）し、幸せを実感できる社会を実現する

【都市の視点】

◆都市の強^{きょうじん}靱化

切迫度が増す南海トラフ地震をはじめとするあらゆる危機に、力強く、しなやかに対応できる強^{きょうじん}靱な都市を実現する

◆絶えずイノベーションを生み出すクリエイティブな都市

リニアがつなぐ巨大交流圏の中心で、多様な人々や価値観が交流し、絶えずイノベーションを生み出すクリエイティブな都市を実現する

◆地球規模の環境問題への対応と成長の両立

当圏域の産業集積の強みを活かしつつ、グリーン・トランスフォーメーションによって地球規模の環境問題への対応と成長を両立し、国の発展をけん引する

◆文化・歴史が成長と活力を生み続ける交流拠点都市

文化・歴史資源が持つ価値が好循環し、成長と活力を生み続ける交流拠点都市を実現する

【人と都市を支える視点】

◆協働&共創

市民、企業、大学、NPOなどと協働する持続可能な都市、共創でよりよいサービスを生み出す都市を実現する

【社会全体の共通目標】

◆SDGs の達成

SDGs 未来都市として持続可能な未来社会を切りひらく

子どもをどまんなかに据えた“人”中心の社会を実現する

まちづくりの主役は人であり、すべての施策は人を中心に据えて考えなければなりません。その中でも、今を生きている子ども、これから生まれてくる子どもをまんなかに据えることが大切です。本市は、子ども一人ひとりの権利を守って、子どもがまちづくりに主体的に参画する機会を確保するとともに、社会全体で権利の主体である子どもの健やかな育ちを支援し、好きなことの発見から実現までを応援する都市をめざします。そして、若者をはじめすべての人の生涯を通した学びを支援します。

また、新型コロナウイルス感染症を契機に、働く場所、身体を動かす場所、癒やしを得られる場所などとして身近な緑や水辺、オープンスペースの重要性が再認識されるとともに、ゆとりのある居心地の良い都市空間へのニーズは一層高まりました。本市は、人々が憩いや癒やしを得られるとともに、多様な人が多様な用途で活用でき、偶然の出会いや交流、新たな気づきをもたらす、暮らす人にも訪れる人にもオンラインでは代替できない経験を提供できる“人”中心の都市空間を形成します。

人口減少の抑制も念頭に置きつつ、名古屋で「住む」「学ぶ」「働く」「結婚する」「子育てする」という希望をかなえられる社会を実現する

名古屋大都市圏※の人口が減少を続ける中、圏域の中核都市である本市は、進学や就職の受け皿となって、東京圏への人口流出を防ぐダム機能を果たしてきました。そのため本市の人口は、自然減が拡大する中でも、それを上回る社会増によって支えられてきましたが、いよいよ本格的な人口減少局面を迎えようとしています。

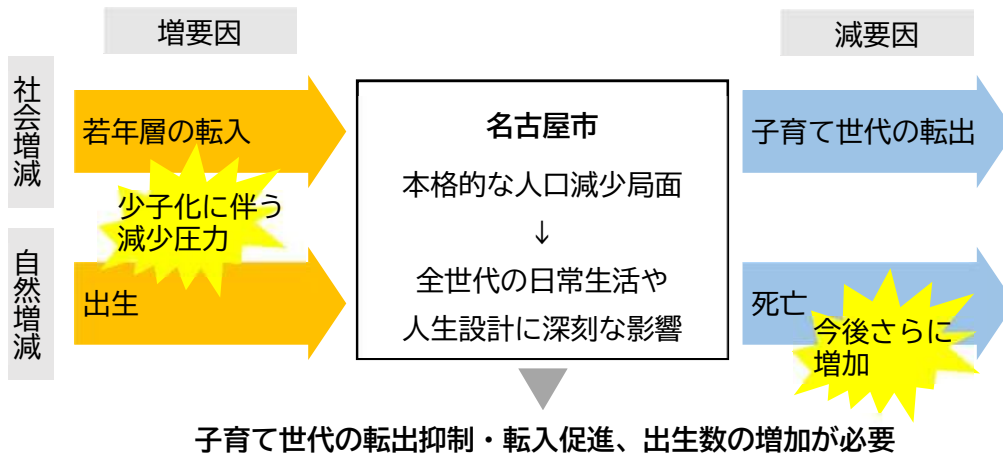
今後、少子化・高齢化の全国的な進行に伴って、転入超過の減少と死亡数の一層の増加、出生数のさらなる減少が見込まれます。しかし、人口の減少、とりわけ生産年齢人口の減少は、子どもから高齢者、さらにはこれから生まれてくる将来世代を含めた全世代の日常生活や人生設計に深刻な影響を及ぼしかねないことから、本市はこの流れを少しでも抑制しなければなりません。

本市は進学期、就職期の若年層の転入超過が大きいにも関わらず、子育て世代は転出超過となっています。また、この数年は合計特殊出生率と希望出生率※の乖離^{かいり}が拡大していることから、国の動きに呼応しながら、本市としてもこれまでの延長線上にない新たな対策を講じることが求められています。

※名古屋大都市圏：名古屋市を中心におおむね 30～50km の範囲で、産業、観光、防災など分野ごとに柔軟に捉えたエリア。

希望出生率：若い世代における結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率。

そのため、個々人の多様な価値観・考え方を尊重するとの大前提のもとで、結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくとともに、出会い・結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえられる社会の実現をめざし、結果として、子育て世代の転出抑制と転入促進、出生数の増加につなげます。



また、圏域の中核都市として、東京圏への人口流出を防ぐダム機能を果たすため、便利で快適でありながら東京圏に比して住宅価格や家賃が比較的低廉であるなどの住みやすさ、産業技術の集積による強い経済力や安定した雇用、広域的な交流ネットワークの中心という名古屋の強みを活かし、現在名古屋に住んでいる方には引き続き住んでいただき、圏域外の方には、「住む場所」として選んでいただけるよう、都市の総合的な魅力向上・発信（シティプロモーション）に取り組めます。特に、働く世代を中心に東京圏へ転出超過となっている現状を踏まえ、名古屋が若い世代にとって「働く場所」として魅力的な都市となるよう、本市の地域特性を活かした産業の活性化やイノベーションの基盤となる企業の集積、雇用の創出、多様性（ダイバーシティ）のある働きやすい職場環境の整備に取り組めます。

超高齢社会に対応し、世代を超えて安心・安全に暮らすことができる社会を実現する

国においては、いわゆる団塊の世代が令和 7（2025）年までに 75 歳以上となり、令和 22（2040）年頃には高齢者人口（65 歳以上）がピークを迎えると見込まれています。本市においても、75 歳以上の人口は令和 10（2028）年頃にかけて大きく増加し、高齢者人口については令和 22（2040）年以降も増加を続けると推計しています。

少子化・高齢化に伴う人口構造の変化のもとでは、社会の支え手の負担の増加や経済活力の低下が懸念されます。超高齢社会を迎えた本市は、現役世代から高齢者まで誰もが将来にわたって健康で互いに支え合いながら、安心・安全に過ごすことができる地域社会をつくることで、誰もがいきいきと暮らせる都市を実現します。

性別や年齢、障害の有無、国籍などの多様性（ダイバーシティ）を認め合い、すべての人を包摂（インクルージョン）し、幸せを実感できる社会を実現する

性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくためには、多様性を認め合うことが必要です。また、令和 8（2026）年にアジア・アジアパラ競技大会を開催するにあたっては、さまざまな国籍の方や障害のある方が開催都市である本市を訪れることとなることから、多様性を包摂するまちづくりへの期待が一層高まっています。本市は、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、配慮が必要な人や生きづらさを抱える人を社会全体で応援することなどにより、多様性があり、社会的弱者を含め誰一人取り残さない包摂社会を実現します。

また、新型コロナウイルス感染症は、人とのつながりのあり方や、地域や家族などの重要性について考えるきっかけとなりました。さらに、令和 3（2021）年に開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）においては、人々の幸せを中心に捉えるウェルビーイングの再考が提言され、我が国においても関心が高まっています。

本市は、アジア・アジアパラ競技大会の開催も契機としながら、多様性を包摂し、誰もがより幸せを実感できる社会の実現に向けた取り組みを一層推進します。

切迫度が増す南海トラフ地震をはじめとするあらゆる危機に、力強く、しなやかに対応できる強靱な都市を実現する

南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が今後 30 年以内で 70～80%（40 年以内で 90%程度）と切迫度を増し、本市を含む太平洋側の人口・産業の集積地域において、甚大な被害が想定されています。また、記録的な大雨による災害が全国各地で多発する中、想定し得る最大規模の風水害への備えも求められています。老朽化が急速に進行するインフラの計画的な維持管理に加え、施設の耐震化や市民・事業者の活動支援など行政による「公助」の取り組みを進めるとともに、一人ひとりが自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」を一層強化することが重要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症に対する懸念が高まっています。今回の経験を踏まえ、感染症に対する備えを強化することが必要です。

本市は、大規模災害や重大な感染症※をはじめとしたあらゆる危機に備えるとともに、危機が発生した場合でもしなやかに力強く対応できる社会を構築します。

※**重大な感染症**：本計画では、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のことをいう。

リニアがつなぐ巨大交流圏の中心で、多様な人々や価値観が交流し、絶えずイノベーションを生み出すクリエイティブな都市を実現する

本市は三大都市圏の一角である名古屋大都市圏の中核都市として、ヒト、モノ、カネ、情報をひきつけ、交流を促すことで、成長を続けてきました。このように都市の持つ集積や交流の機能は我が国の経済をけん引してきた一方で、コロナ禍においては感染拡大の要因ともなりました。

コロナ禍を契機として、デジタル技術は一層の発展を遂げ、さまざまな活動から時間・場所・規模の制約は取り払われつつあります。しかし、現在も続く都市部への人口流入は、都市の集積のメリットが依然として大きいことを物語っています。また、コロナ禍における移動制限とそれに伴う経済の停滞は、交流の価値や交流の中心となる都市の役割を再認識させました。

今後我が国の人口減少が加速し、グローバル化の一層の進展や国際的な都市間競争の激化が見込まれる中、本市が世界中の企業や人々をひきつけ、選ばれる「世界都市」として我が国に活力をもたらし続けるためには、あらゆる分野でデジタル・トランスフォーメーション（DX）を進め、最先端テクノロジーをいち早く都市に実装するとともに、バーチャルを含む都市空間に背景の異なる人を積極的に呼び込んで多様性の高い集積を生み出し、人々の交流を促すことで、新しい価値を生み出すイノベーションを継続的に創出する基盤をつくることが求められています。そうすることで、名古屋が有する地理的・経済的・歴史的な強みを活かしながら、時代を捉えた新たな魅力を創造・発信し、名古屋の拠点性をより高めるとともに、名古屋大都市圏としての特長も発揮していきます。

そして本市は、リニア中央新幹線の全線開業を契機に東京圏、大阪圏との連携をより深め、世界最大の人口を有する巨大交流圏の中心都市として我が国全体の国際競争力強化につなげていきます。

当圏域の産業集積の強みを活かしつつ、グリーン・トランスフォーメーションによって地球規模の環境問題への対応と成長を両立し、国の発展をけん引する

気候変動をはじめとした地球規模の環境問題への対応が求められる中、世界では脱炭素化の動きが加速し、脱炭素を経済成長の制約やコストとしてではなく、成長の機会と捉える時代に突入しました。また、当圏域の強みである自動車産業が100年に一度の大変革期を迎えるなど、企業を取り巻く環境は大きく変化しようとしています。こうした中、日本のものづくり産業の中核となっている当圏域は、脱炭素化やグリーン・トランスフォーメーション※（GX）を契機に産業構造を抜本的に転換

※グリーン・トランスフォーメーション：産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換すること。

し、地球規模の環境問題への対応と次なる成長を両立させなければなりません。名古屋大都市圏の中核都市である本市は、脱炭素化へのキーテクノロジーとされる水素や再生可能エネルギーの利用、企業の業態転換を支援することで圏域の脱炭素化を促進し、圏域ひいては国の発展をけん引します。

文化・歴史資源が持つ価値が好循環し、成長と活力を生み続ける交流拠点都市を実現する

名古屋は、古くから連綿と続く歴史と恵まれた地理的要件を背景に、豊富な文化・歴史資源を有しています。特に江戸時代には、武家文化や町民文化が垣根を越えて広まり、「芸どころ名古屋」の気風が培われました。今もなお日常に溶け込み、多くの市民に親しまれる文化芸術は、人々の豊かな心を育む固有の価値を有するとともに、日々の創造性を刺激し、新たな価値を生み出す源となることで、現代に続く名古屋のものづくり文化の繁栄を支えてきました。

今後も市民の創造性を高め、本市にさらなる魅力と活力を持続的にもたらすためには、本質的価値に裏打ちされた文化・歴史資源をさらに磨き上げるだけでなく、観光、MICE※、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などさまざまな分野と連携し、その社会的・経済的価値の他分野への活用を推し進めることにより、それらの価値を好循環させることが不可欠です。

とりわけ観光分野においては、一層の活用が期待できることから、世界に誇れる近世城郭・名古屋城を核としながら、歴史的文化遺産や独自の文化芸術、ものづくり文化等をはじめとした名古屋ならではの個性と魅力をより一層磨き上げ、その魅力を国内外に発信することで、名古屋を拠点とした圏域全体への誘客や回遊を促し、圏域に交流と消費を呼び込みます。あわせて、本市に高い経済波及効果をもたらし、本市のブランド力向上にも資する国際会議やビジネスイベントなどを誘致することにより、観光とMICEの相乗効果による新たな交流需要を創出し、新型コロナウイルス感染症による危機的な状況からの反転攻勢・復活を確かなものとするともに、今後、本格的な人口減少局面を迎える中でも成長と活力を生み続けます。

※**MICE**：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

市民、企業、大学、NPOなどと協働する持続可能な都市、共創でよりよいサービスを生み出す都市を実現する

防災、福祉など共助の重要な担い手である町内会などの地縁組織は、少子化・高齢化の進行やライフスタイルの多様化等地域を取り巻く環境の急激な変化により、担い手不足や役員の固定化が進み、持続可能性が懸念される状況となっています。また、社会経済情勢の変化が激しく、社会課題が一層多様化・複雑化する中、行政のみで課題の解決を図ることはますます困難になっており、行政が抱える社会課題をあらかじめ提示して広くアイデアや技術、担い手を募り、対話をしながら新しい価値を創出（共創）し、イノベーションの創出や変革につなげていく（オープンイノベーション※）ことが求められています。

そのため、本市は、地域活動の担い手の確保に努めるとともに、市民、企業、大学、NPOなどのさまざまな主体と協働し、長所を発揮し合いながら社会全体で公共を担います。さらに、課題の解決に向けて、さまざまな担い手の主体的な参画を促すとともに、多様性と集合知を活かして、よりよいサービスをデザインする都市を実現します。

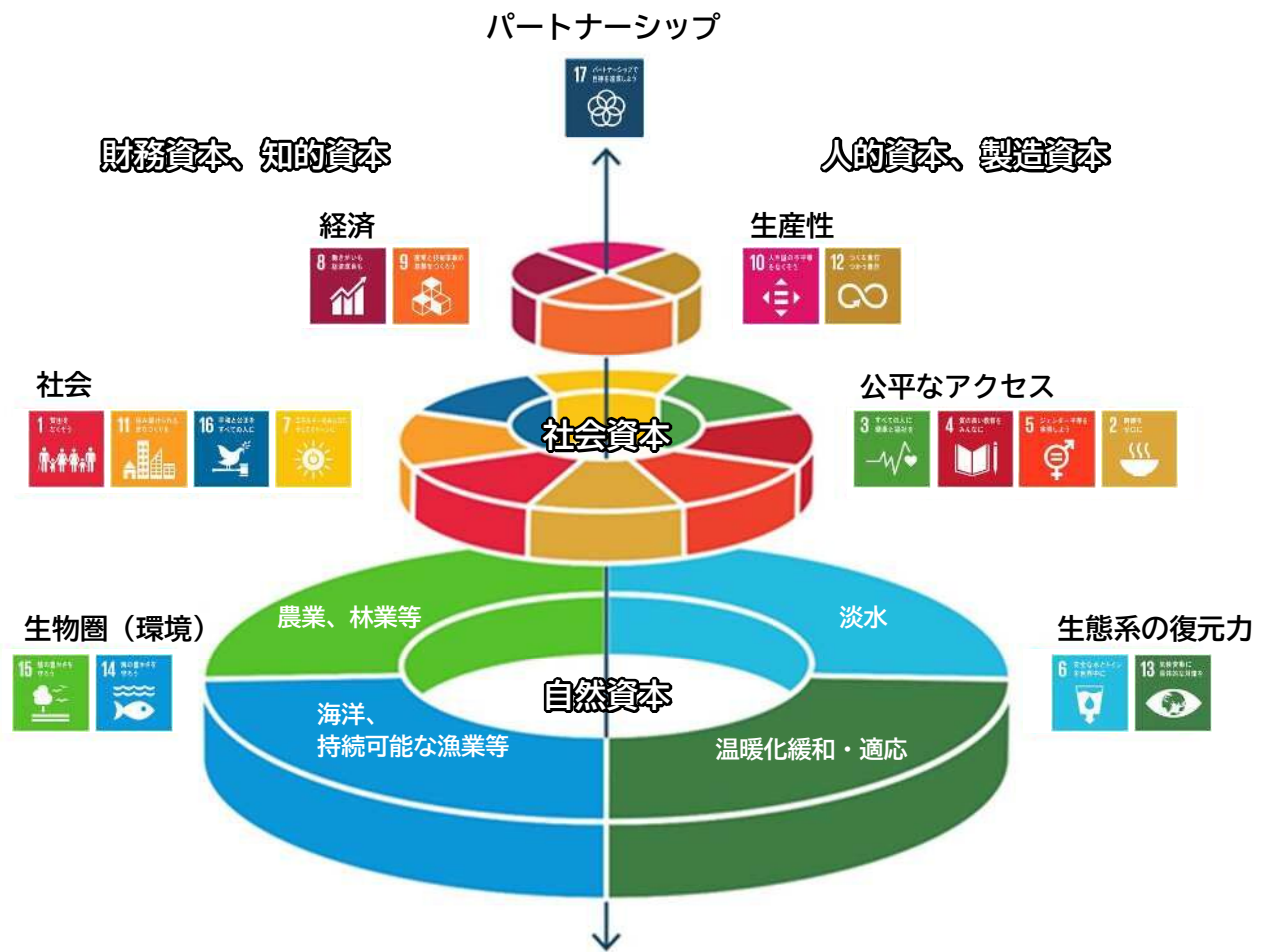
SDGs 未来都市として持続可能な未来社会を切りひらく

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標（17 の目標）であり、地域の持続的な発展にとっても大変重要な目標です。SDGs は令和 12（2030）年までの達成をめざすものですが、その重要性はその後も変わるものではありません。そのため、本市が長期的展望に立ったまちづくりを進める上では、あらゆる施策を SDGs の理念を踏まえながら推進します。また、令和元（2019）年に国から SDGs 未来都市※に選定された本市は、誰一人取り残さない、経済・社会・環境が調和した持続可能で強靱な都市の実現に向け、旗振り役となって市民、企業、大学、NPO など多様な主体を巻き込みながら、社会全体で取り組みを進めていきます。

※オープンイノベーション：新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ること。一例として、産官学連携プロジェクトや異業種交流プロジェクト、大企業とベンチャー企業による共同研究などが挙げられる。

SDGs 未来都市：SDGs の達成に向けた優れた取り組みを提案する都市として国が選定するものであり、本市は令和元（2019）年 7 月に選定を受けた。（令和 5（2023）年 5 月現在、182 都市が選定）

■ SDGs のウェディングケーキ図※



出典：Stockholm Resilience Centre の図を基に名古屋市作成

※SDGs のウェディングケーキ図：SDGs の 17 の目標を 3 層に分類して総合的に整理したもの。「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられて成り立つという考え方を示している。

■ SDGs の 17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標

1 貧困をなくそう 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

◆ 基本方針のまとめ

リニアがつなぐ巨大交流圏の中心で躍動する世界都市、誰もが幸せと希望を感じられる名古屋へ

本市はこれまで、強い経済力と人口増によって発展を続けてきました。しかし、本市は人口減少というこれまでに経験したことのない転換期を迎えようとしています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行及び長期化・深刻化は、私たちの暮らしや働き方、価値観、地域コミュニティ、企業活動など、あらゆる分野に大きな影響を及ぼしました。そのような中でも、本市は価値観が多様化する市民一人ひとりがより幸せと希望を感じられる都市をつくり、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、本市は、人権尊重の理念のもと、誰もが幸せと希望を感じながら暮らすことができ、現在本市で暮らしている人だけでなく、将来の世代にも愛着を持って選ばれるような、多様性と包摂性のある“人”中心の都市をめざします。

そして、本格的な人口減少局面を迎える中、個々人の多様な価値観・考え方を尊重するとの大前提のもと、結婚・子育て世代の希望をかなえることで人口減少を少しでも抑制できるよう全力で取り組みつつ、従来からの人口増加を前提としたまちづくりからの転換を図る一方で、人口が減少する中でも持続可能な成長を実現し、名古屋大都市圏の中核都市として存在感を発揮するとともに、リニアがつなぐ巨大交流圏の中心都市として、ポストコロナ時代における日本全体の成長のエンジンとしての役割を果たします。本市は、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を起爆剤として将来の成長につなげられるよう、ハード・ソフト両面における必要な投資を加速し、世界的な都市間競争に打ち勝っていきます。

以上のことから、「リニアがつなぐ巨大交流圏の中心で躍動する世界都市、誰もが幸せと希望を感じられる名古屋」を基本方針、そして、ポストコロナ時代の名古屋の未来を切りひらくための羅針盤として、「めざす都市像」を掲げ、その実現に向けて施策・事業を推進します。

2 めざす都市像（2040年頃の名古屋の姿）

「基本方針」に基づき、令和22（2040）年頃を見据え、本市が実現をめざす将来のまちの姿を、5つの都市像として示します。5つの都市像は、市民、企業、大学、NPOなど名古屋に関係する多様な主体と共有する「未来の名古屋・ありたい姿」として活用するとともに、市政における施策体系の柱とします。

また、「めざす都市像」について、都市全体を俯瞰した上で「めざす都市空間」として空間的に捉えなおし、その考え方や将来の都市構造、都市空間の展開を示します。

都市像1 人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市

都市像2 安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つ都市

都市像3 人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせる都市

都市像4 快適な都市環境と自然が調和した都市

都市像5 魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれた都市

都市像1 人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市

◇ 人権が尊重され、互いにつながり支え合って暮らせる都市

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが差別や偏見を受けることなく、自分らしく生活しています。

また、よりよい地域づくりのため、市民が地域でつながり支え合うとともに、多様なコミュニティを形成し、それぞれの力を発揮し活動しています。

◇ 高齢者や障害者をはじめ誰もが不安なく、自立して生活できる都市

経済状況や家庭環境などに関わらず、誰もが適切な医療・サービスを受けられるとともに、誰一人取り残されず、地域社会の中で互いに支え合い、人と人とのつながりを感じながら心身ともに健やかに安定した生活を送っています。

また、介護を必要とする高齢者や障害者など支援を必要とする人々が、住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、安心して自分らしく暮らしています。

◇ 多様な人々が自分らしく活躍し、生きがいを持って生活できる都市

市民一人ひとりが健康づくりに取り組むことで健康寿命を延ばすとともに、高齢者が意欲や能力に応じて、豊富な技能・経験を仕事や地域活動に活かしています。

また、性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず誰もがその能力を十分に発揮して社会の中で活躍し安心・安全に暮らしているとともに、すべての人が利用しやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインの環境が整っています。

そして、誰もが意欲を持って働き、ワーク・ライフ・バランスを実現しているとともに、生涯にわたる学習や趣味などの活動、仲間づくりを通じて、生きる喜びを感じながら生活しています。

都市像2 安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つ都市

◇ 安心して子どもを生み、育てることができる都市

地域や企業など社会全体で子育て家庭を支援しているとともに、働きながら子育てできる環境が整っています。さらには、個々人の多様な価値観・考え方を尊重するとの大前提のもと、出会いや結婚に対する希望がかない、妊娠や出産、子育てに悩みや不安を抱える市民を支える仕組みが充実していることで、希望する誰もが安心して子どもを生み、育てることができています。

◇ 子どもの権利が守られ、健やかに成長できる笑顔あふれる都市

子どもが人とのふれあいや交流、遊びやスポーツ、社会活動などを通してさまざまな体験をしながら、一人ひとりの発達段階に応じた社会性、豊かな人間性や創造性を身につけています。

また、虐待やいじめがなく、子どもの笑顔があふれているとともに、子どもの意見が尊重され、主体的に社会に参加することができます。

そして、生まれ育った環境や障害の有無などに関わらず、すべての子どもが未来への夢を抱いて学び、健やかに成長しています。

◇ 若者が明るい未来を思い描き、いきいきと活躍できる都市

若者が明るい未来を思い描きながら、社会的に自立した個人として豊かに成長するとともに、地域や企業、大学など多様な主体との協働のもと、それぞれの個性を活かしていきいきと活躍しています。

都市像3 人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせる都市

◇ 地震や豪雨などの災害に強い都市

災害に強い都市基盤とともに、火災や救助・救急要請に対応するための消防力など、災害から市民を守る体制が整っています。

また、市民一人ひとりや企業などが日頃から防災・減災を意識し高い自助力を備えているとともに、地域を主体とした防災コミュニティなど防災の担い手が育ち、地域の助け合いが充実しています。

◇ 火災や犯罪、交通事故が起こりにくい都市

地域の人が支え合い、一体となって安心・安全の確保に取り組んでいるとともに、道路など公共空間の安全対策が充実していることで、火災や犯罪、交通事故が未然に防止されています。

◇ 安心・安全な市民生活が守られている都市

感染症から市民の安全が守られているなど、衛生的な環境が確保されているとともに、保健医療体制の確保など、新興・再興感染症といった新たな脅威にも対応できる体制が整っています。さらには、水道水の安定供給や食の安全・安心が確保されているなど、市民の安心・安全な生活が守られています。

都市像4 快適な都市環境と自然が調和した都市

◇ 快適な都市環境の中で暮らせる都市

道路、河川、公園などの都市基盤や安全・安心かつ便利な交通手段が充実しています。また、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちがつくられています。

そして、空気や水が良好に保たれた、衛生的で暮らしやすい生活環境や安心でゆとりある居住環境が確保されています。

◇ 自然が身近に感じられる潤いのある都市

健全な水循環が確保され、自然が本来持つ水や気温を調節する機能が回復しています。また、身近に感じ、ふれあうことができる緑があり、緑に包まれた快適な暮らしとともに、多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが営まれているなど、人と自然が共生しています。

◇ 脱炭素社会と循環型社会の実現に向けた環境にやさしい都市

環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着により、脱炭素社会※の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化などが進み快適な生活が営まれているとともに、水素エネルギーの利活用をはじめとした最新技術の活用に向けた取り組みが進められています。また、ごみの発生抑制や無駄のない資源の利活用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられています。

※脱炭素社会：人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。

都市像5 魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれた都市

◇ 地域の個性と魅力が磨き上げられ、活力にあふれる都市

良好かつ地域の特色を活かした都市景観や港・水辺、地域に根ざした歴史・文化・芸術などをはじめとした地域の個性や魅力が磨き上げられているとともに、アジア・アジアパラ競技大会の開催を契機として、「する」「みる」「ささえる」ことを通じたスポーツ文化が醸成され、幅広くまちづくりに活かされるとともにその魅力が広く発信されています。

◇ 世界から人や企業をひきつける、開かれた都市

圏域の高い国際競争力につながる都心機能・交流機能を有し、国際的に開かれた都市としてさらに発展しており、国内のみならず世界中から目的地として人々が訪れています。

また、良好な都市のイメージや魅力が広く発信されているとともに、仕事や観光で訪れる旅行者に対するおもてなしが充実しています。そして、国内外との産業交流が活発に行われるとともに、国際会議、展示会、芸術祭などが数多く開催されています。

◇ 地域の産業が活性化し、高い産業競争力を有する都市

圏域の強みであるものづくり産業や大都市ならではの商業・サービス業など、多様な産業が育ち発展しています。また、先端技術が産業や社会生活に普及しており、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、グリーン・トランスフォーメーション（GX）が進んでいます。

そして、企業と大学・研究機関や金融機関など、多様な主体が従来の産業や地域の枠を超えて交流・連携し、それぞれが得意とする技術やアイデアなどの経営資源を結びつけることで、絶え間ないイノベーションを創出し、高い産業競争力を有しています。

めざす都市空間

(1) 都市空間の考え方

◆リニアがつなぐ巨大交流圏の中心都市として

本市の強みを発揮しながら、新しい技術やアイデアが実装されたスマートで、かつ防災・減災力を備えた強^{きょうじん}靱な都市の実現をめざす

◆“人” 中心の基礎自治体として

多様な都市機能が適切に配置・連携された集約連携型都市構造の実現をめざすとともに、多様な人々の交流を促すウォークブルなまちづくりを進める

◆日本全体の成長をけん引する都市へ

誰もが幸せと希望を感じられる豊かな社会と本市や名古屋大都市圏の持続可能な成長を実現し、ダイバーシティ都市・名古屋として、日本全体の成長をけん引していく

① リニアがつなぐ巨大交流圏の中心都市として

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪の三大都市圏を約1時間で結び、7,000万人規模の世界最大の人口を有する巨大交流圏を形成します。これにより、東京・大阪それぞれに人口、経済活動が吸い取られるストロー現象に陥る懸念がある一方、交流機会の増加に伴う新たなイノベーションの創出、時間と場所からの解放による働き方や暮らし方の多様化、海外からの人や投資の呼び込み、交通ネットワークの多重性・代替性強化や東京に集中する人口及び企業の中核機能等の分散による災害リスク低減などの効果が期待されています。

また、令和5(2023)年7月に閣議決定された第三次国土形成計画(全国計画)においても、東京圏、大阪圏、名古屋圏の三大都市圏は、それぞれの特徴を活かした産業の集積により、我が国の経済成長をけん引するとともに、リニア駅を交通結節の核とする新幹線・高規格道路ネットワークの形成により、世界に類を見ない魅力的な経済集積圏域が形成されることとなるとされています。

その中では、国土・地域が直面する諸課題に対応していく上で共通する国土づくりの戦略的視点として、「民の力を最大限発揮する官民連携」、「デジタルの徹底活用」、「生活者・利用者の利便の最適化」、「縦割りの打破(分野の垣根を越える横串の発想)」が掲げられました。

リニアがつなぐ巨大交流圏の中心都市となる本市は、このような考え方を踏ま

え、国や関係自治体、企業、大学、NPOなどと連携を図りながら、リニア中央新幹線の開業に伴うインパクトを本市及び名古屋大都市圏が成長を続けるための絶好の機会としていかなければなりません。

そのため、広域交通の中心という地理的優位性や、商業・サービス業の集積、ものづくり産業を中核とする名古屋大都市圏の中核機能を有するなどの本市の強みを引き続き最大限発揮することが必要です。また、継続的にイノベーションを生み出すため、都市全体を最先端モビリティをはじめとした最先端テクノロジー実装に向けた実証実験のフィールドとし、新しい技術やアイデアの社会実装を推進することで、人々の生活の利便性や快適性を向上させる「スマート」な都市へと進化させていく必要があります。さらに、ものづくり産業の脱炭素化に向けた産業構造の変革を促進し、引き続き日本をリードしていくことが求められます。加えて、防災・減災力を備えた強靱^{きょうじん}な名古屋大都市圏を形成することにより、圏域全体の産業競争力の向上を図るとともに、非常時には東京に集中している中枢管理機能のバックアップを担うことで、我が国全体の強靱化^{きょうじん}にも寄与することが期待されています。

以上のことを踏まえ、リニアがつなぐ巨大交流圏の中心都市として、スマートで強靱^{きょうじん}な都市の実現をめざします。

② “人” 中心の基礎自治体として

今後、本市の人口減少が本格化し、少子化・高齢化のさらなる進行や社会の多様化が見込まれる中、高齢者や子連れの方、障害者、外国人などを包摂し、誰もが安心して便利に移動し活動することができるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインを一層推進するとともに、多様な人々に多様な活躍の場を提供し、魅力的な交流を促進する“人”中心のまちづくりを進め、都市の活力の維持向上を図る必要があります。

さらに、全国で大規模な自然災害が相次いでおり、南海トラフ地震や想定し得る最大規模の風水害への対応も求められる中、引き続き河川や橋りょう、上下水道施設などの都市基盤の整備を進めていくとともに、命を守るための住民避難対策などのソフト施策を組み合わせながら、安心して暮らせる生活圏を形成しなければなりません。

あわせて、気候変動や生物多様性の損失など、地球規模の環境問題への対応が求められる中、都市活動がもたらす環境負荷を省エネルギー対策やグリーンインフラ[※]の取り組みなどにより抑制していくことが必要であり、これらの取り組み

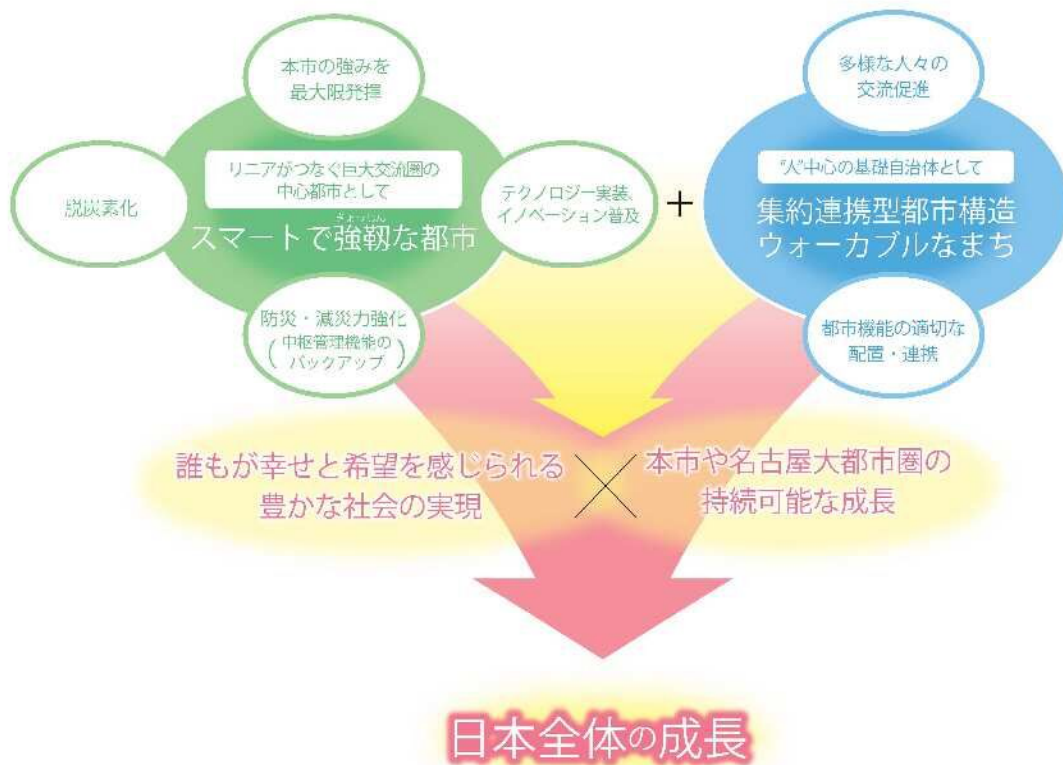
※グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を積極的に活用して、さまざまな効果を得ようとする取り組み。

により、自然と調和した都市を形成していきます。また、これまでのまちづくりで形成されてきた道路・公園などの都市基盤や都市施設等については、都市の持続的な経営の観点から、着実な維持・更新を推進しながら、そのポテンシャルを活かして価値を向上させ、新たなにぎわい・魅力の創出につなげていくことが求められます。

そのため、バリアフリー・ユニバーサルデザインをはじめ、上記の考え方を前提にしつつ、駅を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業、業務、住宅、サービスなどの多様な都市機能が適切に配置・連携され、さらに、交通、防災、環境、歴史・文化等に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされている集約連携型都市構造の実現をめざします。また、官民連携の取り組みにより、官民のパブリック空間などの既存ストックを新たな魅力や価値を生み出す地域資源として活用し、回遊性やにぎわいを面的に広げることで、多様な人々の交流を促す居心地が良く歩きたくなるウォークブルなまちづくりを進めていきます。

③日本全体の成長をけん引する都市へ

このような都市空間の構築に向け、目前に迫ったアジア・アジアパラ競技大会の開催をマイルストーンとし、さらにはリニア中央新幹線の開業や中部国際空港第二滑走路の整備を視野に入れて、行政として積極的な投資を行うとともに、民間投資や多様な人材の活躍、業務中枢機能（本社等）の集積を促します。そうすることで、誰もが幸せと希望を感じられる豊かな社会と本市や名古屋大都市圏の持続可能な成長を実現し、ひいてはダイバーシティ都市・名古屋として、日本全体の成長をけん引していきます。

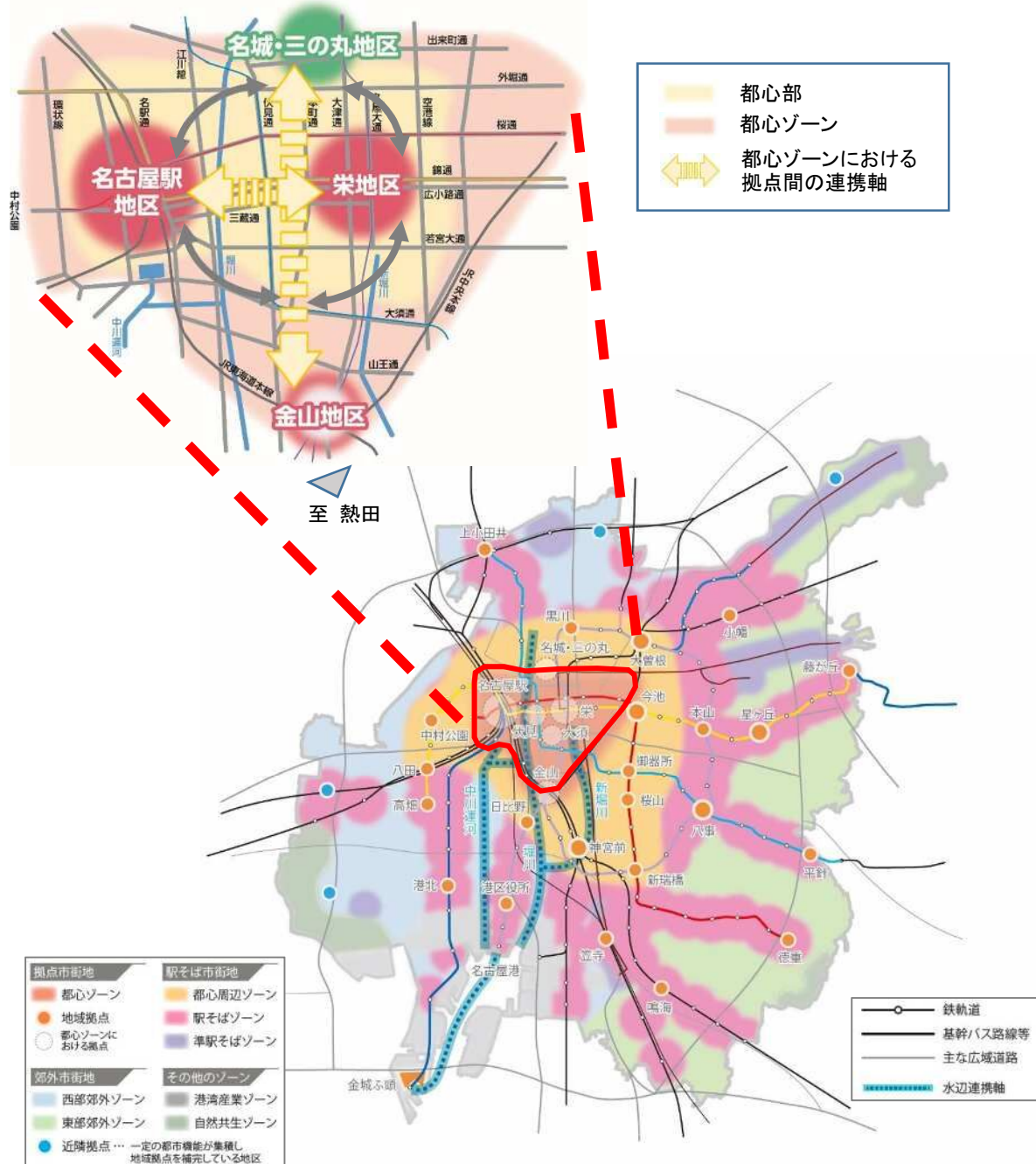


(2) 将来の都市構造

「都市空間の考え方」を踏まえた将来都市構造図を示します。

都心ゾーンにおいては、名古屋駅地区と栄地区が連携した「横軸のまちづくり」を進めていくとともに、名古屋の歴史・文化や水辺空間などの地域資源に根ざした、名城・三の丸地区、金山地区、熱田地区、名古屋港・金城ふ頭地区などの拠点を結ぶ「縦軸のまちづくり」にも注力することにより、拠点間の連携を強化し、広域的な連携と高次な都市機能の集積をさらに図ります。

また、市内各地のさまざまなつながりを通じて、都市の魅力やにぎわいを、都心から広げていきます。

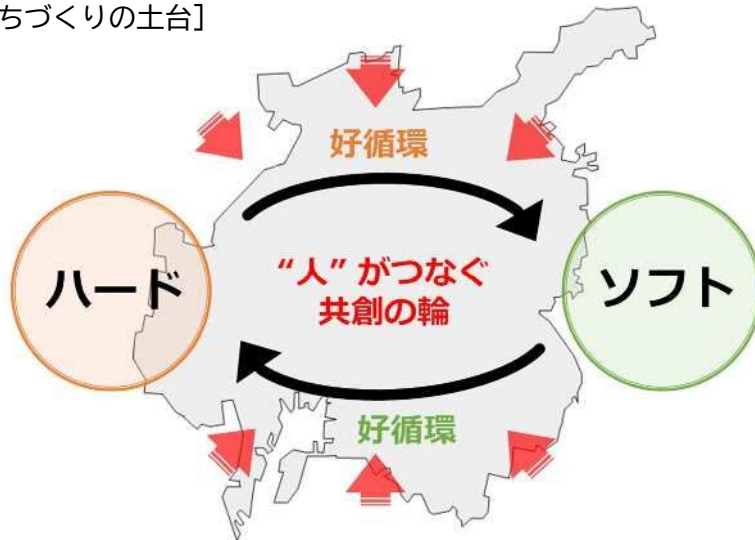


(3) 都市空間の展開

「都市空間の考え方」と「将来の都市構造」を踏まえ、令和 22（2040）年頃における都市像の実現に向けた都市空間の展開について、今後持つべき視点等を整理して示します。

まちづくりを進めるにあたっては、ハードとソフトの融合が必要であり、市民や企業、大学、NPO など多様な主体が分野の垣根を越えて連携していき、イノベーションを促進させる「“人”がつなぐ共創の輪」を形成していくことが重要です。

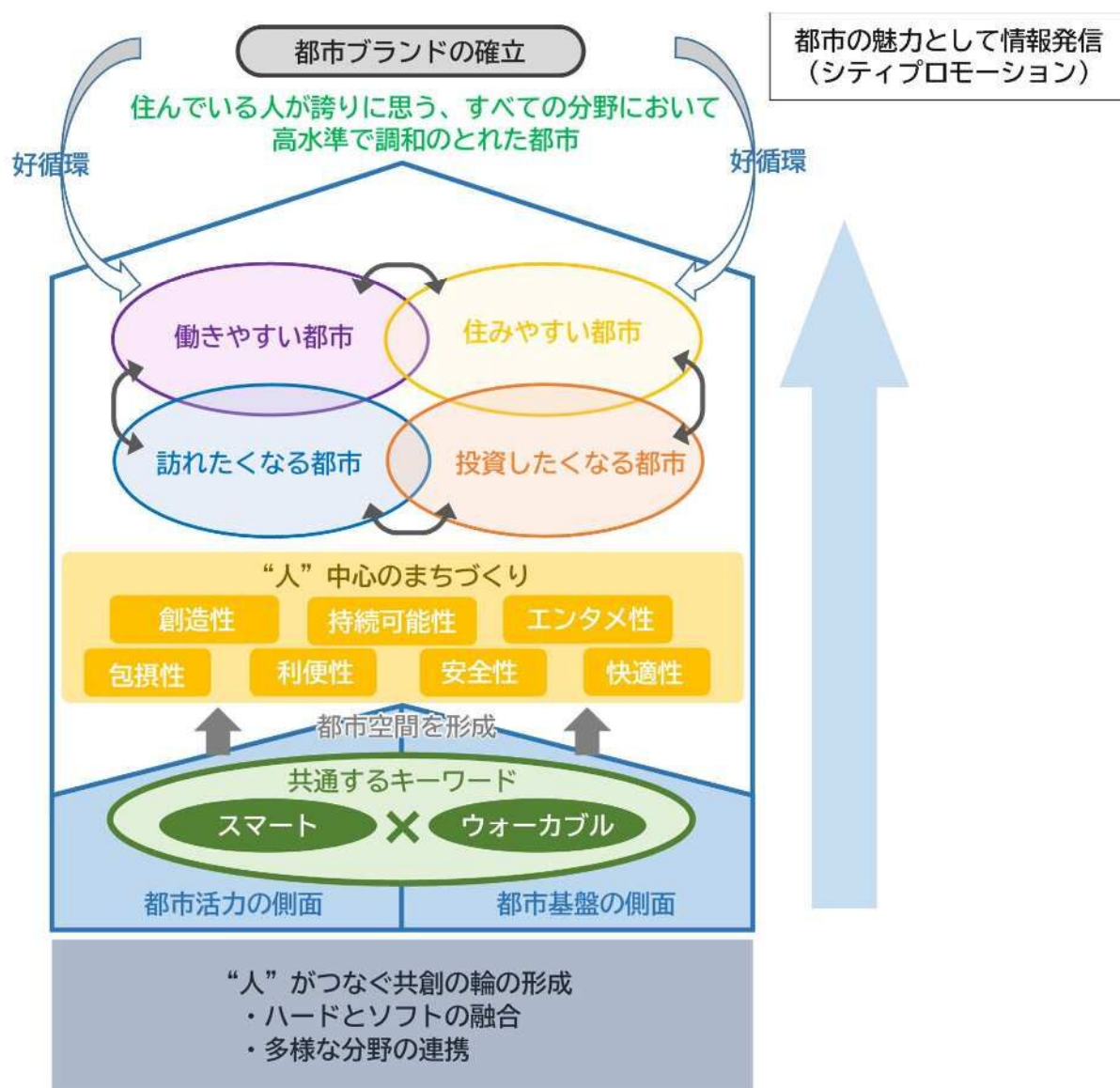
〔まちづくりの土台〕



そのため、今後、都市空間の展開にあたり、多様な主体が共有すべき視点について、リニアがつなぐ巨大交流圏の中心都市として成長をけん引するための都市活力の側面と、それを支える都市基盤の側面から整理しました。そして、両側面に共通するキーワードとして、市域全体を実証実験フィールドとし、新しい技術やアイデアの社会実装を推進することで人々の生活の利便性や快適性を向上させる「スマート」と、官民のパブリック空間をはじめとした既存ストックの再構築や利活用により、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へとしていく「ウォーカブル」を掲げました。

これらの視点を持って都市空間を形成することで、創造性や持続可能性、エンターテインメント性、包摂性、利便性、安全性、快適性などを生み出す“人”中心のまちづくりを推進し、住みやすい都市、働きやすい都市、訪れたい都市、投資したい都市とすることで、住んでいる人が誇りに思う、すべての分野において高水準で調和のとれた都市としての都市ブランドを形成し、向上させていきます。

今後、この都市空間の展開を念頭においてまちづくりを進めるとともに、民間投資を誘導していきます。

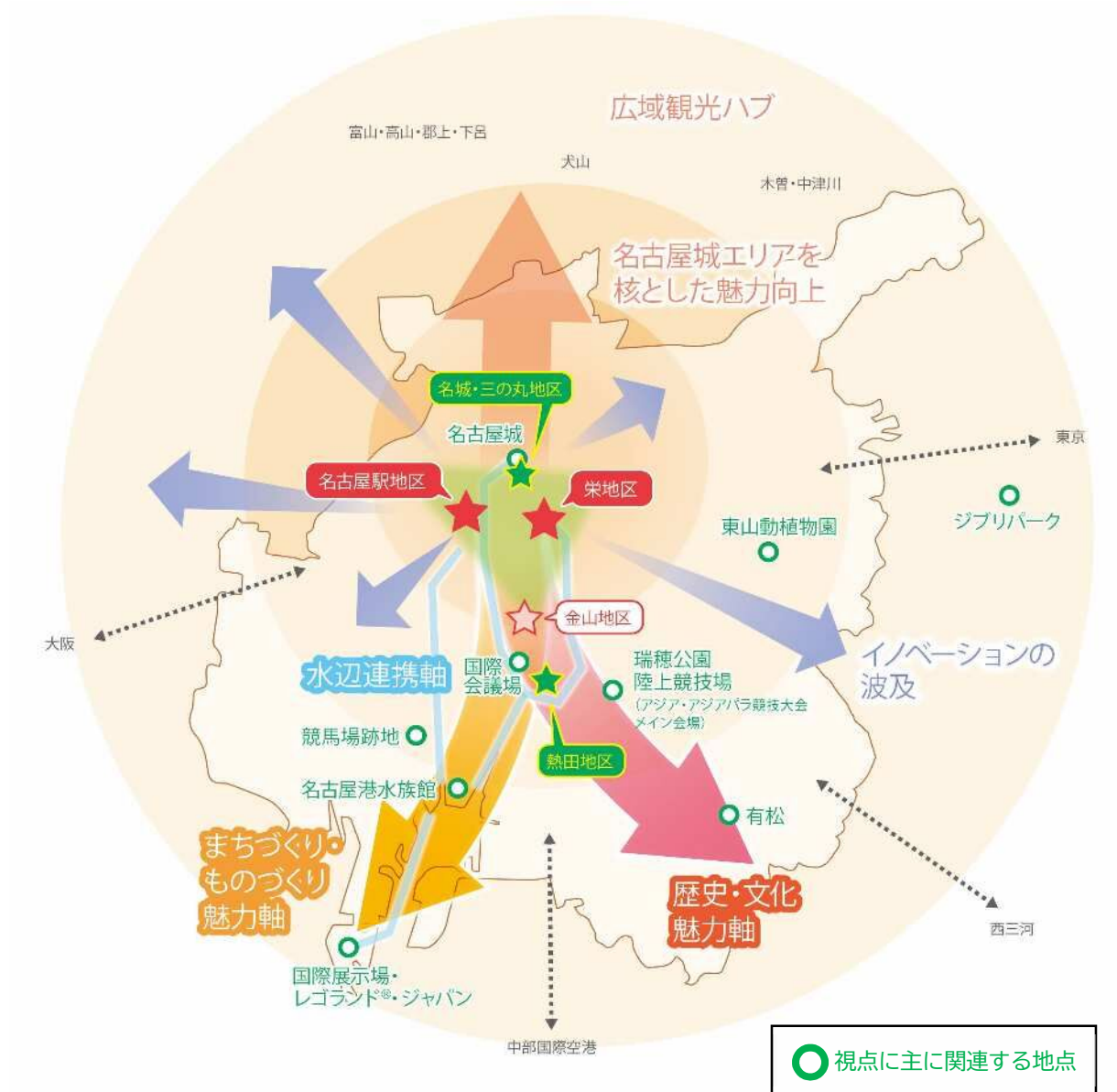


◇ 都市空間の展開にあたっての視点

成長をけん引する都市活力

- ・名古屋駅地区、栄地区を中心とした世界に誇れる都心部のまちづくり
- ・新たな路面公共交通システム（SRT※）を軸とした都心部の回遊性向上・にぎわいの拡大
- ・金山地区における、都心ゾーンの第3の拠点にふさわしい都市機能の集積と広域的な連携の強化
- ・名城・三の丸地区、熱田地区を中心とした歴史遺産等を活用した名古屋独自の魅力づくり（歴史・文化魅力軸の形成）
- ・まちづくりと産業発展を支えてきた場所の観光・にぎわい資源としての活用（まちづくり・ものづくり魅力軸の形成）
- ・名古屋三川（堀川・新堀川・中川運河）の再生・活用による魅力ある水辺空間の形成（水辺連携軸の形成）
- ・緑が持つ多面的な効果を最大限に活用した新たな都市魅力の創出
- ・名古屋が誇る文化芸術・観光資源の情報発信と新たな交流の創出
- ・名古屋を広域観光のハブとした圏域全体への誘客や回遊の促進
- ・各地区におけるエリアマネジメントの推進による地域の活性化
- ・アジア・アジアパラ競技大会関連施設の整備と大会後の活用
- ・スポーツを通じた交流の拡大、都市ブランド向上による都市の活性化
- ・スタートアップ・エコシステムの構築や企業等の集積促進によるイノベーションの創出・波及
- ・多様な人材が集い交流する国際観光MICE都市の実現

※SRT：Smart Roadway Transit の略。技術の先進性による快適な乗り心地やスムーズな乗降、洗練されたデザインなどのスマート（Smart）さを備え、路面（Roadway）を走ることでもちの回遊性やにぎわいを生み出す、今までにない新しい移動手段（Transit）の呼称。



《都市活力の視点のイメージ》

視点を踏まえたプロジェクト（都市活力）

都市空間の展開にあたっての視点を踏まえ、本計画を契機に加速させるプロジェクトを掲載します。

金山駅周辺まちづくり

金山地区は、多方面から来訪者が訪れる交通結節点となっています。そのポテンシャルを^い活かし、「人・文化・芸術とともに育つまち」をコンセプトとし、劇場（市民会館）のリニューアル、ウォークアブルなまちの形成、商業やオフィス機能の集積などを進め、名古屋駅地区、栄地区に続く第3の拠点をつくります。



関連する事業 417 金山駅周辺まちづくりの推進

名城エリアの歴史観光・文化・スポーツ拠点化



名古屋城と名城公園を抱える名城エリアは、今後複数の大型事業が予定されており、来往者の大幅な増加が見込まれるエリアです。名古屋第一級の歴史観光・文化・スポーツの拠点にするため、各施策が連携し一体的に事業を進めていきます。

関連する事業 418 名城エリアにおける観光推進
419 名城エリアの魅力向上に資する道路環境整備

三の丸地区まちづくり

官庁街である名古屋城三の丸地区は、名古屋城と都心部をつなぐ重要なエリアです。恵まれた立地条件や地域資源を^い活かし、機運醸成を図りながら、多様な主体が連携し、行政機能と新たな機能が^{きょうじん}両立した魅力的で強靱なまちづくりを戦略的に進めていきます。



関連する事業 420 三の丸地区まちづくりの推進

熱田神宮周辺まちづくり

熱田地区は年間 700 万人が来訪する熱田神宮をはじめ、豊富な観光資源を有しています。周辺再開発、地域資源、活動団体等と連携しながら、地域全体での魅力向上を図ることで、世界の目的地となる「あつた」をめざしたまちづくりを進めます。



関連する事業 442 熱田神宮周辺まちづくりの推進

名古屋三川の再生・活用



名古屋三川（堀川・新堀川・中川運河）は、都市の中の貴重な水辺空間です。水質浄化や沿川資源を活用したイベントの実施等により水辺空間の再生・にぎわいづくりを推進するとともに、水上交通の活性化や環境整備を実施し、魅力あふれる水辺をめざします。

関連する事業 431 うるおいと活気のある堀川・新堀川の再生
432 中川運河の再生 など

広域観光の推進

インバウンドを含む観光誘客に向け、旧尾張藩などの広域連携を進めるとともに、中部圏の玄関口である名古屋駅を中心に観光案内機能等の強化を進めることで、広域観光ハブ機能の強化を含めた観光交流拠点化を図り、圏域一帯での広域観光を推進します。



関連する事業 463 海外からの観光客誘致の推進
466 観光案内の充実 など

都市活力を支える都市基盤

◆デジタル・トランスフォーメーション（DX）

- ・ デジタルの活用による都市や地域の機能やサービスの効率化・高度化
- ・ 市域全体の実証実験フィールド化によるデジタルなどの新しい技術やアイデアの社会実装
- ・ 産学官におけるデジタル人材の育成

◆モビリティ

- ・ 既存ストックと先進技術の活用による誰もが快適に移動できる最先端モビリティ都市の実現
- ・ 空港・港湾の機能強化による国際交流の促進
- ・ 名古屋圏道路ネットワークの強化によるアクセス性の向上

◆カーボンニュートラル

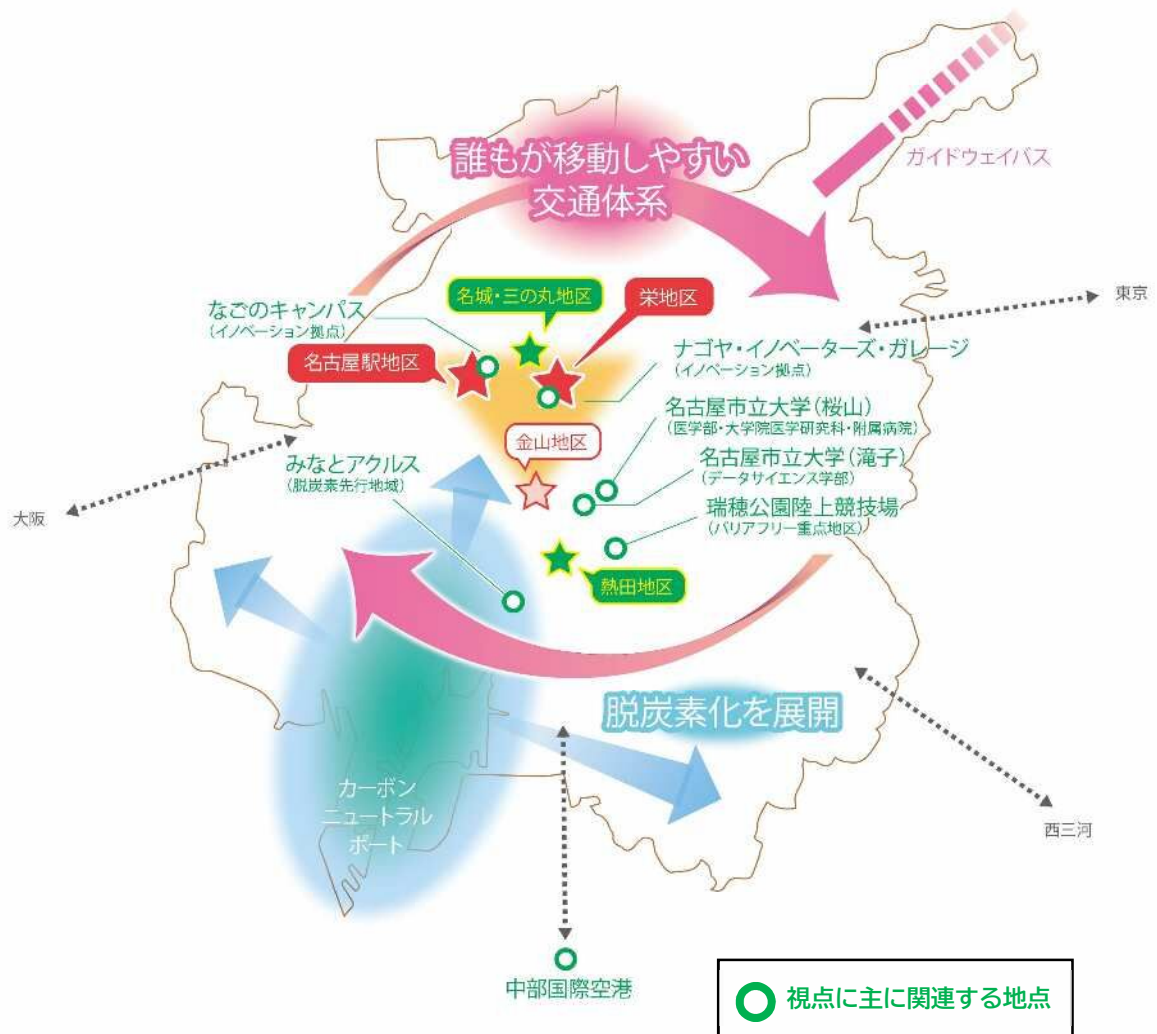
- ・ 脱炭素先行地域※から広がる脱炭素型まちづくり
- ・ カーボンニュートラルポート※（水素等の受入環境等）の形成を通じた脱炭素の圏域への波及
- ・ グリーンインフラの取り組みによる自然環境と調和した快適な都市空間の形成

◆安全・安心

- ・ アジア・アジアパラ競技大会の開催を契機としたバリアフリー・ユニバーサルデザインの一層の推進
- ・ ハード・ソフトを組み合わせた想定最大規模の災害対策の推進
- ・ さまざまな医療機関や介護事業者などの連携による適切な医療・介護提供体制の強化

※脱炭素先行地域：2050年の脱炭素社会の実現に向け、2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出を実質ゼロにするとともに、地域の課題を解決し、地域の魅力と住民の暮らしの質を向上させる地域創生に取り組む地域。

カーボンニュートラルポート：産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図る港湾。



《都市基盤の視点のイメージ》

視点を踏まえたプロジェクト（都市基盤）

都市空間の展開にあたっての視点を踏まえ、本計画を契機に加速させるプロジェクトを掲載します。

世界の実証実験都市なごやの構築

「世界の実証実験都市なごや」をめざし、まちなかの至る所で社会実証が行われる環境を構築するほか、イノベーション拠点を核とした共創促進などにより、スタートアップやイノベーター等が開かれたまちを実現し、新たな価値の創出や新しいサービス・技術の実装につなげていきます。



関連する事業 484 イノベーションを起こす環境の整備
487 社会実証・オープンイノベーションの促進 など

最先端モビリティ都市の実現



〈自動運転実証実験車両〉

本市はガイドウェイバスをはじめ、モビリティに関する先進的な取り組みを進めてきました。今後も、先進技術を積極的に活用し、新たな移動手段・仕組みの導入、交通需要の最適化、自動運転技術の実装に向けた取り組みなどを推進し、誰もが快適に移動できる都市の実現を図ります。

関連する事業 337 ゆとりーとラインの機能強化
338 交通支援制度の実施 など

水素の社会実装に向けた取り組み

脱炭素社会実現に向け、水素エネルギーに大きな期待が寄せられています。脱炭素型まちづくりをはじめ、水素モビリティ導入や普及啓発、水素サプライチェーン構築の推進、名古屋港におけるカーボンニュートラルポート形成促進など、水素の社会実装に向けた取り組みを進めます。



関連する事業 397 水素エネルギーの利活用の推進
491 グリーン・イノベーションの促進 など

グリーンインフラまちづくりの推進

自然環境の持つ多様な機能を、生物多様性保全や気候変動対策、防災、にぎわい創出等のさまざまな課題解決に活用する「グリーンインフラ」の考え方が注目されています。生物多様性緑化や雨庭※等をまちづくりに導入することで、グリーンインフラの実装を加速化します。



出典：国土交通省
グリーンインフラ実践ガイド

関連する事業 371 水循環機能を活かしたまちづくりの推進
378 生物多様性に配慮したまちづくりの推進 など

想定最大規模の災害対策の実施



想定最大規模の地震や風水害に対応するためには、ハード対策だけでなく、ソフト対策をより一層進める必要があります。昨今、激甚化・頻発化している風水害に対しては、新たに対応方針を定め、避難対策の強化などを進めることで、地震にも風水害にも強い減災都市名古屋をめざします。

関連する事業 237 大規模災害時に向けた防災行動の理解促進
251 民間建築物の耐震化 など

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

年齢や障害の有無、国籍、性別などに関わらず、すべての人にやさしい環境整備を行うことが重要です。アジア・アジアパラ競技大会に伴う瑞穂公園陸上競技場地区の整備等を契機としながら、全市においてバリアフリー・ユニバーサルデザインをソフト・ハードの両面からより一層推進します。



※画像はイメージです
©2021(株)瑞穂LOOP-PFI

関連する事業 011 バリアフリーのまちづくりの推進
018 アジア・アジアパラ競技大会に向けたバリアフリー整備 など

※雨庭：地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させる構造を持った植栽空間。

本市人口の将来展望

平成 26（2014）年に制定されたまち・ひと・しごと創生法を受けて、地方公共団体は人口の将来展望を提示することとされています。

ここでは、個人の多様な価値観・考え方の尊重を前提に、出生率が向上し、東京圏への転出超過※が解消された場合の本市の将来人口シミュレーションを行います。

本市が実施したアンケート結果から、市内の既婚者（40％）の「夫婦の予定子ども数」は 1.80 人、また市内の未婚者（60％）のうち「結婚を希望する割合」は 71％であり、「理想の子ども数」は 2.15 人との数値が得られました。これらに基づき、国と同様の方法により算出した本市の希望出生率は、下記計算のとおり、1.6 程度でした。

希望出生率＝

{既婚者割合×夫婦の予定子ども数＋未婚者割合×未婚結婚希望割合×理想子ども数}×離別等効果※

国：{（32％×2.01 人）＋68％×89％×2.02 人}×0.955÷1.8

本市：{（40％×1.80 人）＋60％×71％×2.15 人}×0.966÷1.6

出典：国 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）

本市 市民アンケート（令和 5 年度）より、日本創成会議の算出方法により算出

国においては、令和元（2019）年 12 月にまち・ひと・しごと創生長期ビジョンを改訂し、令和 12（2030）年までに国民希望出生率が達成され、その後、出生が人口置換水準※と同程度の値である 2.07 まで向上した場合、令和 42（2060）年に総人口 1 億人程度が確保されると見込んでいます。

結婚や出産はあくまでも個人の自由な決定に基づくものであり、個人の意思を尊重していくものですが、ここでは令和 22（2040）年に、本市の希望出生率である 1.6 が達成された場合の本市の人口展望を示します。

シミュレーション条件

ケース① 出生率・社会移動が現状程度で推移する場合

出生率 現状程度で推移すると仮定

純移動率 平成 26（2014）年から令和 5（2023）年の平均移動率を採用

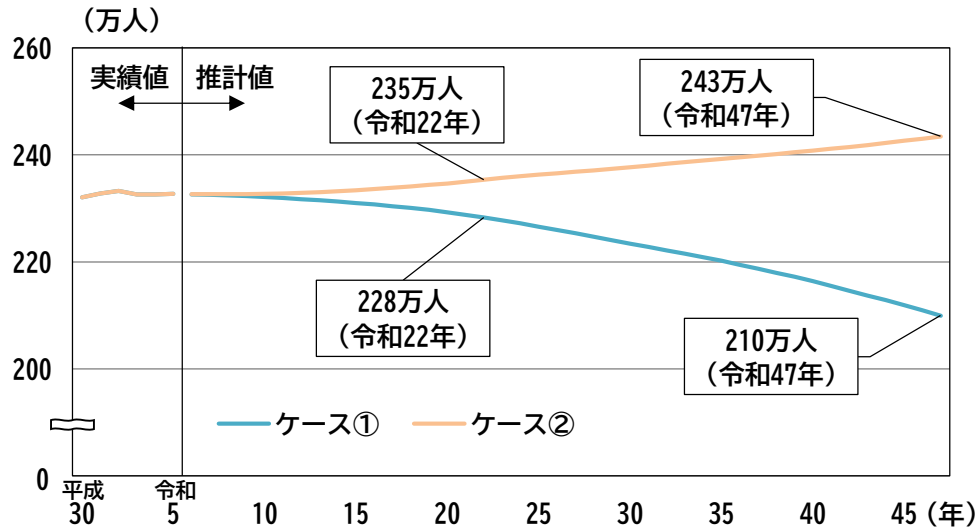
ケース② 若い世代の希望が実現し、東京圏への転出超過が解消される場合

出生率 令和 22（2040）年には本市における希望出生率 1.6 まで向上すると仮定

純移動率 平成 26（2014）年から令和 5（2023）年の平均移動率を採用、ただし令和 22（2040）年にかけて東京圏への転出超過が解消されると仮定

出生率・社会移動が現状程度で推移すると仮定したケース①では、令和 47(2065)年には 210 万人程度になると推計されますが、若い世代の希望が実現し、東京圏への転出超過が解消されるケース②では、243 万人程度になると推計されます。

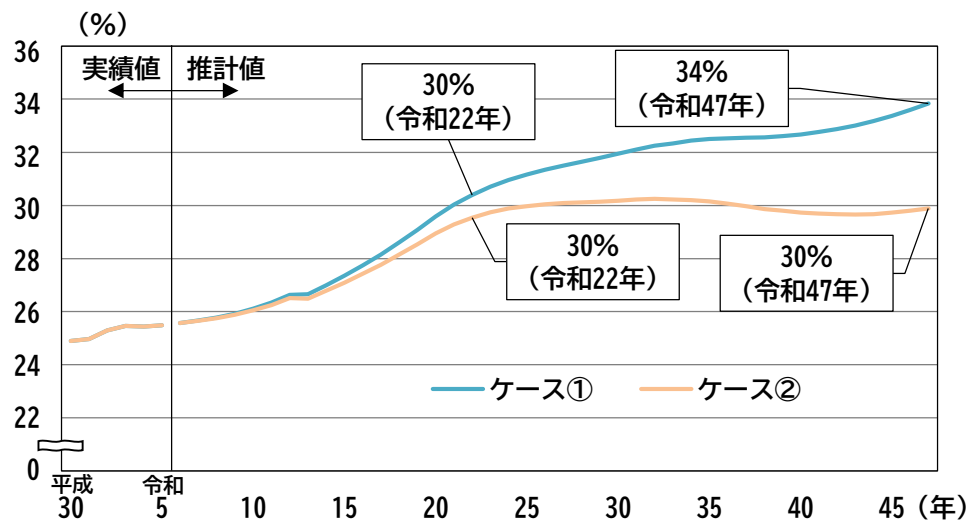
■ 人口の将来展望



出典：実績値 名古屋市「統計なごや web 版」愛知県人口動向調査結果（名古屋市区分）
推計値 名古屋市推計（令和 5 年 10 月 1 日現在）

高齢化率※は、ケース①では、令和 47（2065）年頃に 34%程度となり、高止まりします。一方、ケース②では、30%程度に抑制されます。

■ 高齢化率の将来見通し



出典：実績値 名古屋市「統計なごや web 版」愛知県人口動向調査結果（名古屋市区分）
推計値 名古屋市推計（令和 5 年 10 月 1 日現在）

※東京圏への転出超過：現在、本市から東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に毎年 4,000～6,000 人程度の転出超過となっている。

本市の離別等効果の出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」における出生中位の仮定に用いられた離死別再婚効果係数。

人口置換水準：人口が将来にわたって増減せず、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標。

高齢化率：65 歳以上人口の総人口に占める割合。ここでは本市の高齢化率を指す。

第4章 めざす都市像の実現に向けた取り組み

1 市政の変革と基盤強化

ここでは、「めざす都市像」の実現に向けて施策・事業を推進していくための市政運営にあたり、その基本的な考え方や、行政を取り巻く潮流や課題を踏まえ、取り組みの方向性を示します。

行政運営における基本的な考え方

あらゆる行政サービスは、人権尊重の理念のもと、常に公正・公平に提供されなければなりません。そのため、職員は、市民から信頼される職員となるよう倫理意識の高揚に努め、民主的で透明性の高い市政の運営にあたらなければなりません。また、行政運営にあたり、常に組織及び運営の合理化に努め、最少の経費で最大の効果を挙げることは、地方自治法に定められた地方公共団体の責務です。

近年では、ライフプラン、ライフスタイル、価値観の変化・多様化や SDGs の認知拡大等に伴い、多様性（ダイバーシティ）や包摂性（インクルージョン）に対する要請がこれまで以上に強まっており、本市には、SDGs 未来都市※として、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を先導していくことが求められています。

そのため、職員は常に人権を尊重し、性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、多様性・包摂性に対する十分な認識のもと、全体の奉仕者として公正・公平な判断と誠実な職務の遂行に努めます。とりわけ、名古屋城バリアフリーに関する市民討論会における差別発言への本市の対応やその背景の検証を踏まえ、さらなる人権感覚の向上や障害者差別の解消に取り組まなければなりません。

また、市民の多様な意見を市政に反映する機会を積極的に設け、特に、「子どもは権利の主体」「子どもは社会の構成員」という観点から、子どもが直接関わる事項に限定せず、子どもの社会参画の機会を積極的に確保していくことで、大人のみでは気が付くことができない新しい視点・発想による意見を取り入れていきます。

このように、誰一人取り残さない社会の実現に向け、“人”中心の行政サービスの提供に取り組んでいくことが必要となります。

そして、市政に関する情報を市民にとってわかりやすく提供し、情報公開を進めることで透明性の高い市政を推進するとともに、本市が保有する個人情報をも適正に取り扱うことで、市民に信頼される市政を推進します。

※SDGs 未来都市：SDGs の達成に向けた優れた取り組みを提案する都市として国が選定するものであり、本市は令和元（2019）年7月に選定を受けた。（令和5（2023）年5月現在、182都市が選定）

行政を取り巻く潮流

本市は、今後本格的な人口減少局面を迎えますが、生産年齢人口については、平成4（1992）年をピークとして既に約1割減少しています。今後も生産年齢人口は減少していくものと考えられ、行政運営においてもさらなる労働者不足が懸念されています。

そのような中、高齢者人口は今後さらに増加が見込まれていることなどから、扶助費の増加に伴う厳しい財政状況が懸念される一方で、大規模災害や重大な感染症※等のリスクへの備えが必要となるほか、既存の社会インフラや施設の老朽化対応に伴う公共投資についても引き続き必要になるものと考えられます。

さらに、国際的な都市間競争が激化する中、名古屋大都市圏※における経済・社会・文化の中核都市である本市は、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を本市や圏域、ひいては日本全体の成長につなげていくための投資についても、時期を逸することなく積極的に行う必要があります。

市政運営にあたっては、これまでも市民サービスの向上や業務の効率化を目的にデジタル化が進められてきましたが、コロナ禍を契機にデジタル化の必要性はさらに高まり、国は、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」をビジョンに掲げ、デジタル庁の設置やデジタル社会形成基本法の成立等、デジタル社会の実現に向けた動きを加速しています。

また、行政課題が多様化・複雑化する中、民間の創意工夫やイノベーションを活かした公民連携による行政課題等の解決への期待が高まっており、民間においても、SDGsの認知拡大等により「社会貢献活動（CSR）」や社会価値と経済価値とを両立させる「公と民による共有価値の創造（CSV）」を推進する企業等が増加するなど、行政と民間とが「公共」をともに担う時代へと転換しつつあります。

こうした考え方や行政を取り巻く潮流を踏まえて、以下の5つの観点から市政を変革するとともに、人材・組織・財政など市政運営の基盤強化を図ります。

- （1）人権と多様性（ダイバーシティ）の尊重
- （2）新たな価値の創造や多様な主体との連携
- （3）市民の満足度を高める市政運営
- （4）持続可能な自治体経営
- （5）名古屋市がめざす大都市制度

※**重大な感染症**：本計画では、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のことをいう。
名古屋大都市圏：名古屋市を中心におおむね30～50kmの範囲で、産業、観光、防災など分野ごとに柔軟に捉えたエリア。

(1) 人権と多様性（ダイバーシティ）の尊重

人権の尊重と人権感覚の向上

名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」とは、個人の尊厳と男女平等の原則に基づき、一人ひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活の営めるまちです。

本市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざして、たゆむことなく努力を続けていく必要があります。

取り組みの方向性

①一人ひとりの人を大切にする施策の推進

市政のあらゆる施策の実施において、人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、多様性を尊重し、一人ひとりの人を大切にするという視点から施策を推進します。

②市民が主体となる施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場における主体的な市民活動や社会参加を支援していきます。

③総合的な施策の推進

人権に関わる課題は、女性をはじめ、子ども、高齢者、障害者、部落差別（同和問題）、外国人、その他さまざまな分野にわたっています。それぞれの人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携を図るなど、市政全般にわたって人権という視点から施策を総合的に推進していきます。

多様性（ダイバーシティ）の理解と尊重

少子化・高齢化、グローバル化に伴う国際的な交流の増加、情報化等を背景に、人々の価値観や社会の多様性・複雑性は増しています。

行政サービスの提供にあたっては、利用者の立場に立ったサービス提供が必要であることから、職員には、行政サービスを受ける市民等の一人ひとりが異なる価値観を持ち、異なる背景を持っていることを常に意識しながら、多様性（ダイバーシティ）を尊重し、包摂（インクルージョン）する姿勢が求められます。

また、行政サービスを提供する職員についても、育児や介護をしながら働くなど時間に制約のある職員や障害のある職員など、一定の配慮が必要な職員は今後一層増加すると考えられることから、誰もが働きやすい職場環境が求められています。

取り組みの方向性

①多様性（ダイバーシティ）を包摂（インクルージョン）する意識の向上

本市には多様な人々が暮らし、働き、訪れており、職員もまた多様な人々の一員です。職員は、多様性（ダイバーシティ）を自分ごととして捉えて包摂（インクルージョン）し、誰一人取り残さないという意識のもとで職務遂行に努めます。

②多様な価値観・背景に配慮したサービス提供

行政サービスは利用者にとって利用しやすいものでなければならないことから、サービスの構築にあたっては、市民等の一人ひとりが異なる価値観を持ち、異なる背景を持っていることを常に意識しながら、構築段階から利用者との対話に努めるなど、利用者の多様な要望や期待に沿ったわかりやすいサービスの提供に努めます。

③多様性を尊重した働き方改革

働き方に対するニーズも多様化する中で、職員の誰もがその能力を最大限に発揮し、高い意欲を持って職務に取り組めるよう、仕事と私生活、育児や介護等との両立を図るとともに、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進による業務改善に取り組むなど、やりがいと業務の効率性をともに高められる働き方改革の推進や、多様で柔軟な働き方を実現するための環境整備に努めます。

とりわけ、さまざまな事情で配慮が必要な職員がいることを前提として、組織内で協力する意識を醸成します。

性別や年齢、ライフステージにとらわれない職務分担や幅広い職域における柔軟な人事配置、障害者雇用の促進等、職員がそれぞれの個性と能力を活かし、安心して働くことができる職場環境の整備、意識・風土の醸成に努めます。

（２）新たな価値の創造や多様な主体との連携

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

本市においては、市政各分野において多様化・複雑化するさまざまな課題に的確に対応していくため、平成31（2019）年3月に策定した「名古屋市 ICT 活用に関する基本方針」のもと市民サービスや市役所の業務の「改善」に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症への対応において、医療や雇用、産業、市民生活など、あらゆる面でデジタル化をめぐるさまざまな課題が顕在化しました。

一方、国においては、令和3（2021）年5月に、「デジタル社会形成基本法」をはじめとするデジタル改革関連法が制定され、同年9月、デジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足するなど、社会全体のデジタル化に向けた取り組みを加速してきました。

このような背景や、人材や財源等の行政資源に限りがある中で、デジタルの可能性を最大限に引き出し、効果的に活用していくことは、これまでの課題解決に留まらず、今後の市民の幸福な生活の実現や、地域経済の活性化の上でも不可欠といえます。

そのためには、市政におけるすべての分野においてデジタルの力を活用することを前提に、あらゆる市民サービスや市役所の業務を「変革」し、市民一人ひとりにより適した市民サービスを提供することが必要です。

また、誰もが安心・安全にデジタル技術を活用できるよう、セキュリティを確保するとともに、年齢や障害の有無、国籍、経済的な状況などによる情報格差（デジタルデバイド※）の是正を図り、誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル社会を実現することが必要です。

取り組みの方向性

デジタル技術が日常生活や社会活動に浸透・定着する本格的なデジタル社会の到来を見据え、「名古屋市 ICT 活用に関する基本方針」の考え方を継承し、市民サービスや職員の働き方、業務等の DX を推進する「市役所 DX」と、市民の暮らし・産業分野の DX を推進する「都市 DX」を、一体的・加速度的に推進し、市民の生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の向上や地域経済の活性化、新たな付加価値の創出につなげていきます。

※デジタルデバイド：パソコンやインターネットなどの情報技術を利用する能力や、情報技術にアクセスする機会の有無によって生じる情報格差。

取り組みにあたっては、行政と民間それぞれが収集・蓄積したノウハウやデータの提供・共有をはじめとした持続可能な協業関係の構築を推進するとともに、市民のデジタルリテラシー※の向上や、企業における専門人材の育成など、デジタル人材の底上げと専門性の向上を図ります。

また、デジタル技術の活用が進められる一方で懸念されるサイバー攻撃の脅威や個人情報の漏えいなどのリスクに対応するため、セキュリティ対策及び適切な情報管理を徹底します。

①市役所DXの推進

原則としてすべての行政手続きのオンライン化を進め、時間や場所を選ばず、スマートフォンやパソコンなどから手続きを完結できるようにするなど、デジタルを活用し、市民一人ひとりにより適した市民サービスの提供をめざします。

市民サービスの変革とあわせて、業務のペーパーレス化の推進や迅速かつ柔軟な働き方の推進、AI等の先端技術を活用した業務の自動化・効率化を図るなど、市役所内部の変革を一丸となって推進します。

②都市DXの推進

健康・医療・介護、教育、防災、子ども、モビリティ、インフラ、まちのにぎわいづくり等の市民の暮らしに密着した分野、中小企業支援等をはじめとする産業分野において、デジタル技術を積極導入し、課題解決やデータ集積を推進します。

あわせて、まちなかのあらゆる場所において先進技術の実証実験等を積極的に受け入れるとともに社会実装を推進します。

③情報格差（デジタルデバイド）対策の推進

年齢や障害の有無、国籍、経済的な状況などに関わらず、誰一人取り残されることなく、安心・安全にデジタルを活用できるよう、セキュリティ対策をはじめとした環境づくりやデジタルリテラシーの向上に向けた取り組みを推進します。

※デジタルリテラシー：デジタル技術を理解して適切に活用するスキル。

④データ利活用の推進

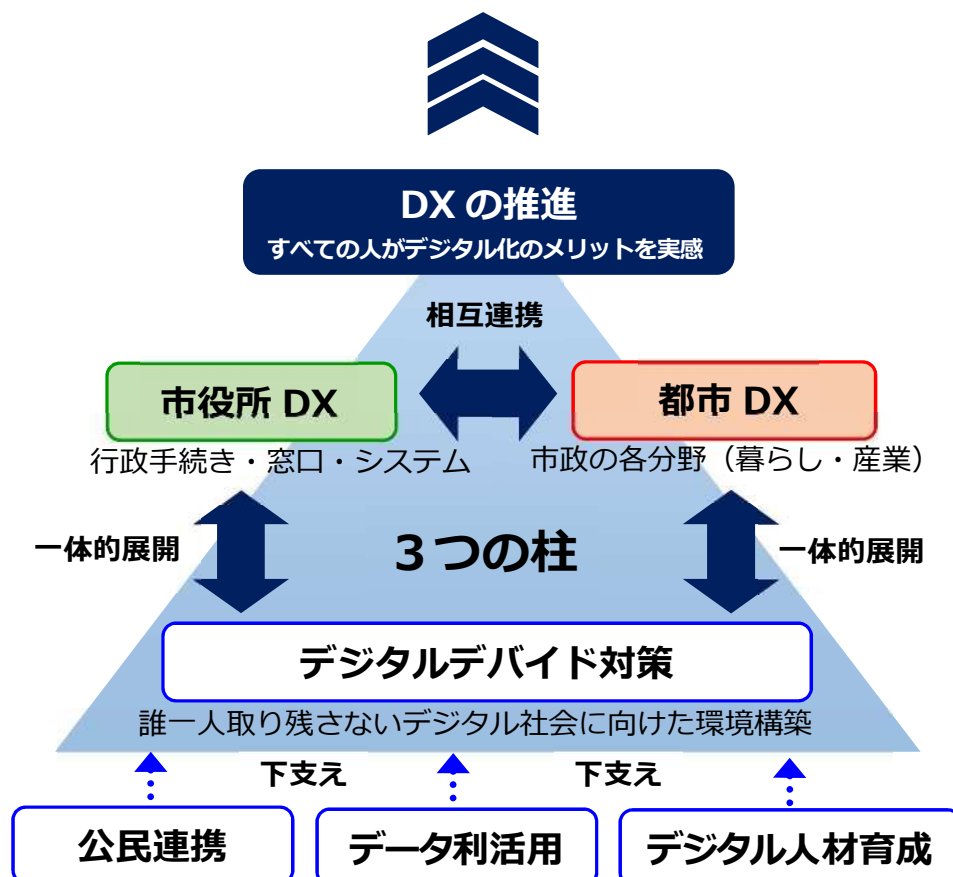
本市が保有する公共データについて、国が公開を推奨するデータ群などを取りまとめた自治体標準オープンデータセットをはじめ、民間の利用ニーズの高い分野を中心にオープンデータのさらなる公開拡充を進めるとともに、データの検索性が高い専用サイトを構築するなど市民の利便性を高めることで、地域課題の解決や活性化などにつなげます。

公的統計をはじめとしたデータを政策課題や効果を把握するための客観的な証拠（エビデンス）として積極的に活用する EBPM[※]（証拠に基づく政策立案）を推進するとともに、個々の分野で、デジタルの活用やデータの集積を進め、分野横断的な利活用につなげられるよう、統計をはじめとしたデータに関するリテラシーの向上に努めます。

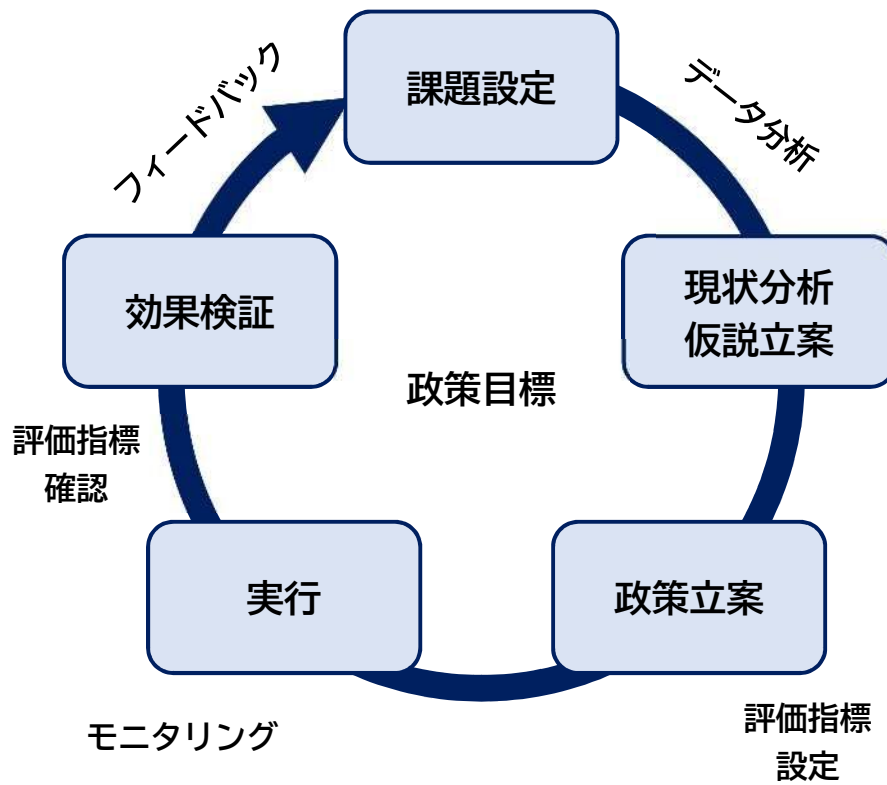
また、データサイエンス学部を有する名古屋市立大学をはじめとした大学や企業等と連携し、本市が保有するデータを活用した共同研究や AI などの情報科学を駆使した分析、行政課題等の解決、デジタル人材育成を推進します。

■ 市政のあらゆる分野でのデジタル化の推進

新たな付加価値の創出・市民の生活の質の向上・地域経済の活性化



■ EBPM の基本的な考え方



※EBPM：Evidence-based Policy Making の略。証拠に基づく政策立案。

公民連携の推進

本市では、行政と民間の役割分担の観点や費用対効果・効率性の観点から、民間活力の積極的な導入を進めてきています。

公共施設の整備・運営等に関しても、民間のノウハウを活用し経費の削減を図るなどの効率的・効果的な実施や、新たな事業機会の創出・民間投資の喚起による経済成長に資するような民間活力の活用は重要であることから、指定管理者制度※やPFI手法の導入など、PPP/PFI※の活用や民営化などの取り組みを引き続き推進していく必要があります。

一方で、コロナ禍や少子化・高齢化の進行、大規模災害への懸念など、近年、本市を取り巻く状況が大きく変化する中で、社会課題等も多様化・複雑化しており、質の高い公共サービスを継続的に提供していくためには、市政の幅広い分野において、より一層、民間の創意工夫を活かした課題解決が重要となっています。

行政との連携にも前向きな企業等が増加している潮流を踏まえ、公共サービスに民間のアイデアやノウハウ等を組み合わせ、より質の高い公共サービスの提供につながるためには、本市が事業内容をあらかじめ詳細に設定し、実行主体となる民間事業者を募集することのみでなく、民間との対話を積極的に行い、事業の構想段階から民間の提案を受け入れていくことが必要です。

行政と民間とが「公共」をともに担い、公共サービスの質の向上や新たな事業機会の創出、地域経済の活性化など、新たな価値をともに作り上げていくためには、これまでの取り組みに加え、社会課題等の解決につながる民間提案が活発になされるように促すとともに、本市の市政各分野においても、より積極的に公民連携を推進していくように取り組むことが必要です。

取り組みの方向性

① 公民の対話と共創の推進

行政課題等の解決に向けた民間提案に関する一元的な窓口・相談機能（コンシェルジュ機能）や提案実現に向けた伴走機能（コーディネート機能）を有する「公民連携窓口」を活用し、本市の抱える課題やニーズを積極的に公開してそれに対する提案を募集するなど、民間提案の活性化に向けて取り組んでいきます。

※指定管理者制度：地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を、管理者として指定した民間事業者等に包括的に実施させる手法。

PPP/PFI：PPPはPFIや指定管理者制度、Park-PFIなど公共施設の整備・運営等の公民連携手法の総称。PFIは公共施設の整備・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

また、本市と企業、大学、NPOなどにより構成する「公民交流フィールド」を活用し、多様な主体との相互理解を深め、協働・連携意識の醸成やネットワーク構築を推進するとともに、行政課題等の解決に向けた公民対話の機会等を通じて、新たな連携の創出につなげていきます。

効率的・効果的・継続的に公民連携を実施していくために、本市における公民連携の基本的なルールやプロセスの周知を行うとともに、効果的な先行事例やノウハウを蓄積し、本市全体で共有することにより、本市の各部署における主体的な公民連携の実施に向けた理解の促進を図ります。

さらに、中長期的な視点から、特に公民連携によることが有効と考えられる社会課題等の解決に向けた取り組みをリーディングプロジェクトとして位置づけ、課題認識やめざす取り組みの方向性について、関係する民間事業者と積極的に共有し、民間からの効果的な提案を促すなど、公民連携の機運醸成につながる連携事業の創出に向けて取り組みます。

②PPP/PFIのさらなる活用

公共施設の整備・運営等のPPP/PFIについて、民間事業者の創意工夫を^い活かすことにより、低廉で良質なサービスを提供できるよう、引き続き市として積極的な導入を推進します。また、これまで本市がPPP/PFIを活用してきた事例やその成果を周知することにより、PPP/PFIの導入に関する機運醸成を図るとともに、今後、本市が事業化を検討している案件を広く周知するなど、民間事業者が公募に参加しやすい環境を整備し、民間活力のさらなる活用を進めます。

PFI法に基づく民間提案を行った事業者へインセンティブを付与するなど、民間事業者による事業提案が積極的に活用されるよう環境整備を進めます。

一方で、急激な物価上昇や自然災害・感染症等の外部要因によりPPP/PFI手法で実施する事業に大きな影響があった場合に備え、市と事業者で適切なリスク分担を行うことで、民間事業者に過度のリスクを負担させることがないよう配慮します。

シティプロモーションの推進

本市は、圏域における世界レベルの産業技術を背景に商業・サービス業の集積や大都市ならではの経済力がある一方で、大都市でありながら空間的・時間的なゆとりがある都市です。また、高等教育機関の集積や豊かな文化を有し、スポーツも楽しめます。さらに、鉄道・高速道路・空港・港の広域的な交流ネットワークの中心であり、拠点性も有しています。こうした強みを活かしながら、本市では、各分野においてさまざまな施策・事業に取り組んでいます。

令和5年度の市政世論調査では、本市を住みやすいと答えた市民は9割を超えるなど、住んでいる人の満足度は高くなっている一方で、市外在住者に対しては、その魅力を十分に伝えきれておらず、他の大都市に比べてブランドイメージが確立しているとは言い難い状況です。

そのため、今後、本格的な人口減少社会が到来し、都市間競争も加速していく中、本市が将来にわたり持続的に発展・成長するためには、引き続き効果的な施策・事業に取り組むことで、すべての分野において高水準で調和のとれた都市の実現に努めるとともに、そうした施策・事業により育まれる都市としての幅広い魅力を、本市や圏域が有する強みとあわせて、市民のみならず国内外にわかりやすくプロモーションすることが必要です。それにより、本市の魅力をより多くの方に知っていただき、「住みやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」、「投資したい」というブランドを確立し、国内外の人や企業から選ばれる「魅力あふれる名古屋」となることで、住んでいる人の誇りにつなげていくことが必要です。

取り組みの方向性

①全庁的な方針の確立

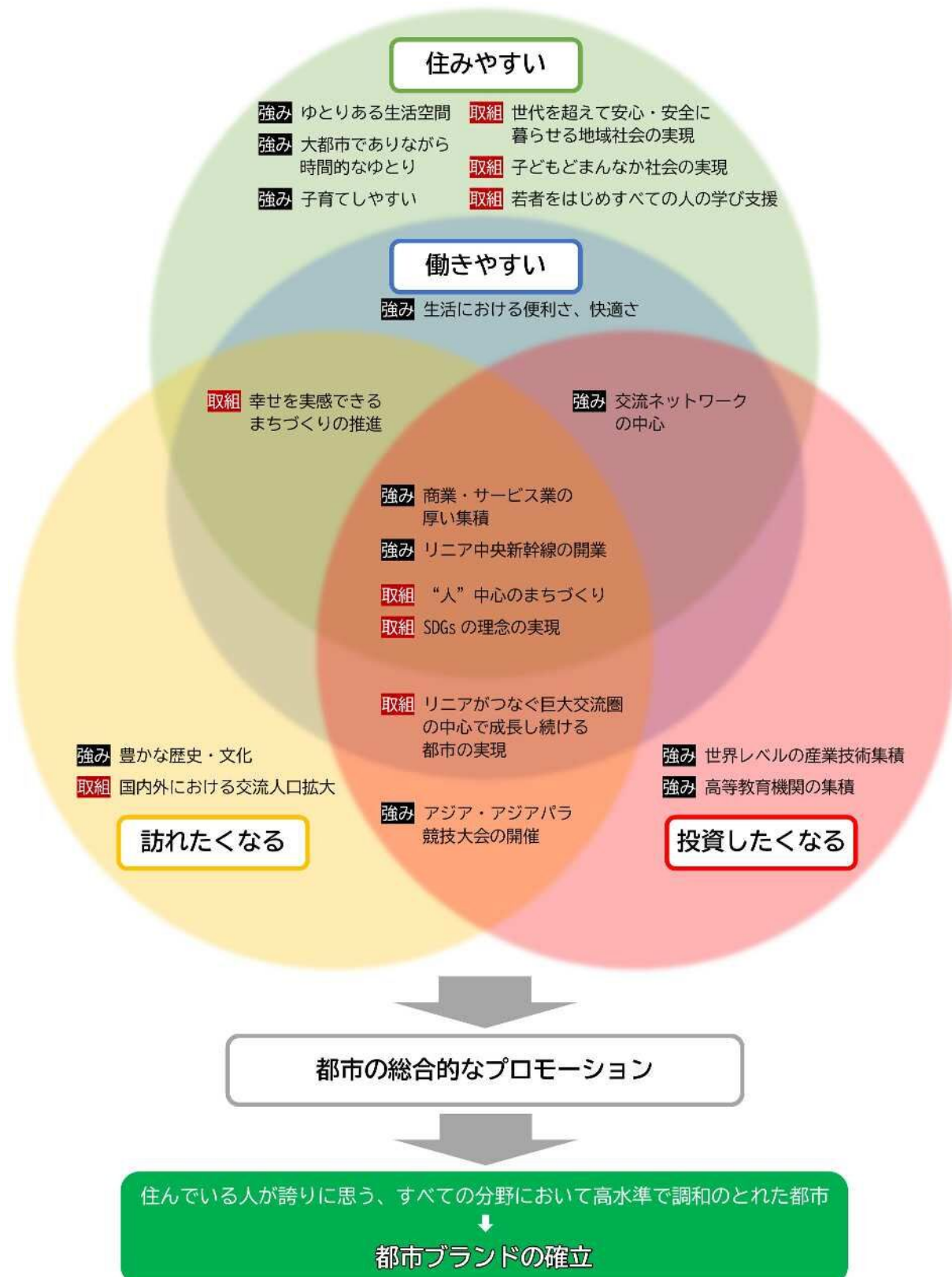
都市の総合的なプロモーション力強化に向け、中長期的な視点を持って基本的な考え方や取り組みの方向性等を整理したプロモーション基本方針を策定するとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、柔軟かつ時宜を得たプロモーションを展開するため、年度ごとにプロモーション推進方針をとりまとめます。また、本市のプロモーションに関する方針やブランディングの重要性について職員一人ひとりの理解を深めるとともに、戦略的・効果的なプロモーションを実施するためのスキル向上を図ります。

②都市のブランディング

都市としての総合的な魅力・価値を分析し、それらを簡潔な言語やストーリーにすることでブランドの具現化・可視化を図るとともに、ブランドを発信するツールを作成し、国内外へのブランドの浸透・定着を図ります。

③戦略的なプロモーションの展開

市民、企業、大学、NP0 などとの連携のもと、ターゲットを明確にした上で、さまざまな媒体を活用して積極的に発信します。



（３）市民の満足度を高める市政運営

市民サービスの質の向上

社会状況の変化に伴い、市民ニーズの多様化・複雑化が進んでいる一方で、今後は、生産年齢人口の減少により、行政運営においてもさらなる労働者不足が懸念されています。

そのような中でも、市民が快適かつ迅速に行政手続きを行うことができるよう努めるとともに、市民の多様な意見に耳を傾け、施策に反映させるなど市民一人ひとりのニーズに応じた誰一人取り残さない市民サービスを提供することが求められています。

また、本市の中でも、外国人住民が増加している地域や高齢化が進む地域が出てくるなど、地域ごとの特性が顕著となっており、行政による画一的な施策では対応が困難な状況が生じてきています。

そのため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所では、自主性・主体性を発揮し、区の特性に応じたまちづくりを推進することが必要となっています。

取り組みの方向性

①市民満足度（CS）の向上

多様な市民のニーズに応えるため、幅広い方法で行政サービスを提供するとともに、職員の接遇向上を一層図ることでCSの向上を図ります。

また、時代に即したさまざまな手法を取り入れた広聴活動や、市民による市政参加の機会を通じて、職員一人ひとりが市民ニーズを的確に把握するとともに、市政運営への適切な反映に努めます。加えて、市民の利便性を高めるため、効率的かつ効果的なコールセンターの設置・運営に取り組みます。

②区行政の推進

多様化・複雑化する地域課題を解決するため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所の企画調整機能を強化するとともに、市民生活のさまざまな分野を所管する局室・区内公所等との連携を強化し、区における総合行政を推進します。

そのため、各区において、めざすべき区の姿を明らかにし、中長期の取り組みを体系化した区将来ビジョンの実現に向け、企画調整能力を高め、協働や連携を進める人材の育成に取り組むとともに、区長の権限において、予算・組織の両面から区が自主性・主体性を発揮できるよう引き続き取り組みます。

また、区民とともに地域の課題解決に取り組むため、区民が区政へ参画する場である区民会議の議論を踏まえ、区の特性に応じたまちづくり事業を各区において推進します。

伝わる広報

「広報」とは、本市と市民や事業者、在勤・在学の方、本市を訪問される方（以下「市民等」という。）との間に良好な関係を築き、維持し、さらなる信頼関係を築くための活動です。そのため、本市広報においては、市民等の性別や年齢、障害の有無、国籍、生活環境などに関わらず、必要な行政情報を市民等に対して確実に届けることや、市民等が自ら必要とする行政情報をいつでも得られるようにすることが求められています。また、これらを実践するにあたっては、事業目的に即した市民等の行動変容につながる「伝わる広報」であることが重要となります。

行政情報を届けるための広報媒体について、以前は新聞やテレビ・ラジオなどの媒体が中心となっていました。しかしながら、デジタル化の急速な進展に伴い、スマートフォンやタブレット端末が普及し、あわせて SNS やインターネット動画などの新たな媒体が台頭してきたことにより、広報媒体の多様化が進んでいます。

このように広報を取り巻く環境が著しく変化している中で、本市が時代に即した「伝わる広報」を展開していくためには、ただ単に広く市民等に情報発信をするだけではなく、事業目的などから当該情報を届けたいターゲット層やそれに適した広報媒体を意識した、きめ細かな情報発信をしていくことが必要となります。

また、広報には、広報媒体を使った広報活動のほかにも、窓口での市民等とのコミュニケーションや、職員が地域に出向いて施策に関する説明を行うことなども含まれます。その点を踏まえると、広報の主体はすべての職員であるといえることから、職員一人ひとりが広報の意味と重要性を認識し、広報に関する知識や技術、ノウハウを向上させることも「伝わる広報」には必要となります。

取り組みの方向性

戦略的な広報の推進

市民等の行動の段階を「認知、興味・関心、検討、行動」に区分し、広報を行う時点において、市民等のこういった段階の行動を喚起する目的なのかを意識しながら、適宜適切なタイミングで、それぞれの段階に適した媒体を使い分けて、戦略的な広報活動を展開します。

具体的には、本市広報の大きな柱の一つであり、毎月全戸に配布を行う「広報なごや」については、事業のターゲットや重要度に応じて、すべての段階の喚起を目的として使用するほか、本市が意図したタイミングで市民に情報を発信できる新聞やテレビ・ラジオ、SNS などの広報媒体については、主に「認知、興味・関心」の喚起を目的に使用し、事業のターゲットや重要度に応じて適した媒体を組み合わせ、市公式ウェブサイト誘導する役割として活用します。

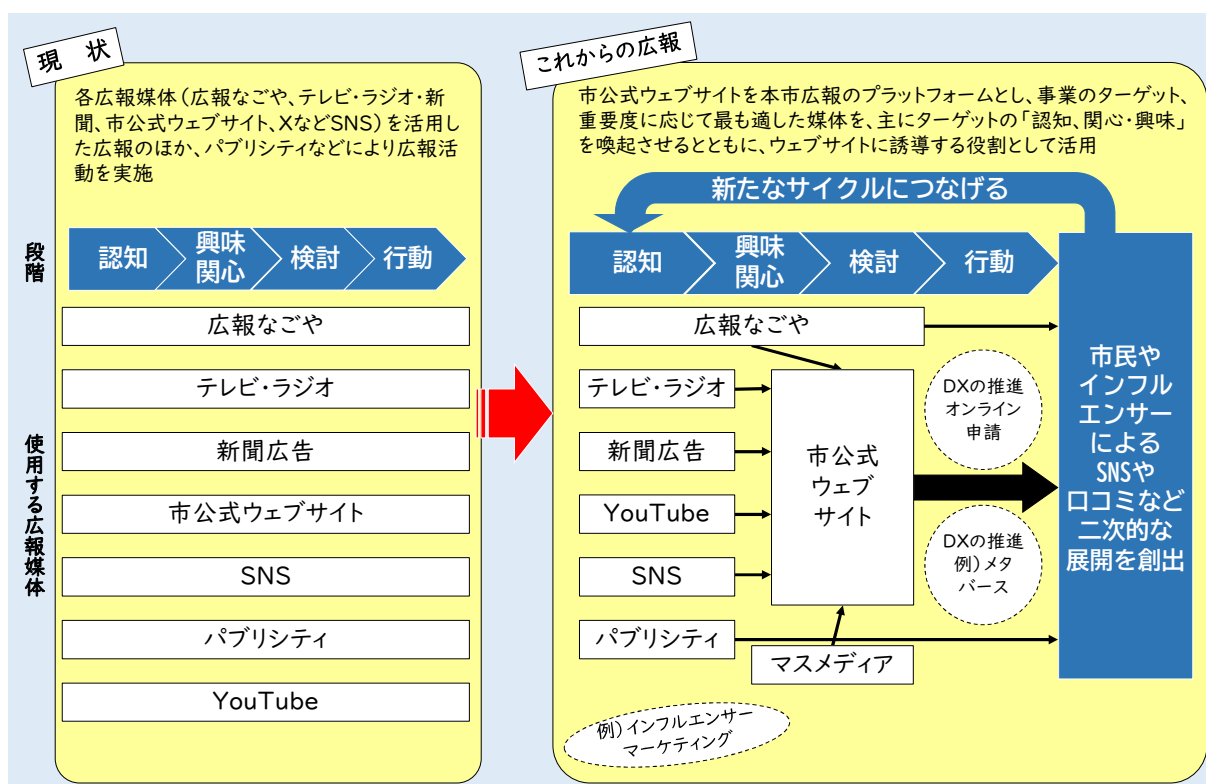
一方、市民等が能動的に情報を取得することができる広報媒体である市公式ウェブサイトは、掲載できる情報量が多く、詳細な情報まで案内できることから、主に「検討、行動」の喚起を目的に使用します。

また、市公式ウェブサイトについては、今後、本市広報のプラットフォームとしての機能を高め、市役所 DX 推進の一環としてオンライン申請手続きが円滑に行えるよう、検索性や見やすさなど利便性のさらなる改善を図るとともに、関係部署や他の広報媒体・ウェブサイトとの連携等を推進します。

さらに、広報資材の制作や SNS の活用などにあたっては、専門性の高い外部人材の活用により、デザイン性やアピール力の向上を図るとともに、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を見据え、市民等の関心の高い分野、理解を深めて関心を喚起したい分野を的確に把握し、効果的な広報活動を実施するなど、時機を捉えた広報をより一層推進します。とりわけ、アジア・アジアパラ競技大会に向けて、スポーツ行政に関する情報発信を強化します。

こうした広報活動が事業目的の達成に確実につながるよう、多様化する市民ニーズや広報を取り巻く環境の変化を絶えず注視するとともに、実施した広報活動について、申込者数や視聴率、視聴回数などの定量的数値やアンケート調査の結果、意見などを基に評価・改善を行うことで次の広報活動につなげていくほか、研修や庁内会議を通して「伝わる広報」の重要性について、職員の意識啓発に取り組みます。

■ 「伝わる広報」に向けた広報媒体の位置づけ



(4) 持続可能な自治体経営

行政改革の推進

地方公共団体においては、最少の経費で最大の効果を挙げる責務があり、本市ではこれまで、行政評価制度の導入や計画的な定員管理の実施、外郭団体改革、指定管理者制度・PPP/PFIによる民間活力の活用など、さまざまな行政改革に取り組んできました。

今後も生産年齢人口が減少し、高齢者人口のさらなる増加が見込まれ、福祉や医療などの義務的な経費の伸びに伴う厳しい財政状況が引き続き想定される中においても、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応し、持続可能な自治体経営を行っていくためには、限られた行政資源を有効かつ効率的に活用するとともに、コスト削減や収入増によって生み出した財源を市民サービスのさらなる向上につなげていく必要があります。

そのためには、業務の自動化・省力化につながる技術を積極的に活用するなど、時代に即した手法を取り入れ、職員が注力すべき業務に集中するとともに、多様な主体との連携に努めて事業効果の最大化を図るなど、不断の行政改革に取り組んでいくことが必要です。

また、職員のライフデザインが多様化し、今後、より柔軟な働き方が求められる中でも、将来にわたって自治体として本来担うべき機能が発揮できるよう、中長期的な観点からの最適な執行体制について検討していく必要があります。

取り組みの方向性

①行政資源の有効活用

限られた行政資源の中において、行政事務のデジタル化や民間活力の活用など、従来の業務の進め方から脱却した取り組みを進めることにより、業務の効率化を進めるとともに、政策立案業務や相談業務といった職員が真に注力すべき業務に集中できる環境を整備していくことが必要です。そのため、時代に即した手法の導入に向けた取り組みとして、全庁的に業務フローの可視化及び業務の分析を行うなど、市役所業務の変革に取り組めます。

また、人による目視での確認や書面での掲示などといった、社会全体のデジタル化を妨げるおそれのあるアナログ的な規制や手続きについて、国の取り組みを踏まえつつ、業務のあり方を見直すとともに、デジタル技術による業務の自動化・省力化を進めます。

また、民間提案の活性化や PPP/PFI の積極的な導入をめざすなど、さらなる公民連携を推進することで、業務の一層の効率化・効果の最大化を図るほか、市内での都市開発やその需要を生み出す経済活動の活性化に向けて、適切な民間投資を継続的に促すため、古くからあり十分な見直しがされていない規制について、時代にそぐわないものになっていないか点検を進めます。

公の施設については、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、引き続き、民間活力の活用を推進するとともに、市の関与の必要性が低下した場合には、必要な見直しを進めます。外郭団体への関与についても、引き続き、「外郭団体のあり方」を踏まえた適切な指導を行います。

②行政改革に向けた職員の意識改革

行政改革を進めていくためには、本市の職員一人ひとりが常に時代の流れを的確に把握するとともに、コスト意識と市民感覚を持ち自分ごととして捉え、主体的に市政を変革する意識を持って業務を遂行することが不可欠です。そのため、職員の行動規範となるよう、内部管理事務や事務事業等の見直しを検討する際の着眼点とそれに対応する見直しの方向性を示し、職員一人ひとりへの定着を図ります。

また、行政改革に積極的に挑戦する組織風土の醸成を図るため、職員の挑戦が評価される仕組みを検討します。

③組織及び定員の最適化

本計画の重点戦略に掲げた取り組みなどを推進していくために必要な組織を整備・強化するとともに、定員再配分を積極的に行うことにより、必要度・重要度の高い事務事業に重点的に職員を配置します。

そのために、時代に即した手法を取り入れ、職員が注力すべき業務に集中できる環境づくりに資する取り組みなどに対しては、機を逸することなく推進できるよう、積極的かつ柔軟に職員を配置するなど、必要な人的投資を行います。また、業務の集約化・効率化や施設の見直し、委託化などの事務事業の見直しに対しては、定員管理の観点からも推進できるように取り組みます。さらに、業務の繁閑の平準化や臨時的・突発的な課題等に対応できる柔軟な組織体制となるように努めます。

加えて、育児休業等による長期不在者や部分休業等の取得者が所属する職場におけるフォロー体制の整備により、市民サービスの維持や円滑な業務執行に資するよう、職員を支える職場環境のさらなる整備に取り組みます。

組織力向上に向けた多様な人材の確保・育成・活用

本市を取り巻く社会情勢は、新型コロナウイルスなどの感染症や大規模災害などのリスクの増大、ライフプランや価値観、市民ニーズの多様化など、大きく変化しており、行政課題は複雑化・高度化しています。

一方で、人材確保における競争は激化しており、少子化・高齢化の進行による生産年齢人口の減少は、今後、職員数の確保に対しても一層大きな影響を及ぼすことから、行政サービスを安定的・継続的に提供していくためには、人材確保を強化するとともに、職員一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮し、組織力を向上させることが重要となります。

行政経営という観点から、人材を財産と捉えて投資することでその価値を最大限に引き出し、組織目標を達成するためには、これまでの業務の進め方を見直し、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進などによる業務改善に取り組み、業務の効率性を向上させる体制づくりが不可欠であり、そのための人材の確保・育成・活用に一体的に取り組んでいく必要があります。

取り組みの方向性

①多様な人材の確保・育成・活用

◆戦略的な人材の確保

さまざまな経験や知識・技能を持った多様な人材を継続的に確保するため、公務の魅力や、名古屋市役所が働きがいのある魅力的な職場であることの発信により、「選ばれる市役所」をめざします。また、デジタルを活用した試験手法の工夫などに取り組むことで、受験者層の拡大を図ります。

あわせて、デジタル化を推進する人材など、確保・育成が難しい専門人材については、民間の副業人材※を活用するなど、必要な人材を補完する取り組みにより、行政サービスの質の向上を図ります。

※副業人材：本業の活動時間外で別の仕事を請け負っている人材。

◆人材の育成・活用

職員が、個々の特性に応じて主体的に能力を伸ばし、必要なスキルを身につけられるよう、中長期的な視点に立って人材育成を行うとともに、成果の適正評価、ポストにふさわしい人材の最適配置、能力・実績に応じた適正処遇を戦略的に実施する人材マネジメントの考え方により、職員の成長が組織力の向上につながるよう努めます。

定年引上げに伴い、60歳以降も働き続ける職員が増加することが見込まれる中で、高齢期職員※の豊富な知識、技術、経験等を最大限活用するとともに、次世代への継承に努めます。

変化する社会情勢に柔軟に対応するため、新しい知識やスキルを学びスキリング※の機会の提供のほか、民間企業をはじめ多様な主体との交流機会の充実等を通じて、変革することをおそれない自律的な人材の育成に取り組みます。

②組織力向上のための職場環境づくり

働き方に対するニーズも多様化する中で、職員の誰もがその能力を最大限に発揮し、高い意欲を持って職務に取り組めるよう、仕事と私生活、育児や介護等との両立の支援を推進するとともに、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進による業務改善に取り組むなど、やりがいと業務の効率性をともに高められる働き方改革の推進や、多様で柔軟な働き方を実現するための環境整備に努めます。

性別や年齢、ライフステージにとらわれない職務分担や幅広い職域における柔軟な人事配置、障害者雇用の促進等、職員がそれぞれの個性と能力を活かし、安心して働くことができる職場環境の整備、意識・風土の醸成に努めます。

※高齢期職員：本計画では、60歳以上の職員のことをいう。

リスキリング：新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること。

持続可能な財政運営の推進

本市の財政状況を見渡すと、歳入の根幹である市税は、令和 3（2021）年度に新型コロナウイルス感染症への対応に関する税制上の措置の影響などにより落ち込んだものの、令和 4（2022）年度からは 6,000 億円を超えています。

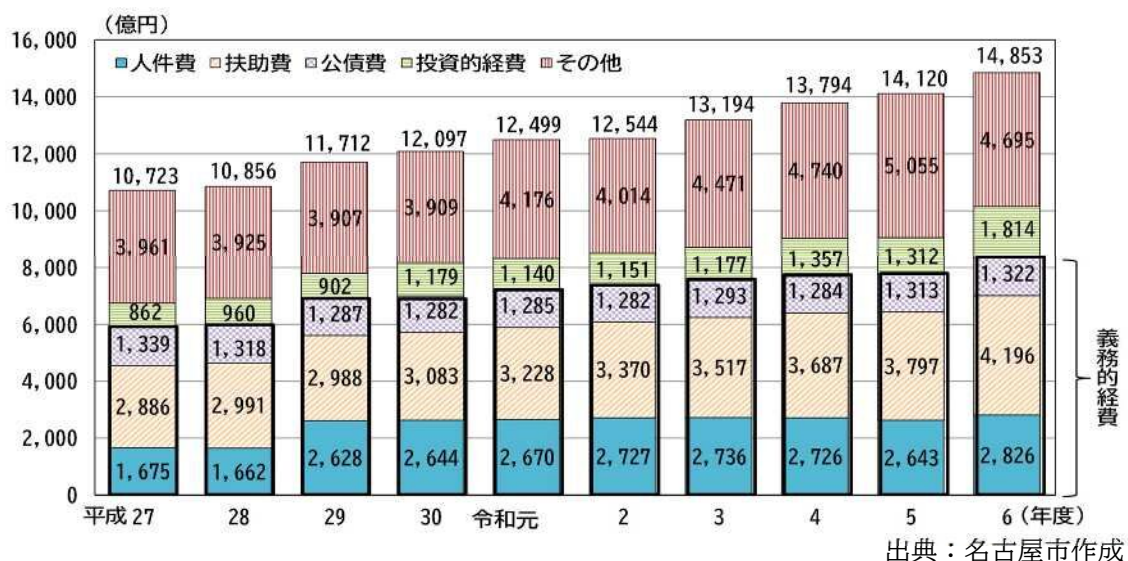
また、公共施設の整備などの財源である市債については、近年、投資的経費の増加に伴い増加していますが、後年度に償還する必要があることから、将来世代に過度な負担を残さないよう努めています。

■ 歳入予算の推移



歳出予算の過去 10 年間の推移では、義務的経費が大きく増加しており、令和 6 年度予算では、8,344 億円となりました。これは福祉や医療などの扶助費の増加が主な要因です。また、投資的経費は、アジア・アジアパラ競技大会施設の整備など、市の将来も見据えた積極的な投資に取り組んでいるため近年増加しています。

■ 歳出予算の推移



本市の財政状況は、義務的経費割合は56.2%（令和6年度当初予算）、経常収支比率は97.8%（令和4年度決算）となるなど硬直的な状態ですが、歳入に占める自主財源の割合が57.1%（令和6年度当初予算）と指定都市の中で比較的高く、法律に基づいて算定する健全化判断比率についても実質公債費比率が6.8%、将来負担比率が88.6%（令和4年度決算）と基準値の範囲内にあることなどから、一定の健全性を維持しているものといえます。

こうした中、本市は近い将来、本格的な人口減少局面を迎えるとともに、少子化・高齢化のさらなる進行に伴う生産年齢人口の減少が見込まれ、歳入の根幹である市税は大きな伸びを期待することが難しい一方で、扶助費などの義務的経費はさらなる伸びが避けられないものと想定されます。

そのような状況でも、防災・減災、国土^{きょうじん}強靱化等に資する公共投資のほか、地域のさらなる発展のための原動力となる成長分野への投資を着実に進める必要があります。

取り組みの方向性

戦略的・計画的な財政運営の推進

効果の薄い事業は見直し、より効果の高い事業に振り向け、全体として市民サービスを確保するという考え方のもと行財政改革に取り組むとともに、税源のかん養という視点を取り入れながら戦略的に施策を展開し、市税収入の拡大を図ります。

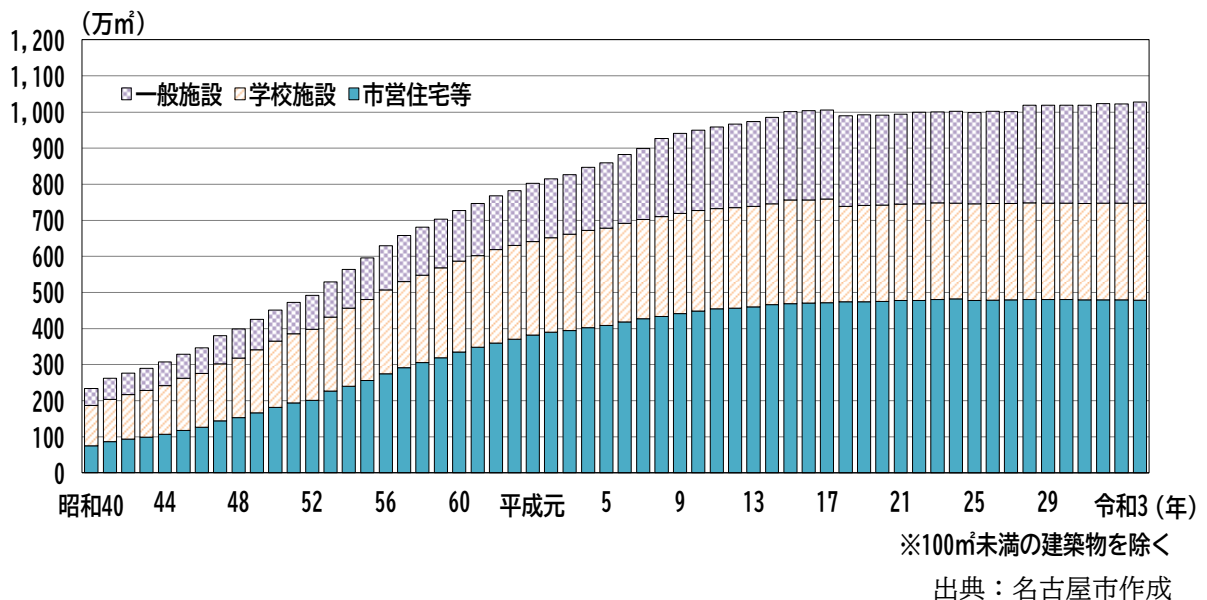
また、この計画に掲げた本市がめざす5つの都市像の実現に向けて施策などを安定的に推進していくためには、それを下支えする財政が引き続き健全性を維持することが重要であることから、将来世代に過度な負担を残さないよう、世代間の負担の公平にも配慮した計画的な財政運営に努めます。

アセットマネジメントの推進

庁舎や市民利用施設・学校・市営住宅などの市設建築物、道路・河川・公園などの公共土木施設、浄水場・水処理センターや配水管・下水管などの上下水道施設、地下鉄トンネルや地下鉄駅・バス営業所などの交通事業施設といった本市の保有する公共施設は、その多くが昭和40年代から60年代を中心に整備されており、多くの施設が更新の時期を迎えます。

これらの施設が今後更新等の時期を迎えるため、整備費が大きく増加することが見込まれるものの、継続的かつ持続可能なコスト管理のもと、安心・安全な公共施設の維持管理・更新を推進し、社会的ニーズに対応した公共サービスを提供していくために、施設の長寿命化を進めるとともに、施設の再編整備、保有資産の有効活用に取り組み、経費の抑制と平準化や財源確保を図る必要があります。また、公共施設の維持管理・更新等にあたっては、今後の人口減少や人口構造の変化に伴い時代とともに変化する社会的ニーズに加え、SDGsの達成、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進、感染症対策の観点などの新たな社会的ニーズを的確に捉えながら、将来のまちづくり、耐震対策をはじめとする防災・減災対策、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境配慮についても対応する必要があります。

市設建築物の保有資産量の推移



取り組みの方向性

①施設の長寿命化

市設建築物や公共土木施設、上下水道施設、交通事業施設といった本市の保有する公共施設が、本来の機能を十分かつ長期に発揮できる状態を保つことができるよう、施設の長寿命化を図ります。

市設建築物については、これまで本市が行った構造体耐久性調査の結果から、市設建築物の大部分を占める鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の建物の構造体に関しては、4割程度はおおむね築80年以上、6割程度はおおむね築60年以上の使用が期待できることがわかっていることから、点検・診断等の結果を踏まえた上で、適切に維持管理するとともに、社会的ニーズに応じた機能向上を図ることができるよう、原則としておおむね80年使用することを目標に計画的かつ効率的な改修等に取り組みます。

公共土木施設などについては、施設類型ごとの特性に応じた改修・更新等に取り組みます。

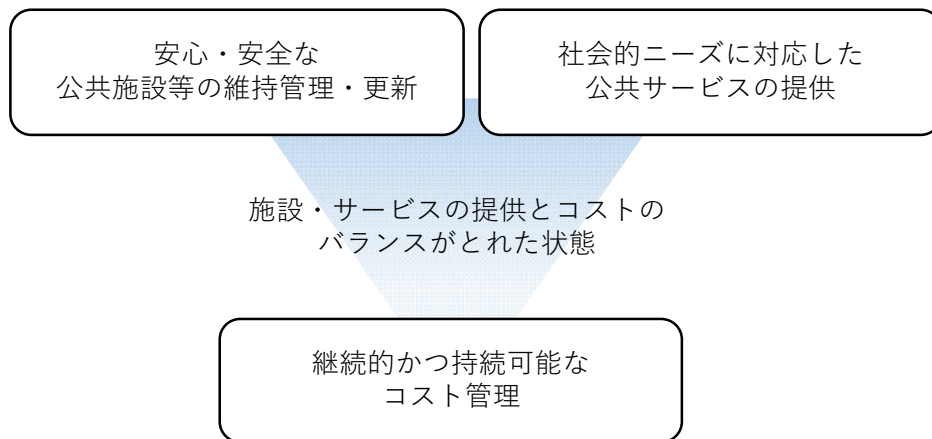
②施設の再編整備

特定の施設を対象とした個別最適ではなく、市全体を俯瞰^{ふかん}した全体最適の実現をめざし、財政状況に配慮しながら、将来にわたって持続可能なサービスの提供が可能となるよう、施設の再編整備に取り組みます。

再編整備にあたっては、施設の現状や事業施策の観点も踏まえつつ、類似・重複した機能を統合する「機能重視」の視点に立って長期的な視点から必要なサービスを整理し、将来のまちづくりを見据え、施設の規模の見直しや、機能の統合、集約化・複合化、用途転用、廃止等により、施設の再編・再配置を図ります。

これにより、「安心・安全な公共施設等の維持管理・更新」、「社会的ニーズに対応した公共サービスの提供」、「継続的かつ持続可能なコスト管理」の三つのバランスが長期的に取れており、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供できている状態を「適正な保有資産量」と位置づけ、この状態をめざして取り組みます。

■ 適正な保有資産量のイメージ



保有資産量の適正化にあたっては、人口動向や財政状況等を踏まえて令和4(2024)年5月において見込まれる令和32(2050)年度時点の適正な保有資産量の水準に向けて取り組んでいきます。なお、今後の人口動向や財政状況等により、適正な水準は変動し得ることから、必要に応じて適正な保有資産量の見込みを更新しながら進めていきます。

このほか、施設の運営や維持管理・更新にあたり、PPP/PFIの積極的な活用を進めます。

■ 保有資産量の見込み

区分	基準年度（実績）	令和4年度（実績）	令和32年度
一般施設	272 万㎡ （令和元年度）	280 万㎡	251 万㎡
学校施設	267 万㎡ （平成28年度）	269 万㎡	203 万～218 万㎡
市営住宅等	63,000 戸 （平成27年度）	61,760 戸	55,000 戸

（注）基準年度は区分ごとの個別施設計画に基づく。

③保有資産の有効活用

保有する資産のうち、余剰となった資産については、売却を進めることを原則としますが、将来的な活用見込等を踏まえ、一定の土地については保有したうえで貸し付け等により活用を図ることで、財源確保や維持管理費の削減を図ります。

また、市有施設などでの広告事業・ネーミングライツの導入を進めるとともに、行政と民間が共同し、保有する資産を活用した新たな事業機会の創出などに取り組むことで、さらなる有効活用を推進します。

危機事象への対応

平成 27（2015）年に水防法が改正され、発生頻度は低いものの過去の災害を上回る、想定し得る最大規模の風水害への対応が求められるようになりました。また、南海トラフ地震の発生確率が今後 30 年以内で 70～80％（40 年以内で 90％程度）と切迫度が高まるなど、地震への懸念も依然として高くなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民生活や事業活動は深刻な影響を受けただけでなく、一時的に緑区役所の業務が全面停止するなど、危機発生時の業務の継続についても課題が顕在化しました。

加えて、ミサイル攻撃をはじめとした武力攻撃、大規模テロや長期間に及ぶ停電などのさまざまな事象にも備えておくことが必要です。

ひとたび大規模災害や重大な感染症等が発生すれば、市民の生命・身体・財産の保護や都市機能の維持・早期回復を図るため、すべての職員が総力を挙げて、速やかに対応する必要があります。

そのため、平常時から研修や訓練を通して職員の危機意識を醸成するとともに、あらゆる危機に対応できる体制を整えていくことが求められています。

取り組みの方向性

①平常時からの備え

危機に備え、事前の準備、体制、基本的方針等を定めるほか、非常時の業務に即座に対応できるよう業務マニュアルを整備するとともに、職員の職階に応じた研修及び行政・市民・関係機関等が一体となった訓練等を実施します。

また、大規模災害や重大な感染症等の発生時に速やかに対応できるよう、平常時から組織全体で危機感を共有し、職員一人ひとりが日々の職務と同様の高い使命感を持って、非常時への対策に努めます。

そして、非常時においても行政機能が停止しないよう、最低限継続しなければならない行政機能を明確化するとともに、災害や感染症の規模や特性に応じた適用段階の細分化を行い、円滑な行政運営ができるよう努めます。

加えて、大規模災害発生時に防災拠点となる施設については、応急災害対策活動を迅速かつ的確に実施するため、それぞれの活動の拠点となる施設の役割と機能を踏まえ、必要な対策を講じます。

大規模災害や重大な感染症等の発生に備え、デジタル技術をフル活用するとともに民間とも連携をしながら効果的な対策を推進していきます。

②危機発生時の対応

大規模災害発生時には、住民の生命を守るため、職員各自が「自分が何をすべきか」を認識して行動するとともに、防災拠点の機能確保や災害情報の迅速な把握、消火・救助体制の確保、医療機能の確保等、迅速な対応により、被害が拡大しないよう努めます。

また、被災後においては、被災地域の速やかな復旧・復興に向けて、ステージに応じた、被災者への切れ目のない支援を継続的に実施するとともに、住まいの再建や生活に密着したインフラの復旧とあわせて産業・社会経済活動の再生に努めます。

重大な感染症の発生時には感染拡大の起点となっている場所や活動を迅速に調査して効果的な対策を講じるとともに、適切な保健・医療体制を確保し、感染症による市民・企業等への影響を考慮した支援策を講じます。

そして、大規模災害発生時や重大な感染症のまん延時等には、市民の方の混乱を招かないようリアルタイムで正確な情報発信を行い、被害最小化を図ります。

さらに、武力攻撃や大規模テロといった想定外の事象に対しては、関係機関等が連携して迅速かつ効果的に対処して被害の軽減を図るとともに、発生事象及び対応に関する正確な情報を速やかに市民に提供して混乱の防止に努めます。

（５）名古屋市がめざす大都市制度

「特別市」制度の創設

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、質の高い行政サービスを提供するだけでなく、生活圏・経済圏が拡大し、住民ニーズが多様化・複雑化する中で、圏域の中核都市として、大都市特有の行政需要への的確な対応が求められています。

一方で、現行の指定都市制度※は、幅広い行政サービスを提供する大都市への事務配分の特例等がありながら、税財政制度に関して、税制上の措置が不十分であり、道府県と指定都市間の役割分担も不明確であるなどの課題があります。

そのような中、基礎自治体としての「現場力」と高度な行政能力を持つ大都市としての「総合力」により複雑多様な行政課題に対応するためには、その能力・役割に見合った権限と税財源を十分に持ち、将来にわたり効率的かつ機動的な大都市経営を可能とする、実態に即した新たな大都市制度を創設することが必要です。

取り組みの方向性

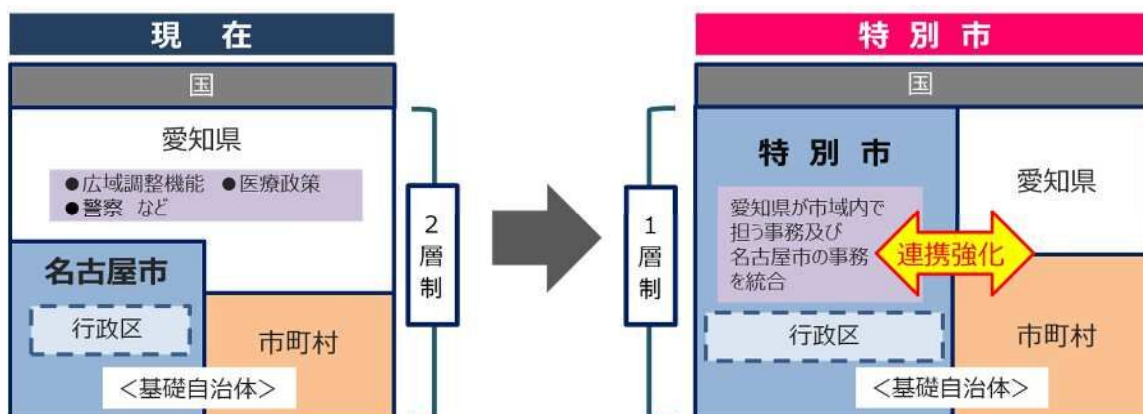
①新たな大都市制度の創設に向けたはたらきかけの強化

特別区設置制度※に並ぶ新たな大都市制度として、市域内において地方が行うべき事務を、「現場力」と「総合力」をあわせ持つ基礎的自治体である大都市が一元的に担い、県から行財政面で自主・自立した「特別市※」制度の創設を他の指定都市と連携して国等に強くはたらきかけます。

②現行制度における改革の推進

現行制度においても、自主的・自立的な行財政運営が可能となるよう、国・県からの権限・税財源のさらなる移譲に向けた取り組みを進めます。

また、区役所の機能強化、地域活動の支援など、住民自治の充実にに向けた取り組みを進めます。



※指定都市制度：政令で指定された人口 50 万人以上の大都市に対し、道府県の事務の一部を、法に基づき移譲する制度。

圏域における自治体連携の推進

名古屋大都市圏は、市町村の境界を越えて市街地が連なるとともに、人口や高度な都市機能が集積し、経済・社会・文化の面で一体的な圏域を形成しており、圏域内では多くの企業、人々が行政区域を越えて活動しているため、既存の行政区域にとらわれることなく、広域的な視点から圏域内の行政課題を考える必要があります。

その際には、本市と近隣市町村のそれぞれが有する強みを活かし、それぞれの持つ情報を共有し、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えて連携し、役割分担を柔軟に見直す視点が重要となります。

取り組みの方向性

圏域における自治体連携の推進

本市は圏域の自治体との連携をこれまで以上に積極的に推進し、強い大都市圏の形成をめざします。特に、日常生活・都市活動において密接な関係にある近隣市町村とは、「広域的な運命共同体」との認識のもと、連携・協力関係をより一層強化し、圏域における自治体連携をリードします。



※**特別区設置制度**：大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設ける制度。

特別市：指定都市が共通して使用している「特別自治市」の通称。

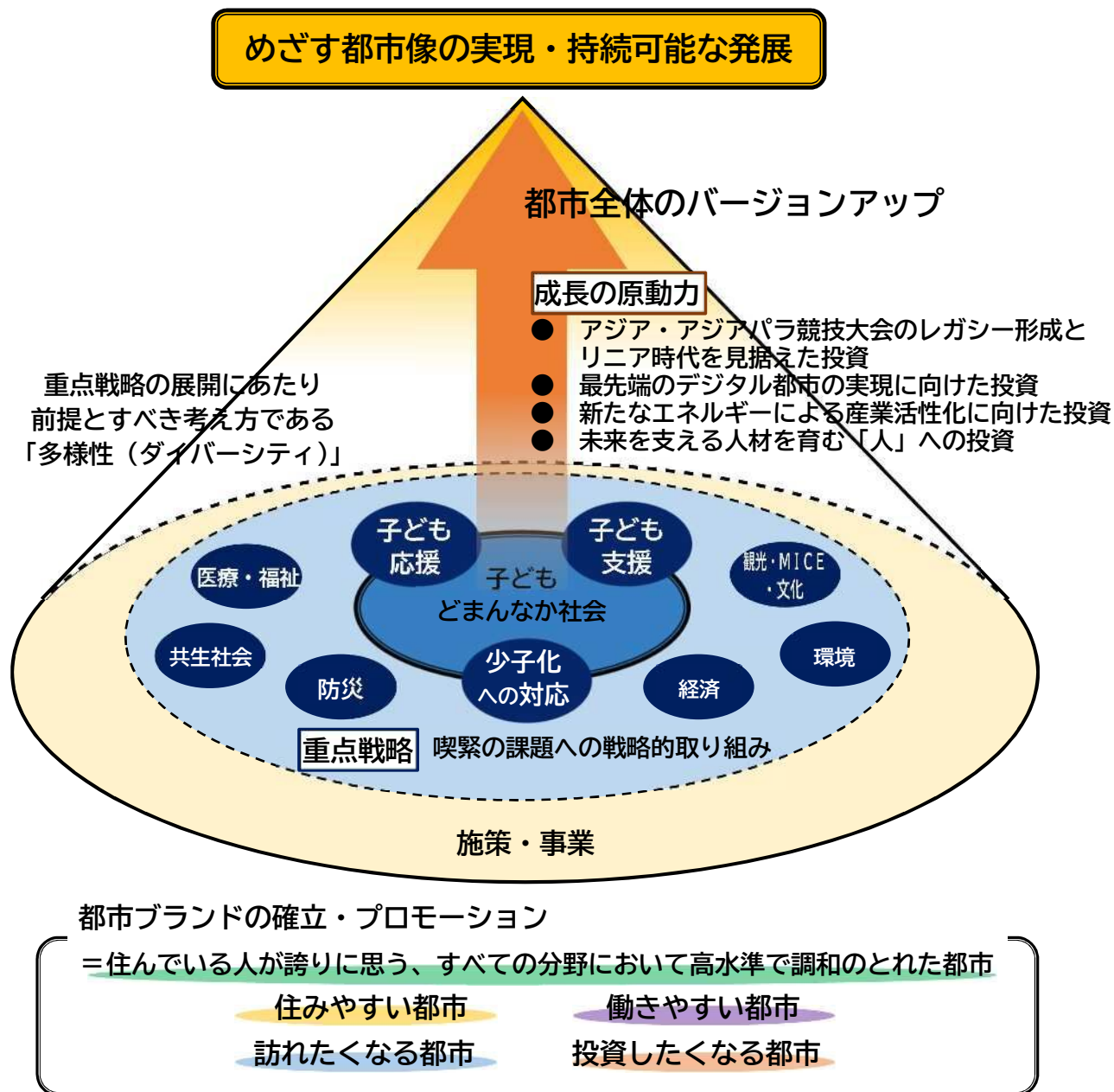
2 重点戦略

ここでは「めざす都市像」の実現に向けて、「名古屋を取り巻く状況」を踏まえ計画期間内において優先的に取り組む戦略を、選択と集中の観点から、「重点戦略」として設定します。重点戦略はめざす都市像に対して横断的な視点も踏まえ、戦略それぞれが連携し関わり合いながら推進していく必要があります。今後、重点戦略に位置づけられた取り組みに対して、行政資源を優先的に集中して配分することにより計画全体を着実に推進していきます。

また、重点戦略の展開にあたり前提とすべき考え方である「多様性（ダイバーシティ）」について、重点戦略に位置づけられた取り組みを中心に関連する取り組みを整理します。

さらに、将来にわたり名古屋大都市圏の活力を維持し、さらなる地域の発展に向けた好循環につなげていくため、重点戦略のうち特に未来につながる先行投資の要素が強い分野を「成長の原動力」として設定します。これを本市の将来の成長に向けて必要な投資をする際の視点として掲げ、推進していきます。

重点戦略の体系（イメージ）



重点戦略の考え方

本市は今、激動する時代の大きな転換点を迎え、今後本格化する人口減少や少子化・高齢化に伴う人口構造の変化、デジタル化・脱炭素化への世界的な動きの加速による産業構造の変化など、かつて経験したことのない社会経済情勢の変化に直面しています。こうした中で、SDGs 未来都市として、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念のもと、これまで歴史の中で先人たちが築き上げてきた名古屋の強みを活か^いし、より強く活力あふれる新たな名古屋を創造していく必要があります。

そのため、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を起爆剤として、“人中心”“住みやすさ”“強い経済力”“にぎわい”“持続可能性”を兼ね備えた「リニアがつなぐ巨大交流圏の中心で躍動する世界都市、誰もが幸せと希望を感じられる名古屋」を実現するため、未来につながる好循環を生み出す投資を積極的かつ戦略的に行います。

特に、国全体、そして本市においても進行している少子化への早急な対応が不可欠です。少子化は、将来にわたり都市活力を低下させ、地域社会のさまざまな基盤の維持を困難とするなど、子どもから高齢者、さらにはこれから生まれてくる将来世代を含めた全世代の日常生活や人生設計（ライフデザイン）に深刻な影響を及ぼしかねません。少子化への対応を中長期的な最重要課題に位置づけ、誰もが将来に希望を持ち、望むライフデザインを実現できる社会をめざします。そして、その効果を地域や経済の活性化や、よりよい行政サービスにつなげていくことで、将来世代に希望をつなげていけるよう、全力で取り組んでいきます。

- 戦略1** 若い世代が将来に明るい展望を持ち、結婚・子育ての希望をかなえられるよう、社会全体で応援します
- 戦略2** 誰一人取り残すことなく、子ども・若者の希望や夢を社会全体で応援します
- 戦略3** 一人ひとりに応じたやさしい福祉を実現し、ともに支え合い活躍できるまちづくりを進めます
- 戦略4** 災害や感染症から市民の命と産業を守り、安心・安全な暮らしを確保します
- 戦略5** 独自の魅力で世界から多様な人が集い交流する、環境と経済の好循環で成長する都市をつくります

重点戦略ページの見方

戦略・原動力

計画期間内に優先的に取り組む「重点戦略」、または先行投資の要素が強い「成長の原動力」を掲載しています。

戦略・原動力の柱

重点戦略または成長の原動力を体系化し、1～4の柱立てをするとともに、柱ごとの取り組み内容を記述しています。

戦略1 若い世代が将来に明るい展望を持ち、結婚・子育ての希望をかなえられるよう、社会全体で応援します

少子化の進行が加速する中、人々が希望している子どもの数などのライフデザインと現実のギャップを埋めることが重要です。

◇ 戦略の柱と推進する取り組み

(1) 若い世代が希望を持って暮らし、安心して結婚し、子どもを生み、育てられる環境づくり



① 出会いや結婚の希望をかなえる支援

若い世代が、結婚や妊娠・出産、子育て、仕事を含めて自らの将来を見通し希望を抱くことができるよう支援に取り組みます。また、出会いや結婚を希望する若い世代を支援するとともに、自分らしく生きることができるよう社会全体で応援する機運の醸成に取り組みます。

主な事業

122 出会いや結婚の希望をかなえる支援

② 妊娠前から子育て期にわたる医療・相談・育児支援

妊娠・出産に関する希望がかなない、誰もが安心して子どもを生み、育てられるよう、妊娠前から子育て期にわたり切れ目なく医療支援や相談支援、育児支援に取り組むことで、不安や負担を軽減します。

主な事業

123 妊娠前から子育て期における相談・育児等支援

124 子育て学び支援事業

128 地域における子育て支援事業の実施

SDGs アイコン

重点戦略または成長の原動力を推進することで達成に寄与する、SDGs のゴール（目標）を示すアイコンを掲載しています。

主な事業

重点戦略または成長の原動力に該当する主な事業を掲載しています。

戦略1 若い世代が将来に明るい展望を持ち、結婚・子育ての希望をかなえられるよう、社会全体で応援します

少子化の進行が加速する中、人々が希望している子どもの数などのライフデザインと現状は乖離^{かいり}しており、個々人の結婚や妊娠・出産、子育てに対する希望がかなっていない状況があります。

その要因はさまざまなものが複雑に絡み合っていますが、若い世代が将来に明るい展望を持てるよう、雇用環境の整備や結婚の希望の実現に向けた支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、子育てや教育、住まいに関する費用の負担軽減など、あらゆる分野において出会いや結婚、出産、子育ての希望を阻害する要因の解消に向けて取り組んでいく必要があります。

「子どもどまんなか」の考え方のもとでは、今を生きている子ども、これから生まれてくる子どもとともに、結婚や子育ての当事者となる世代をまんなかに据えて取り組んでいくことが求められます。

そのため、個々人の多様な価値観・考え方を尊重するとの大前提のもとに、若い世代が結婚や妊娠・出産、子育てに希望を見いだせるとともに、互いの多様な生き方を尊重しつつ、希望どおり結婚し、希望する誰もが安心して子どもを生み、育てられる社会をつくり、未来の世代につなげていかなければなりません。

◇ 戦略の柱と推進する取り組み

(1) 若い世代が希望を持って暮らし、安心して結婚し、子どもを生み、育てられる環境づくり



① 出会いや結婚の希望をかなえる支援

若い世代が、結婚や妊娠・出産、子育て、仕事を含めて自らの将来を見通し希望を抱くことができるよう支援に取り組みます。また、出会いや結婚を希望する若い世代を支援するとともに、自分らしく生きることができるよう社会全体で応援する機運の醸成に取り組みます。

主な事業

122 出会いや結婚の希望をかなえる支援

② 妊娠前から子育て期にわたる医療・相談・育児支援

妊娠・出産に関する希望がかない、誰もが安心して子どもを生み、育てられるよう、妊娠前から子育て期にわたり切れ目なく医療支援や相談支援、育児支援に取り組むことで、不安や負担を軽減します。

主な事業

123 妊娠前から子育て期における相談・育児等支援

124 子育て学び支援事業

128 地域における子育て支援事業の実施

③ 就学前の子どもの育ちの支援

よりよい保育の実現のため、保育の質の向上に取り組むとともに、多様な保育のニーズに対応するため、さまざまな形で保育の充実を図り、あらゆる家庭における子どもの育ちを支援します。また、引き続き、保育所等利用待機児童が発生しないよう取り組みます。

主な事業

127 市立幼稚園における幼児教育の質向上

137 保育所等利用待機児童対策等の推進

138 保育所等における多様な保育サービスの提供

④ 放課後等の子どもの居場所づくりの支援

共働き家庭などの「小1の壁※」や放課後児童クラブの待機児童を解消するとともに、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、居場所づくりに取り組みます。

主な事業

- 151 トワイライトスクール
- 152 トワイライトルーム
- 153 留守家庭児童健全育成事業助成
- 154 児童館等における青少年の育成

⑤ 社会全体での子育てしやすい環境づくり

社会全体で子育てを応援する機運を醸成し、子育て世代の支援を進めるため、地域での子育て応援、男女がともに仕事と子育てを両立できる環境整備と家事・育児に参加する意識の醸成、子育て世帯にとって安心・快適な空間形成や子育てや教育、住まいなどに関する経済的負担の軽減など、行政だけでなく地域や企業とも連携した支援に取り組みます。

主な事業

- 133 子ども医療費の助成
- 134 就学援助・奨励の推進
- 136 地下鉄における子ども・子育てサポート事業
- 142 子育て支援企業認定・表彰制度
- 344 なごや子ども住まいるプロジェクトの推進

⑥ 若者の自立支援と雇用環境の整備

若い世代が自らの希望するライフデザインを実現し、結婚や妊娠・出産、子育ての希望の実現にもつながるよう、社会全体で若者の自立を支援するとともに、雇用の安定に取り組みます。

主な事業

- 114 なごやジョブマッチング事業
- 215 子ども・若者の自立支援
- 216 ナゴヤ型若者の就労支援

※小1の壁：小学校に入学した途端に放課後の預け先がなくなるなど、小学校低学年時に仕事と子育ての両立が困難になる問題。

⑦ 働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進

育児・家事、趣味などの時間を確保するとともに、出会いや結婚の希望の実現にもつながるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進など多様性（ダイバーシティ）のある働きやすい職場環境の整備に取り組めます。

主な事業

009 雇用等における女性の活躍推進

113 ワーク・ライフ・バランス推進事業

■少子化の主な要因（国の少子化社会対策大綱より）

**結婚に関する事項
（未婚化・晩婚化）**

少子化の主な要因のうち、特に未婚化・晩婚化の影響が大きい。
若い世代の多くは「いずれ結婚する」ことを希望しているが、「適当な相手にめぐり会わない」、「資金が足りない」との声がある。また、「一生結婚するつもりはない」という若者も微増傾向。

**子育てに関する事項
（有配偶出生率の低下）**

未婚者・既婚者ともに平均して2人程度の子どもを持ちたいとの希望があるが、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」、「これ以上、育児の負担に耐えられない」、「仕事に差し支える」といった声があり、夫婦の平均理想子ども数、平均予定子ども数は低下傾向。

■ライフサイクル・背景別の課題と取り組み

本計画掲載事業のうち少子化への対応につながる事業を、ライフサイクル・背景別にまとめました。

若年期			
～18歳	20歳代	結婚	妊娠・出産
少子化の背景 子育てや教育にかかる費用負担			
施策 ライフステージを通じた子育てに関する経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取り組み			
114 なごやジョブマッチング事業 216 ナゴヤ型若者の就労支援		132 子どものインフルエンザ予防接種 133 子ども医療費の助成 134 就学援助・奨励の推進 135 私学助成の推進	
少子化の背景 適当な結婚相手にめぐり会わない			
施策 出会いや結婚の希望をかなえる支援			
122 出会いや結婚の希望をかなえる支援 (婚活イベント、ライフデザインセミナー等)		少子化の背景 子育ての孤立感や負担 施策 すべての子ども・子育てで世帯	
		123 妊娠前から子育て期における 124 子育て学び支援事業 125 幼児期の子と親の育ち支援 127 市立幼稚園における幼児教 128 地域における子育て支援事 131 ナゴヤわくわくプレゼント	
		少子化の背景 仕事と子育ての両立 施策 共働き・共育での推進	
		009 雇用等における女性の活躍	
少子化の背景 子育てしづらい社会環境			
施策 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識啓発・社会環境づくり			
126 家庭教育支援の推進 136 地下鉄における子ども・子育てサポート事業 142 子育て支援企業認定・表彰制度		155 子ども会活動への支援 161 中学生の学習支援事業 162 高校生世代への学習・相談	

関連する指標

指標	現状値	令和 10 年度
子育てしやすいまちだと思える市民の割合	76.8 %	85 %
若い世代（0～24 歳）の転入超過数	9,738 人	11,500 人

子育て期

0 歳～	3 歳～	小学校	中学校	高校	大学

経済的な不安定さ

- 種費用の助成 160 ひとり親家庭等医療費の助成
 344 なごや子ども住まいプロジェクトの推進（住宅確保の経済的支援等）
 346 市営住宅等への入居機会の確保

少子化の背景 子どもの教育への不安

施策 質の高い教育の充実

- 145 子どもの体験活動の推進（体験活動拠点、子どもパス）
 157 市立大学における子ども、若者、子育てに関する研究・教育・調査・啓発事業の実施
 180 ナゴヤ・スクール・イノベーション事業の推進
 182 キャリア教育の推進

や負担感

世帯を対象とする支援の拡充

- る相談・育児等支援 137 保育所等利用待機児童対策等の推進
 138 保育所等における多様な保育サービスの提供
 支援の推進 151 トワイライトスクール
 見教育の質向上 152 トワイライトルーム
 愛事業の実施 153 留守家庭児童健全育成事業助成
 ント事業の実施 154 児童館等における青少年の育成

両立の難しさ

家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況

- 舌躍推進 113 ワーク・ライフ・バランス推進事業

- 364 地域に身近な公園の再生
 440 名古屋城の魅力向上推進（こどもファスト・トラック実証実験）

目談支援事業

戦略2 誰一人取り残すことなく、
子ども・若者の希望や夢を社会全体で応援します

子どもは生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在であり、子どもの権利を保障するとともに、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援しなければなりません。また、将来の予測がより困難となっている時代において、子ども一人ひとりが個性や能力を活かしながら、未来に向けて自らの将来を切りひらく力の育成が必要です。

また、子どもが抱える悩みや困難は、子どもや家庭を取り巻くさまざまな要因により、多様化・複雑化しています。子ども自身も周囲も気づきにくい問題を含むさまざまな課題の解決に向けて、子どもが安全で安心できる居場所を持ち、主体性や想像力を発揮することができるよう、地域や学校などと連携した切れ目のない積極的な支援が特に必要です。

◇ 戦略の柱と推進する取り組み

(1) すべての子ども・若者の可能性を引き出し、未来をつくる力を生み出す学びの推進



① 子どもの個性や能力を伸ばし、自ら学ぶ力を育てる学びの推進

すべての子どもたちの可能性を引き出すよう、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、主体的に社会の形成に参画できる力を育成します。

また、子どもが自分の将来について、職業だけでなく社会の中での自分の役割を考え、自分らしい生き方を実現していけるよう、発達段階に応じた支援などに取り組めます。

主な事業

- 145 子どもの体験活動の推進
- 180 ナゴヤ・スクール・イノベーション事業の推進
- 181 一貫教育の推進
- 182 キャリア教育の推進
- 193 インクルーシブ教育システムの推進

② 豊かな心身の育成の推進

子どもたちに豊かな人間性と社会性を育み、体力の向上を図るため、スポーツ、文化活動、自然体験等、さまざまな活動を通じて豊かな心身の育成を推進します。

主な事業

- 194 子どもの運動・文化活動の振興

③ 社会の発展を生み出す力を育成する学びの推進

子どもや若者の将来の可能性をひろげ、社会で活躍できる力を育成するため、グローバル化やデジタル化の進展をはじめとした成長を続ける社会で活躍できる人材の育成を進めます。

また、日本有数の大学の集積地であることを活かし、学生の自発的な活動の推進など、若者が学び活躍できる環境づくりや大学と連携したまちづくりを進めます。

主な事業

- 187 市立大学における社会のニーズに応える多様な高等教育・実習プログラムの展開
- 191 グローバル人材育成の推進
- 209 ICTを活用した教育の推進
- 501 市立大学におけるデータサイエンス研究科（仮称）の設置による高度専門人材の育成

（２）学校・地域と連携した子ども・若者や家庭への切れ目のない支援の推進



- ① 誰一人取り残さない子ども・若者や家庭に対する切れ目のない包括的支援
 さまざまな困難を抱える子ども・若者や家庭に対して、教育や福祉、保健、医療などの面で連携した切れ目のない支援を行い、子どもが安全・安心で健やかに成長できるよう支援します。

主な事業

- 215 子ども・若者の自立支援
- 216 ナゴヤ型若者の就労支援

- ② 支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援

いじめや不登校、虐待、貧困などの子ども・若者に関するさまざまな課題を早期発見し、迅速に対応するため、子どもたちの居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えるという学校の福祉的役割をより一層発揮するなどして、子ども・若者や家庭へ支援を確実に届けるアウトリーチ型も含めた支援に取り組みます。

また、医療的ケアが必要な子どもを含む障害のある子どもが、安心して生活を送ることができるよう、身近な地域や学校等での寄り添った支援に取り組みます。

主な事業

- 147 なごや子ども応援委員会の運営
- 158 ヤングケアラー支援事業
- 169 医療的ケア児の支援に関する連携の推進
- 176 いじめ防止対策の推進
- 177 不登校児童生徒支援の充実

戦略3 一人ひとりに応じたやさしい福祉を実現し、
ともに支え合い活躍できるまちづくりを進めます

価値観やライフスタイルなどが多様化する中で、性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、地域や職場などで自分らしく活躍し、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていくことができる共生社会の実現をより一層進め、人権が尊重され、多様性（ダイバーシティ）を包摂するまちづくりを進めていくことが求められています。

また、超高齢社会を迎えた本市においては、健康寿命を延伸するための予防医療の充実や地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、救急医療等を充実させ、当地域全体の医療・介護の充実・発展を図る必要があります。そのため、名古屋市立大学の機能を最大限活用しながら、さまざまな医療機関や介護事業者などと連携し、医療と介護を切れ目なく複合的に提供する体制を構築するとともに、救急医療体制※等の充実を図り、市民一人ひとりに適切な医療・介護を提供していくことが重要です。

さらに、地域を取り巻く環境の変化により地域活動の担い手不足がますます深刻化している中でも、地域の身近な課題に取り組む市民を支援することで、住みやすく愛着の持てる地域、魅力ある地域をつくる必要があります。

※救急医療体制：（第一次体制）風邪や急な発熱といった軽症患者に対応、（第二次体制）入院や緊急手術が必要な重症患者に対応、（第三次体制）高度な治療を要する重篤患者に対応。

◇ 戦略の柱と推進する取り組み

(1) 人権が尊重され、多様性（ダイバーシティ）を包摂するまちづくり



① 誰もが尊重される社会の推進

一人ひとりの人権が尊重され、誰もがお互いの生き方や価値観の違いを認め合い、互いに多様性を尊重し支え合うまちづくりを推進します。

主な事業

- 001 人権擁護・啓発活動の推進
- 007 多様な生き方への理解促進
- 008 男女平等参画の意識啓発の実施
- 092 障害者差別解消の推進

② バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安全で快適に生活できるバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、アジア・アジアパラ競技大会の開催も契機としながら、都市施設などのハード面の整備や広報・啓発を通じた「意識のバリアフリー」を一層推進します。

主な事業

- 011 バリアフリーのまちづくりの推進
- 016 地下鉄駅のエレベーターの整備
- 020 障害と障害者理解の推進

③ 一人ひとりが自分らしく暮らし活躍できる地域づくり

すべての人がそれぞれの持つ個性や能力を最大限発揮し活躍できるよう、高齢者や障害者、外国人市民※への支援や女性の活躍推進などに取り組むとともに、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方改革に取り組みます。

主な事業

- 009 雇用等における女性の活躍推進
- 090 障害福祉人材の確保・育成等の推進
- 099 市立大学と連携した発達障害児者への支援
- 108 日本語学習支援の推進
- 113 ワーク・ライフ・バランス推進事業

④ 困難な状況にある人への支援

地域での切れ目のない支援体制を構築し、誰もが望まない孤独や孤立に陥らず、人と人がつながり支え合う地域共生社会づくりを推進するため、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を構築します。また、女性が直面する問題の解決を図るため、女性のための総合的な相談・支援を実施します。このような取り組みをはじめ、さまざまな要因により困難な状況にある人を誰一人取り残さない支援を進めます。

主な事業

- 005 女性のための総合相談
- 049 重層的支援体制整備事業の推進

(2) 健康で安心して暮らせる健康長寿のまちづくり



① 予防医療・健康づくりの推進、先進的な研究の推進

生涯にわたり健康で心豊かな生活を送ることができるよう、世代に応じた健康づくりや予防医療を推進するとともに、社会的に関心の高い先進的な研究を推進します。

主な事業

- 028 健康増進事業及び受動喫煙対策の推進
- 031 がん対策の推進
- 035 こころの健康づくりの推進
- 043 市立大学医学部附属病院群における先進的な臨床研究・治験の推進

② 救急医療体制等の充実

休日・夜間などでも適切な医療サービスが受けられるよう、救急医療体制等の充実に取り組みます。

主な事業

037 救急医療体制の確保

038 市立大学医学部附属病院群における救急医療体制の充実

③ 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で自立して安心して暮らし続けられるよう、フレイル※対策の推進や医療・介護を切れ目なく受けられる環境づくり、認知症予防及び認知症の人やその家族に対する支援の充実などを推進します。

主な事業

062 在宅医療・介護連携推進事業

064 市立大学医学部附属病院群における地域の医療機関・介護施設等との機能分担・連携推進

065 介護予防・認知症予防の推進

073 認知症地域支援ネットワークの構築

085 介護人材の確保・育成等の推進

(3) 持続可能で活力のある地域づくり



① 地域活動の推進

まちの活力が維持・向上し続けるよう、地域活動の担い手不足の解消に向け、企業や大学など地域の多様な活動主体と連携し、地域コミュニティの活性化に取り組むとともに、NPO やボランティアなど地域の多様な活動の担い手の育成・支援に取り組めます。

主な事業

021 地域コミュニティ活性化の推進

026 さまざまな団体との連携による地域活動の促進

388 SDGs まちづくりの推進

※**外国人市民**：市内に住所を有する外国籍の人のほか、日本国籍を取得した人や国際結婚によって生まれた子どもなど、外国の文化を背景に持つ人や、外国にルーツを持つ人。

フレイル：加齢による虚弱。心身の活力が低下し、要介護などにつながる危険性が高く、健康な状態と要介護状態の中間的な段階であるが、早期に適切な介入・支援を行うことにより生活機能の維持・改善が可能な状態。

戦略4 災害や感染症から市民の命と産業を守り、
安心・安全な暮らしを確保します

大規模災害の発生が懸念される中、南海トラフ地震や想定し得る最大規模の風水害に備えた災害対応の強化が求められており、特にハード・ソフトが一体となった事前防災対策の強化を加速させていかなければなりません。その中で、能登半島地震における被災地支援活動で見えてきた課題等を踏まえた検証を行い、本市の大規模地震に向けた備えの強化につなげていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応から得た有事における健康危機への対応力を、平常時から継承・強化し、市民一人ひとりの命と健康を守ることができるよう備えておかなければなりません。

さらに、高齢化が一層進行し、地域のつながりも希薄化する中で、市民の安心・安全な暮らしを守るため、これまで以上に地域ぐるみで犯罪抑止や交通安全対策に取り組む必要があります。

◇ 戦略の柱と推進する取り組み

(1) あらゆる災害から命と暮らしを守る対策の強化



① 逃げ遅れゼロをめざす防災対策の強化

南海トラフ地震や想定し得る最大規模の風水害に備えすべての市民の命を守るため、住民避難を軸としたさらなる避難対策の強化に取り組むほか、行政・民間の枠組みを超え、また市町村間での連携した防災対策に取り組めます。

主な事業

- 242 避難行動要支援者の個別避難計画作成
- 251 民間建築物の耐震化
- 262 国及び自治体間の相互連携推進

② 防災人材育成の推進

市民や事業者それぞれが災害を「自分事」として捉え、日頃から防災・減災を意識して行動し、協力してお互いに助け合うことができる関係を構築できるよう、防災知識の習得やスキル向上、訓練などの支援を通じて地域防災力の向上につなげていきます。

主な事業

- 240 地域防災マネジメント事業における自助力向上の啓発・支援
- 241 地域防災マネジメント事業における自主防災組織の活動支援
- 245 戦略的な防災人材育成事業の推進
- 247 学校における防災教育の推進

③ 災害対応力の強化

災害時に市民の命を守り、その後の被害拡大を防ぎ、さらに社会活動を早期に再開させるため、防災拠点の機能強化、受援体制※の確立、物資等供給体制の充実、指定避難所等における良好な生活環境の確保などによる災害対応力の強化に取り組めます。

主な事業

- 254 市本部・区本部運営等に関する研修・訓練の実施
- 256 災害時における広報・広聴活動の推進
- 258 大規模風水害時における業務継続体制の確保
- 272 指定避難所における良好な生活環境の確保

④ 都市防災機能の強化

災害時にも一定の都市機能が確保できるよう、都市基盤施設の耐震化や浸水対策など都市防災機能の強化と適切な管理に取り組めます。

主な事業

- 218 橋りょうの耐震化
- 226 電線類の地中化
- 229 河川の整備
- 231 下水道による浸水対策事業
- 234 名古屋港の防災機能強化

※**受援体制**：災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用するための体制。

（２）新興・再興感染症への健康危機管理対応力の強化



① 重大な感染症の発生を見据えた健康危機への対応力強化

今後の重大な感染症の発生を見据えて、平常時からの備えとして、市保健所や保健センター等の機能強化、職員の人材育成や動員体制の構築、市立大学医学部附属病院群※や市内医療機関との連携による感染者増加に対応可能な保健医療提供体制の確保、必要な物資・医療資機材の備蓄・更新、市民・事業者の感染症対応力の向上など、健康危機への対応力強化を図ります。

主な事業

275 新興・再興感染症対策の推進

277 東部医療センターにおける感染症病床の確保・維持

（３）犯罪や交通事故のない安心・安全な地域づくり



① 犯罪の抑止・交通安全対策の強化

地域の防犯力の向上や子どもの命を守る交通事故対策、高齢者が関わる交通事故への対策など、ハード・ソフト両面の相乗効果による犯罪抑止・交通安全に行政・地域が一体となって取り組みます。

主な事業

289 生活安全活動の推進

295 通学路等安全対策の実施

299 空家等対策の推進

※市立大学医学部附属病院群：名古屋市立大学病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院及びみらい光生病院をいう。

**戦略5 独自の魅力で世界から多様な人が集い交流する、
環境と経済の好循環で成長する都市をつくります**

この圏域は、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業といった、国際的な都市間競争力を高め、さらなる飛躍を遂げるための大きな機会を迎えようとしています。特に、リニア中央新幹線（品川－名古屋間）開業から大阪へ延伸されるまでの期間は、名古屋駅が西の終着駅となるため、名古屋がより一層飛躍するための貴重な期間になります。これらの千載一遇のチャンスを活かし、業務機能や商業・娯楽・芸術文化施設等のさらなる集積など国内外から人や企業が集い活躍できる都市機能の充実と、訪れたい魅力あるまちづくりを一体的に進めることにより、相乗効果を生み出し、圏域の成長をけん引する新たなまちづくりを進めていく必要があります。

また、この機会に都市の内外から活力を引き出すため、公共交通を中心とした持続可能な交通体系の実現とともに、さらなる技術の活用による快適でスマートな移動環境を実現し、居心地が良く歩きたいまちなかを形成し、まちづくりと交通が連携した取り組みを強化することが重要となります。

さらに、気候変動の影響で社会を取り巻く環境は変化しており、本市の持続的な発展や良好な環境を次世代に引き継ぐためにも、令和32（2050）年までの脱炭素社会※の実現に向けて市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があります。

※脱炭素社会：人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。

◇ 戦略の柱と推進する取り組み

(1) スマートで居心地が良く、交流を呼び込む都市機能の充実



① 都市機能を支える基盤・ネットワークの強化

リニア開業の効果を最大化し、名古屋大都市圏の中核都市として圏域の発展を支えるとともに、国際的・広域的な拠点機能や物流機能を高めるため、名古屋駅周辺地区・栄地区・金山地区などの都市機能強化や、中部国際空港第二滑走路の整備など、圏域の産業・経済を支える広域交通ネットワークの強化などを進めます。

主な事業

- 412 名古屋駅ターミナル機能の強化
- 413 リニア駅周辺の面的整備
- 416 栄地区まちづくりプロジェクトの推進
- 417 金山駅周辺まちづくりの推進
- 420 三の丸地区まちづくりの推進
- 422 中部国際空港の機能強化及び利用促進
- 424 名古屋高速道路の利便性の向上

② 先進技術の活用による快適な移動環境の実現

誰もが快適に移動できる環境の実現と都市の回遊性の向上を図るため、ICTや自動運転技術などの先進技術の活用により、基幹的公共交通の機能強化や公共交通の利便性向上、地域のニーズに応じた移動環境の形成などを進めます。

主な事業

- 335 地域公共交通計画の推進
- 336 新たな路面公共交通システム（SRT）の導入
- 338 交通支援制度の実施

③ ウォーカブルなまちづくり

官民が連携し、多様な交流・にぎわいと快適なまちの回遊を創出するため、名古屋の特徴である豊かな道路空間などの官民のパブリック空間を活用し、ウォーカブルな空間を形成します。

主な事業

339 居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの形成

431 うるおいと活気のある堀川・新堀川の再生

432 中川運河の再生

(2) 脱炭素型・循環型・自然共生まちづくり



① 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進

将来の世代も安心して暮らせる持続可能な社会をつくるため、市民・事業者・行政が一体となり、あらゆる場面で徹底した省エネを進め、エネルギーの地産地消にもつながる再生可能エネルギーの導入や脱炭素社会の鍵となる水素エネルギーの利活用の推進などを図るとともに、脱炭素化をイノベーション創出や事業成長につなげるなど環境と経済を両立させ、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進します。

主な事業

383 環境保全・省エネルギー設備資金融資

384 自動車環境対策の推進

390 住宅等の脱炭素化促進

397 水素エネルギーの利活用の推進

400 脱炭素社会の実現を担う人材育成の推進

491 グリーン・イノベーションの促進

② 循環経済への移行の加速化

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換のため、これまでの廃棄物・環境対策としての3R※に加え、資源循環とビジネスが融合した社会の形成を図り、循環経済への移行の加速化に取り組みます。

主な事業

- 395 下水汚泥の固形燃料化
- 404 リデュース・リユースの推進
- 406 事業系ごみの減量・資源化の推進
- 407 資源循環とビジネスが融合した社会の形成

③ グリーンインフラの取り組みによる自然共生社会の実現

豊かな自然環境や生物多様性を保全し、将来にわたって自然と共生する社会を実現するため、あらゆる分野・場面においてグリーンインフラ※の取り組みを推進し、持続可能で魅力的な地域づくりに取り組みます。

主な事業

- 364 地域に身近な公園の再生
- 371 水循環機能を活かしたまちづくりの推進
- 378 生物多様性に配慮したまちづくりの推進

※3R：「Reduce＝リデュース（発生抑制）」、「Reuse＝リユース（再使用）」、「Recycle＝リサイクル（再生利用）」の3つの頭文字をとった言葉で、ごみ減量のために必要な取り組みを表す。

グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を積極的に活用して、さまざまな効果を得ようとする取り組み。

（３）新たな挑戦を後押しし、激化する都市間競争に打ち勝つ産業力強化



① イノベーションの創出による経済活性化

近年、社会情勢や産業構造が著しく変化する中においても、この圏域が持続的な成長を遂げていくため、スタートアップ・エコシステムの形成を通じてスタートアップを創出するとともに、オープンイノベーション※を促進し、あわせてイノベーションの担い手となる人材を育成します。

主な事業

- 484 イノベーションを起こす環境の整備
- 485 イノベーション人材の育成
- 487 社会実証・オープンイノベーションの促進

② 中小企業の経営基盤強化

本市の経済や市民の雇用・暮らしを支える中小企業の技術力・販売力・サービス向上力を強化するため、想定外のリスクや、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、グリーン・トランスフォーメーション※（GX）などの新たな課題へ柔軟かつ機動的にチャレンジする中小企業の取り組みを支援します。

主な事業

- 489 デジタル化（DX）の推進
- 497 資金調達の円滑化支援

③ 地域商業の活性化

名古屋大都市圏の中核都市として、域内経済の活性化・持続的な発展に向け商店街の魅力向上など、地域商業の活性化に取り組みます。

主な事業

- 503 地域商業地の活性化・整備促進

※オープンイノベーション：新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ること。一例として、産学官連携プロジェクトや異業種交流プロジェクト、大企業とベンチャー企業による共同開発などが挙げられる。

グリーン・トランスフォーメーション：産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換すること。

(4) 名古屋らしさで世界を魅了する、何度でも訪れたくなるまちづくり



- ① 名古屋ならではのストーリーで世界を魅了する国際観光MICE都市の実現
 コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復・拡大に向け、本市の強みである歴史、文化・芸術、産業、食文化をはじめとした観光コンテンツの磨き上げや、さらなる情報発信を通じた観光客誘致を推進するとともに、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を見据え、新たなターゲットを見極めた戦略的な観光プロモーションやPR、ソフト・ハード両面での受け入れ環境の整備、MICE※を推進します。

主な事業

- 418 名城エリアにおける観光推進
- 451 文化芸術活動支援の充実
- 460 東山動植物園の再生
- 462 観光プロモーションの推進
- 471 MICEの誘致推進

- ② スポーツの力による都市活力の強化

アジア・アジアパラ競技大会の開催を契機としてスポーツによる都市ブランドの向上と都市活性化を図るため、スポーツ施設などの整備、大会後の継続的な大規模競技大会などの誘致・開催、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会や場の提供、アーバンスポーツ※・eスポーツ※といった新たなスポーツの推進、官民が連携したスポーツツーリズム※の推進などに取り組みます。

主な事業

- 477 瑞穂公園の整備
- 478 スポーツ実施機会の提供
- 480 障害者スポーツの振興
- 481 スポーツプロモーションの実施

※**MICE**：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

アーバンスポーツ：広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由で、都市住民が参加しやすいスポーツ。都市型スポーツ。

eスポーツ：「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

スポーツツーリズム：スポーツを「みる」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「ささえる」人々との交流など、複合的で豊かな旅行スタイルの創造をめざすもの。

ダイバーシティ都市・名古屋の実現をめざして

すべての重点戦略の展開にあたり前提とすべき考え方が「多様性（ダイバーシティ）」です。多様性（ダイバーシティ）は、住民福祉の増進を担う基礎自治体が、誰一人取り残さない社会を構築する上で、必要不可欠な要素です。また、圏域の中核を担う大都市としても、多くの人や企業に選ばれ、将来にわたり成長を続ける上で、重要です。

とりわけ本市には、アジア・アジアパラ競技大会の開催も契機としながら、多様性を認め合い、性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、誰もが自分らしく暮らすことのできる社会を実現することが一層求められています。

そのため、以下の観点から取り組みを進めることで、「多様性」が共生し、「多様性」が成長を導く、「ダイバーシティ都市・名古屋」を実現します。

①誰一人取り残さない多様性を包摂する社会 ～安心して共生する～

基礎自治体である本市は、性別や年齢、障害の有無、国籍などの多様性を包摂するとともに、悩みや不安、あらゆる分野での生きづらさを抱える人や配慮を要する人を取り残さない社会を実現しなければなりません。そのため、本市は、住む・訪れる・学ぶ・働くなど、あらゆる場面で、ソフト・ハード両面における多様性が前提となった、すべての人が安心して共生できる名古屋をめざします。

②多様な選択肢を有する寛容性の高い都市 ～付加価値を生み出す～

今後も本市が大都市として成長を続けていくためには、多様性を包摂する社会の実現を前提として、多様な人々や価値観が交流し、絶えず新しい価値を生み出す都市の実現が求められます。そのため、本市は、多様な人材を育てるとともに、多様性に寛容な環境を整え、文化を醸成することで、国内外からの多様な人材による多様な交流を促進し、イノベーションの創出、ひいては成長を続ける名古屋をめざします。

③ダイバーシティ都市の実現を支える多様性を尊重した行政運営

～市政の変革と基盤強化～

多様性を包摂する社会、多様な選択肢を有する寛容性の高い都市の実現を推進する上では、各種施策・事業を担う市役所においても多様性を尊重していくことが重要となります。そのため、人材、組織などあらゆる面で意識改革を進め、浸透を図ります。

以上の観点に基づき、「ダイバーシティ都市・名古屋」の実現に資する主な事業を、重点戦略に位置づける取り組みを中心に示します。

① 誰一人取り残さない多様性を包摂する社会
(安心して共生する)

住む・訪れる

いきいき

施策8 高齢者

- 054 敬老パスの交付
- 055 老人クラブの活動支援
- 066 高齢者サロン等の推進

施策14 子ども・家庭

- 145 子どもの体験活動の推進
- 155 子ども会活動への支援

施策27 歩行者・自転車

- 341 安心して歩ける歩行空間の確保と自転車
通行空間の整備

施策28 住生活

- 348 ひとがつながる住まいへの支援

施策30 自然・農

- 364 地域に身近な公園の再生
- 377 生物多様性の主流化

施策35 国際交流・国際貢献

- 425 外国諸都市との交流推進

施策40 スポーツ

- 480 障害者スポーツの振興

など

安心

施策1 人権尊重

- 001 人権擁護・啓発活動の推進

施策2 ジェンダー平等

- 007 多様な生き方への理解促進
- 008 男女平等参画の意識啓発の実施

施策3 バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- 011 バリアフリーのまちづくりの推進
- 016 地下鉄駅のエレベーターの整備
- 020 障害と障害者理解の推進

施策5 健康

- 031 がん対策の推進
- 036 自殺対策事業の推進

施策7 誰一人取り残さない支援

- 049 重層的支援体制整備事業の推進
- 050 孤独・孤立対策事業の推進
- 051 ひきこもり支援の推進
- 052 生活困窮者の自立支援
- 053 ホームレスの自立支援

施策8 高齢者

- 060 いきいき支援センターの運営
- 073 認知症地域支援ネットワークの構築
- 085 介護人材の確保・育成等の推進

施策9 障害者

- 087 障害者基幹相談支援センターの運営
- 090 障害福祉人材の確保・育成等の推進
- 092 障害者差別解消の推進
- 097 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 098 発達障害児者とその保護者への支援
- 100 難病患者の療養生活支援
- 103 強度行動障害を有する者への支援

施策10 多文化共生

- 107 地域における情報の多言語化
- 110 外国人向け防災事業の実施

施策13 出会い・結婚・子育て

- 122 出会いや結婚の希望をかなえる支援
- 138 保育所等における多様な保育サービスの提供

施策14 子ども・家庭

- 143 なごや子どもの権利条例の推進
- 152 トワイライトルーム
- 158 ヤングケアラー支援事業
- 159 ひとり親家庭の自立支援
- 163 里親等委託の推進
- 167 特別な支援が必要な子どもへの指導・支援の充実

施策15 虐待・いじめ、不登校

- 172 児童虐待発生予防のための支援

施策19 防災

- 242 避難行動要支援者の個別避難計画作成
- 243 要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援
- 272 指定避難所における良好な生活環境の確保
- 273 福祉避難所の確保

施策22 安心・安全

- 291 再犯防止の推進
- 296 犯罪被害者等支援事業

施策26 公共交通・ウォークابل

- 338 交通支援制度の実施

施策28 住生活

- 346 市営住宅等への入居機会の確保
- 347 民間賃貸住宅を活用した住まいの確保

施策39 観光・MICE

- 470 トイレの洋式化及び機能向上

など

下支え

③ ダイバーシティ都市の実現を支える多様性

学ぶ・働く

施策8 高齢者

- 057 高齢者就業支援センターの運営
- 058 シルバー人材センター事業への補助

施策9 障害者

- 104 障害者就労支援窓口の運営
- 106 障害者就労支援センター等への運営補助

施策16 子どもの学び

- 194 子どもの運動・文化活動の振興

施策17 若い世代

- 211 学生タウンなごやの推進

など

施策1 人権尊重

- 002 学校教育における人権教育の推進
- 003 社会教育における人権教育の推進

施策2 ジェンダー平等

- 009 雇用等における女性の活躍推進

施策10 多文化共生

- 108 日本語学習支援の推進
- 109 外国にルーツを持つ児童生徒等への支援の充実

施策11 就労

- 113 ワーク・ライフ・バランス推進事業
- 114 なごやジョブマッチング事業

施策13 出会い・結婚・子育て

- 134 就学援助・奨励の推進
- 142 子育て支援企業認定・表彰制度

施策14 子ども・家庭

- 161 中学生の学習支援事業
- 162 高校生世代への学習・相談支援事業

施策15 虐待・いじめ、不登校

- 176 いじめ防止対策の推進
- 177 不登校児童生徒支援の充実

施策16 子どもの学び

- 179 「ナゴヤ学びのコンパス」の目指す学びの推進
- 185 市立夜間中学の設置・運営
- 193 インクルーシブ教育システムの推進

施策17 若い世代

- 216 ナゴヤ型若者の就労支援

など

② 多様な選択肢を有する寛容性の高い都市（付加価値を生み出す）

人材

施策16 子どもの学び

- 180 ナゴヤ・スクール・イノベーション事業の推進
- 182 キャリア教育の推進
- 191 グローバル人材育成の推進

施策35 国際交流・国際貢献

- 427 留学生の支援

施策41 イノベーション・産業交流

- 485 イノベーション人材の育成

施策42 地域産業

- 498 産業人材の育成
- 502 市立大学における学びなおし講座の提供

など

フィールド

施策26 公共交通・ウォークアブル

- 333 デジタル技術の活用による市バス・地下鉄の利便性の向上
- 335 地域公共交通計画の推進
- 339 居心地が良く歩きたくなるウォークアブルなまちなかの形成

施策30 自然・農

- 363 名古屋を代表する公園の再生

施策34 都心機能・交流機能

- 412 名古屋駅ターミナル機能の強化
- 422 中部国際空港の機能強化及び利用促進

施策38 歴史・文化

- 451 文化芸術活動支援の充実

施策39 観光・MICE

- 469 高級ホテルの立地促進
- 472 国際展示場の運営・整備
- 473 国際会議場の運営・整備

施策40 スポーツ

- 474 アジア・アジアパラ競技大会の推進

施策41 イノベーション・産業交流

- 484 イノベーションを起こす環境の整備
- 487 社会実証・オープンイノベーションの促進
- 493 イノベーションの基盤となる企業等の集積促進

など

アジア・アジアパラ競技大会の開催も契機としながら一層推進

「多様性」が共生し、「多様性」が成長を導く **ダイバーシティ都市・名古屋**

下支え

を尊重した行政運営（市政の変革と基盤強化）

成長の原動力の考え方

人口減少や少子化・高齢化に伴う人口構造の変化などをはじめとした喫緊の課題へ対応する一方で、本市を飛躍的に成長させ、名古屋大都市圏の中核都市として将来にわたり名古屋大都市圏の活力を維持し、さらにはリニアがつなぐ巨大交流圏の中心都市として日本全体の成長のエンジンの役割を果たすべく、さらなる地域の発展に向けた好循環につなげていく投資を進める必要があります。

中でも、特に未来につながる先行投資を推進するための視点として、「アジア・アジアパラ競技大会の開催とリニア中央新幹線の開業を起爆剤とした都市全体のさらなる発展・躍進に向けた取り組み」、「世界的な潮流であるデジタル技術の活用により、暮らし・産業における新たな価値の創出」、「脱炭素への対応を成長の機会と捉えた産業競争力の強化」、そして、「これらを推進し新たな名古屋をつくる人材の育成」の4つを「成長の原動力」とし、本市を飛躍的な成長に導く投資を推進します。

原動力1 アジア・アジアパラ競技大会のレガシー形成とリニア時代を見据えた投資

原動力2 最先端のデジタル都市の実現に向けた投資

原動力3 新たなエネルギーによる産業活性化に向けた投資

原動力4 未来を支える人材を育む「人」への投資

原動力1	アジア・アジアパラ競技大会のレガシー形成と リニア時代を見据えた投資

アジア・アジアパラ競技大会の開催とリニア中央新幹線の開業は、本市の今後のまちづくりに大きな影響を与えるプロジェクトです。

アジア・アジアパラ競技大会については、その開催効果を一過性のスポーツイベントに終わらせるのではなく、大会のレガシーをさまざまな分野における都市の発展に活かし、リニア中央新幹線開業に向けたまちづくりへとつなげていくことが重要です。さらには、リニア中央新幹線全線開業時の巨大交流圏の中心都市として、日本の成長をけん引できるよう、ソフト・ハード双方の投資を積極的に行い、国際的な都市間競争力を一層高めていくことが重要です。

◇ 成長の原動力の柱と推進する取り組み

(1) アジア・アジアパラ競技大会の開催とレガシーの形成



大会を成功に導き、その開催効果をスポーツの振興をはじめ、交流人口の拡大や国際交流の促進、共生社会の実現、国際競争力の強化など市民の豊かな生活につなげるため、競技会場などでの先端技術の活用や、大会の開催に向けた都市基盤整備、大会後の活用を見据えた施設整備、大会を契機としたアジア各国への戦略的な観光プロモーションや魅力発信、多様性への理解促進などさまざまな分野にわたるレガシー形成に取り組めます。

主な事業

- 018 アジア・アジアパラ競技大会に向けたバリアフリー整備
- 474 アジア・アジアパラ競技大会の推進
- 475 アジア・アジアパラ競技大会に向けた機運醸成等に関する本市の取り組み
- 476 アジア・アジアパラ競技大会会場施設の整備
- 480 障害者スポーツの振興
- 483 新たなスポーツの振興

アジア・アジアパラ競技大会の概要

大会名称	第20回アジア競技大会	第5回アジアパラ競技大会
大会期間	令和8(2026)年 9月19日(土)～10月4日(日)	令和8(2026)年 10月18日(日)～10月24日(土)
参加国数	アジア45の国と地域	
実施競技	41競技	18競技
メイン会場	名古屋市瑞穂公園陸上競技場	
大会 エンブレム		

（２）多様な主体が交わり新たな価値を創造する都市の実現



リニア中央新幹線の開業による交流人口増加の効果を最大限に引き出し、さまざまな分野で活躍するグローバルなクリエイティブ人材・企業など、多様な主体の交流を通じた新たな価値を創出するため、名古屋駅周辺のまちづくりをはじめとした都心部の魅力向上や、スタートアップ創出・成長支援、イノベーションの創出、イノベーションの基盤となる企業の集積、利便性の向上につながる次世代モビリティサービスの推進、偶然の出会いや交流、新たな気づきにつながるウォークアブルなまちづくりに取り組みます。

主な事業

- 336 新たな路面公共交通システム（SRT）の導入
- 412 名古屋駅ターミナル機能の強化
- 413 リニア駅周辺の面的整備
- 416 栄地区まちづくりプロジェクトの推進
- 484 イノベーションを起こす環境の整備
- 493 イノベーションの基盤となる企業等の集積促進

（３）多様な個性と魅力で成長と活力を生み続ける都市の実現



アジア・アジアパラ競技大会の開催を契機に、スポーツにより都市の活性化や都市ブランドを向上させるため、継続的な大規模スポーツ大会の誘致・開催などのスポーツを活かした魅力の創出・発信を行います。また、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線開業により新たな来訪者の増加へつながるよう、名古屋が有する魅力資源のさらなる磨き上げや、国内外への戦略的な観光プロモーション、国際的な大規模MICEの誘致、すべての人が快適に滞在でき、大規模イベントにも対応可能な受け入れ環境の整備を進めます。

主な事業

- 431 うるおいと活気のある堀川・新堀川の再生
- 432 中川運河の再生
- 438 名古屋城の整備
- 442 熱田神宮周辺まちづくりの推進
- 472 国際展示場の運営・整備

第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の開催

アジア・アジアパラ競技大会を開催する意義・目的

- ・スポーツの公平な競争を通じて、スポーツや文化、教育、国際的な尊敬、友情、平和など、さまざまな分野の振興・促進に寄与
- ・アジア最大の国際スポーツ・パラスポーツ大会
- ・大会期間中、多くの観客や大会関係者がこの地域を来訪

大会を取り巻く状況の変化

- ・2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催
- ・開催決定後における国際情勢の変化、物価の高騰

- 大会の質を保ちつつ経費の抑制を図り、簡素で合理的・機能的な大会に
- 両大会を一過性のスポーツイベントで終わらせるのではなく、大会の開催効果を、スポーツの振興をはじめ、交流人口の拡大、国際交流の促進、共生社会の実現、国際競争力の強化など、さまざまな分野にレガシーとしてつなげていくことが必要

■ 「2026アジア・アジアパラ競技大会NAGOYAビジョン」 ～大会を契機としてめざすまちの姿～

健康・地域活力

魅力・誇り

さまざまな分野にわたる
レガシー形成

国際交流・多様性

イノベーション・
持続可能性

本市をあらゆる面でバージョンアップし、
市民のより豊かな生活の実現につなげる

アジア・アジアパラ競技大会に関連する主な事業

	開催前	開催中	開催後
開催に必要	474 アジア・アジアパラ競技大会の推進 (組織委員会運営等)		 ※画像はイメージです ©2021株瑞穂 LOOP-PFI
	476 アジア・アジア パラ競技大会会場 施設の整備		
	477 瑞穂公園の整備		
開催に向け重要	012 重点整備地区のバリ アフリー化の推進		
	018 アジア・アジアパラ 競技大会に向けた バリアフリー整備		
	475 アジア・アジアパラ競技大会に向けた 機運醸成等に関する本市の取り組み (機運醸成、会場周辺整備等)		  第20回アジア競技大会 エンブレム 第5回アジアパラ競技大会 エンブレム
大会を契機に加速			
	【スポーツの振興】	【共生社会の実現】	
	478 スポーツ実施機会の提供	011 バリアフリーのまちづくりの推進	
	480 障害者スポーツの振興	013 民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進	
	481 スポーツプロモーションの 実施	017 ユニバーサルデザインタクシーの導入補助	
	482 大規模競技大会等の誘致・開催	020 障害と障害者理解の推進	
	483 新たなスポーツの振興	092 障害者差別解消の推進	
	【交流人口の拡大】	【国際競争力の強化】	
	462 観光プロモーションの推進	484 イノベーションを起こす環境の整備	
	【国際交流の促進】	492 産業交流の場づくり	
	112 市立大学における多文化共 生・国際化の推進に向けた 人材育成	493 イノベーションの基盤となる企業 等の集積促進	
	425 外国諸都市との交流推進		など
		 第4回杭州アジアパラ競技大会開会式 ©2023 HAPGPP	

名古屋駅のスーパーターミナル化

これからの名古屋駅には、リニアがつなぐ巨大交流圏の交通拠点、快適な乗り換え空間、ターミナル駅にふさわしい空間づくりを進めていくことが求められています。整備にあたっては、スーパーターミナル駅にふさわしい高い機能性の発揮と、世界の目的地となる名古屋の新しい顔づくりを基本コンセプトに検討を進めています。

(整備の基本的な考え方のイメージ)



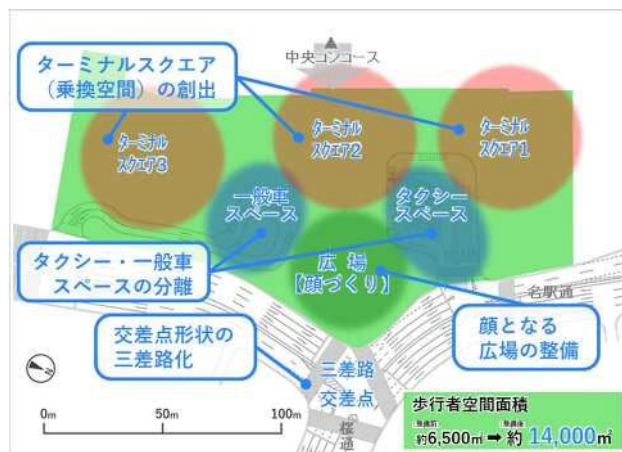
出典：名古屋市「名古屋駅駅前広場の再整備プラン（中間とりまとめ）」

名古屋駅駅前広場周辺の再整備

【東側駅前広場】

ロータリー交差点を改良し、「飛翔」の位置まで広場を広げ、まちにつながる歩行者空間、乗り換え空間の拡充を図ります。

(整備内容 令和6年3月時点)



※ 道路の詳細構造、施設の配置や規模等については、関係者との調整により今後変更することがある。
 ※ ターミナルスクエア3については名鉄名駅再開発計画との整合等が必要。

【西側駅前広場】

・リニア中央新幹線開業時の姿

アジア・アジアパラ競技大会の開催時及びリニア中央新幹線開業に向け、来訪者を温かく迎えるために必要な交通機能の確保と空間形成を図ります。

(リニア中央新幹線開業時の姿 整備イメージ)



出典：名古屋市「名古屋駅西側駅前広場整備計画（令和6年2月）」

・西側エリアのめざす姿

リニア中央新幹線開業後、できる限り早期に、駅前広場の地下や上空等も活用し、交通結節機能の立体的な配置や、新たな都市機能を導入する等、民間事業者と連携して、スーパーターミナル駅にふさわしい魅力的な拠点の形成をめざします。

原動力2 最先端のデジタル都市の実現に向けた投資

本市においては、市政各分野において多様化・複雑化するさまざまな課題に的確に対応していくため、平成31（2019）年3月に策定した「名古屋市ICT活用に関する基本方針」のもとサービスや業務の改善に取り組んできましたが、コロナ禍において、医療、雇用、産業、市民生活など、あらゆる側面でデジタル化をめぐるさまざまな課題が顕在化しました。

ロボットやAI、IoT、ビッグデータなどを活用した技術革新である第4次産業革命の進展は、経済活動に加え、健康、医療、公共サービスなどの幅広い分野に影響を与えると考えられます。このような中で、労働生産性を高め、産業競争力を維持・強化していくことや、一人ひとりがライフステージに合った最適なサービスを選択することができる社会を実現するためには、デジタル技術やデータの利活用などを推進していく必要があります。

◇ 成長の原動力の柱と推進する取り組み

(1) デジタル“実感”都市の実現



世界においては、コロナ禍以前から、民間部門において、データを効果的に生成・収集・利活用する企業が生まれ、急激な成長・技術革新を遂げています。

デジタルサービスの多くは民間部門における新しいアイデアから生み出されていることから、先進技術社会実証支援「Hatch Technology NAGOYA」などをはじめ先進技術に関するアイデアを民間部門より積極的に募り、都市全体をイノベーション・フィールドとした社会実装を支援するとともに、健康・医療、福祉、子ども、教育、防災、モビリティ、インフラなどの市民生活に密着している分野、まちのにぎわいづくりや観光の分野において、率先導入を進めます。

あわせて、中小企業へのデジタル技術の導入による経営基盤強化やビジネスモデルの変革など圏域の産業競争力の維持・強化を支援します。

主な事業

- 085 介護人材の確保・育成等の推進
- 210 教育データ利活用と EBPM の推進
- 319 インフラ分野の DX 推進
- 487 社会実証・オープンイノベーションの促進

(2) デジタルスタンダードな暮らしの実現



デジタル技術を暮らしの標準的な手段として実装し、市民一人ひとりにより適したサービスをめざすため、行政手続きのオンライン化や、区役所におけるスマート窓口の推進、AI などの先端技術の活用・実証実験などに取り組み実装を進めます。

主な事業

- 023 区行政の推進
- 120 図書館の魅力向上
- 228 世界座標データと道路台帳平面図を統合するデジタルデータの公開

原動力3 新たなエネルギーによる産業活性化に向けた投資

脱炭素への対応を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも成長の機会と捉える時代に突入したことで、自動車産業をはじめとする製造業を中心としたこの圏域の産業は、100年に一度と言われる産業構造の変化に直面しています。

国全体では、令和12(2030)年度までの新たな目標として、平成25(2013)年度から温室効果ガスを46%削減することをめざすとされており、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現と、産業競争力の維持・強化を両立していくためには、産業構造に変革をもたらす大きな成長が見込まれるエネルギー分野における投資を進めていく必要があります。

とりわけ、産業、輸送など幅広い分野での活用が期待され、脱炭素化へのキーテクノロジーとされる水素や産業から家庭まで幅広く活用されている再生可能エネルギーの利活用促進と、自動車の電動化に関連した業態転換支援への先行的・集中的な投資を進め、エネルギーの安定供給への貢献や、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現に向けた「環境と経済の好循環」を達成し、将来へ向け成長志向の産業構造を構築していくことが重要です。

◇ 成長の原動力の柱と推進する取り組み

(1) 水素でつくる新たな暮らし・産業



水素の利活用促進においては、本市は人口・産業・都市機能が集積する大都市として、水素の需要創出・利活用促進をけん引するため、公的部門における燃料電池車両の率先導入など、圏域全体をリードする取り組みを進めるとともに、産業部門における社会実装へ向けた取り組みを支援します。

あわせて、産学官・周辺自治体で連携し、水素等実装の拠点整備や環境整備、規制緩和などを推進し、新たなサプライチェーン構築を進めるとともに、都市全体での水素利活用の取り組みを進めます。

主な事業

- 397 水素エネルギーの利活用の推進
- 398 脱炭素先行地域づくり事業の推進
- 399 名古屋港におけるカーボンニュートラルポート形成
- 491 グリーン・イノベーションの促進

(2) 再生可能エネルギーの利活用拡大と業態転換支援



再生可能エネルギーの利活用促進として、事業者への導入支援や、公的部門での率先導入、市民・事業者への電動車の導入支援をするとともに、自動車の電動化に関連した業態転換支援として、事業者の新たな領域への挑戦や多角化への支援などを進めます。

主な事業

- 389 市施設の脱炭素化の推進
- 390 住宅等の脱炭素化促進

原動力4 未来を支える人材を育む「人」への投資

現代は将来の予測が困難な時代であり、不確実性が高く変化の激しい社会においてさまざまな課題に向き合いながら豊かな未来を切りひらいていくためには、社会の中での自分の役割を考えながら自分らしい生き方を実現していく力や、柔軟な知を育んでいく必要があります。

また、少子化やデジタル化の急速な進展をはじめとする潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけでなく、労働需要のあり方にも根源的な変化をもたらすことが予想されます。そのためには、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく力や、一人ひとりのスキルの向上・習得により生産性を向上させていく必要があります。

創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」であることから、教育・人材育成といった人への投資を成長の源泉と捉え、未来を支える人材を育む取り組みを支援・推進することが重要です。

◇ 成長の原動力の柱と推進する取り組み

(1) 持続可能な社会の発展を生み出す人材育成



すべての子どもたちの可能性を最大限引き出し、持続可能な社会の発展を生み出す人材の基礎を育成するため、初等中等教育において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、課題発見・解決能力などを育む学習の充実を進めるとともに、キャリア教育、グローバル人材の育成などに取り組めます。

主な事業

- 145 子どもの体験活動の推進
- 180 ナゴヤ・スクール・イノベーション事業の推進
- 182 キャリア教育の推進
- 191 グローバル人材育成の推進
- 213 市立大学における都市の諸課題の解決に向けた研究及び人材育成

(2) 新たな時代の産業を支える人材育成



デジタル化をはじめとする大きな産業構造の変化の中においても、産業全体をレベルアップし、産業競争力を維持・強化していくため、起業家精神を持った次世代の人材育成やイノベーション人材の育成、産業を支える人材の能力をアップデートするリカレント教育※を実施するとともに、リスキリングを実施します。

主な事業

- 485 イノベーション人材の育成
- 488 グローバル化支援
- 502 市立大学における学びなおし講座の提供

※リカレント教育：学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育。

3 施策・事業の全体像

(1) 施策・事業数

本計画では、前計画からの継続性を考慮しつつ、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5年間ににおける「めざす都市像」の実現に向けた取り組みを42の施策として体系化しています。また、各施策を推進する上で重要な事業を掲載しています。

めざす都市像	施策数	事業数
人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市	12	121
安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つ都市	5	95
人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせる都市	7	98
快適な都市環境と自然が調和した都市	9	96
魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれた都市	9	93
合 計	42	503

(2) 計画事業費

本計画の掲載事業の実施に要する事業費は、5年間の計画期間を通して概算で約2兆6,973億円を見込んでいます。なお、計画事業費については計画策定時における概算です。

めざす都市像	計画事業費
人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市	約 3,487億円
安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つ都市	約 5,634億円
人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせる都市	約 6,730億円
快適な都市環境と自然が調和した都市	約 4,703億円
魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれた都市	約 6,420億円
合 計	約2兆6,973億円

4 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、次のとおり実施状況の把握と重点戦略に基づく予算の重点化を図ることにより、進行管理を実施し、PDCA サイクルを徹底します。

(1) 実施状況の把握

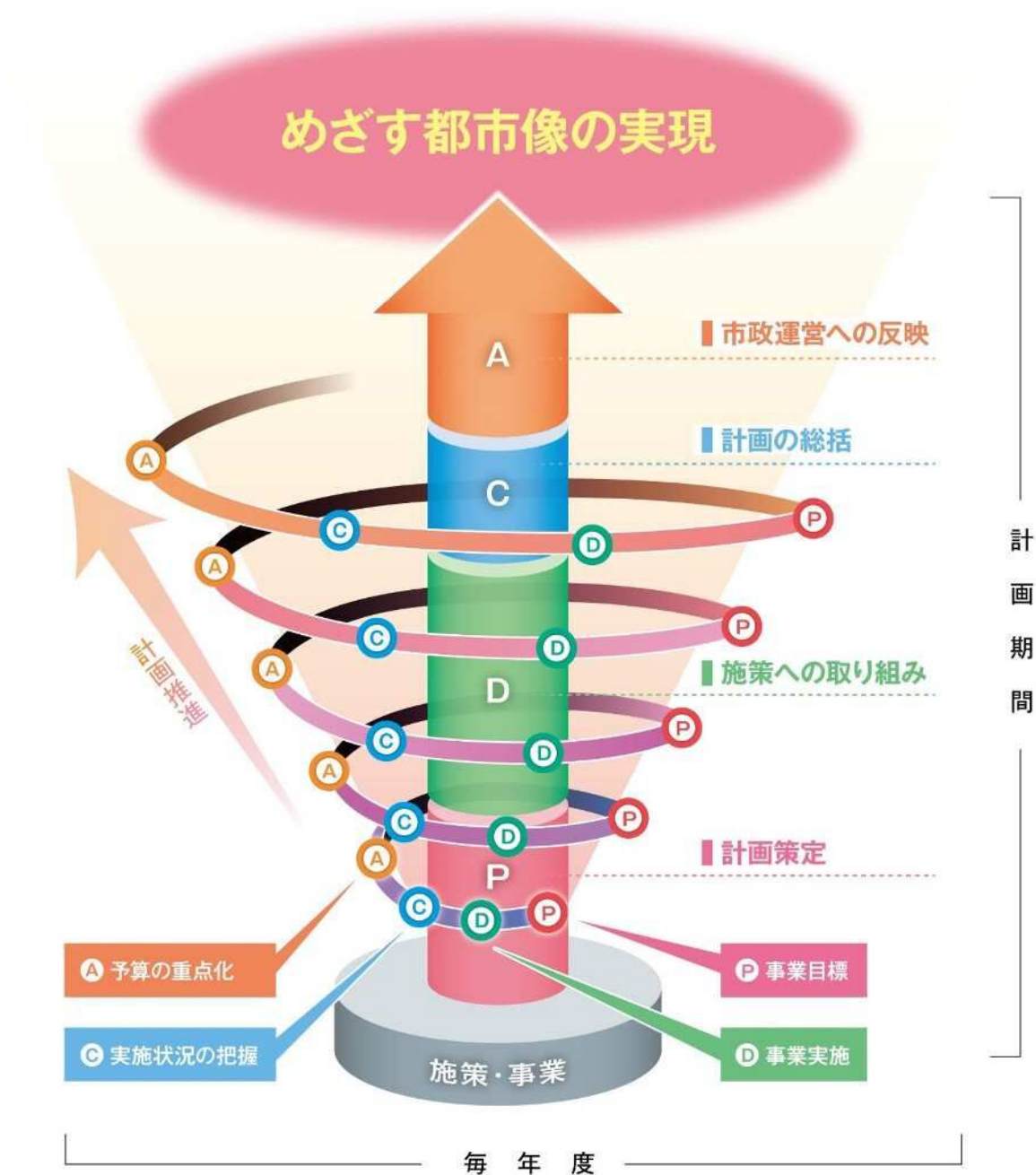
施策の進捗よく状況を把握するため、施策ごとに成果指標とその目標値を設け、毎年度、その成果指標の状況を把握し公表します。

また、掲載事業には、現況と計画目標を掲載した上で、毎年度、掲載事業の実施状況を把握し公表します。なお、本計画の期間終了後は、成果指標の目標値や掲載事業の計画目標の達成状況を評価・検証することにより、本計画を総括し、その後の市政運営に反映します。

(2) 予算の重点化

毎年度の予算編成においては、本計画の重点戦略に基づき、実施状況を踏まえ予算の重点化を図ります。

■ 計画の進行管理イメージ（PDCA サイクル）



5 施策・事業

(1) 施策体系

「めざす都市像」を実現するために、42の施策に取り組みます。

都市像1 人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市

- 1 人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくれます
- 2 ジェンダー平等を総合的に進めます
- 3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に進めます
- 4 地域のつながりを深めることや地域活動を総合的に支援します
- 5 生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します
- 6 適切な医療を受けられる体制を整えます
- 7 生活課題を抱え支援が必要な人を誰一人取り残さないよう支援します
- 8 高齢者が個々の状況に応じて自分らしく安心して暮らせるよう支援します
- 9 障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します
- 10 多文化共生を進めます
- 11 誰もが意欲を持って働けるよう、就労支援を進めます
- 12 生涯にわたる学びを通した生きがいづくりを支援します

都市像2 安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つ都市

- 13 出会いや結婚に対する希望がかない、安心して子どもを生み、育てられる環境をつくれます
- 14 子どもが健やかに育つよう、子ども・家庭を支援します
- 15 虐待やいじめから子どもを守り、不登校児童生徒への支援を進めます
- 16 子どもの確かな学力や豊かな心、健やかな体を育み、社会で活躍する力を伸ばします
- 17 若い世代が学び育ち、活躍できるまちをつくれます

都市像3 人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせる都市

- 18 災害に強い都市基盤の整備を進めます
- 19 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します
- 20 感染症対策の充実と衛生的な環境の確保を図ります
- 21 市民の命を守る消防体制の充実を図ります
- 22 犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます
- 23 安心・安全でおいしい水道水を安定供給します
- 24 消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

都市像4 快適な都市環境と自然が調和した都市

- 25 良好な都市基盤が整った生活しやすいまちづくりを進めます
- 26 持続可能な公共交通の実現と、ウォーカブルなまちづくりを進めます
- 27 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します
- 28 多様なニーズに対応した安心・ゆとりある住生活の実現・継承を図ります
- 29 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します
- 30 身近な自然や農にふれあえる環境をつくれます
- 31 市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します
- 32 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを進めます
- 33 循環型都市づくりを進めます

都市像5 魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれた都市

- 34 世界に誇れる都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めます
- 35 国際的に開かれたまちづくりを進めます
- 36 港・水辺の魅力向上を図ります
- 37 魅力的な都市景観の形成を進めます
- 38 歴史・文化に根ざした魅力向上を図ります
- 39 観光・M I C Eの推進と情報発信により交流を促進します
- 40 スポーツを^い活かしたまちづくりを進めます
- 41 イノベーションの創出を促進するとともに、産業交流を促進します
- 42 地域の産業と人材を育成・支援します

(2) 施策ページの見方

施策

めざす都市像を実現するために、5年間の計画期間内に推進する施策を掲載しています。

施策の柱

施策を推進するための主な取り組みについて、各施策に1～4の柱立てをするとともに、柱ごとにその取り組み内容を記述しています。

関連する個別計画

施策に関連する個別計画を示しています。

成果指標

都市像2 安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つ都市

施策13 出会いや結婚に対する希望がかない、安心して子どもを 生み、育てられる環境をつくります

施策の柱

① 出会いや結婚に対する希望をかなえる支援

若い世代の結婚や子育てに関する希望を阻害するさまざまな要因の解消に取り組みます。また、将来を希望を持って見通すことができるよう支援します。

② 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

希望する人が安心して子どもを生み、育てられるよう、妊娠前から子育て期に至るまで切れ目なく支援します。また、親として成長する楽しさなどについて学ぶ機会を充実させます。

③ 子育ての負担感・孤立感の軽減

心理的・経済的負担の軽減を図るなど、安心して子どもを養育することができるよう、行政だけでなく、地域や企業などと連携し、社会全体で子育てを支援する取り組みを進めます。

④ 働きながら子育てしやすい環境づくり

企業や市民の意識啓発などを通じて、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。また、働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう多様な保育サービスの提供や保育の質の向上に取り組みます。

成果指標

子育てしやすいまち だと思う市民の割合 (現状値：76.8%)	目標値 85%	保育所等利用 待機児童数 (現状値：0人) (令和6年4月1日)	目標値 0人 (令和11年4月1日)
子育て支援企業 認定数 (現状値：264社)	目標値 331社	結婚や子育てに 温かい社会の実現に 向かっていると 考える市民の割合 (現状値：65.0%)	目標値 90%

関連する個別計画

◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 ◆第4期教育振興基本計画
◆市営交通事業経営計画2028

施策の進ちょくを示す「ものさし」として、アンケートによる主観指標と、事業量などによる客観指標を組み合わせ、各施策に2～5指標設定しています。計画期間終了時の令和10(2028)年度の目標値を示しています。

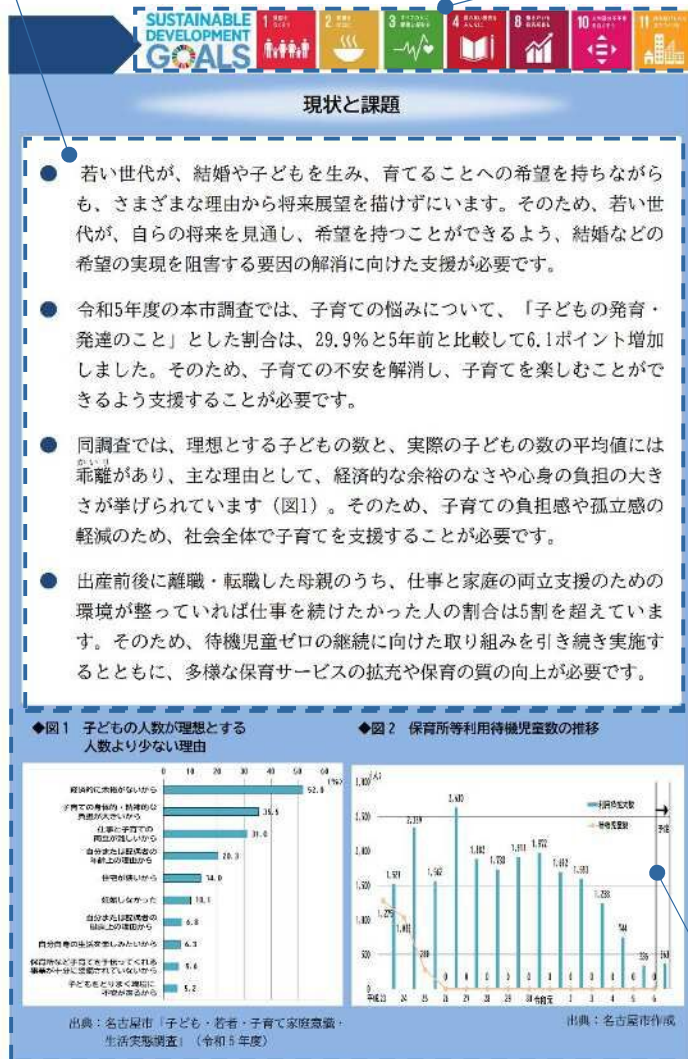
なお、「現状値」には原則として令和5(2023)年度の値を記載しており、異なる年度または年次の値を記載している場合は括弧内に明記しています。

現状と課題

施策を取り巻く現状と課題を、「施策の柱」ごとに整理して記述しています。各項目は、「施策の柱」とそれぞれ対応しています。

SDGs アイコン

施策を推進することで達成に寄与する、SDGs のゴール（目標）を示すアイコンを掲載しています。



図・グラフ等

現状と課題をわかりやすく説明する、図やグラフなどを掲載しています。

(3) 事業ページの見方

事業名

事業名を示します。複数の施策に関する事業は、最も関係の深い施策に掲載しています。
「事業」に続く数字は、掲載事業の通し番号です。

事業概要

事業の目的と取り組む内容を記述しています。

都市像2 安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つ都市

施策を推進する事業

① 出会いや結婚に対する希望をかなえる支援

事業概要	現況	計画目標
事業 122 出会いや結婚の希望をかなえる支援 【子ども青少年局】		
若い世代が結婚や妊娠・出産、子育てに希望を見だし、希望どおり結婚し子どもを持てる社会づくりを推進するため、婚活イベント、ライフデザインセミナーなどを開催するとともに、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会形成に向けた広報を強化	検討	結婚支援の検討・実施 ▶婚活イベント、ライフデザインセミナー 等 広報の強化

現況

原則として、令和5（2023）年度における具体的な取り組み内容や実績値を示しています。
数値については、令和5（2023）年度末までの数値を示す場合には、（累計）と記述しています。

計画目標

原則として、令和10（2028）年度における具体的な取り組み内容や目標値を示しています。数値については、令和6（2024）～10（2028）年度の5年間の数値を示す場合には（5か年）と、令和10（2028）年度末までの数値を示す場合には（累計）と記述しています。

施策1

人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくります

施策の柱

① 人権擁護の推進

市民一人ひとりが、人権尊重の理念や重要性について認識し、日常生活や社会生活等において人権尊重の意識や行動を確実なものとしていくことができるよう、なごや人権啓発センターを中心とした人権啓発や、人権擁護体制を充実するための新たな仕組みづくりを推進していきます。

② 人権教育の推進

学校教育や社会教育の場において人権教育を実施することにより、差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深めます。

③ 平和に関する啓発の推進

名古屋空襲をはじめとした戦争に関する歴史的事実や悲惨さを次世代に伝え、平和を希求する市民意識を醸成するため、「なごや平和の日※」を中心に実施する取り組みなどを通じ、平和に関する啓発を推進します。

成果指標

基本的人権が尊重
されている社会だ
と思う市民の割合
(現状値：65.2%)

目標値

74%

なごや人権啓発
センターの年間
利用者数
(現状値：43,416人)

目標値

45,000人

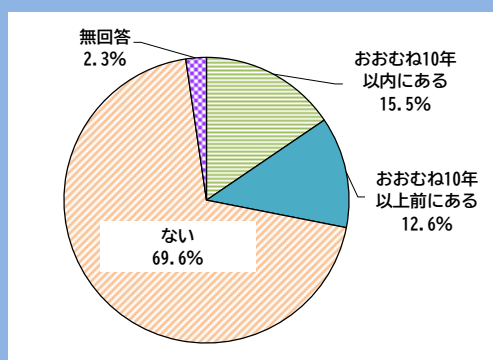
関連する個別計画

◆なごや人権施策基本方針 ◆第4期教育振興基本計画

現状と課題

- 差別や偏見が依然として存在する中、社会情勢の変化により人権課題が複雑化・多様化し、SNS等による人権侵害も問題となっています。市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、正しい理解と認識を深めて主体的に行動できるようにするための人権施策を推進し、職員はもとより、市全体の人権尊重意識を高めていくことが必要です。
- 学校教育では、あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもを育成し、社会教育では、差別意識の解消と人権意識の高揚を図る人権教育を実施しています。引き続き、人権尊重についての正しい理解を深められるような人権教育を推進することが重要です。
- 終戦から約80年が経過し、名古屋空襲をはじめとした戦争の体験談を聞く機会や平和について学び考える場が今後減少していくと懸念されます。市民の恒久平和の実現を希求する意識の醸成を図り、平和な社会の発展に寄与するため、悲慘な戦争の体験や記憶を後世に語り継ぐことなどにより、平和に関する啓発を推進することが重要です。

◆図1 人権侵害に関する市民の意識



(注) 「あなたは、これまでの間（おおむね 10 年以内またはおおむね 10 年以上前）に自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）という問に対する回答

出典：名古屋市「人権についての市民意識調査」（令和5年度）

◆写真2 愛知・名古屋 戦争に関する資料館



※なごや平和の日：名古屋空襲により犠牲になられた方々を追悼するとともに平和を祈念する日。
5月14日。

施策を推進する事業

① 人権擁護の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 001 人権擁護・啓発活動の推進 【スポーツ市民局】		
人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりを進めるため、あらゆる差別や偏見の解消に取り組み、なごや人権啓発センターにおける啓発を中心として、人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供するとともに、人権擁護体制を充実するための新たな仕組みづくりを推進	なごや人権啓発センターの運営 ▶利用者数 43,416 人 人権啓発事業の実施 ▶講演会の開催 3 回 ▶映画会の開催 6 回 ▶人権セミナーの開催 8 回	なごや人権啓発センターの運営 ▶利用者数 45,000 人 人権啓発事業の実施 ▶講演会の開催 2 回 ▶映画会の開催 8 回 ▶人権セミナーの開催 8 回 若年層に対する人権啓発等 ▶実施 人権擁護体制を充実するための新たな仕組みづくりの推進

② 人権教育の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 002 学校教育における人権教育の推進 【教育委員会】		
あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもを育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を市立の全校（園）で実施するとともに、職務や経験年数に応じた教職員の人権教育研修を計画的に実施	実施 ▶人権教育 全校（園） ▶教職員の人権教育研修 19 回	実施 ▶人権教育 全校（園） ▶教職員の人権教育研修 19 回

事業 003 社会教育における人権教育の推進 【教育委員会】		
差別意識の解消と人権意識の高揚のため、社会教育施設等において、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を得るための講座や講演会、資料の配架を実施	実施 ▶講座数 59 回 ▶講演会回数 5 回	実施 ▶講座数 59 回 ▶講演会回数 5 回

③ 平和に関する啓発の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 004 平和に関する啓発施策の推進 【総務局】		
名古屋空襲をはじめとした戦争の悲惨さや戦争に関する歴史的事実を次世代に伝え、平和を希求する市民意識を醸成するため、愛知・名古屋 戦争に関する資料館において戦争に関する資料の展示を実施するとともに、なごや平和の日を中心とした平和継承事業等を実施	愛知・名古屋 戦争に関する資料館の運営 なごや平和の日を定める条例の制定	愛知・名古屋 戦争に関する資料館の運営 なごや平和の日を中心とした平和継承事業の実施

施策2 ジェンダー平等を総合的に進めます

施策の柱

① 性別・性自認・性的指向にかかわる人権侵害の解消

重大な人権侵害であるセクシュアル・ハラスメント、DV※、性犯罪※・性暴力※などの根絶に向け、予防啓発や被害者支援などの取り組みを推進します。また、性別や性自認、性的指向に対する理解を深め、差別や偏見のない社会づくりを進めます。

② 男女平等参画推進のための意識変革

性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、啓発を実施するとともに、男女平等参画への理解を深めるため、さまざまな機会を通じて男女平等教育・学習を推進します。

③ あらゆる分野における女性の活躍推進

雇用等の場をはじめ、地域や家庭における男女の自立と平等参画を進め、女性があらゆる分野において能力を発揮し、活躍できるよう支援します。また、さまざまな場面での方針決定過程に女性の意見が十分に反映されるよう、女性が参画し活躍できる社会の実現をめざします。

成果指標

DVを人権侵害と認識する人の割合
(現状値：93.5%)

目標値

94%

「性的少数者
(セクシュアル・
マイノリティ)」
という言葉の認知度
(現状値：75.3%)

目標値

85%

市の審議会への
女性委員の登用率
(現状値：35.2%)
(令和4年度)

目標値

40%以上
60%以下

女性の活躍推進企業
認定・認証数
(現状値：245件)

目標値

345件

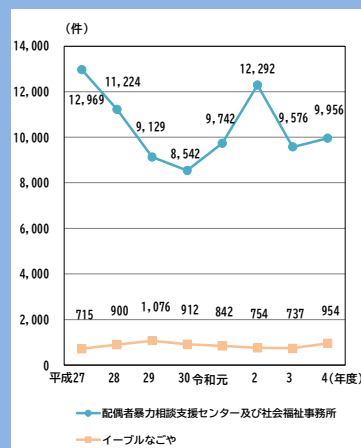
関連する個別計画

◆男女平等参画基本方針 2025 ◆配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）

現状と課題

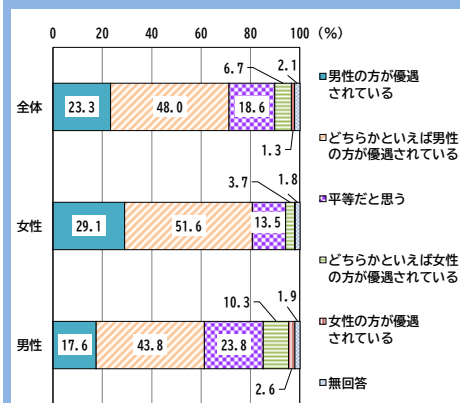
- 内閣府による男女間における暴力に関する調査では、結婚したことのある人のうち、DVの被害経験がある人は25.1%となっています。また、本市調査では、LGBTなどの性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）という言葉の認知度は75.3%となっています。DV被害者への支援を行い、社会全体で防止していくための取り組みや、性別や性自認、性的指向への差別や偏見を解消していくための取り組みが求められています。
- 男女の地位の平等感について、本市の約7割の人が男性の方が優遇されていると感じています（図2）。職場や地域、家庭などにおいて、女性と男性が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に参加し、相互に協力して取り組みを進めていく必要があります。
- 女性の活躍推進に取り組む企業は増加していますが、男女間賃金格差は、依然として大きい状況にあります（図3）。また、本市の審議会における女性委員の登用率は3割台で推移しています。男女平等参画を引き続き推進するとともに、市政における政策・方針決定への女性の参画への取り組みを進める必要があります。

◆図1 DV 相談件数の推移



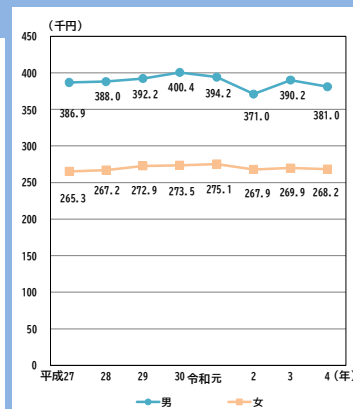
出典：名古屋市作成

◆図2 社会全体における男女の地位の平等感



出典：市民アンケート（令和5年度）

◆図3 愛知県における性別賃金



出典：厚生労働省

「賃金構造基本統計調査」

※DV：Domestic Violence の略。配偶者（事実婚や元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手も含む。性別を問わない。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力等も含まれる。

性犯罪：犯罪のうち「不同意性交等、不同意わいせつ」等の性的な犯罪をいう。

性暴力：「性犯罪よりも意味が広く、意に反するすべての性的な言動」（性犯罪、性的虐待、配偶者からの性的暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢、盗撮等）と言われている。

施策を推進する事業

① 性別・性自認・性的指向にかかわる人権侵害の解消

事業概要	現況	計画目標
事業 005 女性のための総合相談 【スポーツ市民局】		
DV や家族関係での暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力など家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題について、相談者が主体的に解決できるよう、女性の人権を守る立場から、さまざまな相談に対応	個別相談の実施 ▶相談件数 3,678 件 セミナーの開催 5 回	個別相談の実施 セミナーの開催
事業 006 配偶者からの暴力被害者等の支援 【子ども青少年局】		
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護並びに困難な問題を抱える女性を支援するため、配偶者暴力相談支援センター等において、さまざまな形の暴力を受けた被害者の安心と安全に配慮し、関係機関と連携した切れ目のない支援を実施するとともに、困難な問題を抱える女性に対して、関係機関等との協働による、相談・保護・自立支援等を包括的に実施	相談の実施 ▶女性福祉相談件数 延べ 13,196 件 (令和 4 年度) 保護の実施 自立支援事業の実施	相談の実施 保護の実施 自立支援事業の実施 DV 防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援基本計画の策定 (令和 7 年度)

事業 007 多様な生き方への理解促進 【スポーツ市民局】		
誰もが性別・性自認・性的指向に関わりなく人権が尊重される社会の実現をめざすため、多様な生き方や性のあり方に対する差別や偏見を解消し、正しい理解を広め、当事者の生きづらさを解消することを目的として、意識啓発、SNSを含めた専門相談のほか、名古屋市ファミリーシップ制度※を実施	講座、セミナーの開催 3回 性的少数者に関する専門相談の実施 ▶相談件数 81件 ▶相談回数 月3回 名古屋市ファミリーシップ制度の実施	講座、セミナーの開催 性的少数者に関する専門相談の実施 ▶相談件数 405件（5か年） ▶相談回数 月4回 名古屋市ファミリーシップ制度の実施

② 男女平等参画推進のための意識改革

事業概要	現況	計画目標
事業 008 男女平等参画の意識啓発の実施 【スポーツ市民局】		
男女平等参画について、性別や年齢にかかわらず幅広い市民に対して理解の定着を図るため、男女平等参画推進センターをはじめ、あらゆる機会を通じて男女平等参画に向けた意識啓発や教育・学習を推進	男女平等参画推進センターの運営 男女平等参画に関する啓発冊子の配布 ▶全小・中・特別支援学校、全市立高校 講座・セミナーの開催 11回	男女平等参画推進センターの運営 男女平等参画に関する啓発冊子の配布 ▶全小・中・特別支援学校、全市立高校 講座・セミナーの開催 10回

※名古屋市ファミリーシップ制度：互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で継続的な共同生活を行っているまたは行うことを約した二人が市に宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付することに加え、二人のほかに、生計を同一とする子どもがいる場合で、希望する場合は、宣誓書受領証等に子どもの名前を記載できる制度。

③ あらゆる分野における女性の活躍推進

事業概要	現況	計画目標
事業 009 雇用等における女性の活躍推進 【スポーツ市民局】		
企業における女性の活躍を支援するため、女性がいきいきと活躍できるような取り組みをしている企業を認定・表彰し、その取り組みを広く情報発信するとともに、女性も男性も家事・育児に参画することを促進するなど、ともに働きやすい社会の実現に向けた講座等を実施	実施 ▶認定(認証)企業数 245 社 ▶性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた普及啓発	実施 ▶認定(認証)企業数 345 社 ▶性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた普及啓発
事業 010 審議会における女性委員の登用推進 【スポーツ市民局】		
市政における方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会の新設及び委員改選時における事前協議の実施や各審議会における女性委員の登用状況の把握、女性委員の登用が進まない審議会に対する個別の働きかけなど、本市の審議会などにおける女性委員の登用を推進	実施 ▶登用率 35.2% (令和4年度)	実施 ▶登用率 40%以上 60%以下

施策3

バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に進めます

施策の柱

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

誰もが安全で快適に都市施設を利用できるよう、都市施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った整備を進めます。また、バリアフリー・ユニバーサルデザインの理念の普及に努めます。

市営交通においては、地下鉄駅のバリアフリー設備を充実させることにより、誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。

② 意識のバリアフリーの推進

市民一人ひとりがお互いの理解を深め、高齢者や障害者、子どもを連れた人など配慮が必要となりうる人に対して、個別の状況に応じて適切な配慮や支援を行うことができるよう、アジア・アジアパラ競技大会も契機としながら、各種広報・啓発事業を通じて、「意識のバリアフリー」をさらに推進します。

成果指標

高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合
(現状値：48.8%)

目標値

60%

地下鉄駅のエレベーター設置基数
(現状値：262基)

目標値

271基

高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合
(現状値：47.3%)

目標値

60%

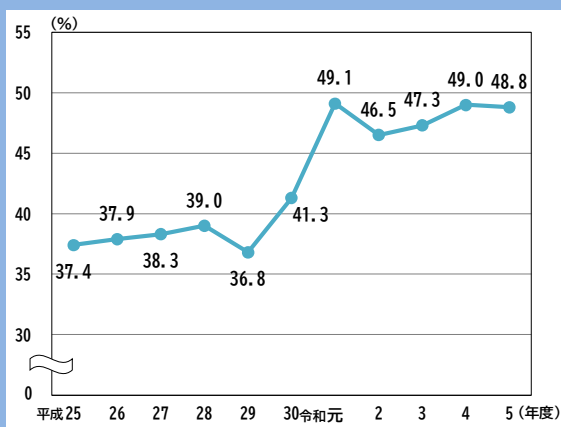
関連する個別計画

◆障害者基本計画（第5次） ◆福祉都市環境整備指針 ◆市営交通事業経営計画2028

現状と課題

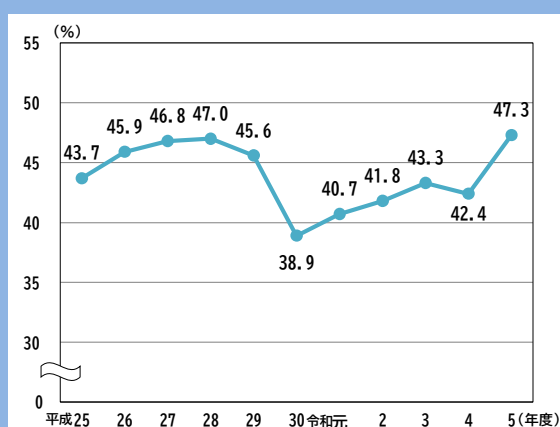
- すべての人にとって使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合は、近年5割程度で推移しています（図1）。そのため、アジア・アジアパラ競技大会の開催も契機としながら、都市施設のバリアフリー化や、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った整備をさらに進める必要があります。また、誰もが利用しやすい環境とするため、地下鉄駅においても引き続きバリアフリー施設の充実を図る必要があります。
- 高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合は、近年4割程度で推移しています（図2）。引き続き、市民一人ひとりがお互いの理解を深めるとともに、お互いの違いを違いとしてありのまま認め合い、配慮が必要となりうる人に対して、個別の状況に応じて適切な配慮や支援を行うことができるよう、「意識のバリアフリー」をさらに推進していくことが必要です。

◆図1 高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合の推移



出典：市民アンケート

◆図2 高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合の推移



出典：市民アンケート

施策を推進する事業

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

事業概要	現況	計画目標
事業 011 バリアフリーのまちづくりの推進 【健康福祉局】		
高齢者、障害者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、ハード・ソフト両面からのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進	福祉都市環境整備指針に基づく本市の都市施設整備の推進 ▶福祉のまちづくり推進会議の開催回数 2 回 名古屋市バリアフリー情報発信サイトの開設・運営 ▶宿泊施設	福祉都市環境整備指針に基づく本市の都市施設整備の推進 ▶福祉のまちづくり推進会議の開催回数 2 回 名古屋市バリアフリー情報発信サイトの運営 ▶観光施設や飲食店などに拡大 本市の施設整備における当事者参画の仕組みづくり ▶調査・検討(令和 6 年度)
事業 012 重点整備地区のバリアフリー化の推進 【健康福祉局】		
すべての人が安全で快適に移動できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を踏まえながら、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的整備を推進	瑞穂公園陸上競技場地区 ▶推進 その他 4 地区 ▶事後検証や継続的な発展に向けた検討	5 地区 ▶事後検証や継続的な発展に向けた検討

事業 013 民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進 【健康福祉局】		
高齢者や障害者が利用しやすい移動環境の整備を図るため、民間鉄道駅舎へ段差解消のためのエレベーター、転落防止のための可動式ホーム柵や内方線付き点状ブロックなどの設置を推進	推進 ▶エレベーター、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックなどの設置 56 駅（累計）	推進 ▶可動式ホーム柵 JR 東海道本線名古屋駅 整備完了 （令和 6 年度） JR 中央本線名古屋駅 整備完了 （令和 7 年度） 近鉄名古屋駅 整備完了 （令和 8 年度）
事業 014 可動式ホーム柵の整備 【交通局】		
地下鉄駅ホームにおける安全性の向上を図るため、鶴舞線で可動式ホーム柵を設置するほか、関係事業者が管理する駅への設置については協議を継続	整備中 ▶ホーム柵の製造 ▶電気設備の改修等	整備完了 ▶鶴舞線（庄内緑地公園駅～赤池駅）（令和 8 年度）
事業 015 ホームと車両の段差・隙間の改善 【交通局】		
車いすやベビーカー利用者をはじめ、誰もが乗降しやすくなるよう、ホーム先端部のかさ上げ（スロープ化）やくし状ゴムの設置などを行い、ホームと車両の段差・隙間を改善	整備完了 10 駅（累計）	整備完了 ▶名城線・名港線 （令和 8 年度）

事業概要	現況	計画目標
事業 016 地下鉄駅のエレベーターの整備 【交通局】		
誰もが利用しやすい環境とするため、地上へのエレベーターが1つ整備されている駅のうち、高齢者や障害者の方をはじめ多くの利用者が向かう方面にエレベーターがない駅の中から整備を進め、バリアフリールート of 充実を図るとともに、既存のバリアフリールートの改善を実施	整備中 ▶バリアフリールートの充実（交差駅） 伏見駅 御器所駅 本山駅 ▶アジア・アジアパラ競技大会への対応 新瑞橋駅 瑞穂運動場西駅	整備中 ▶バリアフリールートの充実 池下駅 六番町駅 黒川駅 大須観音駅 ナゴヤドーム前矢田駅 整備完了（令和8年度） ▶バリアフリールートの充実（交差駅） 伏見駅 御器所駅 本山駅 ▶アジア・アジアパラ競技大会への対応 新瑞橋駅 瑞穂運動場西駅 ▶バリアフリールートの改善 本郷駅

事業 017 ユニバーサルデザインタクシーの導入補助 【健康福祉局】		
観光客、高齢者、障害者だけでなく、妊産婦や子ども連れの人など、すべての人が利用しやすいタクシーを普及させるため、アジア・アジアパラ競技大会に向け、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進するための費用の一部を補助	実施 ▶補助件数 200 台 (令和 5 年度末見込)	実施 ▶補助件数 200 台
事業 018 アジア・アジアパラ競技大会に向けたバリアフリー整備 【総務局はじめ関係局】		
両大会の開催に向け、アクセスルート等のバリアフリー調査や、「瑞穂公園陸上競技場地区バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー整備を実施	アクセスルート等のバリアフリー調査 バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー整備 ▶新瑞橋駅 ▶瑞穂運動場西駅	アクセスルート等のバリアフリー整備 ▶会場周辺道路 ▶会場最寄り駅 バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー整備 ▶新瑞橋駅 ▶瑞穂運動場西駅
事業 019 宿泊施設のバリアフリー化推進 【観光文化交流局】		
アジア・アジアパラ競技大会を見据え、誰もが安全で快適な宿泊施設を利用できる環境整備を推進するため、宿泊施設のバリアフリー化に必要な経費に対する補助制度を創設、運用	実施 ▶検討調査	実施 ▶宿泊施設バリアフリー化推進事業助成

② 意識のバリアフリーの推進

事業概要	現況	計画目標
事業 020 障害と障害者理解の推進 【健康福祉局】		
市民・事業者が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会にある障壁（バリア）を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、啓発イベントの開催や学びの機会の提供、「あいサポート運動※」の導入などを通じ、意識のバリアフリーを推進	障害者と市民のつどいの実施（令和 2～5 年度は感染症の影響により中止） 「障害者週間」記念のつどいの実施 ▶参加者数 452 人 障害理解に関する講師の派遣 175 回（令和 5 年度未見込）	障害者と市民のつどいの実施 ▶スポーツイベントの一体的な実施 「障害者週間」記念のつどいの実施 障害理解に関する講師の派遣 200 回 ナゴヤあいサポート事業の実施

※あいサポート運動：誰もがさまざまな障害の特性、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮などを理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで障害のある人が暮らしやすい社会をすべての市民で一緒につくっていくことを目的とした運動。

施策4

地域のつながりを深めることや地域活動を総合的に支援します

施策の柱

① 地域住民による自主的な活動の推進

地域コミュニティの活性化を図るため、地域活動への参加促進や地域団体による自主的な活動の支援のほか、デジタルを活用した活動の効率化を図るとともに、住民の自主的な地域活動の拠点となるコミュニティセンターの整備を進め、持続可能な地域活動を支援します。また、市民にとって身近な総合行政機関である区役所について、企画調整機能の強化や関係機関との連携を強化し、区における総合行政を推進するとともに、老朽化した区役所・支所庁舎の改築等を計画的に進めます。

② 多様な主体による活動の推進

地域活動を活性化し、複雑化・多様化する社会的課題に対応することができるよう、PTAや女性会などの活動を支援します。また、市民活動への市民参加を促進するとともに、ボランティア・NPOに関する情報提供・相談業務、NPO法人の設立認証等を実施します。

成果指標

地域活動やボランティア・NPO活動等に参加している市民の割合
(現状値：23.6%)

目標値

32%

市内に主たる事務所を有するNPO法人数
(現状値：927団体)

目標値

987 団体

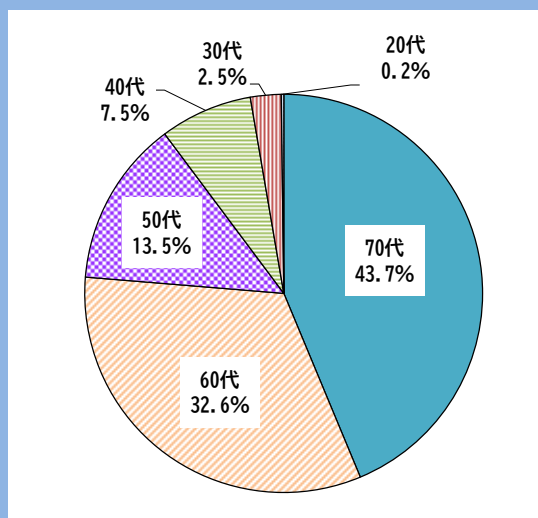
関連する個別計画

◆コミュニティセンター整備方針 ◆市民活動促進基本方針 ◆第4期教育振興基本計画

現状と課題

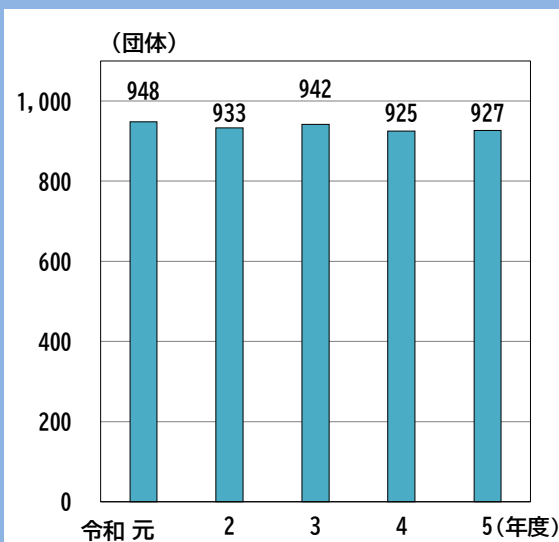
- 少子化・高齢化の進行やライフスタイルの多様化、外国人市民※の増加等、地域を取り巻く環境が急激に変化しています。その中で、町内会・自治会や学区連絡協議会などの地域団体がさまざまな地域活動に取り組んでいますが、地域活動の担い手不足や参加者の減少は深刻な状況にあります。誰もが地域の一員として地域活動に参加できるよう、責任や負担を軽減するため、多様な関わり方や、デジタル技術等を活用した活動の効率化により、担い手の確保が求められています。また、市区等関係機関においても、ニーズに合った関係性を構築することが必要です。
- 社会的背景の変化により一層多様化・複雑化する社会的課題に対しては、行政と違う立場からサービスを提供するNPO等の多様な主体の役割が大きくなることが期待されています。このことから、多様な主体がそれぞれの持つ強みを活かしつつ、連携・協働する仕組みや機会を創出するほか、企業の社会貢献活動を促進する観点からも、連携が図られることが重要です。

◆図1 区政協力委員※の年齢構成



(注) 令和4年4月1日現在
出典：名古屋市作成

◆図2 市内に主たる事務所を有するNPO法人数の推移



出典：名古屋市作成

※外国人市民：市内に住所を有する外国籍の人のほか、日本国籍を取得した人や国際結婚によって生まれた子どもなど、外国の文化を背景に持つ人や、外国にルーツを持つ人。

区政協力委員：市区政に関する情報を住民に伝達し、住民の市区政に関する意見を反映させるなど、市区及び住民相互間における連絡を密にし、もって住民の市区政への関心を深め、市区政への積極的参加を期するため、設置された非常勤特別職の公務員。

施策を推進する事業

① 地域住民による自主的な活動の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 021 地域コミュニティ活性化の推進 【スポーツ市民局】		
地域コミュニティの活性化を図るため、社会環境の変化にあわせたそのあり方について検討するとともに、地域団体等への新たな担い手を確保するための活動支援として、コミュニティサポーター制度の充実や大学・企業等との連携支援、若い世代の地域活動への参加促進、地域活動における ICT の活用推進などを実施	実施 ▶あり方の検討 ▶町内会加入率 68.7% ▶市公式ウェブサイトの電子回覧板アクセス件数 63,518 件 地域活動支援に関する研修・勉強会・連絡会の開催	実施 ▶あり方の検討 ▶町内会加入率 68.7% ▶市公式ウェブサイトの電子回覧板アクセス件数 73,000 件 地域活動支援に関する研修・勉強会・連絡会の開催 全区
事業 022 コミュニティセンターのリニューアル改修等 【スポーツ市民局】		
地域住民の自主的な地域活動の拠点を維持・整備するため、おおむね築 40 年を迎えたコミュニティセンターを対象に、施設の長寿命化や機能回復・機能向上を行う改修に向けた各種調査及び設計、工事を実施するとともに、未整備学区の整備を実施	改修設計 3 館 各種調査 14 館	条件が整い次第改修等を実施

事業 023 区行政の推進 【スポーツ市民局】		
市民にとって身近な総合行政機関である区役所の企画調整機能を強化するとともに、市民の利便性向上に資するため、区役所が自主性・主体性を発揮し、区の特性に応じたまちづくり事業等を実施するほか、スマート窓口の取り組みを推進するとともに、住民票の写し等のコンビニ交付等を導入	区の特性に応じたまちづくり事業等の実施 直接予算・組織要求制度の実施 スマート窓口の推進	区の特性に応じたまちづくり事業等の実施 直接予算・組織要求制度の実施 スマート窓口の推進 住民票の写し等のコンビニ交付及び電子申請の導入
事業 024 区役所・支所庁舎の改築等 【スポーツ市民局】		
老朽化に対応するため、区役所・支所庁舎の改築等を計画的に実施	港区南陽支所の改築 ▶設計 千種区役所の改築 ▶設計、解体工事中 東区役所の整備 ▶基本構想 守山区役所の整備 ▶整備検討調査	港区南陽支所の改築 ▶工事完了（令和9年度） 千種区役所の改築 ▶工事完了（令和10年度） 東区役所の整備 ▶事業中 守山区役所の整備 ▶事業中

② 多様な主体による活動の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 025 市民活動推進センターの運営 【スポーツ市民局】		
さまざまな社会課題の解決への市民参加を促進するとともに、市民活動団体と行政などとの協働を推進するため、市民活動推進センターにおいて、ボランティア・NP0に関する情報提供・相談業務、NP0 法人の設立認証等を実施	実施 ▶NP0 活動に関する講座・イベントの実施 52 回 ▶市内に主たる事務所を有する NP0 法人数 927 団体 ▶本市が所管する認定 NP0 法人数 31 団体	実施 ▶NP0 活動に関する講座・イベントの実施 260 回（5 か年） ▶市内に主たる事務所を有する NP0 法人数 987 団体 ▶本市が所管する認定 NP0 法人数 34 団体
事業 026 さまざまな団体との連携による地域活動の促進 【教育委員会・子ども青少年局】		
地域活動の活性化及び地域とのつながりを深めるため、PTA や女性会、子ども会などの地域団体と連携し、子どもの見守り活動をはじめとした地域活動の支援を実施	実施 ▶PTA や女性会などの活動支援 PTA 11 回 女性会 17 回 ▶あいさつ活動 306 団体 ▶PTA 行事等や子ども会活動に関するパンフレット等の作成・配布 各 1 回	実施 ▶PTA や女性会などの活動支援 PTA 11 回 女性会 17 回 ▶あいさつ活動 325 団体 ▶PTA 行事等や子ども会活動に関するパンフレット等の作成・配布 各 1 回
事業 027 学校開放事業の実施 【教育委員会・スポーツ市民局】		
市立の小・中・高校の施設を、住民の学習・スポーツをはじめ地域コミュニティにおける活動の場として活用するため、学校施設の地域開放を実施	実施 ▶一般開放 小学校 89 校 ▶生涯学習開放事業 小学校 27 校 ▶地域スポーツセンターの運営 中学校 111 校 ▶学習開放 高校 1 校	実施 ▶一般開放 ▶生涯学習開放事業 ▶地域スポーツセンターの運営 ▶学習開放

施策4 地域のつながりを深めることや地域活動を総合的に支援します

施策 5 生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します

施策の柱

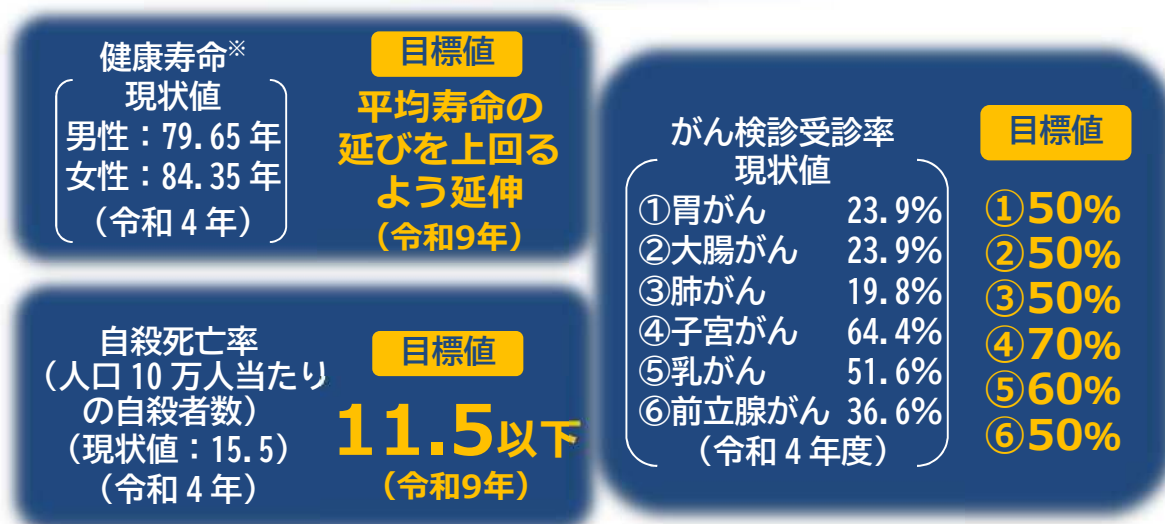
① 健康づくり・予防医療の推進

すべての市民が健康で心豊かに生活できる持続可能な社会をめざし、健康的な食生活や運動の実践など生活習慣の改善に向け、市民の予防意識の向上に努めます。また、がん検診無料クーポン券の対象となる検診種類を拡大するなどがん対策を強化するとともに、歯科口腔保健対策や受動喫煙対策、予防接種など健康を保持増進するための取り組みを推進します。

② こころの健康づくりと自殺対策の推進

精神疾患は適切な治療により症状の安定や消失、回復が可能であるという認識を広め、こころの健康づくりを促進します。また、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などを図る「自殺の予防」、自殺のサインなどを見逃さず未然に防ぐ「自殺の防止」及び「自死遺族に対する支援」の3つの視点に立った自殺対策を推進します。

成果指標



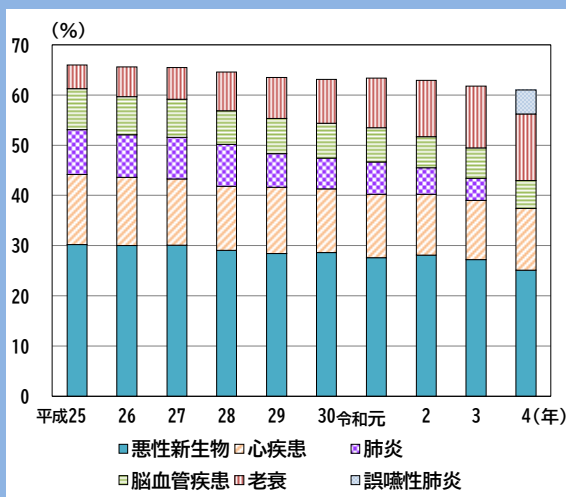
関連する個別計画

- ◆健康なごやプラン 21（第 3 次） ◆食育推進計画（第 4 次）
- ◆第 3 期国民健康保険保健事業実施計画・第 4 期国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ◆障害者基本計画（第 5 次） ◆第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画
- ◆いのちの支援なごやプラン（第 2 次）

現状と課題

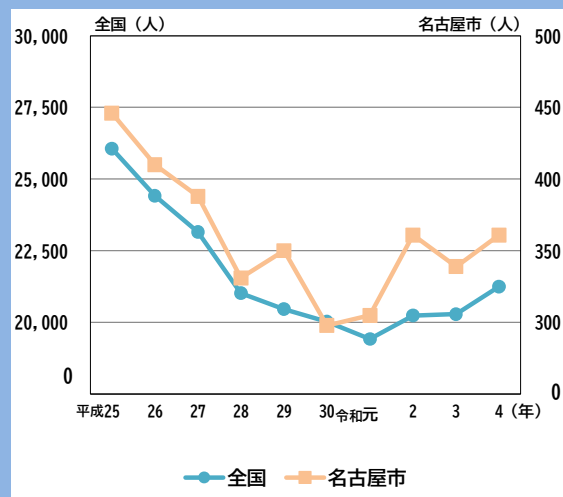
- 令和4年における市民の平均寿命は、男性80.94年、女性87.10年、健康寿命は、男性79.65年、女性84.35年となっています。また、市民の死因別死亡数については、悪性新生物（がん）が最も多くなっています（図1）。市民が生涯にわたり健康で心豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりの予防の取り組みや早期発見・早期治療を図る取り組みを促進することが必要です。
- 令和2年の患者調査によると、本市の精神疾患の患者数は約11万3千人と推計されます。また、うつ病などの精神疾患は自殺と関係が深いとされており、本市の自殺者数は、いまだ高い水準で推移しています（図2）。これらの状況から、精神疾患や自殺に関する正しい知識の普及啓発などを進めるとともに、自殺の未然防止や、自死遺族に対する支援が必要で

◆図1 上位5死因の総死亡に対する割合の推移



出典：名古屋市「健康福祉年報」より作成

◆図2 自殺者数の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」より作成

※健康寿命：本計画においては、本市介護保険の情報に基づく「日常生活動作が自立している期間」を健康寿命としており、国が国民生活基礎調査のデータを基に3年ごとに算出する健康寿命とは異なる。

施策を推進する事業

① 健康づくり・予防医療の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 028 健康増進事業及び受動喫煙対策の推進 【健康福祉局】		
市民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、栄養・食生活、身体活動・運動などに関する支援、普及啓発などの健康増進事業を総合的に推進するほか、受動喫煙を防止するための対策を推進するとともに、企業に対して健康経営に関する支援を実施	なごや健康マイレージの実施 喫煙率の減少に向けた啓発の実施 受動喫煙対策の実施 ▶屋外分煙施設設置数 24 か所（累計）	なごや健康マイレージの実施 なごや健康経営推進事業の実施 喫煙率の減少に向けた啓発の実施 受動喫煙対策の実施 ▶屋外分煙施設設置数 74 か所（累計） ▶ICT を活用した禁煙支援 ▶禁煙外来治療費助成
事業 029 歯科^{こうくう}口腔保健対策の推進 【健康福祉局】		
生涯を通じて口と歯が持つ機能を育て、向上・維持するため、乳幼児期から高齢期までの歯科健診を実施し、歯科疾患の早期発見・治療を図るとともに、歯科疾患予防や口腔 ^{こうくう} 機能向上の知識の普及、オーラルフレイル ^{こうくう} *対策など歯科口腔保健対策を総合的に推進	歯科^{こうくう}口腔保健指導の実施 72,045 件 （令和 5 年度末見込） 歯周疾患検診の実施 ▶受診率 10.2%（令和 4 年度） オーラルフレイル対策の実施	歯科^{こうくう}口腔保健指導の実施 97,000 件 歯周疾患検診の実施 ▶受診率 11.7% オーラルフレイル対策の実施

※オーラルフレイル：歯の喪失や食べること、話すことに代表されるさまざまな機能の「軽微な衰え」が重複し、口の機能低下の危険性が増加しているが、改善も可能な状態。

事業 030 任意予防接種費用の助成 【健康福祉局】		
重症化や後遺障害等のおそれのある疾病を予防するため、任意予防接種について助成を実施	実施 ▶おたふくかぜ 16,234 人 ▶高齢者肺炎球菌 5,617 人 ▶風しん(一般) 4,412 人 ▶ たいじょうほうしん 帯状疱疹 44,301 人	実施 ▶国における定期予防接種化の検討状況を踏まえて実施
事業 031 がん対策の推進 【健康福祉局】		
がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）及び腹部超音波スクリーニング検査を実施するとともに、がんに関する正しい知識の普及啓発によるがん予防の推進や患者支援の充実など、がん対策を総合的に実施	ワンコインがん検診などがん検診の実施 ▶受診率（令和4年度） 胃がん 23.9% 大腸がん 23.9% 肺がん 19.8% 子宮がん 64.4% 乳がん 51.6% 前立腺がん 36.6% 無料クーポン券の配布 3 種類 がん検診ガイドの配布 がん相談・情報サロンの運営	ワンコインがん検診などがん検診の実施 ▶受診率 胃がん 50% 大腸がん 50% 肺がん 50% 子宮がん 70% 乳がん 60% 前立腺がん 50% 無料クーポン券の配布 6 種類 なごや健康ガイドの配布 がん相談・情報サロンの運営 腹部超音波スクリーニング検査の開始 （令和6年度）

事業概要	現況	計画目標
事業 032 食育の総合的推進 【健康福祉局】		
食を取り巻く環境が大きく変化する中、市民の健全な食生活の実践による健康で心豊かな生活を実現するため、食育に関する情報を収集・発信するとともに、市民や関係機関、団体、行政などの連携による食育を総合的に推進	食育に関する啓発の推進 食育に取り組む多様な関係者との連携の推進	食育に関する啓発の推進 食育に取り組む多様な関係者との連携の推進
事業 033 国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者に対する保健事業の推進 【健康福祉局】		
健康の保持・増進を図るため、国民健康保険の被保険者を対象に特定健康診査及び特定保健指導を、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に後期高齢者医療健康診査を実施するとともに、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防する保健事業を実施	【国民健康保険】 特定健康診査・特定保健指導の実施 ▶実施率（令和 4 年度） 特定健康診査 31.4% 特定保健指導 6.4% 重症化予防事業の実施 ▶事業参加者割合 糖尿病性腎症等 20.0% 【後期高齢者医療】 健康診査の実施 ▶実施率（令和 4 年度） 健康診査 24.7% 重症化予防事業の実施 ▶事業参加者割合 糖尿病性腎症等 16.8%	【国民健康保険】 特定健康診査・特定保健指導の実施 ▶実施率 特定健康診査 37.6% 特定保健指導 11.6% 重症化予防事業の実施 ▶事業参加者割合 糖尿病性腎症等 24.5% 【後期高齢者医療】 健康診査の実施 ▶実施率 健康診査 34.8% 重症化予防事業の実施 ▶事業参加者割合 糖尿病性腎症等 22.0%

事業 034 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 【健康福祉局】		
高齢者の健康寿命を延伸するため、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を、効果的かつ効率的に行うことができるよう、広域連合から高齢者保健事業を受託し、市が行う健康増進事業、国民健康保険の保健事業及び介護保険制度における介護予防の取り組みと一体的に実施	実施 ▶企画調整を担う医療専門職の配置 ▶関係機関の連携 ▶健康課題の抽出、事業への活用	実施 ▶企画調整を担う医療専門職の配置 ▶関係機関の連携 ▶健康課題の抽出、事業への活用

② こころの健康づくりと自殺対策の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 035 こころの健康づくりの推進 【健康福祉局】		
こころの健康について地域で身近に支える体制の構築やこころの悩みの解決などを図るため、こころのサポーターの養成や精神保健福祉相談を実施	精神保健福祉相談の実施 精神障害者家族ピア相談の実施 こころのサポーターの養成 452 人（累計）	精神保健福祉相談の実施 精神障害者家族ピア相談の実施 こころのサポーターの養成 10,000 人（累計）

事業概要	現況	計画目標
事業 036 自殺対策事業の推進 【健康福祉局】		
すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことができる社会の実現のため、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などを図る「自殺の予防」、自殺のサインを見逃さず未然に防ぐ「自殺の防止」、「自死遺族に対する支援」の3つの視点に立って、自殺対策を総合的に推進	ウェブサイト「こころの絆創膏^{ばんそうこう}」の運営 こころの健康無料相談の実施 ▶面接相談件数 106 件 自死遺族相談の実施 9 件	ウェブサイト「こころの絆創膏^{ばんそうこう}」の運営 こころの健康無料相談の実施 自死遺族相談の実施 子ども・若者の自殺危機対応チームの設置(令和 6 年度)

施策 6 適切な医療を受けられる体制を整えます

施 策 の 柱

① 救急医療体制の充実

休日・夜間などでも必要な医療サービスが受けられるよう、救急医療体制※（第一次・第二次・第三次）の充実を図るとともに、第二次、第三次救急医療機関の軽症患者集中による負担を軽減するため、医療機関の適正受診を促進します。また、市立大学病院に救急災害医療センターを整備し、救急医療機能を強化するとともに、救急科専門医の育成を進めます。

② 優れた医療人の育成と臨床研究の推進

市立大学において、高い倫理感と優れた技術・見識を持った医師、看護師、リハビリテーション専門職等の医療人を育成するとともに、附属病院群が一体となって先進的で質の高い臨床研究・治験を推進します。

③ 市立大学医学部附属病院群における医療機能の強化

高度急性期から慢性期まで、附属病院群が一体となって、市民に信頼され、安心して受診できる医療を提供するとともに、医療を取り巻く環境の変化を見据えつつ、医療体制等の整備を行います。また、各附属病院が特色を活かした医療を充実・強化することで、医療機能の拡充を図ります。

成 果 指 標

適切な医療が
受けられると
感じる市民の割合
(現状値：90.7%)

目標値

90%以上

市立大学医学部
附属病院群に
おける救急搬送件数
(現状値：19,997 件)

目標値

23,700 件

かかりつけ医を持つ
市民の割合
(現状値 67.8%)

目標値

70%

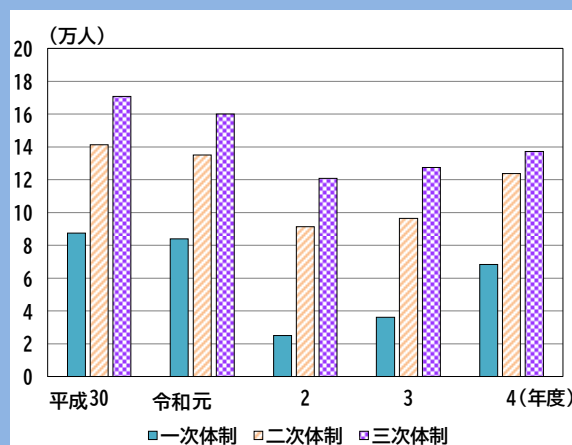
関連する個別計画

◆公立大学法人名古屋市立大学第四期中期目標

現状と課題

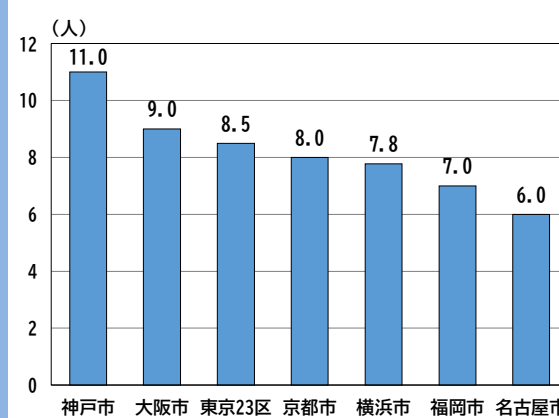
- 高齢化の進行などに伴い、救急搬送を必要とする患者は、今後も増加することが見込まれるほか、大規模災害の発生も懸念されています。そのため、救急搬送件数のさらなる増加などに対応できるよう、救急医療体制を充実させるとともに、市民に症状に応じた適切な医療機関の選択を促していく必要があります。
- 高齢化をはじめとする人口構造等の変化により、医療ニーズがより一層多様化していくことが考えられます。そのため、優秀な医療人を育成するとともに、先進的な研究の推進が必要です。
- なごや医療モデル※の構築に向け、市立大学医学部附属病院群※は、地域の中核的医療機関として、安全・安心で質の高い医療を提供していく必要があります。そのため、令和7年4月に大学病院化する予定の名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院を含めた6つの附属病院が一体となり、高度急性期から慢性期までの病床機能を活用するとともに、各附属病院の役割や特色を活かした機能を強化していくことが重要です。

◆ 図1 救急医療体制における取扱患者数の推移



出典：名古屋市作成

◆ 図2 救命救急センター1施設当たりの救急科専門医数（他都市比較）



出典：厚生労働省「救命救急センター充実段階評価（令和5年）」より作成

※**救急医療体制**：（第一次体制）風邪や急な発熱といった軽症患者に対応、（第二次体制）入院や緊急手術が必要な重症患者に対応、（第三次体制）高度な治療を要する重篤患者に対応。

なごや医療モデル：名古屋市立大学の機能を最大限活用しながら、民間医療機関等とともに市民が求める安全・安心な医療・介護を提供するモデル。

市立大学医学部附属病院群：名古屋市立大学病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院及びみらい光生病院をいう。

施策を推進する事業

① 救急医療体制の充実

事業概要	現況	計画目標
事業 037 救急医療体制の確保 【健康福祉局】		
平日時間外や休日でも必要な医療サービスを受けられるよう、休日急病診療所、「小児救急ネットワーク758」を含む第二次救急輪番制などへ参加する医療機関への運営・整備補助により救急医療体制を確保するとともに、救急安心センター（#7119）事業のモデル実施により市民の安心・安全を確保	第一次救急医療体制の確保（軽症患者の対応） ▶平日 4 か所 ▶休日 17 か所 第二次救急医療体制の確保（重症患者の対応） ▶平日 11 か所 ▶休日 16 か所	第一次救急医療体制の確保（軽症患者の対応） ▶平日 4 か所 ▶休日 17 か所 第二次救急医療体制の確保（重症患者の対応） ▶平日 11 か所 ▶休日 16 か所 救 急 安 心 セ ン タ ー（#7119）事業のモデル実施

事業 038 市立大学医学部附属病院群における救急医療体制の充実 【総務局】		
名古屋医療圏における救急医療を支えるため、市立大学病院及び東部医療センターにおいては、救命救急センターを運営し、西部医療センター及びみどり市民病院においては、救急患者を受け入れるための体制を確保するとともに、増大する救急需要に対応するため、市立大学病院に救急災害医療センターを開設	救命救急センターの運営 救急医療の実施 救急搬送件数 ▶市立大学病院 6,791 件 ▶東部医療センター 8,149 件 ▶西部医療センター 3,324 件 ▶みどり市民病院 1,733 件 救急災害医療センター ▶建設工事中 ▶運用の検討	救命救急センターの運営 救急医療の実施 救急搬送件数 ▶市立大学病院 9,200 件 ▶東部医療センター 8,700 件 ▶西部医療センター 3,400 件 ▶みどり市民病院 2,400 件 救急災害医療センター ▶建設工事完了（令和7年度） ▶運用
事業 039 精神科救急医療体制の確保 【健康福祉局】		
平日時間外や休日でも、精神障害者が必要な精神科医療が受けられるよう、愛知県とともに、病院群輪番制による診療応需体制と空床を確保する精神科救急医療機関事業を実施するとともに、精神科救急情報センターを常時開設し、精神障害者及びその家族などからの電話による緊急的な精神医療の相談や、精神科救急医療機関の案内などを実施	当番病院等を確保 精神科救急情報センターの運営 ▶電話相談 6,275 件	当番病院等の確保 精神科救急情報センターの運営

事業概要	現況	計画目標
事業 040 医療機関の適正受診や「かかりつけ医」を持つことの普及啓発 【健康福祉局】		
第二次・第三次救急医療機関への軽症患者の集中による負担を軽減するため、市民にかかりつけ医を持ち、適正な受診を行うことについての普及啓発を実施	専用ウェブサイトの作成 広報動画の作成 広報紙への記事掲載 ガイドブックの配布 64,000 冊 講演の実施 4 回	専用ウェブサイトの運営 広報動画の掲載 広報紙への記事掲載 ガイドブックの配布 講演の実施

② 優れた医療人の育成と臨床研究の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 041 市立大学医学部附属病院群における最先端の医療の提供 【総務局】		
医療を取り巻く環境の変化を見据え、市民の多様化する医療ニーズに 대응するため、体制及び病院設備・医療機器等の整備を適切に行うことで、市立大学病院、東部・西部医療センターがそれぞれの特長を活かした低侵襲・高難度の手術など高度先進医療を提供	病院設備・医療機器等の整備の実施 手術支援ロボットを使用した手術の実施 手術支援ロボットを使用した手術件数 (令和 5 年度末見込) ▶市立大学病院 608 件 ▶東部医療センター 173 件 ▶西部医療センター 204 件	病院設備・医療機器等の整備の実施 手術支援ロボットを使用した手術の実施 手術支援ロボットを使用した手術件数 ▶市立大学病院 800 件 ▶東部医療センター 220 件 ▶西部医療センター 220 件

事業 042 陽子線治療センターにおける最先端の医療の提供 【総務局】		
からだに優しく、社会生活との両立が可能で、治療後に早期の社会復帰がしやすいがん治療法を行うため、陽子線治療センターにおいて陽子線治療を実施	実施 ▶患者数 881 人	実施 ▶患者数 1,050 人
事業 043 市立大学医学部附属病院群における先進的な臨床研究・治験の推進 【総務局】		
医薬品・医療機器の開発など新しい医療を創出するため、地域の臨床研究の中核を担う病院として臨床研究実施支援体制を強化し、先進的な臨床研究・治験を推進	研究実施支援体制強化の検討	研究実施支援体制の拡充
事業 044 市立大学医学部附属病院群による医療人の育成 【総務局】		
医療技術の進歩や高齢化の進行など、社会のニーズに応え、活躍する医療人を育成するため、最先端の医療を担い、地域包括ケアシステムの深化・推進にも寄与する総合的な人材を育成	医学生や研修医の教育・研修の実施	医学生や研修医の教育・研修の実施
	教育内容やカリキュラム等の検討、実施	教育内容やカリキュラム等の検討、実施
	大学院医療経済マネジメントコースの実施、カリキュラム等の検討	大学院医療経済マネジメントコースの実施
	医学研究科における診療看護師コースの設置準備	医学研究科における診療看護師コースの設置（令和6年度）・運営
	医学部内への保健医療学科（仮称）の設置及びリハビリテーション学専攻の新設の準備	医学部内への保健医療学科（仮称）の設置及びリハビリテーション学専攻の新設（令和7年度）

③ 市立大学医学部附属病院群における医療機能の強化

事業概要	現況	計画目標
事業 045 市立大学医学部附属病院群における医療機能の強化 【総務局】		
医療を取り巻く環境の変化を見据え、令和 7 年 4 月に大学病院化する予定の名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院を含めた 6 つの附属病院が一体となって、がん医療やリハビリテーション等への取り組みを強化し、安心・安全で質の高い医療を提供	外来化学療法の実施 (令和 5 年度末見込) ▶市立大学病院 14,085 件 ▶東部医療センター 2,767 件 ▶西部医療センター 6,720 件	外来化学療法の実施 ▶市立大学病院 14,500 件 ▶東部医療センター 10,900 件 ▶西部医療センター 9,000 件
	放射線治療の実施 (令和 5 年度末見込) ▶市立大学病院 13,293 件 ▶東部医療センター 2,708 件 ▶西部医療センター 8,000 件	放射線治療の実施 ▶市立大学病院 14,870 件 ▶東部医療センター 3,500 件 ▶西部医療センター 9,150 件
	リハビリテーションの実施 (令和 5 年度末見込) ▶みらい光生病院 83,736 単位	リハビリテーションの実施 ▶みらい光生病院 119,760 単位
	名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院の大学病院化に向けた検討	名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院の大学病院化 (令和 7 年度)
事業 046 みどり市民病院における医療機能の強化 【総務局】		
健康未来を創出する大学病院としての役割を果たし、将来に向けて安定的、継続的に良質な医療を提供するため、建て替えによる整備を推進	みどり市民病院の再整備 ▶基本構想の策定	みどり市民病院の再整備 ▶整備の推進

事業 047 市立大学医学部附属病院群における DX の推進 【総務局】		
市立大学医学部附属病院群の連携、業務改善を通じた患者へのサービス及び医療の質の向上のため、附属病院群における DX を推進	ビッグデータインフラの構築とデータ利活用の検討	ビッグデータインフラの構築とデータ利活用の実施
	病院情報システム更新検討	病院情報システム更新
	患者サービスの向上化策の検討	患者サービスの向上化策の実施
	サイバー攻撃に対する対策の強化	サイバー攻撃に対する対策の強化
事業 048 市立大学医学部附属病院群における小児・周産期医療の充実 【総務局】		
安心・安全で質の高い医療を提供するため、市立大学病院、西部医療センターにおいて、小児・周産期医療の体制を確保	小児・周産期医療体制の確保	小児・周産期医療体制の確保
	周産期母子医療センターにおける NICU※病床稼働率（令和5年度末見込） ▶市立大学病院 104.9% ▶西部医療センター 94.1%	周産期母子医療センターにおける NICU 病床稼働率 ▶市立大学病院 94.0% ▶西部医療センター 95.5%

※NICU：新生児集中治療室のこと。

施策 7

生活課題を抱え支援が必要な人を誰一人取り残さないよう支援します

施策の柱

① 複合的な生活課題を抱えた世帯等への包括的な相談支援

介護や障害など分野別の支援では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、属性を問わない相談支援や社会参加に向けた支援、地域づくりを一体的に実施します。

② ひきこもり支援の推進

本人や家族が相談しやすい体制を充実させるとともに、支援機関等との連携強化やデジタルの活用も図りながら、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。

③ 生活困窮者の自立支援

さまざまな課題を抱える生活困窮者に対し、就労準備や就労訓練、家計の改善など、個々の状況に応じた支援を一体的に進めます。

④ ホームレスの自立支援

自立したいと考えているホームレスや、住まいを失った人が生活を再建できるよう、宿所及び食事の提供とともに、生活相談や健康相談、職業相談などの支援を進めます。

成果指標

困った時に相談できる
人が隣近所や地域に
いる市民の割合
(現状値：62.1%)

目標値

67%

ホームレス自立支援
事業における自立率
(現状値：66.1%)

目標値

69%

複合的な生活課題が
ある事例に対して
相談支援機関が連携
して対応している割合
(現状値：73.8%)
(令和4年度)

目標値

80%

(令和9年度)

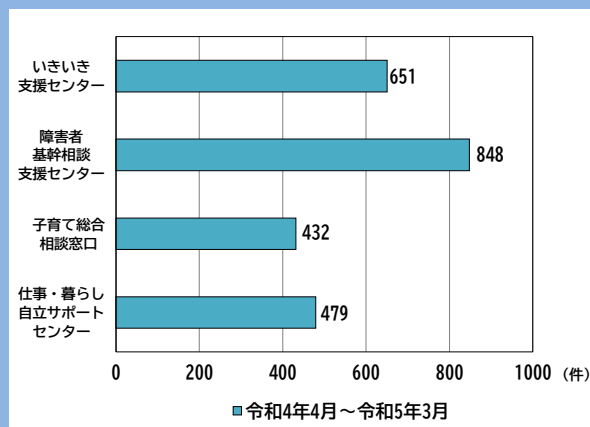
関連する個別計画

◆重層的支援体制整備事業実施計画 ◆第5期ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

現状と課題

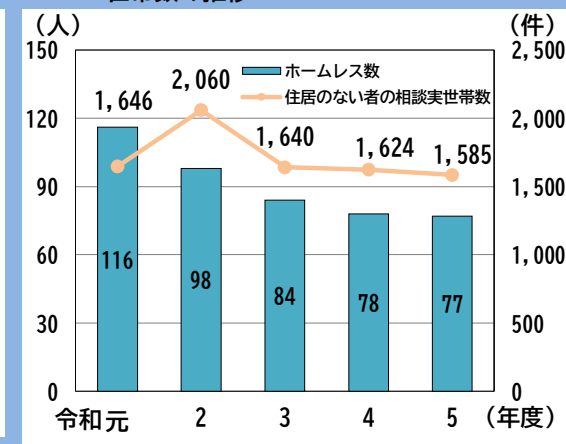
- 生活の多様化や地域のつながりの希薄化等に伴う生活課題の複雑化・複合化により、介護や障害など分野別の支援では十分に対応できない事例（図1）や制度の狭間で孤立する世帯も増えています。そのため、相談支援体制の充実及び地域や関係機関との連携強化等を図り、一人ひとりに寄り添った支援を行うことで、誰もが望まない孤独や孤立に陥らず、誰一人取り残さない地域共生社会を実現する必要があります。
- ひきこもり状態になる人の年齢や要因はさまざまであり、必要となる支援も多様化しています。そのため、引き続き、相談支援体制の充実を図るとともに個々の状況に応じた支援が必要です。
- 仕事や家計などさまざまな悩みを抱え生活に困窮している人がいます。そのため、引き続き、仕事や暮らしに関する相談を広く受け止め、個々の状況に応じた支援を行う必要があります。
- 市内のホームレスは減少傾向にありますが、住まいを失った人などの相談は依然として少なくありません（図2）。引き続き、ホームレスや住まいを失った人に対する適切な支援を進め、住居確保と生活再建を図る必要があります。

◆図1 単独の機関では解決が困難だった事例の件数



出典：名古屋市作成

◆図2 ホームレス数及び住居のない者の相談実世帯数の推移



出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

① 複合的な生活課題を抱えた世帯等への包括的な相談支援

事業概要	現況	計画目標
事業 049 重層的支援体制整備事業の推進 【健康福祉局】		
包括的な相談支援体制を構築するため、区ごとに包括的相談支援チームを設置し、複合的な生活課題を抱えた世帯等に対し、多機関による協働の支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、社会参加に向けた支援や地域づくりを一体的に実施	包括的な相談支援の実施 ▶8 区 多機関協働支援 アウトリーチ等を通じた継続的支援 参加支援 地域づくり	包括的な相談支援の実施 ▶全区（令和 6 年度） 多機関協働支援 アウトリーチ等を通じた継続的支援 参加支援 地域づくり
事業 050 孤独・孤立対策事業の推進 【健康福祉局】		
望まない孤独や孤立状態にある人を早期に支援につなげるため、本市が実施している事業等を市民にわかりやすく広報啓発するとともに、今後の国の動向を注視しながら取り組みを検討	検討	孤独・孤立対策に関するポータルサイトの作成（令和 6 年度） 広報啓発の実施

② ひきこもり支援の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 051 ひきこもり支援の推進 【健康福祉局】		
ひきこもりで悩む本人及び家族等に対する支援のため、メタバース※の活用など相談支援体制の充実を図るとともに、さまざまな関係機関との一層の連携強化を推進	ひきこもり地域支援センターの運営 ▶相談件数 2,739 件 (令和5年度末見込) ▶家族教室参加者数 50 人 ひきこもり支援関係団体連絡会議の開催 1 回 ひきこもり支援方針の検討 ▶実態把握調査の実施	ひきこもり地域支援センターの運営 ▶相談件数 7,000 件 ▶家族教室参加者数 100 人 ひきこもり支援関係団体連絡会議の開催 ひきこもり支援方針の策定 (令和6年度) メタバースを活用した支援の推進 ▶アクセス数 10,000 件

③ 生活困窮者の自立支援

事業概要	現況	計画目標
事業 052 生活困窮者の自立支援 【健康福祉局】		
生活困窮者の自立を支援するため、市内3か所に「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、相談と各種支援を一体的に実施	実施 ▶自立相談支援 3,855 件 ▶住宅確保給付金の支給 517 件 ▶就労準備支援 68 件 ▶就労訓練 19 件 ▶家計改善支援 213 件	実施 ▶自立相談支援 ▶住居確保給付金の支給 ▶就労準備支援 ▶就労訓練 ▶家計改善支援

※メタバース：コンピューターやコンピュータネットワークの中に構築された、現実世界とは異なる3次元の仮想空間やそのサービス。

④ ホームレスの自立支援

事業概要	現況	計画目標
事業 053 ホームレスの自立支援 【健康福祉局】		
ホームレスや住まいを失った方の自立を支援するため、宿所及び食事の提供、生活相談、健康相談、職業相談などの支援を実施	実施 ▶2 か所 ▶自立率 66.1%	実施 ▶2 か所 ▶自立率 69%

施策7 生活課題を抱え支援が必要な人を誰一人取り残さないよう支援します

施策 8

高齢者が個々の状況に応じて自分らしく安心して暮らせるよう支援します

施 策 の 柱

① はつらつとして活躍できる暮らしの実現

高齢者になっても健康ではつらつと暮らすことができるよう、外出のきっかけづくりや仲間づくりなどの機会を充実させるとともに、高齢者が意欲や能力に応じて、社会においてさまざまな役割を担い、活躍できるよう、支援します。

② 地域で安心して暮らすための支援の推進

地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうる地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、地域の助け合いなどに幅広い世代が担い手として活動できるよう支援します。また、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、家族支援を含めた認知症施策を総合的に推進します。

③ 自立して生活するには不安がある人と家族等への支援体制の充実

高齢者が身近な地域で個々の状況や家族のニーズにあった介護サービスを受けられるよう、サービスの充実や内容の周知を図ります。また、介護職員に対する研修や、外国人介護人材の受入支援、介護ロボットの活用促進など、介護人材の確保・育成・定着を図ります。

成 果 指 標

生きがいや楽しみをもって生活していると感じている高齢者の割合
(現状値：78.6%)

目標値

84%

敬老パスの交付者数(交付率)
(現状値：307,450人
(53.5%))

目標値

340,000人
(55.9%)

地域で自分らしく安心して暮らすための支援が充実していると思う高齢者の割合
(現状値：60.9%)

目標値

66%

利用している介護サービスに関する満足度
(現状値：96.9%)

目標値

97%

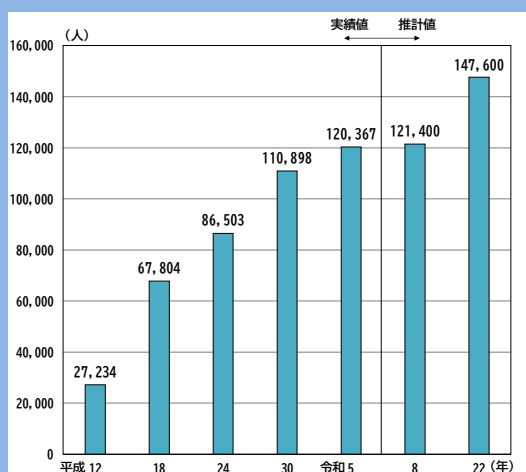
関連する個別計画

◆はつらつ長寿プランなごや 2026

現状と課題

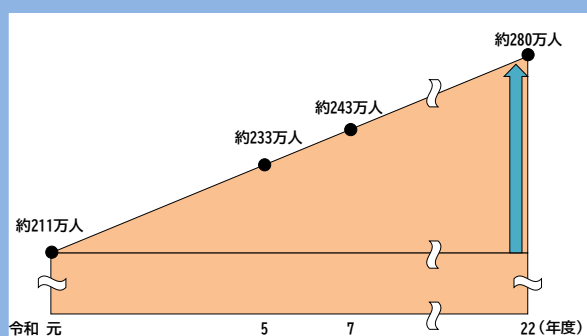
- 少子化・高齢化が進行し、人口構造が変化するとともに、人口減少局面を迎えていく中で、高齢者がその知識・経験を活かし、社会の担い手として活躍することが期待されています。そのため、高齢者の社会参加を支援することに加え、高齢者が意欲や能力に応じて活躍できる環境づくりをさらに進める必要があります。
- 支援を必要とする高齢者が年々増加することが見込まれていることから、フレイル※の周知啓発など、高齢者の自発的・継続的な介護予防の取り組みの一層の推進に加え、地域での助け合いなどの地域活動へ参加意欲のある人への支援や認知症施策の総合的な推進が必要です。
- 全国的な高齢者人口のピークに向けて介護ニーズがより一層高まることに伴い、介護職員の需要見込みは今後、約1.3倍になるとされています（図2）。このような状況の中、介護を必要とする高齢者が必要なサービスを適切に利用できるよう、サービスの充実や内容の周知、介護人材の確保・育成・定着の取り組みが必要です。

◆図1 要介護・要支援者数の推移と将来推計



出典：名古屋市「はつらつ長寿プランなごや 2026」より作成

◆図2 介護職員の必要数



出典：厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数」より作成

※**フレイル**：加齢による虚弱。心身の活力が低下し、要介護などにつながる危険性が高く、健康な状態と要介護状態の中間的な段階であるが、早期に適切な介入・支援を行うことにより生活機能の維持・改善が可能な状態。

施策を推進する事業

① はつらつとして活躍できる暮らしの実現

事業概要	現況	計画目標
事業 054 敬老パスの交付 【健康福祉局】		
高齢者の社会参加を支援するため、65 歳以上の高齢者に市営交通機関等に乗車できる敬老パスを交付するとともに、交付率向上に向けた取り組みを実施	実施 ▶交付者数 307,450 人 ▶交付率向上に向けた取り組み	実施 ▶交付者数 340,000 人 ▶交付率向上に向けた取り組み
事業 055 老人クラブの活動支援 【健康福祉局】		
高齢者が生きがいを持ち、健康に暮らすことができるよう、地域で社会奉仕活動や健康づくり、文化活動などを行う老人クラブに対して補助を実施	実施 ▶老人クラブの活動助成 ▶友愛活動への助成	実施 ▶老人クラブの活動助成 ▶友愛活動への助成
事業 056 福祉会館の運営 【健康福祉局】		
高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、高齢者の各種相談に応じるとともに、教養の向上や健康の増進、レクリエーション活動などの機会を提供する福祉会館を運営	福祉会館の運営 ▶16 区 ▶利用者数 延べ 392,180 人 港福祉会館リニューアル改修 ▶工事・供用開始	福祉会館の運営 ▶16 区 ▶利用者数 延べ 650,000 人 中川福祉会館リニューアル改修 ▶供用開始（令和 8 年度）

事業 057 高齢者就業支援センターの運営 【健康福祉局】		
高齢者が社会の担い手として活躍できるよう、就業に関する相談や情報提供、技能講習などの就業支援を実施するとともに、高齢者の就業意欲を喚起する取り組みなどを実施	運営 ▶利用者数 就業相談 延べ 9,142 人 情報提供 延べ 16,022 人 技能講習 延べ 3,306 人 交流啓発 延べ 4,317 人	運営 ▶高齢者の就業促進に向けた取り組みの充実
事業 058 シルバー人材センター事業への補助 【健康福祉局】		
高齢者が働くことを通じて生きがいを感じ、活力ある地域づくりに与ることができるよう、会員に臨時的短期的な仕事を提供するシルバー人材センター事業への補助を実施	実施 ▶会員数 7,830 人	実施
事業 059 鯉城学園 ^{こじょう} の運営 【健康福祉局】		
高齢者が生きがいを感じ、積極的に社会参加するとともに、地域活動の核となる人材となるよう、鯉城学園 ^{こじょう} において、講座、学園行事、クラブ活動などを実施	実施 ▶利用者満足度 92.9%	実施 ▶利用者満足度 90% ▶専攻内容の充実 ▶社会参加に向けた機運の醸成

② 地域で安心して暮らすための支援の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 060 いきいき支援センターの運営 【健康福祉局】		
高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう支援するため、高齢者の総合相談、認知症の人を介護する家族への支援、要支援者などのケアプラン作成などを実施するいきいき支援センターを市内 45 か所（センター 29 か所・分室 16 か所）において運営するとともに、地域の身近な相談窓口として高齢者いきいき相談室を運営	いきいき支援センターの運営 ▶相談件数 405,857 件 高齢者いきいき相談室の運営 ▶相談件数 2,559 件	いきいき支援センターの運営・体制強化 高齢者いきいき相談室の運営
事業 061 地域ケア会議の実施 【健康福祉局】		
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するための仕組みである、地域包括ケアシステムを推進するため、区役所・保健センターといきいき支援センターを事務局とする地域ケア会議を各区において開催し、高齢者個人に対する支援や、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討等を実施	地域ケア会議の実施 ▶地域包括ケア推進会議 32 回 ▶認知症専門部会 50 回 ▶個別ケース検討会議 599 回 各区における地域包括ケアシステムの普及啓発の実施	地域ケア会議の実施 ▶地域包括ケア推進会議 ▶認知症専門部会 ▶個別ケース検討会議 各区における地域包括ケアシステムの普及啓発の実施

事業 062 在宅医療・介護連携推進事業 【健康福祉局】		
在宅療養をしている高齢者が安心して暮らせるよう、地域住民等からの在宅療養に関する相談窓口を運営するとともに、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）※や在宅療養の正しい知識の普及、ICT を活用した情報共有システム「はち丸ネットワーク」の運用などによる関係職種との連携などを図ることにより、在宅医療と介護の連携を推進	はち丸在宅支援センター（在宅医療・介護連携支援センター）の運営 はち丸ネットワークの運用 ▶登録医療機関・事業所数 1,705 か所 ACP の普及・啓発の実施 在宅歯科医療・介護連携室の運営	はち丸在宅支援センター（在宅医療・介護連携支援センター）の運営 はち丸ネットワークの普及 ▶登録医療機関・事業所数の増加 ACP の普及・啓発の実施 在宅歯科医療・介護連携室の運営
事業 063 在宅医療体制の整備 【健康福祉局】		
在宅療養をしている高齢者が安心して暮らせるよう、地域住民等からの在宅医療に関する相談に対応する拠点を整備するとともに、待機医師を配置することで24時間365日対応可能な在宅医療提供体制を構築	はち丸在宅支援センター（在宅医療支援センター）の運営 待機医師によるかかりつけ医のバックアップの実施	はち丸在宅支援センター（在宅医療支援センター）の運営 待機医師によるかかりつけ医のバックアップの実施

※ACP：Advance Care Planning の略。自らが望む人生の最終段階の医療・ケアについて前もって家族等と共有すること。

事業概要	現況	計画目標
事業 064 市立大学医学部附属病院群における地域の医療機関・介護施設等との機能分担・連携推進 【総務局】		
民間医療機関等とともに市民が求める安全・安心な医療・介護の提供体制を構築するため、高度急性期から慢性期までの病床を有する附属病院群として、在宅医療・介護連携ネットワークの積極的な活用を通じて地域の医療機関・介護施設との連携を推進	地域の医療機関等との連携推進 ▶紹介患者数 (令和 5 年度末見込) 市立大学病院 16,800 人 東部医療センター 13,149 人 西部医療センター 17,500 人 みどり市民病院 4,128 人 みらい光生病院 700 人 ▶逆紹介患者数 (令和 5 年度末見込) 市立大学病院 17,800 人 東部医療センター 11,123 人 西部医療センター 20,500 人 みどり市民病院 4,848 人 みらい光生病院 333 人	地域の医療機関等との連携推進 ▶紹介患者数 市立大学病院 17,740 人 東部医療センター 13,500 人 西部医療センター 17,900 人 みどり市民病院 4,600 人 みらい光生病院 1,830 人 ▶逆紹介患者数 市立大学病院 20,600 人 東部医療センター 14,250 人 西部医療センター 21,210 人 みどり市民病院 5,200 人 みらい光生病院 690 人

事業 065 介護予防・認知症予防の推進 【健康福祉局】		
高齢者の生活の質の向上や自立した生活のため、地域の身近な場所における自発的・継続的な認知症予防をはじめとした介護予防・フレイル予防の取り組みを実施	介護予防・認知症予防に資する事業の実施 ▶認知症予防教室利用者数 延べ 20,486 人 ▶フレイル予防アプリ利用者数 6,215 人 ▶ミニデイ型通所サービス給付実績 359 人/月	介護予防・認知症予防に資する事業の実施 ▶認知症予防教室利用者数の増加 ▶フレイル予防アプリ利用者数の増加 ▶ミニデイ型通所サービス給付実績の増加
事業 066 高齢者サロン等の推進 【健康福祉局】		
外出のきっかけや仲間づくりの機会を充実させるため、高齢者などの身近な居場所となるサロンについて、開設や運営に関する相談や助成を実施	実施 1,716 か所	実施 ▶より身近な地域で通えるよう整備
事業 067 地域支えあい事業の推進 【健康福祉局】		
ひとり暮らし高齢者などが抱える、ごみ出しや買い物などのちょっとした困りごとを地域住民が自ら解決できるよう、元気な高齢者を中心に地域でのボランティア活動を行うための環境を整備するとともに、地域住民が互いに支えあう仕組みづくりを支援	実施 16 区 108 学区	実施 ▶実施学区の拡大

事業概要	現況	計画目標
事業 068 買い物弱者の支援 【健康福祉局・経済局・住宅都市局】		
日常の買い物に困難を抱える高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、地域課題の把握に向けた調査を実施するとともに、調査結果を踏まえた取り組みを実施	買い物弱者への対応に関する検討会の開催 2 回（令和 4 年度） 地域ニーズ等の把握	買い物弱者への対応に関する検討会の開催 地域ニーズ等の把握 ▶地域課題の把握に向けた調査の実施 （令和 7 年度） 調査結果を踏まえた取り組みの実施 モデル実施 1 か所（令和 8 年度）

事業 069 高齢者虐待の相談支援事業の推進 【健康福祉局】		
高齢者虐待の予防や早期発見、適切な介入支援をするため、高齢者虐待の相談窓口である高齢者虐待相談センターを運営するとともに、虐待時などに備えてあらかじめ短期入所ベッドを確保	高齢者虐待相談センターの運営 ▶保健福祉従事者に対する研修の実施 3回 ▶講演会の開催 1回 ▶相談件数 404件 高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の運営 ▶相談件数 35件 高齢者虐待防止ネットワーク支援会議の開催 80回 高齢者短期入所ベッド確保等事業の実施 ▶利用人数 30人 ▶利用日数 1,299日	高齢者虐待相談センターの運営 ▶保健福祉従事者に対する研修の実施 3回 ▶講演会の開催 1回 高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の運営 高齢者虐待防止ネットワーク支援会議の開催 高齢者短期入所ベッド確保等事業の実施
事業 070 見守り支援事業の推進 【健康福祉局】		
地域で高齢者を見守り、支え合うためのネットワークづくりを推進するため、いきいき支援センターに専任の見守り支援員を配置し、地域の見守り活動を支援するとともに、ボランティアによる電話相談などを実施	見守りネットワークの構築 ▶構築件数 434件	見守りネットワークの構築
事業 071 福祉給付金の支給 【健康福祉局】		
高齢者の福祉の増進を図るため、一定以上の障害がある高齢者やねたきり・認知症等の高齢者に対して医療費自己負担分を助成	助成 ▶対象者数 55,790人	助成

事業概要	現況	計画目標
事業 072 認知症の早期発見・早期対応の推進 【健康福祉局】		
認知症を早期に発見し、適切な医療・介護サービスの利用につなげるため、もの忘れ検診を実施するとともに、各いきいき支援センターにおいて、本人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを運営し、認知症の人または認知症が疑われる人の自宅を訪問する取り組みを推進	もの忘れ検診の実施 ▶受診者数 7,294 人(令和 4 年度) 精密検査の費用助成の開始 認知症初期集中支援チームの運営 29 チーム	もの忘れ検診の実施 ▶受診者数の増加 精密検査の費用助成 認知症初期集中支援チームの運営 ▶チーム間の情報共有 ▶チーム員研修の実施
事業 073 認知症地域支援ネットワークの構築 【健康福祉局】		
認知症の人やその家族が安心して暮らせるよう、認知症地域支援推進員を各いきいき支援センター等に配置し、地域における認知症支援機関の連携強化や認知症の普及・啓発、なごや認知症カフェの活動支援等を実施	認知症地域支援推進員の配置 32 人 なごや認知症カフェの運営 240 か所	認知症地域支援推進員の配置 32 人 なごや認知症カフェの運営 ▶実施か所数の増加

事業 074 認知症の人を介護する家族への支援 【健康福祉局】		
認知症の人の意思が尊重され、認知症の人と家族が地域で自分らしく暮らせるよう、本人や家族の支援ニーズと支援をつなぐ「チームオレンジ」を設置するほか、家族教室やピアサポートを重視した家族支援プログラム、認知症サポーター養成講座などを実施	認知症家族教室の実施 286 回	認知症家族教室の実施
	家族サロンの実施 362 回	家族サロンの実施
	医師（もの忘れ相談医）の専門相談の実施 312 回	医師（もの忘れ相談医）の専門相談の実施
	認知症サポーター養成講座の実施 176,697 人（累計）	認知症サポーター養成講座の実施 ▶受講者数の増加
	家族支援プログラムの実施	家族支援プログラムの実施 チームオレンジの設置（令和 6 年度）
事業 075 認知症疾患医療センターの運営 【健康福祉局】		
認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図るため、認知症の鑑別診断や認知症の方の周辺症状・身体合併症の急性期治療などを行う認知症疾患医療センターを運営	運営 ▶4 か所 ▶新規開設に向けた準備	運営 ▶9 か所（令和 7 年度）

事業概要	現況	計画目標
事業 076 認知症による行方不明者の早期発見 【健康福祉局】		
認知症による行方不明者の事故を未然に防止するため、メール配信システムや GPS 等を用いた検索システムを活用し、行方不明者を早期に発見する取り組みを実施	メール配信システムの運用 ▶メール配信協力者のアドレス数 8,031 件 ▶行方不明になるおそれがある人の事前登録数 1,864 人 GPS 等を用いた検索システムの運用	メール配信システムの運用 ▶メール配信協力者のアドレス数の増加 ▶行方不明になるおそれがある人の事前登録数の増加 GPS 等を用いた検索システムの運用
事業 077 なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業の運用 【健康福祉局】		
認知症の人やその家族が安心して生活できる環境を整備するため、認知症の人が起こした事故により発生した損害に対する救済制度を運用	運用 ▶加入者数 2,629 人	運用 ▶加入者数の増加
事業 078 成年後見制度の利用促進 【健康福祉局】		
認知症などにより、判断能力が十分ではない人が成年後見制度を適切に利用することができるよう、地域連携ネットワークの中核機能を担う、成年後見あんしんセンターを運営するとともに、成年後見制度の利用を支援するため、市長申立て事務や低所得者に対する後見業務等に関する報酬等の助成を実施	成年後見あんしんセンターの運営 ▶市長申立て事務 申立て件数 高齢者 73 件 障害者 13 件 ▶低所得者向け報酬等の助成 助成件数 高齢者 229 件 障害者 201 件	成年後見あんしんセンターの運営 ▶市長申立て事務 申立て件数の増加 ▶低所得者向け報酬等の助成 助成件数の増加

事業 079 名古屋市あんしんエンディングサポート事業の運用 【健康福祉局】		
身寄りのない高齢者が、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らすことができるよう、見守りや安否確認サービスに加え、葬儀及び納骨、家財処分、役所の手続き等を死後に代行する事業を運用	運用 ▶利用者数 14人	運用 ▶利用者数の増加 ▶より利用しやすい制度の検討

③ 自立して生活するには不安がある人と家族等への支援体制の充実

事業概要	現況	計画目標
事業 080 小規模多機能型居宅介護事業所の整備等への補助 【健康福祉局】		
住み慣れた地域での生活の継続に必要とされるサービスである（看護）小規模多機能型居宅介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用促進のため、サービス内容の周知を図るとともに、参入を促進するため整備補助などを実施	実施 ▶整備補助・開設準備経費補助 3件	実施 ▶整備補助・開設準備経費補助 13件（5か年）

※小規模多機能型居宅介護：通いサービスを中心に、宿泊サービスや訪問サービスを組み合わせたサービス。

看護小規模多機能型居宅介護：小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス。

事業概要	現況	計画目標
事業 081 施設・居住系サービスの整備 【健康福祉局】		
在宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、今後増加する高齢者のニーズを的確に把握し、施設・居住系サービスの整備や特別養護老人ホームにおける大規模修繕に必要な費用に対する補助を実施	実施 ▶特別養護老人ホーム 定員 9,030 人 ▶介護老人保健施設 定員 6,700 人 ▶介護医療院 定員 285 人 ▶グループホーム 定員 3,601 人 ▶特定施設入居者生活介護 定員 6,231 人 ▶特別養護老人ホーム長寿命化補助 6 か所（累計）	実施 ▶特別養護老人ホーム 定員 9,281 人 （令和 8 年度） ▶介護老人保健施設 定員 6,427 人 （令和 8 年度） ▶介護医療院 定員 882 人 （令和 8 年度） ▶グループホーム 定員 3,698 人 （令和 8 年度） ▶特定施設入居者生活介護 定員 6,611 人 （令和 8 年度） ▶特別養護老人ホーム長寿命化補助 24 か所（累計）
事業 082 介護サービスの質の確保及び向上 【健康福祉局】		
介護保険施設等のサービスの質の確保や保険給付の適正化を図るため、介護給付等対象サービスの取り扱いや介護報酬の請求に関する周知を徹底するとともに、介護事業所の指導・支援を実施	実施 ▶運営指導 1,063 事業所 ▶集団指導 3,490 事業所 業務継続計画策定・策定後支援 ▶策定事業所 自然災害 20.5% 感染症 25.4%	実施 ▶運営指導 ▶集団指導 業務継続計画策定・策定後支援 ▶策定事業所 自然災害 100%（令和 8 年度） 感染症 100%（令和 8 年度）

事業 083 介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業の実施 【健康福祉局】		
介護サービスの問題点を把握し運営を改善するため、サービスの提供者と利用者がそれぞれ評価する事業を事業者団体と協働で実施	実施 ▶参加事業所数 945 事業所	実施 ▶参加事業所数の増加
事業 084 介護サービス情報の公表 【健康福祉局】		
利用者や家族が適切に介護事業所を選択できるよう、介護事業所から報告されたサービス内容等の情報を公表するとともに、公表内容を確認するための調査を実施	実施 ▶公表事業 99.1%(3,655 事業所) ▶希望する事業所に対する調査 321 事業所	実施 ▶公表事業所 100% ▶希望する事業所に対する調査

事業概要	現況	計画目標
事業 085 介護人材の確保・育成等の推進 【健康福祉局】		
介護人材の確保・育成及び定着を図るため、研修事業を実施するとともに、外国人介護人材の導入支援など介護事業者が行う人材確保・育成に向けた取り組みに対し経費の一部助成を実施するほか、介護ロボットの活用を促進	研修事業の実施 ▶キャリアアップ研修 受講者数 723 名 ▶高齢・障害福祉職員研修 受講者数 1,146 名 介護事業者の人材確保・育成に向けた取り組みの支援 ▶福祉人材育成支援助成事業 823 件 ▶外国人技能実習生受入支援事業 46 人 ▶介護職員奨学金返済支援事業 47 件 介護ロボットの活用促進 ▶介護ロボット導入効果検証事業 2 件	研修事業の実施 ▶キャリアアップ研修 受講者数 3,650 名（5 か年） ▶高齢・障害福祉職員研修 受講者数 5,730 名（5 か年） 介護事業者の人材確保・育成に向けた取り組みの支援 ▶福祉人材育成支援助成事業 4,500 件（5 か年） ▶外国人技能実習生受入支援事業 600 人（5 か年） ▶介護職員奨学金返済支援事業 375 件（5 か年） ▶外国人介護人材導入支援 50 件（5 か年） 介護ロボットの活用促進 ▶介護ロボット導入効果検証事業 10 件（5 か年）

事業 086 排せつケア相談支援事業の実施 【健康福祉局】		
高齢者の排せつの自立の支援や、在宅で高齢者の排せつケアを行う介護者等の身体的・精神的負担の軽減のため、排せつに関する悩み及び困りごとについての相談支援や、おむつを販売する店舗の従業員を対象としたおむつ選びの専門家の養成研修などを実施	排せつケアの相談支援 排せつケアの相談支援の推進 ▶おむつ選びの専門家認定者数 51 名	排せつケアの相談支援 排せつケアの相談支援の推進 ▶おむつ選びの専門家認定者数 600 名(5 か年) 排せつケアに関する経済的負担の軽減策の実施

施策 9 障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します

施 策 の 柱

① 地域における自立した生活の支援

障害者差別の解消を推進するとともに、障害者の権利擁護や意思疎通支援の充実に努めます。また、障害福祉サービスの充実や必要なサービスなどを適切に利用できるよう相談支援体制の充実を図るなど、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整えます。

② 重度障害児者への支援

在宅の重度障害児者が引き続き地域で生活できるよう、生活介護など日中活動の場の拡充などを図ります。また、医療的ケアなどを要する重症心身障害児者や強度行動障害を有する者への生活支援として、本人や介護者、受け入れを行う事業者などへの支援の充実に図ります。

③ 障害者の就労の促進

障害者の就労を促進するため、職場開拓など一般企業への働きかけを通し、就職や職場定着などの支援を進めます。また、企業及び障害者就労施設等に対する支援を専門的に行う窓口を設置・運営し、一般就労及び福祉的就労の両面から支援を行います。

成 果 指 標

ホームヘルプサービスを利用して地域で生活する障害者数
(現状値：8,635 人) **目標値 11,800 人**
(令和 4 年度)

在宅重症心身障害児者の日中活動（通所サービス）の利用率
(現状値：89.4%) **目標値 90%**

障害者雇用促進企業※認定数
(現状値：97 件) **目標値 120 件**

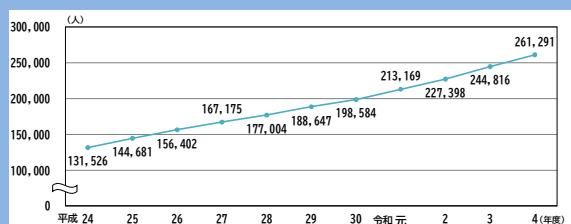
関連する個別計画

- ◆障害者基本計画（第 5 次） ◆第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画
- ◆読書バリアフリー推進計画（第 1 次） ◆第 4 期教育振興基本計画

現状と課題

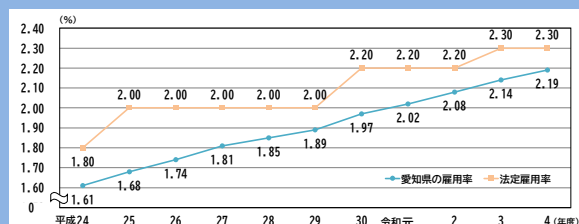
- 本市では、障害者差別の解消を推進していますが、今なお、誤解や偏見などにより障害者の社会参加が妨げられている現状があります。また、障害福祉サービスを受ける障害者は増加しています（図1）。そのため、すべての人が障害及び障害者への理解をより一層深めることが必要です。また、障害の特性に応じて、多様なニーズに対応できる相談支援や障害福祉サービスの充実などに努めることが必要です。
- 専門性の高い支援を必要とする重症心身障害児者や強度行動障害を有する者の数が増加傾向にあります（図2）。このような重度障害児者の受け入れを行う事業所などの現場においては、いまだ支援の方法などに課題を有していることから、介護者や受け入れを行う事業所に対しても支援を充実する必要があります。
- 就労を希望する障害者は増加してきている一方で、愛知県における民間企業の障害者雇用率は法定雇用率を下回っています（図3）。そのため、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、障害者の特性や状態等に応じた支援を進め、障害者の就労を促進していく必要があります。

◆図1 障害福祉サービス利用者の推移



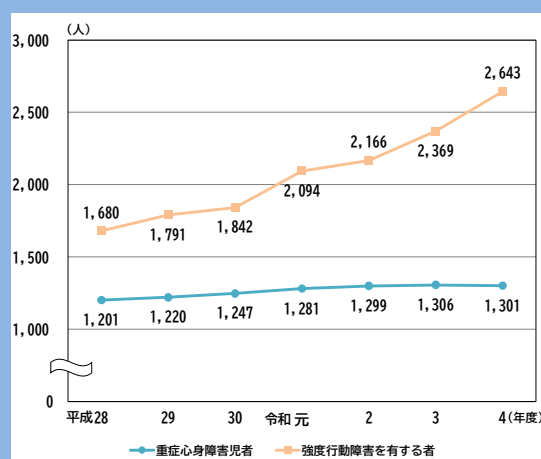
出典：名古屋市作成

◆図3 民間企業の障害者雇用状況の推移（愛知県）



出典：厚生労働省愛知労働局「愛知県の障害者雇用状況」

◆図2 重症心身障害児者及び強度行動障害を有する者の推移



出典：名古屋市作成

※障害者雇用促進企業：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する障害者雇用率を超える一定の割合（令和5（2023）年現在 4.0%以上）で障害者を雇用している企業として本市が認定する企業。

施策を推進する事業

① 地域における自立した生活の支援

事業概要	現況	計画目標
事業 087 障害者基幹相談支援センターの運営 【健康福祉局】		
障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、すべての障害を対象とする総合的な相談及び障害児者の将来や親亡き後を見据えた地域環境づくり等を実施	センターの運営 各区 1 か所	センターの運営 各区 1 か所 地域連携コーディネーターの配置 各区 1 人
事業 088 障害福祉サービス事業者等への整備・運営補助 【健康福祉局】		
障害者の地域生活基盤の充実を図るため、障害者の居住の場や日中活動の場となる施設の整備や運営を行う事業者に対する補助を実施	実施 ▶整備補助 スプリンクラーの設置 2 か所 大規模修繕等 2 か所 ▶運営補助 526 か所	実施 ▶整備補助 ▶運営補助
事業 089 障害福祉サービス等の質の確保及び向上 【健康福祉局】		
障害福祉サービス等の質の確保や自立支援給付の適正化を図るため、障害者自立支援給付費等対象サービスの取り扱いや報酬の請求に関する周知を徹底するとともに、障害福祉サービス事業所等の指導等を実施	実施 ▶実地指導 502 事業所 ▶集団指導 4,434 事業所	実施 ▶実地指導 ▶集団指導

事業 090 障害福祉人材の確保・育成等の推進 【健康福祉局】		
障害福祉人材の確保・育成及び定着を図るため、研修を実施するとともに、外国人介護人材の育成支援など事業者が行う人材確保・育成に向けた取り組みに対し経費の一部助成を実施	研修の実施 ▶障害者ホームヘルパー 現任研修 受講者数 77 名 ▶高齢・障害福祉職員研修 受講者数 2,277 名 人材確保・育成に向けた取り組みの支援 ▶福祉人材育成支援助成事業 172 件 ▶外国人介護人材の育成支援 7 人 ▶障害福祉職員の奨学金返済支援 39 件 障害福祉施設等におけるロボット等導入補助 2 件	研修の実施 ▶障害者ホームヘルパー 現任研修 受講者数 385 名（5 か年） ▶高齢・障害福祉職員研修 受講者数 11,385 名（5 か年） 人材確保・育成に向けた取り組みの支援 ▶福祉人材育成支援助成事業 850 件（5 か年） ▶外国人介護人材の育成支援 25 人（5 か年） ▶障害福祉職員の奨学金返済支援 125 件（5 か年） 障害福祉施設等におけるロボット等導入補助
事業 091 地域生活支援拠点事業の実施 【健康福祉局】		
障害者が地域で安心して生活できるよう、緊急時の受け入れや地域生活の体験を行う地域生活支援拠点事業所と、地域の障害福祉サービス事業所などが連携しながら支援する、地域生活支援拠点事業を実施	実施 10 区	実施 全市域

事業概要	現況	計画目標
事業 092 障害者差別解消の推進 【健康福祉局】		
障害の有無に関わらず、誰もが安心して共に生きることのできる地域社会の実現を図るため、障害者差別に関する相談の対応や啓発などを実施する障害者差別相談センターの運営や障害者への合理的配慮の提供への助成事業の実施などを通じて障害者差別解消を推進	障害者差別相談センターの運営 障害者差別解消調整委員会の運営 障害者差別解消支援会議の開催 3 回 「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の普及啓発	障害者差別相談センターの運営 障害者差別解消調整委員会の運営 障害者差別解消支援会議の開催 「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の普及啓発 合理的配慮の提供への助成 ▶助成件数 220 件 （令和 7 年度） ▶ニーズを踏まえて拡充

事業 093 障害者虐待相談支援事業の実施 【健康福祉局】		
障害者虐待の予防及び早期発見のための体制整備を図るため、障害者虐待の専門相談窓口である障害者虐待相談センターの運営や虐待時などに備えてあらかじめ短期入所ベッドを確保する事業などを実施	障害者虐待相談センターの運営 ▶障害者虐待相談職員に対する技術向上のための研修 3回 ▶講演会 1回 ▶相談件数 156件	障害者虐待相談センターの運営 ▶障害者虐待相談職員に対する技術向上のための研修 ▶講演会 1回
	障害者虐待休日・夜間電話相談窓口の運営 ▶相談件数 10件	障害者虐待休日・夜間電話相談窓口の運営
	区障害者虐待防止ネットワーク支援会議の開催 1回	区障害者虐待防止ネットワーク支援会議の開催
	障害者短期入所ベッドの確保 ▶利用件数 1件 ▶利用日数 29日	障害者短期入所ベッドの確保

事業概要	現況	計画目標
事業 094 障害者に対する意思疎通支援 【健康福祉局】		
障害者の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員などの養成事業や派遣事業などとともに、視覚障害者の情報通信技術の活用能力の向上を図るための訪問サポートなどを実施	実施（令和 5 年度末見込） ▶手話通訳者等の養成 199 人 ▶手話通訳者等の派遣 7,358 人 ▶代筆・代読支援員の派遣 258 人 ▶失語症向け意思疎通支援者の派遣 104 人 ▶視覚障害者 ICT サポート推進事業 利用者数 80 人	実施 ▶手話通訳者等の養成 ▶手話通訳者等の派遣 ▶代筆・代読支援員の派遣 ▶失語症向け意思疎通支援者の派遣 ▶視覚障害者 ICT サポート推進事業 利用者数の増加
事業 095 読書環境整備の推進 【健康福祉局】		
障害の有無に関わらず、すべての人が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、読書環境整備連絡会議の開催、発達障害、肢体不自由者等の特性に配慮した事業などを実施	テキストデータ化ボランティアの養成 ▶ボランティア登録者数 26 人（令和 5 年度末見込） 読書会の開催 2 回（令和 5 年度末見込） サピエ※会員新規登録者数 35 人（令和 5 年度末見込） 読書バリアフリー※推進計画の策定	テキストデータ化ボランティアの養成 ▶ボランティア登録者数の増加 読書会の開催 サピエ会員新規登録者数の増加

※サピエ：視覚障害者や視覚による表現の認識が困難な人に対して、点字、デージーデータ（音声、テキストを利用したデータ）をはじめとしたさまざまな情報を提供するネットワーク。

読書バリアフリー：障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするため、読書環境の整備をすること。さまざまな障害のある人が利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることをめざす。

事業 096 障害者への医療費の助成 【健康福祉局】		
障害者の福祉の増進を図るため、一定以上の障害のある人に対し、医療費自己負担分を助成	助成 ▶対象者数 36,142 人	助成
事業 097 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 【健康福祉局】		
精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、地域で支えていくための地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを実施	措置入院者への退院後支援計画の策定 ブロック調整会議の開催 13 回 精神障害者地域支援調整会議の開催 1 回 依存症専門医療機関の選定 ▶アルコール 4 病院 ▶薬物 2 病院 ▶ギャンブル 1 病院	措置入院者への退院後支援計画の策定 ブロック調整会議の開催 13 回 精神障害者地域支援調整会議の開催 1 回 依存症専門医療機関の選定 ▶アルコール 8 病院 ▶薬物 4 病院 ▶ギャンブル 4 病院
事業 098 発達障害児者とその保護者への支援 【子ども青少年局】		
発達障害児者の円滑な社会生活の促進のため、発達障害児者本人やその家族に対する相談、発達障害についての情報提供及び研修、関係機関との連絡調整等を推進	発達障害者支援センターの運営 ▶相談件数 1,258 件（令和4年度） 発達障害者支援体制整備検討委員会の実施 ペアレントプログラム等の実施・普及 ▶参加人数 23 人 発達障害者地域支援マネジャーの配置	発達障害者支援センターの運営 発達障害者支援体制整備検討委員会の実施 ペアレントプログラム等の実施・普及 発達障害者地域支援マネジャーの配置

事業概要	現況	計画目標
事業 099 市立大学と連携した発達障害児者への支援 【総務局・子ども青少年局・健康福祉局・教育委員会】		
発達障害児者が各ライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を受けられる支援体制を整えるため、市立大学と連携して、医療・福祉・教育が一体となった発達障害に関する知見の蓄積と発達障害児者への支援を実施	市立大学への寄附講座の設置 こころの発達診療研究センターの設置	市立大学での寄附講座の運営 こころの発達診療研究センターの運営 連携事業の実施
事業 100 難病患者の療養生活支援 【健康福祉局】		
療養生活を送る難病患者及びその家族の療養上の不安を解消し、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るため、訪問等による相談支援や、専門職による交流会・講話を含む医療生活相談を実施	実施 ▶訪問等相談人数 延べ 8,199 人 ▶医療生活相談実施回数 71 回	実施

② 重度障害児者への支援

事業概要	現況	計画目標
事業 101 通所施設等での重症心身障害児者等の受け入れ補助 【健康福祉局】		
在宅の重症心身障害児者などの日中活動の場等を拡充させるため、生活介護などの通所施設等において重症心身障害児者などの受け入れを行った場合に補助を実施	実施 104 か所	実施
事業 102 重症心身障害児者施設の運営 【健康福祉局】		
重症心身障害児者が安心して生活できるよう、医療的ケアや療育を実施する入所施設を運営	運営 ▶定員 90 人	運営

事業 103 強度行動障害を有する者への支援 【健康福祉局】		
強度行動障害を有する者の地域生活を支援するため、生活介護事業所において強度行動障害を有する者を円滑に受け入れるための人件費補助や、強度行動障害者専門支援員の養成・派遣をはじめ、相談から研修まで総合的な支援を実施	実施 ▶強度行動障害者受入補助 7 事業所 ▶強度行動障害者受入環境整備補助 4 事業所 ▶強度行動障害者専門支援員 6 人	実施 ▶強度行動障害者受入補助 ▶強度行動障害者受入環境整備補助 ▶強度行動障害者専門支援員の養成・派遣

③ 障害者の就労の促進

事業概要	現況	計画目標
事業 104 障害者就労支援窓口の運営 【健康福祉局】		
障害者雇用の推進及び工賃等の向上を図るため、障害者就労支援窓口を設置・運営し、企業及び障害者就労施設への支援を実施	実施 ▶障害者雇用相談支援業務 645 件 (令和 5 年度末見込) ▶工賃・賃金向上相談業務 324 件 (令和 5 年度末見込) ▶セミナー等 8 件 (令和 5 年度末見込)	実施 ▶障害者雇用相談支援業務 ▶工賃・賃金向上相談業務 ▶セミナー等
事業 105 障害者就労定着支援事業 【健康福祉局】		
障害者の一般就労の促進及び定着を図るため、就労定着のための支援を行った就労移行支援事業所などへの補助を実施	実施 ▶補助件数 1,232 件	実施

事業概要	現況	計画目標
事業 106 障害者就労支援センター等への運営補助 【健康福祉局】		
障害者の一般就労の促進を図るため、障害者の就労支援を行うとともに、それに伴う日常生活上の相談支援を一体的に行う障害者就労支援センター及び障害者雇用支援センターへの運営補助を実施	実施 ▶障害者雇用支援センター 1 か所 ▶障害者就労支援センター 2 か所	実施 ▶障害者雇用支援センター 1 か所 ▶障害者就労支援センター 2 か所

施策10 多文化共生を進めます

施策の柱

① 多文化共生の推進

多国籍化する外国人市民※への情報提供サービスの充実や、日本語学習機会の拡充、災害時の支援体制の確保とともに、日本人市民と外国人市民の交流と相互理解を促進し、日本人・外国人を問わずすべての市民が共にしあわせに生きていくことができる多文化共生のまちづくりを推進します。

成果指標

地域で国籍の異なる
人と交流がある市民
の割合
(現状値：29.3%)

目標値

40%

名古屋市での生活に
満足している外国人
市民の割合
(現状値：88.1%)

目標値

95%

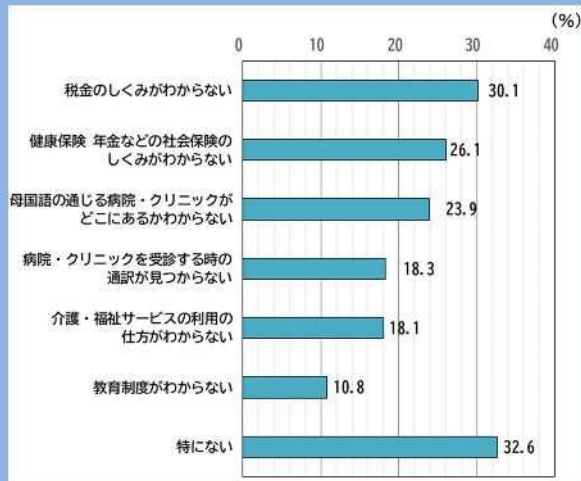
関連する個別計画

◆第3次多文化共生推進プラン ◆第4期教育振興基本計画

現状と課題

- 名古屋大都市圏※の中核都市として、企業や大学などの高等教育機関が多く集積する本市には多くの外国人住民が暮らしており、その数は増加傾向にあります。そのため、すべての市民が互いの文化的ちがいを認め合い、共にしあわせに生きていくことができるよう、多文化共生の意識醸成を進めるとともに、外国人市民の地域で活躍を促進することが重要です。

◆図1 日本での生活で困っていること（上位7項目）



出典：外国人市民アンケート（令和2年）

◆図2 外国人住民数（国籍別）と割合の推移



出典：名古屋作成

※外国人市民：市内に住所を有する外国籍の人のほか、日本国籍を取得した人や国際結婚によって生まれた子どもなど、外国の文化を背景に持つ人や、外国にルーツを持つ人。

名古屋大都市圏：名古屋市を中心におおむね 30～50km の範囲で、産業、観光、防災など分野ごとに柔軟に捉えたエリア。

施策を推進する事業

① 多文化共生の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 107 地域における情報の多言語化 【観光文化交流局】		
外国人市民に必要な情報を伝えるため、多様な言語・手段による情報提供を行うとともに、外国人市民が身近に相談できる環境を整備	AI 翻訳の利用実績 281 件	AI を活用した行政文書機械翻訳システムの展開
	国際センター情報サービスコーナーの運営 ▶利用者数 7,201 人	国際センター情報サービスコーナーの運営 ▶利用者数 14,000 人
	名古屋転入ウェルカムキットの配布	名古屋転入ウェルカムキットの配布
	ICT を活用した多言語対応サービスの実施	ICT を活用した多言語対応サービスの実施
	国際センターにおける各種相談事業の実施 ▶満足度 93.8%	国際センターにおける各種相談事業の実施 ▶満足度 90%

事業 108 日本語学習支援の推進 【観光文化交流局】		
特定技能をはじめとした外国人材に関する制度改正に伴い、ますますの増加が見込まれる外国人市民が、日常に必要な日本語を習得し、地域のコミュニティで円滑に生活できるよう、日本語学習機会の拡充を支援	NIC 日本語教室の運営 ▶受講者数 66 人/ターム 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の実施 ▶地域日本語教育に関する総合調整会議の開催 ▶総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターの配置 ▶日本語教育人材に対する研修の実施	NIC 日本語教室の運営 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の実施

事業概要	現況	計画目標
事業 109 外国にルーツを持つ児童生徒等への支援の充実 【教育委員会】		
学校生活への早期の適応や集住化・多言語化の課題に対応するため、日本語指導講師や母語学習協力員等を配置するとともに、日本語教育相談センターや初期日本語集中教室・日本語通級指導教室の運営等、外国にルーツを持つ児童生徒及びその保護者のための支援を実施	日本語指導講師の配置 ▶小学校 28 名 ▶中学校 6 名	日本語指導講師の配置 ▶小学校 30 名 ▶中学校 8 名
	母語学習協力員の配置 ▶小学校 35 名 ▶中学校 13 名	母語学習協力員の配置 ▶小学校 40 名 ▶中学校 15 名
	母語指導補助員の配置 ▶夜間中央高校 3 名	母語指導補助員の配置 ▶夜間中央高校 4 名
	多文化共生に関する講座 8 講座	多文化共生に関する講座 10 講座
	生涯学習センターにおける地域日本語教室等の活動支援	生涯学習センターにおける地域日本語教室等の活動支援
	多言語による情報提供 就学状況が確認できない学齢相当の子どもの就学調査	多言語による情報提供 就学状況が確認できない学齢相当の子どもの就学調査
事業 110 外国人向け防災事業の実施 【観光文化交流局】		
災害時に外国人市民の安全を確保するため、日本の災害や防災についての情報を提供するとともに、災害語学ボランティア制度の管理運営やウェブサイト等を活用した多言語での情報提供を実施	外国人防災啓発事業の実施 ▶防災サロン等 災害時の外国人支援体制の確保 ▶災害語学ボランティア研修等の実施	外国人防災啓発事業の実施 災害時の外国人支援体制の確保

事業 111 地域社会に対する多文化共生の意識啓発 【観光文化交流局】		
多文化共生に対する理解を促進し、多文化共生事業への参加を促すため、地域住民等に対する啓発事業を実施	多文化共生推進月間の実施 ▶講演会の開催等 NIC 地球市民教室の運営 ▶講師派遣件数 108 件	多文化共生推進月間の実施 NIC 地球市民教室の運営 ▶講師派遣件数 160 件
事業 112 市立大学における多文化共生・国際化の推進に向けた人材育成 【総務局】		
地域の多文化共生・国際化を推進するため、諸課題の解決に携わる人材育成に向けた教育課程を提供するとともに、地域における多文化共生推進に向けた活動へ参加する学生への支援やアジア・アジアパラ競技大会への学生の参画を推進	人文社会学部における持続可能な社会づくりに資する人材育成に向けた教育課程の提供 国際センター、企業、NPO 等との連携検討 地域における多文化共生推進に向けた活動へ参加する学生への機会の提供 アジア・アジアパラ競技大会への学生の参画に向けた検討	ダイバーシティ、インクルージョン関連及びESD※に向けたカリキュラムの改訂 国際センター、企業、NPO 等との連携実施 地域における多文化共生推進に向けた活動へ参加する学生への支援の実施 アジア・アジアパラ競技大会への学生の参画の推進

※ESD：Education for Sustainable Development の略。一人ひとりが世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。

施策11 誰もが意欲を持って働けるよう、就労支援を進めます

施策の柱

① ワーク・ライフ・バランスの推進

多様な働き方やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に関する啓発や広報を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス推進企業を認証するなど、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。

② 就労支援の推進

就労支援を進めるため、働きたい人のニーズを把握し、状況に応じた相談を実施するなど、求職者と企業との効果的なマッチングを図ります。

③ 生活保護受給者に対する支援

就労可能な生活保護受給者に対し、就労準備や訓練、求職支援など個々の状況に応じた就労支援を進めます。

成果指標

仕事と生活のバランス
が希望どおりであると
思う市民の割合
(現状値：35.8%)

目標値

41%

ワーク・ライフ・
バランス推進企業数
(現状値：277社)

目標値

354社

働く意欲があるが、
現在働く場がなく
困っている
市民の割合
(現状値：4.7%)

目標値

4.6%以下

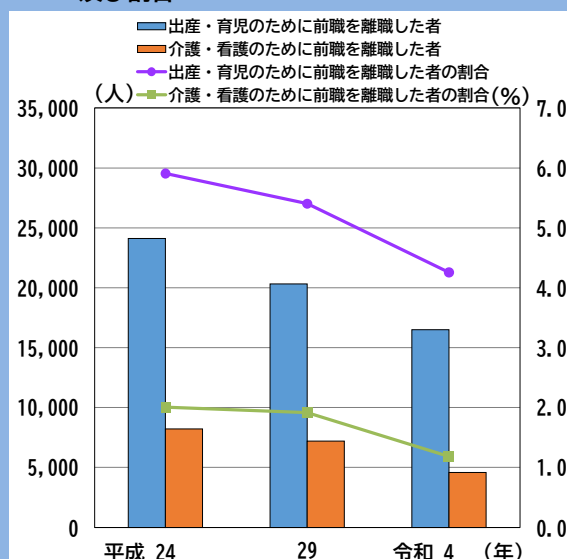
関連する個別計画

◆産業振興ビジョン 2028

現状と課題

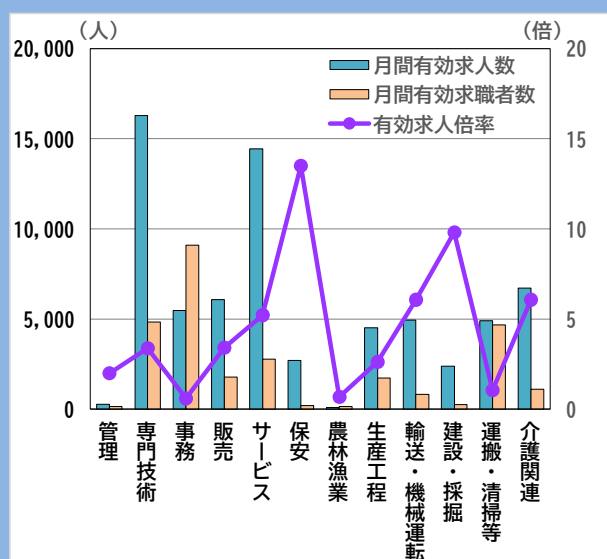
- 国の調査によると、本市において「出産・育児のため」に前職を離職した者や、「介護・看護のため」に前職を離職した者は、平成29年と比較して減少しています（図1）。生産年齢人口が減少する中で、誰もが働きやすく、多様な働き方を選択できる社会を実現するため、引き続きワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- 周辺地域※を含めた本市の有効求人倍率（図2）は、全国平均より高い水準にあるものの、職業や勤務条件等によるミスマッチが生じており、安定的な就労のための支援が求められています。
- 市内の就労可能な生活保護受給世帯は減少傾向にありますが、就労に結びついていない人の中にはさまざまな支援を行うことで就労が見込まれる人がいます。そのため、引き続き、就労可能な生活保護受給世帯に対する個々の状況に応じた支援が必要です。

◆図1 過去5年間に「出産・育児のため」または「介護・看護のため」に前職を離職した者及び割合



出典：「名古屋の就業構造」より作成

◆図2 職業別有効求人人数・求職者数（周辺地域を含む）



出典：厚生労働省愛知労働局「労働市場圏情報（名古屋周辺地域）」（令和6年1月分）

※周辺地域：市内に所在する公共職業安定所の管轄区域に含まれる日進市、長久手市、東郷町、清須市、北名古屋市、豊山町、豊明市。

施策を推進する事業

① ワーク・ライフ・バランスの推進

事業概要	現況	計画目標
事業 113 ワーク・ライフ・バランス推進事業 【経済局】		
働きやすい環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて一定の基準を満たす企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認証するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発や広報を実施	実施 ▶ワーク・ライフ・バランス推進企業認証数 277 社 ▶セミナーの開催 1 回	実施 ▶ワーク・ライフ・バランス推進企業認証数 354 社 ▶セミナーの開催 1 回

② 就労支援の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 114 なごやジョブマッチング事業 【経済局】		
働きたい人と、人材を求める企業との効果的なマッチングを図るため、なごやジョブサポートセンターにおいて個別一貫した継続的な就労支援を実施するとともに、国と一体となった就労支援を区役所においても実施	実施 ▶支援対象者数 3,712 人 ▶就職者数 1,714 人	実施 ▶支援対象者数 3,800 人 ▶就職者数 1,780 人

事業 115 ワークダイバーシティモデル事業補助 【健康福祉局】		
働きづらさを抱え、就労に結び付くことが困難な人を支援するため、公益財団法人日本財団が実施しているワークダイバーシティ※モデル事業に参加する市内事業者に対して、就労に関する相談支援や障害者就労支援事業所とのマッチング、一般企業への働きかけ等を行うマネジメントセンターの運営に関する費用を助成	検討	助成開始（令和 6 年度） ▶効果検証 ワークダイバーシティの継続的な発展に向けた検討

③ 生活保護受給者に対する支援

事業概要	現況	計画目標
事業 116 就労自立に関する自立支援プログラム推進事業の実施 【健康福祉局】		
生活保護受給者の早期の就労と自立のため、各区に配置した就労支援員によりきめ細かい就労支援を行うとともに、就労意欲が低下した人に向けた民間事業者によるセミナーや求人開拓・紹介などによる意欲の向上を推進	実施 ▶就労率 37% ▶就労意欲の喚起	実施 ▶就労率 45% ▶就労意欲の喚起

※ワークダイバーシティ：若者、女性、高齢者、外国人、障害者等の多様な人材が働くことを通じて活躍できる社会の実現を目的とした多様で柔軟な働き方のこと。

施策12 生涯にわたる学びを通した生きがいがづくりを支援します

施策の柱

① 生涯学習の機会と場づくり

市民の誰もが、趣味やスポーツ、教養などといった幅広い内容の生涯学習を行うことや、その成果を活かすことができる機会と場づくりを進めるとともに、それに役立つ情報を発信します。

さらに、図書館がより多くの市民にとって身近で利用しやすい生涯学習の場となるよう、図書館サービス網の再構築を進め、市民の学ぶ意欲を支えます。

成果指標

趣味、教養、
スポーツ・健康づくり、
職業上のスキルアップ
などに取り組んでいる
市民の割合
(現状値：79.7%)

目標値

85%

生涯学習によって得た
経験や知識を活かして
いる市民の割合
(現状値：35.5%)

目標値

40%

図書館サービスの
利用者数
(入館者数、館外事業
参加者数、電子書籍
利用者数の計)
(現状値：5,429,546人)
(令和4年度)

目標値

7,000,000人

関連する個別計画

- ◆第4期教育振興基本計画 ◆第4次子ども読書活動推進計画
- ◆なごやアクティブ・ライブラリー構想

現状と課題

- 生涯学習とは家庭教育や社会教育など、人々が生涯に行うあらゆる学習とされており、豊かな人生を送る上で重要な意義を有しています。そのため、市民の生涯学習に対する認識を深めるとともに、より多くの人が生涯を通じた学びに取り組み、学んだ知識・成果を社会に還元できるよう、さまざまな世代を対象とした講座内容の幅広い設定や、利用しやすい図書館づくりなどを通じて、生涯学習の機会と場づくりを進めていく必要があります。

◆写真1 なごや学マイスター講座の様子



◆写真2 ここにもライブラリーの様子



施策を推進する事業

① 生涯学習の機会と場づくり

事業概要	現況	計画目標
事業 117 生涯学習センター・女性会館の魅力向上 【教育委員会】		
市民の学習活動を支援する身近な施設となるよう、社会情勢に合わせた施設設備の充実を図り、各種講座等の開催、学習機会や情報の提供、学習成果の地域社会還元支援等による魅力的な施設づくりを実施	リニューアル改修 ▶基準方針調査 各種講座・講演会の実施 ▶生涯学習センター 224 講座 ▶女性会館 16 講座、12 講演会 自主学習グループの支援・学習成果の地域社会還元 ▶なごや学マイスター講座の実施 マイスター制度活動者数 3,840 人(累計) ▶なごやか市民教室 32 講座募集 女性の生き方、男女共同参画等に関する図書資料の貸出等（女性会館）	リニューアル改修 各種講座・講演会の実施 ▶生涯学習センター 224 講座 ▶女性会館 16 講座、12 講演会 自主学習グループの支援・学習成果の地域社会還元 ▶なごや学マイスター講座の実施 マイスター制度活動者数 4,640 人(累計) ▶なごやか市民教室 35 講座募集 女性の生き方、男女共同参画等に関する図書資料の貸出等（女性会館）

事業 118 生涯学習やリカレント教育に関する情報の発信 【教育委員会】		
生涯学習機会の充実のため、動画等の生涯学習コンテンツの配信・更新や講座・講演会、大学と連携したリカレント教育※に資する事業をはじめとする、生涯学習情報の発信、生涯学習に関する相談事業を実施	生涯学習 Web ナビなごやの運営 ▶アクセス数 192 万件 え e-ねっと*なごやの運営 ▶アクセス数 17,000 件 デジタルチラシによる主催講座情報等の発信 市民ボランティアによる学習相談事業 6,600 件 大学との連携講座 18 講座 リカレント教育に関する情報提供	生涯学習 Web ナビなごやの運営 ▶アクセス数 195 万件 え e-ねっと*なごやの運営 ▶アクセス数 20,000 件 デジタルチラシによる主催講座情報等の発信 市民ボランティアによる学習相談事業 6,800 件 大学との連携講座 18 講座 リカレント教育に関する情報提供
事業 119 市立大学における市民への継続した学びの機会の提供 【総務局】		
幅広い世代の市民に継続した学びの機会を提供するため、市立大学の教育研究成果を活かした市民公開講座などを実施	実施 ▶市民公開講座の満足度（受講者アンケートにおける高評価者の割合） 89.0%	実施 ▶市民公開講座の満足度（受講者アンケートにおける高評価者の割合） 90.0%

※リカレント教育：学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育。

事業概要	現況	計画目標
事業 120 図書館の魅力向上 【教育委員会】		
市民の読書機会の充実と学びを支援するため、多様な資料や情報が入手できる機会と場を整備するとともに、民間活力を活用したサービスの向上、調査相談、行事・講座等従来のサービスに加え、電子書籍の充実、IC タグの導入等 DX を推進	貸出、調査相談等の実施（令和 5 年度末見込） ▶貸出点数 1,015 万点 ▶調査相談 7 万 7 千件 ▶行事等 2,900 回 図書館オンラインシステムの運用 図書館サービス網の実施 ▶自動車図書館 2 台 ▶館外返却ポスト 9 か所 ▶ここにもライブラリーの運営 4 か所 図書館 DX の推進 ▶電子書籍の提供 ▶IC タグの導入検討 第 1 ブロック※内図書館整備の推進	貸出、調査相談等の実施 ▶貸出点数 1,070 万点 ▶調査相談 8 万件 ▶行事等 3,000 回 図書館オンラインシステムの更新・機能拡充 図書館サービス網の充実 ▶自動車図書館 6 台 ▶館外返却ポストの充実 ▶ここにもライブラリーの充実 図書館 DX の推進 ▶電子書籍の充実 ▶IC タグの導入 第 1 ブロック内図書館整備の推進 ▶千種区役所等複合庁舎内図書館の整備

※第 1 ブロック：なごやアクティブ・ライブラリー構想に基づき、鶴舞中央図書館のほかに市域を 5 つのブロックに分けたうちの千種・東・守山・名東区を含むブロック。

事業 121 子どもの読書活動の推進 【教育委員会】		
生涯にわたる読書習慣が身に付くよう、家庭・地域・図書館・学校や関係機関がそれぞれ連携・協力して子どもを対象としたイベントの開催や読み聞かせ等を実施	なごやっ子読書月間における読書イベントの開催	読書イベントの開催
	図書館での読み聞かせの実施 1,900 回 (令和 5 年度末見込)	図書館での読み聞かせの実施 1,900 回
	図書館司書による学校等でのブックトークや読み聞かせの実施 270 回 (令和 5 年度末見込)	図書館司書による学校等でのブックトークや読み聞かせの実施 500 回
	学習支援図書セット、特別支援教育資料の貸出	学習支援図書セット、特別支援教育資料の貸出
	教育基金を活用した子ども向け図書の充実 160 冊	教育基金を活用した子ども向け図書の充実 800 冊 (5 か年)
		図書館における赤ちゃんへの絵本プレゼント事業の実施

施策13

出会いや結婚に対する希望がかない、安心して子どもを生み、育てられる環境をつくります

施策の柱

① 出会いや結婚に対する希望をかなえる支援

若い世代の結婚や子育てに関する希望を阻害するさまざまな要因の解消に取り組みます。また、将来を希望を持って見通すことができるよう支援します。

② 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

希望する人が安心して子どもを生み、育てられるよう、妊娠前から子育て期に至るまで切れ目なく支援します。また、親として成長する楽しさなどについて学ぶ機会を充実させます。

③ 子育ての負担感・孤立感の軽減

心理的・経済的負担の軽減を図るなど、安心して子どもを養育することができるよう、行政だけでなく、地域や企業などと連携し、社会全体で子育てを支援する取り組みを進めます。

④ 働きながら子育てしやすい環境づくり

企業や市民の意識啓発などを通じて、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。また、働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう多様な保育サービスの提供や保育の質の向上に取り組みます。

成果指標

子育てしやすいまち
だと思う市民の割合
(現状値：76.8%)

目標値

85%

保育所等利用
待機児童数

(現状値：0人)
(令和6年4月1日)

目標値

0人

(令和11年4月1日)

子育て支援企業
認定数
(現状値：264社)

目標値

331社

結婚や子育てに
温かい社会の実現に
向かっていると
考える市民の割合
(現状値：65.0%)

目標値

90%

関連する個別計画

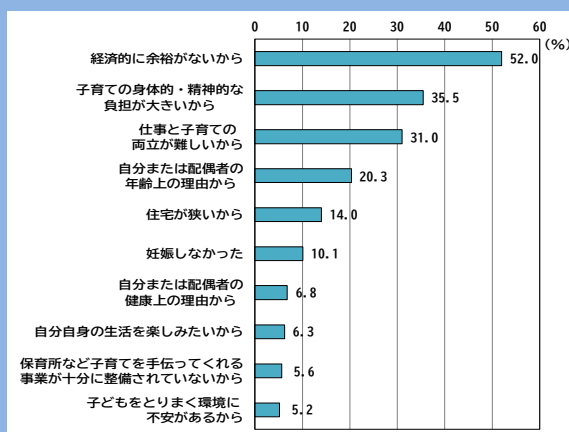
◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 ◆第4期教育振興基本計画

◆市営交通事業経営計画2028

現状と課題

- 若い世代が、結婚や子どもを生み、育てることへの希望を持ちながらも、さまざまな理由から将来展望を描けずにいます。そのため、若い世代が、自らの将来を見通し、希望を持つことができるよう、結婚などの希望の実現を阻害する要因の解消に向けた支援が必要です。
- 令和5年度の本市調査では、子育ての悩みについて、「子どもの発育・発達のこと」とした割合は、29.9%と5年前と比較して6.1ポイント増加しました。そのため、子育ての不安を解消し、子育てを楽しむことができるよう支援することが必要です。
- 同調査では、理想とする子どもの数と、実際の子どもの数の平均値には乖離^{かいり}があり、主な理由として、経済的な余裕のなさや心身の負担の大きさが挙げられています（図1）。そのため、子育ての負担感や孤立感の軽減のため、社会全体で子育てを支援することが必要です。
- 出産前後に離職・転職した母親のうち、仕事と家庭の両立支援のための環境が整っていれば仕事を続けたかった人の割合は5割を超えています。そのため、待機児童ゼロの継続に向けた取り組みを引き続き実施するとともに、多様な保育サービスの拡充や保育の質の向上が必要です。

◆図1 子どもの人数が理想とする人数より少ない理由



出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（令和5年度）

◆図2 保育所等利用待機児童数の推移



出典：名古屋市政成

施策を推進する事業

① 出会いや結婚に対する希望をかなえる支援

事業概要	現況	計画目標
事業 122 出会いや結婚の希望をかなえる支援 【子ども青少年局】		
若い世代が結婚や妊娠・出産、子育てに希望を見だし、希望どおり結婚し子どもを持てる社会づくりを推進するため、婚活イベント、ライフデザインセミナーなどを開催するとともに、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会形成に向けた広報を強化	検討	結婚支援の検討・実施 ▶婚活イベント、ライフデザインセミナー 等 広報の強化

② 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

事業概要	現況	計画目標
事業 123 妊娠前から子育て期における相談・育児等支援 【子ども青少年局】		
妊娠前から出産、育児の不安軽減を図るため、子育て総合相談窓口における支援をはじめ、保健師などの家庭訪問による適切な保健指導や家事や育児の負担軽減を図る必要がある場合にはヘルパーを派遣するなど、妊娠前から子育てに至る切れ目のない相談・支援を実施	子育て総合相談窓口における支援の実施	子育て総合相談窓口における支援の実施
	保健師・助産師等による家庭訪問の実施	保健師・助産師等による家庭訪問の実施
	思春期セミナーの実施	思春期セミナーの実施
	両親学級（パパママ教室）の実施 17 か所	両親学級（パパママ教室）の実施 17 か所
	なごや妊娠 SOS の実施	なごや妊娠 SOS の実施
	不育症、不妊症相談の実施	不育症、不妊症相談の実施
	不育症検査費用助成の実施	不育症検査費用助成の実施
	妊婦タクシー利用支援事業の実施	妊婦タクシー利用支援事業の実施
	多胎児家庭支援事業の実施	多胎児家庭支援事業の実施
	産前・産後におけるヘルパーの派遣	産前・産後におけるヘルパーの派遣
	妊婦・子育て家庭応援金の支給等	妊婦・子育て家庭応援金の支給等

事業概要	現況	計画目標
事業 124 子育て学び支援事業 【子ども青少年局】		
子育てに対する不安感の解消や子育てへの希望につなげるとともに、児童虐待の発生予防のため、子育てを学ぶ機運を醸成し、子育て世代やこれから親になる人を対象とした講座の開催等により、子育てを学ぶ機会を提供	実施 ▶子育て練習講座 ▶出前講座	実施 ▶子育てを学ぶ機運の醸成 広報・啓発の実施 ▶子育てを学ぶ機会の提供 講座等の実施
事業 125 幼児期の子と親の育ち支援の推進 【教育委員会】		
幼児教育支援室において、幼児教育の質の向上推進と子育ての支援充実のため、幼児教育に関する調査研究や教職員・保育士等の指導力や資質の向上に資する研修を実施するとともに、子育てを支援する取り組みを実施	幼児の育ち応援ルームの運営 3 か所 専門家による子育て相談等の実施 10 回 公私幼保に開かれた研修の実施 12 種類 幼児教育の質の向上につながる調査研究の実施 ▶幼保小接続に関する調査研究 ▶架け橋期のカリキュラムの作成に向けた調査研究	幼児の育ち応援ルームの運営 4 か所 専門家による子育て相談等の実施 10 回 公私幼保に開かれた研修の実施 幼児教育の質の向上につながる調査研究の実施 ▶新たな今日的課題に関する調査研究

事業 126 家庭教育支援の推進 【教育委員会】		
各家庭での家庭教育の促進を図るため、家庭教育に関する諸問題や親のあり方などについて学習を深めるための取り組みを実施するとともに、毎月第3日曜日に定めている「家庭の日」が広く認知され、家庭の大切さや家庭の役割の素晴らしさについて改めて考えを深める機会を設定	実施 ▶家庭教育セミナー 379 団体 ▶家庭教育の推進に関わる協力企業制度 230 企業・団体（累計） ▶「家庭の日」普及啓発作品（ポスター・作文・図画作品）の募集 小・中学校・幼稚園（私立幼稚園含む） 全校（園） ▶「ファミリーデーなごや」の参加者数 延べ 11,000 人	実施 ▶家庭教育セミナー 390 団体 ▶家庭教育の推進に関わる協力企業制度 260 企業・団体（累計） ▶「家庭の日」普及啓発作品（ポスター・図画作品）の募集 小・中学校・幼稚園（私立幼稚園含む） 全校（園） ▶「ファミリーデーなごや」の参加者数 延べ 11,000 人
事業 127 市立幼稚園における幼児教育の質向上 【教育委員会】		
心の教育を推進するため、体験活動を行うとともに、子育て支援や今日的な課題への取り組み、本市の幼児教育の質の向上につながる実践研究を実施	実施 ▶芸術鑑賞 11 園 ▶自然体験、社会体験 全園 ▶預かり保育 全園 早朝、17 時以降の試行実施園 2 園 ▶子育て支援事業 全園	実施 ▶芸術鑑賞 8 園 ▶自然体験、社会体験 全園 ▶預かり保育 全園 早朝、17 時以降の実施園 拡充 ▶子育て支援事業 全園

③ 子育ての負担感・孤立感の軽減

事業概要	現況	計画目標
事業 128 地域における子育て支援事業の実施 【子ども青少年局】		
地域の子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点、保育所等地域子育て支援センター、児童館などの地域子育て支援拠点等において、子育て親子の交流の場の提供や育児不安等に対する相談・援助を行うとともに、子育て応援拠点において一時預かりをはじめとする、より充実した支援を実施	全中学校区で実施 ▶子ども・子育て支援センター 1 か所 ▶子育て応援拠点 14 か所 ▶地域子育て支援拠点 47 か所 ▶地域子育て支援センター 50 か所 ▶児童館 16 館、とだがわこどもランド	拠点機能の充実
事業 129 子ども・子育て支援センターの運営 【子ども青少年局】		
子どもを生み、育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるほか、講座の企画実施、キッズパーク運営、企業連携などを推進	実施 ▶キッズパーク利用人数 延べ 23,259 人	実施
事業 130 のびのび子育てサポート事業の実施 【子ども青少年局】		
地域の中での市民同士の助け合いによる子育て支援機能の充実を図るため、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）に子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）を紹介し、会員同士お互いに助け合う相互援助活動を実施	実施 ▶活動件数 18,717 件	実施
事業 131 ナゴヤわくわくプレゼント事業の実施 【子ども青少年局】		
本市で生まれ育つ子どもとその家庭を支援するため、子育てに必要な物品やサービスをカタログギフトの形で届ける事業を実施	実施	実施

事業 132 子どものインフルエンザ予防接種費用の助成 【子ども青少年局】		
進学や就職等を控える子どもを応援するため、12 歳、15 歳、18 歳を迎える子どものインフルエンザ予防接種費用の無償化を実施	実施	実施
事業 133 子ども医療費の助成 【子ども青少年局】		
子どもの健康を守るとともに子育て家庭の経済的負担を軽減するため、18 歳に達する日以後の最初の年度末までの通院・入院を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	実施	実施
事業 134 就学援助・奨励の推進 【教育委員会】		
教育の機会均等を図るため、経済的に困っている人に対して、義務教育段階では学用品等の経済的支援、高等学校教育段階では必要な学資の支給・貸与を実施	実施 ▶就学援助 ▶名古屋市奨学金（高校給付型奨学金） ▶高校入学準備金	実施 ▶就学援助 ▶名古屋市奨学金（高校給付型奨学金） ▶高校入学準備金
事業 135 私学助成の推進 【教育委員会】		
子育て家庭の経済的負担の軽減及び私立学校等の教育環境の充実を図るため、私立学校等に通う世帯及び設置者に対する補助を実施	世帯への補助 ▶高校授業料の補助 ▶幼稚園預かり保育授業料の補助 設置者への補助 ▶高校施設設備費の補助 ▶幼稚園親と子の育ちの場支援事業費の補助 ▶幼稚園幼児教育振興事業費の補助	世帯への補助 ▶高校授業料の補助 ▶幼稚園預かり保育授業料の補助 設置者への補助 ▶高校施設設備費の補助 ▶幼稚園親と子の育ちの場支援事業費の補助 ▶幼稚園幼児教育振興事業費の補助

事業概要	現況	計画目標
事業 136 地下鉄における子ども・子育てサポート事業 【交通局】		
子ども連れで利用しやすい環境にするため、親子で使いやすいベンチなどを駅構内に設置するほか、地下鉄の新型車両にベビーカー利用者や子どもが利用しやすいスペースを設置	検討	「子ども・子育てサポートベンチ」の設置 ▶試行導入（令和6年度） ▶設置拡大の検討 地下鉄車両への「子ども・子育てサポートスペース」の設置 ▶導入 1編成（令和10年度）

④ 働きながら子育てしやすい環境づくり

事業概要	現況	計画目標
事業 137 保育所等利用待機児童対策等の推進 【子ども青少年局】		
働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう、民間保育所の既存施設の改築や必要に応じた整備の実施等、さまざまな手法による必要な利用枠の維持・確保を行うとともに、民間保育所等における保育士確保を支援するなど、個々のニーズに即した、きめ細かな支援策を強化	民間保育所整備等の実施 10か所 保育案内人の活動 全区役所・支所 保育士確保支援 ▶保育所等運営費補給金 ▶保育士宿舍借上げ支援 ▶保育士等奨学金返済支援	民間保育所整備等の実施 保育案内人の活動 全区役所・支所 保育士確保支援 ▶保育所等運営費補給金 ▶保育士宿舍借上げ支援 ▶保育士等奨学金返済支援

事業 138 保育所等における多様な保育サービスの提供 【子ども青少年局】		
保護者の多様な就労形態等に対応した子育て支援や配慮が必要な子どもへの支援を充実させるため、多様な保育サービスを実施	実施 ▶延長保育 493 か所 ▶一時保育 69 か所 ▶夜間保育 4 か所 ▶病児・病後児デイケア 23 か所 ▶休日保育 16 か所 ▶産休あけ・育休あけ入所予約 113 か所 ▶24 時間緊急一時保育 2 か所 ▶私立幼稚園預かり保育 拡充 19 か所 ▶障害児保育 484 か所 ▶医療的ケア児保育支援 29 か所	拡充 ▶延長保育 ▶一時保育（こども誰でも通園制度への対応を含む） ▶夜間保育 ▶病児・病後児デイケア ▶休日保育 ▶産休あけ・育休あけ入所予約 ▶24 時間緊急一時保育 ▶私立幼稚園預かり保育 拡充 ▶障害児保育 ▶医療的ケア児保育支援
事業 139 エリア支援保育所事業 【子ども青少年局】		
公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するため、おおむね 1～2 中学校区を 1 つのエリアとして市内 78 エリアを設定し、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域の教育・保育施設等と連携した研修の開催や子育てに関する相談等を実施	実施 53 エリア	拡充 78 エリア

事業概要	現況	計画目標
事業 140 公立保育所の社会福祉法人への移管 【子ども青少年局】		
保育施策や地域の子育て支援の拡充のため、公立保育所の社会福祉法人への移管等によって公立保育所を今後 78 か所まで集約化するとともに、機能強化を実施	移管（統合を含む） 37か所（累計）	移管（統合を含む） 46 か所（累計）
事業 141 公立保育所の改修等 【子ども青少年局】		
子どもにとって安心・安全で良好な環境を整備するとともに、施設の長寿命化を図るため、公立保育所のリニューアル改修等を計画的に実施	実施 ▶改修完了 1 か所	実施
事業 142 子育て支援企業認定・表彰制度 【子ども青少年局】		
社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、その中から特に優れた活動を行っている企業を表彰	子育て支援企業認定数 264社	子育て支援企業認定数 331 社

施策 13 出会いや結婚に対する希望がない、安心して子どもを生み、育てられる環境をつくれます

施策 14 子どもが健やかに育つよう、子ども・家庭を支援します

施 策 の 柱

① 子どもの権利を保障し、将来の針路を応援するための取り組み

子どもが権利の主体であるという意識が社会に浸透していくよう、積極的な取り組みを行います。また、子どもの好きなことを応援できるよう、「総合的・包括的」に取り組み、発達段階に応じた支援を推進します。

② 子どもが心身ともに健康に育つための支援

子どもが豊かな人間性と創造性を育み、社会性を身につけられるよう放課後施策を推進するとともに、地域が子どもにとって安全に安心して過ごせる居場所となるよう地域における青少年の健全育成を推進します。

③ 困難を抱える子ども・家庭への支援

適切な養育を受けられないなど困難な状況に置かれた子どもが家庭的な環境での養護を受けられるよう支援します。また、ひとり親家庭等の自立に向け、負担を軽減するとともに、子どもの学習を支援します。

④ 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

医療的ケアを必要とする子どもや発達に特性などのある子どもとその家庭が、安心して日常生活を送ることができ、より身近な地域や学校で支援を受けられるようにします。

成 果 指 標

今の生活に満足している子どもの割合
(現状値：89.8%)

目標値

95%

地域や学校などにおける社会活動や自主的な活動などに参加したことのあ
る子どもの割合
(現状値：79.0%)

目標値

87%

自分のことを好きと答える子どもの割合
(現状値：84.6%)

目標値

85%

社会的自立をするために必要な力を身に付けている障害のある児童生徒の割合
(現状値：70.5%)

目標値

100%

放課後児童クラブを利用できる学区の割合
(現状値：84.2%)

目標値

93%

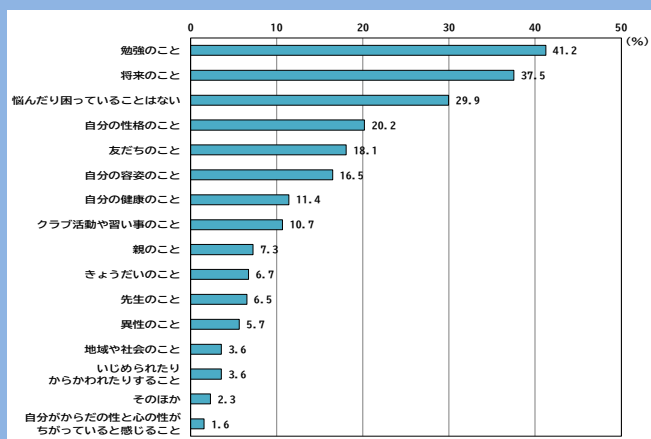
関連する個別計画

- ◆なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 ◆第4期ひとり親家庭等自立支援計画
- ◆第4期教育振興基本計画 ◆第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
- ◆社会的養育推進計画

現状と課題

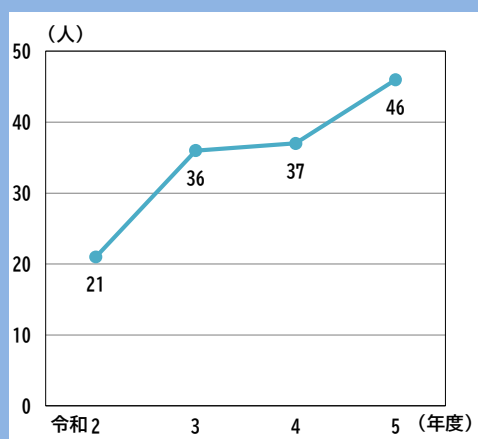
- 本市では、「なごや子どもの権利条例」において、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えることを明確にしました。子どもが権利の主体であるという意識の浸透により一層取り組むとともに、子どもの権利の保障を図ることが必要です。
- 社会の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、子ども同士の交流や地域の大人と接する機会が減少しています。また、共働き家庭の増加等を理由に、放課後児童クラブにおける待機児童が発生しています。そのため、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、地域との交流機会の確保や放課後施策の拡充が必要です。
- 適切な養育を受けられないなど困難な状況に置かれた子どもに加え、近年はヤングケアラー※の問題も顕在化しています。そのため、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、そのような子どもや、ひとり親家庭など、困難を抱える家庭を支援することが必要です。
- 医療的ケアを必要とする子どもや発達に関わる支援を要する子どもなどが増えているため、そのような子どもが、より身近で早期に支援を受けられるようにすることが必要です。

◆図1 子どもが悩んだり困ったりしていること



出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」
(令和5年度)

◆図2 放課後児童クラブの待機児童数の推移



出典：名古屋市作成

※ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

施策を推進する事業

① 子どもの権利を保障し、将来の針路を応援するための取り組み

事業概要	現況	計画目標
事業 143 なごや子どもの権利条例の推進 【子ども青少年局】		
子どもに関する施策の総合的な推進を図るため、条例の広報・啓発を行い、子どもの社会参画の促進に取り組むとともに、条例に基づき設置されているなごや子ども・子育て支援協議会を開催し、子どもに関するさまざまな施策の進捗状況について意見聴取を実施	なごや子ども・子育て支援協議会の開催 3回 広報・啓発の実施 ▶なごっちフレンズへの情報提供 10回 ▶子どもワークショップの実施 2回	なごや子ども・子育て支援協議会の開催 広報・啓発の実施 ▶なごっちフレンズへの情報提供 10回 ▶子どもワークショップの実施 2回
事業 144 子どもの権利擁護機関の運営 【子ども青少年局】		
子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申し立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障を図る独立性が担保された第三者機関を運営	運営 ▶初回相談件数 418件	運営

事業 145 子どもの体験活動の推進 【子ども青少年局】		
子どもたちの主体性や将来に向かって生きる力を育むため、ライフキャリア支援を切り口とし、子どもたちがやりたいことを「体験活動」として、専門家から必要な知識やコツなどのアドバイスを受けながら実施できる、子どもたちの活動拠点・居場所となる施設を設置するほか、子どもの体験につながる機会を創出するため、子どもの公共交通の運賃を無料にする「子どもパス」について検討	検討	子どもの体験活動拠点の設置 ▶調査 ▶設置 ▶運営 「子どもパス」の検討 ▶試行実施
事業 146 主体的な社会の形成への参画 【教育委員会】		
子どもの主体的に社会の形成に参加する態度や自治的能力を醸成するため、主権者意識を高める取り組みを実施するとともに、子どもに関する施策等について自ら考え意見表明する機会を確保	実施	実施

事業概要	現況	計画目標
事業 147 なごや子ども応援委員会の運営 【教育委員会】		
さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健やかな発達を支援し、子どもたちが主体的に人生の針路を探すことができるよう応援するとともに、幼少期からの子どもの支援の充実に向けて検討	常勤スクールカウンセラー※の配置 ▶中学校 全校 ▶高校 2校 常勤スクールソーシャルワーカー※、非常勤スクールセクレタリー※、非常勤スクールポリス※の配置 ▶事務局校 17校 非常勤スクールカウンセラーの配置 ▶幼稚園、小学校、高校、特別支援学校 全校（園） 規模の大きな学校への非常勤スクールカウンセラーの加配	常勤スクールカウンセラーの配置 ▶中学校 全校 ▶高校 2校 常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 ▶事務局校 17校 非常勤スクールカウンセラーの配置 ▶幼稚園、小学校、高校、特別支援学校 全校（園） 規模の大きな学校への非常勤スクールカウンセラーの加配

※スクールカウンセラー：臨床心理士等の専門的知識・経験を^い活かし、学校生活全般に対する援助や、児童生徒・保護者・教職員への相談対応をする職員。

スクールソーシャルワーカー：福祉の専門的知識・経験を^い活かし、関係機関との連携を図りながら悩みや問題を抱える児童生徒が置かれた環境へのはたらきかけを行う職員。

スクールセクレタリー：庶務事務をはじめ学校との連絡調整などを担う職員。

スクールポリス：学校内外の見守り活動や必要に応じて警察との連携を図る元警察官の職員。

事業 148 市立大学におけるスクールカウンセラーの養成 【総務局】		
いじめ・不登校・発達障害など、児童生徒に関わる諸問題の早期発見や個別支援を行うスクールカウンセラーの中長期的な人材確保につなげるため、学士課程から修士課程へ一貫した教育体制を整備するとともに、臨床心理士等の養成に関する寄附講座を実施	実施 ▶心理教育学科の入学定員 64 名 ▶臨床心理士資格取得件数 11 件 ▶公認心理師資格取得件数 10 件 ▶大学院臨床心理コースの入学定員 10 名 ▶寄附講座	実施 ▶心理教育学科の入学定員 84 名 ▶臨床心理士資格取得件数 60 件（5 か年） ▶公認心理師資格取得件数 60 件（5 か年） ▶大学院臨床心理コースの入学定員 20 名 ▶寄附講座
事業 149 家庭訪問型相談支援事業 【子ども青少年局】		
不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や、適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	実施 ▶おおむね小学生から高校生世代の子ども 766 人とその保護者	実施
事業 150 教育と福祉の連携による支援の充実 【教育委員会・子ども青少年局】		
生きづらさを抱える学齢期の子どもを早期に発見し、支援していくため、区役所等関係機関との情報共有を迅速化するなど教育・福祉の連携を強化	子ども応援委員会のスクールソーシャルワーカーの全区役所・支所への併任 スクリーニングの実施 ▶小・中学校 52 校 区役所の児童相談所兼務児童福祉司等のスクリーニングへの参加、福祉的支援の実施	子ども応援委員会のスクールソーシャルワーカーの全区役所・支所への併任 スクリーニングの実施 ▶実施校の拡充 区役所の児童相談所兼務児童福祉司等のスクリーニングへの参加、福祉的支援の実施

② 子どもが心身ともに健康に育つための支援

事業概要	現況	計画目標
事業 151 トワイライトスクール 【子ども青少年局】		
遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むため、放課後等に小学校施設を活用した教育事業を実施	実施 ▶全小学校（トワイライトルームを含む） 長期休業中の昼食受け取り ▶検討	実施 ▶全小学校（トワイライトルームを含む） 長期休業中の昼食受け取り ▶モデル実施（トワイライトルームを含む） ▶実施校の拡充
事業 152 トワイライトルーム 【子ども青少年局】		
遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭を支援するため、トワイライトスクールを基盤に、より生活に配慮した事業を一体的に実施	実施 53 校	実施 ▶通所可能な範囲内に利用できる留守家庭児童育成会のない学区及び利用ニーズの高い学区よりトワイライトスクールから移行
事業 153 留守家庭児童健全育成事業助成 【子ども青少年局】		
留守家庭児童の健全育成を図るため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費等を助成	実施 204 か所	実施 ▶国の基準を基本に、必要に応じて多子世帯減免など、本市独自の助成を実施

事業 154 児童館等における青少年の育成 【子ども青少年局】		
子どもの健康を増進し、情操を育むため、児童館やとだがわこどもランドで遊びや体験活動を実施するとともに、青少年が安心して過ごすことができ、社会と関わるができるよう、児童館などにおいて居場所づくりを推進するほか、施設の長寿命化を図るため、児童館のリニューアル改修等を実施	運営の実施 ▶児童館 利用者数 (令和 4 年度) 延べ 399,780 人 ▶とだがわこどもランド 利用者数 (令和 4 年度) 延べ 459,180 人 ▶青少年交流プラザ 利用者数 (令和 4 年度) 本館 延べ 114,481 人 分館 延べ 43,593 人	運営の実施 ▶児童館 ▶とだがわこどもランド ▶青少年交流プラザ
	児童館における「中高生の居場所づくり事業」の拡充に向けたモデル事業の実施	児童館における「中高生の居場所づくり事業」の拡充
	繁華街における子ども・若者の居場所づくりモデル事業の実施	繁華街における子ども・若者の居場所づくり事業の実施
	児童館のリニューアル改修等	児童館のリニューアル改修等

事業概要	現況	計画目標
事業 155 子ども会活動への支援 【子ども青少年局】		
異年齢の子ども同士の交流や多様な体験活動を行う子ども会の振興を図るため、「子ども会活動振興策の方向性」を策定し、支援を実施	子ども会への助成の実施 子ども会活動振興策の方向性策定に向けた検討	子ども会への助成の実施 子ども会活動振興策の方向性の策定（令和6年度） 子ども会活動振興策の方向性に基づく支援の実施
事業 156 地域における青少年育成活動への支援 【子ども青少年局】		
青少年の健全育成を図るため、地域団体と連携して声かけ・見守りなどを実施する地域の世話やき活動の取り組みなど、青少年育成市民会議の活動を推進	世話やき活動の実施 全学区	世話やき活動の実施 全学区
事業 157 市立大学における子ども、若者、子育てに関する研究・教育・調査・啓発事業の実施 【総務局】		
子どもや若者が豊かに育つまちづくり、子育てしやすい環境づくりを進めるため、市立大学における子ども、若者、子育てに関する研究・教育・調査・啓発事業等の実施及び多様で高度な研究に基づいた教育・調査等に必要な研究基盤・研究支援体制を強化	子ども、若者、子育てに関する研究・教育等の実施 ▶不育症相談 ▶子どもの健康と環境に関する調査研究 研究力強化の推進 ▶共同利用の実施 ▶電子資料の整備	子ども、若者、子育てに関する研究・教育・調査・啓発事業 ▶子どもの健康と環境に関する調査研究 ▶子どもに関わる保健・医療専門職の公衆衛生視点の教育 ▶性差による無意識的な育児分担についての啓発事業 研究力強化の推進 ▶研究拠点の形成 ▶研究推進体制の強化 ▶電子資料の整備

③ 困難を抱える子ども・家庭への支援

事業概要	現況	計画目標
事業 158 ヤングケアラー支援事業 【子ども青少年局】		
ヤングケアラーに関する理解・認識を高めるため、継続的な広報啓発を実施するとともに、ヤングケアラーが抱える悩みや問題について気軽に相談できる窓口等を運営	ヤングケアラーに関する啓発の実施	ヤングケアラーに関する啓発の実施
	関係機関向け研修の実施	関係機関向け研修の実施
	オンラインサロンの開催	相談窓口等の運営
事業 159 ひとり親家庭の自立支援 【子ども青少年局】		
自立が困難なひとり親家庭が、仕事と生活のバランスがとれた生活を送ることができるよう、就業支援や生活上の負担の軽減、子どもの健やかな育ちのための支援などを実施	母子・父子自立支援員の配置 全区役所・支所	母子・父子自立支援員の配置 全区役所・支所
	ひとり親家庭応援専門員の配置 全区役所・支所	ひとり親家庭応援専門員の配置 全区役所・支所
	自立に向けた相談の実施 22,242 件	自立に向けた相談の実施
	ひとり親家庭手当の支給 6,824 人（令和 4 年度）	ひとり親家庭手当の支給
事業 160 ひとり親家庭等医療費の助成 【子ども青少年局】		
ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、18 歳未満の児童を扶養するひとり親家庭等を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	実施	実施
事業 161 中学生の学習支援事業 【子ども青少年局・健康福祉局】		
ひとり親世帯や生活保護受給世帯等の子どもが学習習慣を身に付けたり高校進学をめざせるよう、一人ひとりの学習レベルに沿った支援を実施	実施 150 会場	実施

事業概要	現況	計画目標
事業 162 高校生世代への学習・相談支援事業 【子ども青少年局・健康福祉局】		
中学生の学習支援事業に参加した高校生等の中退防止や将来の不安や悩みに対応するため、進学後の学習支援や職業・進路等の悩みに対する巡回相談を行うとともに、個別支援が必要な子どもを適切な支援につなぐ事業を実施	学習フォローの実施 将来等についての相談支援	学習フォローの実施 将来等についての相談支援
事業 163 里親等委託の推進 【子ども青少年局】		
家庭的な環境での養育を推進するため、里親登録者の増加とファミリーホームの増加を図るとともに、里親支援センターを設置し、児童相談所等関係機関と連携して、里親制度等普及啓発の促進、里親研修の実施、措置解除後児童の支援等を含めた里親等委託を推進	里親等委託率の向上 20.9%（令和4年度）	里親等委託率の向上 32% 里親支援センターの設置 （令和6年度）
事業 164 児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援 【子ども青少年局】		
児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化や、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り支援を実施	自立支援担当職員の配置 ▶民間児童養護施設 12施設 ▶自立支援ホーム 3施設 ステップハウス事業の実施	自立支援担当職員の配置 ▶民間児童養護施設 12施設 ▶自立支援ホーム 3施設 ▶地域小規模児童養護施設 ステップハウス事業の実施

事業 165 児童養護施設等の小規模化・高機能化・多機能化の推進 【子ども青少年局】		
家庭的な環境での養育を推進するため、地域小規模児童養護施設の増加による施設の小規模化及び施設機能の地域分散化、保護者支援や家庭復帰支援、地域の養育相談に応じる機能等の施設の高機能化・多機能化を推進	地域小規模児童養護施設の設置拡充	地域小規模児童養護施設の設置拡充 障害児等受入調整員の配置
事業 166 児童福祉施設の改築 【子ども青少年局】		
児童福祉施設に入所する児童等の生活環境の向上を図るため、老朽化した児童自立支援施設「玉野川学園」の改築等を実施するとともに、民間児童福祉施設の改築に対する補助を実施	玉野川学園の改築 ▶設計等	玉野川学園の改築 民間児童福祉施設の改築補助 2 か所

④ 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

事業概要	現況	計画目標
事業 167 特別な支援が必要な子どもへの指導・支援の充実 【教育委員会】		
特別な支援が必要な子どもに対して障害の種類や程度、発達障害の特性に応じた適切な指導・支援を行うため、環境整備や人的配置の充実とともに、医療的ケアが必要な子どもが安心して学校（園）生活を送ることができるようにするための支援を実施	特別支援学級・通級指導教室における指導・支援 ▶特別支援学級 839 学級 ▶通級指導教室 83 教室 通常の学級における指導・支援 ▶発達障害対応支援講師の配置 128 校 ▶発達障害対応支援員の配置 396 人 特別支援学校における指導・支援 ▶学校運営・指導法アドバイザーの派遣 65 回 ▶職業指導・職場実習の調整 医療的ケアが必要な子どもへの支援 ▶学校生活介助アシスタントの配置 196 人 ▶看護介助員の配置と通学支援 ▶医療的ケア連絡会議の運営 ▶宿泊行事への介護ヘルパー等の派遣 個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用 ▶専門家チームの派遣 155 校（園）	特別支援学級・通級指導教室における指導・支援 ▶特別支援学級 ▶通級指導教室 通常の学級における指導・支援 ▶発達障害対応支援講師の配置 ▶発達障害対応支援員の配置 特別支援学校における指導・支援 ▶学校運営・指導法アドバイザーの派遣 ▶職業指導・職場実習の調整 医療的ケアが必要な子どもへの支援 ▶学校生活介助アシスタントの配置 ▶看護介助員の配置と通学支援 ▶医療的ケア連絡会議の運営 ▶宿泊行事への介護ヘルパー等の派遣 個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用 ▶専門家チームの派遣

事業 168 子ども発達支援の推進 【子ども青少年局】		
障害児または発達に支援を必要とする子どもとその保護者が、身近な地域で早期に支援を受けることができるよう、地域療育センターの機能強化を図るとともに、長期的なニーズを踏まえ、子ども・子育て支援と一体的に子どもの発達を支援する体制を整備するほか、障害児通所支援等の事業を推進	地域療育センター増設に向けた検討の実施	次期早期子ども発達支援体制に関する方針の策定
	地域療育センターの運営 ▶地域支援・調整部門の設置・運営 2 か所	地域療育センターの運営 ▶地域支援・調整部門の拡充 ▶地域療育センターの機能強化 ▶増設に向けた検討
	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）の実施 （令和 5 年度末見込） ▶児童発達支援 284,323 件 ▶放課後等デイサービス 949,858 件 ▶保育所等訪問支援 1,387 件	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）の実施 ▶児童発達支援 ▶放課後等デイサービス ▶保育所等訪問支援
	居宅訪問型児童発達支援 60 件（令和 4 年度）	居宅訪問型児童発達支援
	障害児相談支援事業の実施 12,733 件 （令和 5 年度末見込）	障害児相談支援事業の実施
	障害児いこいの家事業の実施 16 か所	障害児いこいの家事業の実施 16 か所

事業概要	現況	計画目標
事業 169 医療的ケア児の支援に関する連携の推進 【子ども青少年局】		
医療的ケアを必要とする障害児とその保護者が安心して日常生活を送ることができるよう、行政機関や事業者などで構成される協議の場を設置するほか、支援を総合調整するコーディネーターを養成するなど各関係機関の連携を一層推進するとともに、医療的ケア児について職員研修や市民向けの広報・周知啓発を実施	医療的ケア児支援ネットワーク会議の設置運営 2回 医療的ケア児実態把握調査の実施 コーディネーターの養成研修の実施 ▶受講者数 37人 医療的ケア児支援スーパーバイザーモデル事業の実施 区役所職員等に向けた研修の実施 医療的ケア児支援サイトの運営	医療的ケア児支援ネットワーク会議の設置運営 医療的ケア児実態把握調査の実施 コーディネーターの養成及び配置 医療的ケア児支援スーパーバイザーモデル事業の本格実施 区役所職員等に向けた研修の実施 市民向け啓発ツールの作成

事業 170 特別支援教育に関する施設整備の推進 【教育委員会】		
障害のある児童生徒の教育環境改善のため、特別支援学校の教室不足の解消に向けた増築等を推進するとともに、車いす使用者用トイレの整備、スロープ等による段差解消及び要配慮児童生徒在籍校等へのエレベーターの整備を実施	天白特別支援学校の増築 ▶設計	天白特別支援学校の増築 ▶供用開始(令和 8 年度)
	西特別支援学校教室不足対策に向けた調査	西特別支援学校新校舎の整備
	車いす使用者用トイレ整備 91 校	車いす使用者用トイレ整備 小・中学校 全校
	スロープ等による段差解消 88 校	スロープ等による段差解消 小・中学校 全校
	要配慮児童生徒在籍校等 へエレベーター整備 ▶設計 6 校 ▶工事完了 3 校	要配慮児童生徒在籍校等 へエレベーター整備

施策 15

虐待やいじめから子どもを守り、不登校児童生徒への支援を進めます

施策の柱

① 子どもを虐待から守るための取り組み

児童相談所、警察をはじめとする行政機関や、医療機関、学校、保育所、地域などの連携強化を図るとともに、虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで、切れ目のない包括的な支援体制を充実させます。また、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進し、子どもを虐待から守るまちづくりを進めます。

② いじめ対策と不登校児童生徒支援の充実

いじめが起きにくい環境づくりなど、いじめの未然防止を推進するとともに、早期発見・早期対応により事態が深刻化する前に解決できるよう取り組み、すべての子どもにとって、安心・安全で幸せな居場所となる学校づくりを進めます。また、不登校児童生徒支援として、教室以外の居場所づくりを進めるとともに、デジタルも活用した支援を行います。さらには、子どもの教育・養育に関するあらゆる内容についての教育相談を実施します。

成果指標

児童虐待の通告先
(児童相談所または
区役所・支所)を
知っている市民の割合
(現状値：63.7%)

目標値

75%

いじめられたり、
いじめを見たりしたとき、
先生や家族、親、
友達、相談機関に相談
することができる
子どもの割合
(現状値：小 80.0% 中 82.0%)

目標値

小 **85%**
中 **90%**

学校内外の機関等や
多様な学びと
つながっている
子どもの割合
(現状値：65.1%)
(令和4年度)

目標値

85%
(令和9年度)

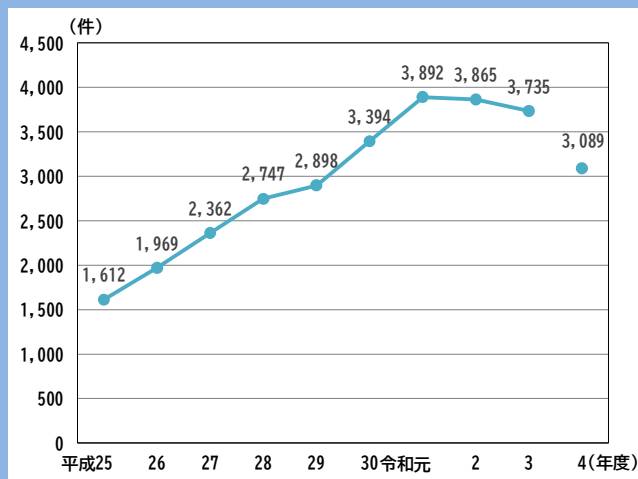
関連する個別計画

◆なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 ◆第4期教育振興基本計画

現状と課題

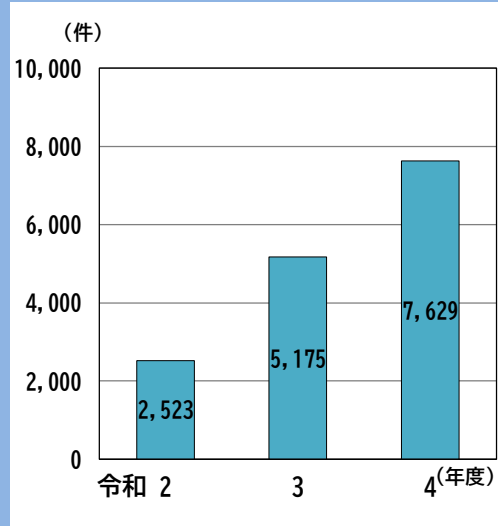
- 本市の児童相談所における児童虐待相談対応件数（図1）は、令和元年度に3,892件と過去最高となって以降、高い水準の状態が続いています。そのため、虐待の発生を予防する取り組みをより一層強化するとともに、教育・保健の関係各機関等と緊密に連携を図ることで、虐待をできる限り早期に発見し、適切な支援へとつなげていくことが必要です。
- いじめの積極的認知を進め（図2）、令和4年度におけるいじめの認知件数は、7,629件となっています。引き続き、いじめを積極的に認知し、早期発見、早期対応するとともに、いじめを許さない風土づくり、いじめを訴えやすい体制を整え、すべての子どもにとって、安心・安全で幸せな居場所となる学校づくりが必要です。また、年々増加する不登校児童生徒に対しては、教室以外の居場所づくりや、一人一人の状況に応じた心理面、学習面での適切な支援が必要です。

◆図1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移 ◆図2 いじめの認知件数の推移



（注）令和3年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、令和4年度は新規受付相談への対応件数

出典：名古屋市作成



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

施策を推進する事業

① 子どもを虐待から守るための取り組み

事業概要	現況	計画目標
事業 171 名古屋市児童を虐待から守る条例の推進 【子ども青少年局】		
児童を虐待から守るため、本市が独自に定める 5 月と全国的な取り組みの 11 月の児童虐待防止推進月間に、児童虐待防止の啓発活動を行うとともに、児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、警察などの関係機関の連携強化を推進	児童虐待防止推進月間における啓発活動の実施 なごやこどもサポート連絡協議会・なごやこどもサポート区連絡会議の開催 児童虐待対応システムの活用	児童虐待防止推進月間における啓発活動の実施 なごやこどもサポート連絡協議会・なごやこどもサポート区連絡会議の開催 児童虐待対応システムの活用
事業 172 児童虐待発生予防のための支援 【子ども青少年局】		
児童虐待発生予防のため、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦や支援が必要な家庭に対して、訪問による家事育児支援等を実施するとともに、地域での見守りや、子どもとの関わり方等についてのペアレントトレーニングなどの支援を実施	なごやすくすくボランティア・サポーター養成講座の開催 12 回 特定妊婦訪問支援事業の実施 養育支援ヘルパーの派遣 児童虐待発生予防等のためのペアレントトレーニングの実施	なごやすくすくボランティア・サポーター養成講座の開催 特定妊婦訪問支援事業の実施 養育支援ヘルパーの派遣 児童虐待発生予防等のためのペアレントトレーニングの実施

事業 173 区役所・支所における子どもや家庭への支援 【子ども青少年局】		
児童を虐待から守るため、地域に身近な窓口である各区役所・支所（社会福祉事務所）において、教育・保健・福祉の連携を強化するなど、こども家庭センターとしての支援体制を整備し、児童相談所と連携・役割分担を行いながら、子どもや家庭への支援及び児童虐待への対応等を実施	こども家庭センターの設置に向けた検討 ▶児童相談所兼務児童福祉司の配置 28 人 ▶児童虐待対応支援員の配置 46 人	こども家庭センターの設置・運営 ▶統括支援員の配置 ▶児童相談所兼務児童福祉司の配置 ▶児童虐待対応支援員の配置
事業 174 児童相談所の運営 【子ども青少年局】		
児童虐待等の児童相談により迅速・的確に対応するため、児童相談所の児童福祉司等の専門性の向上等を図るほか、児童相談所における相談援助体制及び一時保護児童の支援の充実を推進	児童相談所配置職員 ▶児童福祉司 108 人 ▶児童心理司 42 人 ▶弁護士 3 人 ▶警察官等 4 人 ▶児童指導員・保育士 42 人 職員の専門性向上	児童相談所の体制強化 職員の専門性向上
事業 175 児童虐待を受けた子どもや家庭への支援 【子ども青少年局】		
児童虐待の再発防止を図るため、児童虐待を受けた子どもの家庭に対して、児童虐待再発防止のための保護者支援事業や家庭復帰支援事業等を実施	暴力・暴言によらない子育て方法などの習得に向けた保護者への支援 ▶実施件数 38 件（令和 4 年度） 家庭復帰等に向けた施設等入所児童及び保護者への支援 ▶家庭復帰数 38 人	暴力・暴言によらない子育て方法などの習得に向けた保護者への支援 家庭復帰等に向けた施設等入所児童及び保護者への支援

② いじめ対策と不登校児童生徒支援の充実

事業概要	現況	計画目標
事業 176 いじめ防止対策の推進 【教育委員会】		
いじめを許さない風土・土壌の形成によるいじめの未然防止を推進するため、SNS 相談アプリの活用等による早期発見に努めるとともに、学校や子ども応援委員会との協働、地域・関係機関との連携を通じた組織的な措置・対応を実施	実施 ▶ING※ハンドブックの活用 ▶なごや ING キャンペーン ▶夢と命の ^{きずな} 絆づくり推進事業 112 校（園） ▶ネットパトロール ▶SNS 報告相談アプリを活用した教育相談（小学 4 年生から高校生） ▶ウェブ版学校生活アンケート	実施 ▶ING ハンドブックの活用 ▶なごや ING キャンペーン ▶夢と命の ^{きずな} 絆づくり推進事業 ▶ネットパトロール ▶SNS 報告相談アプリを活用した教育相談（小学 4 年生から高校生） ▶ウェブ版学校生活アンケート

※ING：いじめをしない、させない、許さない学校づくりの略。

事業 177 不登校児童生徒支援の充実 【教育委員会】		
不登校の未然防止を図るとともに、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた適切な支援を早期に行うため、ICT の活用も含めた多様な教育機会を確保するなど、不登校児童生徒が自らの進路を選択し、卒業後の未来を開くことができる取り組みを実施	校内の教室以外の居場所づくり ▶中学校 51 校 民間オンライン学習プログラムによる学習支援 ▶小・中学校の不登校児童生徒 不登校対応支援講師の配置 ▶小・中学校 69 校 教育支援センターの運営 ▶通所者数 847 名 民間団体（施設）連絡会の開催 ▶参加団体数 37 団体	校内の教室以外の居場所づくり ▶中学校 全校 民間オンライン学習プログラムによる学習支援 ▶授業に参加できていない児童生徒 不登校対応支援講師の配置 教育支援センターの運営 民間団体（施設）連絡会の開催
事業 178 教育相談事業の実施 【教育委員会】		
いじめや不登校など子どもの教育・養育上の問題の解決に向けた支援を行うため、子ども及びその保護者に寄り添い、状況に応じて関係機関と連携しながら、心理検査を含めた教育相談を実施	実施 ▶電話相談 3,826 回 ▶メール相談 172 件 326 回 ▶来所相談 775 件 2,851 回（うち、心理検査 549 回） ▶訪問相談 44 件 820 回	実施 ▶電話相談 ▶メール相談 ▶来所相談 ▶訪問相談

施策 16

子どもの確かな学力や豊かな心、健やかな体を育み、社会で活躍する力を伸ばします

施 策 の 柱

① 確かな学力をはじめとした自分らしく生きていくための力の育成

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、子どもたちが自分らしく、幸せに生きていくための「子ども中心の学び」を幼児期から青年期まで一貫して推進します。また、子ども一人一人が自分らしい生き方を発見し、実現するための力を育むキャリア教育を推進します。

② デジタル・グローバル教育等の社会の発展を生み出す人材の育成に向けた教育の充実

急速に変化する社会の中において活躍し、さらなる社会の発展を生み出すため、デジタルを活用した教育や理数教育を推進するとともに、グローバル人材を育成するための教育を行います。

③ 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの豊かな心身の育成のため、子どもにとって望ましいスポーツ・文化活動の機会を確保します。また、運動や食育などを通じて、生涯にわたって健康に過ごすための心身を育みます。

④ 学びを支える教育環境の充実

学校における働き方改革を進め、よりよい教育活動を実現します。また、望ましい学校規模の確保、デジタル環境の整備など教育環境の充実を図ります。

成 果 指 標

授業が自分にあった教え方、教材、学習時間になっていたと感じている子どもの割合
(現状値：小 83.4% 中 73.5%)

目標値

小 93%
中 84%

人が困っているときは進んで助けている子どもの割合

目標値

小 100%
中 100%
(現状値：小 93.6% 中 90.8%)

運動をすることが好きな子どもの割合
(現状値：小 61.8% 中 51.0%)

目標値

小 66%
中 56%

将来の夢や目標を持っている子どもの割合

目標値

小 86%
中 73%
(現状値：小 79.6% 中 66.1%)

関連する個別計画

- ◆第4期教育振興基本計画 ◆ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画 ◆学校施設リフレッシュプラン
- ◆学校における働き方改革プラン ◆魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（第2次）

現状と課題

- 子どもたちに関わるすべての大人が共通認識をもって教育を進めることができるよう、本市の学びの基本的な考えを明確にする「ナゴヤ学びのコンパス※」を策定しました。ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもの育成をめざし、「子ども中心の学び」を幼児期から青年期まで一貫して大切にすることが重要です。
- デジタル化やグローバル化など急速に変化する社会の中で活躍する子どもを育成するとともに、持続可能な社会の発展を生み出す人材の基礎を育成するための教育が必要です。
- 他人を思いやる心や豊かな人間性が身についた子どもの育成を推進するとともに、楽しく運動に取り組むことや食育を通して、児童生徒の心身ともに健全な発達を促す必要があります。また、中学校部活動の見直しにあたっては、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動の機会を地域の活用も含めて確保することが重要です。
- 子どもたちが抱える課題や困難の複雑化などにより、長時間勤務の教職員が多くいる状況です。また、良好な教育環境を整えるため、市立小中学校における小規模校や過大規模校への対応として望ましい学校規模を確保するほか、さらなるデジタル環境の整備と充実が必要です。

◆写真1 ゆるやかな協働性の中で自律して
学び続ける子どもの様子



◆写真2 キャリア教育プログラムの様子



※ナゴヤ学びのコンパス：子どもたちが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう、名古屋市の学びの基本的な考えを示したもの。

施策を推進する事業

① 確かな学力をはじめとした自分らしく生きていくための力の育成

事業概要	現況	計画目標
事業 179 「ナゴヤ学びのコンパス」の目指す学びの推進 【教育委員会】		
各学校で特色ある教育課程を編成する際の参考として活用できるよう、学習指導要領に対応し、「ナゴヤ学びのコンパス」に沿った「名古屋市教育課程」を作成し、活用を促進するなど「子ども中心の学び」の実現に向けた方策を実施	名古屋市教育課程の作成 全小学校高学年での教科担任制の実施	名古屋市教育課程の活用 全小学校高学年での教科担任制の実施
事業 180 ナゴヤ・スクール・イノベーション事業の推進 【教育委員会】		
ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもを育むため、大人が子どもに伴走し、「子ども中心の学び」を進める学校づくりを推進	授業改善の実施 ▶幼稚園 7 園 ▶小学校 7 校 ▶中学校 5 校 ▶特別支援学校 1 校 ▶高校 7 校	授業改善の実施 ▶実践校拡大
事業 181 一貫教育の推進 【教育委員会】		
自律して学び続け、自らの人生をよりよく切りひらいていく子どもたちを育成するため、「子ども中心の学び」を幼児期から青年期まで一貫して推進し、校種間における系統性・連続性のある教育を実施	実施 ▶中学校ブロック対話集会 ▶学校間連携実践事業 25 校（園） ▶幼保小接続に関する調査研究 ▶幼保小接続研修会 1 回 ▶幼小接続推進講座 4 名 ▶幼小接続長期研修 3 名 小・中学校における一貫教育の推進に係る調査・研究	実施 ▶中学校ブロック対話集会 ▶学校間連携実践事業 実践校拡大 ▶幼保小接続に関する調査研究 実施 ▶幼保小接続研修会 1 回 ▶幼小接続推進講座 4 名 ▶幼小接続長期研修 若干名 一貫教育の推進

事業 182 キャリア教育の推進 【教育委員会】		
子ども一人一人の自分らしい生き方を実現する力を育てるため、モデルカリキュラムやキャリア・パスポート※の活用、キャリア教育推進センターの取り組み等により、体系的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、キャリアナビゲーター※と教員やスクールカウンセラー等との協働により、個別最適化されたキャリアサポートを実現	キャリアタイムに関するモデルカリキュラムの作成	カリキュラムを踏まえたキャリアタイムの実施
	キャリア教育推進センター機能の構築	キャリア教育推進センターの運営
	キャリアナビゲーターの配置 ▶中学校 72校 ▶高校 全校 ▶特別支援学校 全校	キャリアナビゲーターの配置 ▶中学校 全校 ▶高校 全校 ▶特別支援学校 全校

※**キャリア・パスポート**：子どもが、小学校から高等学校までのキャリア教育に関する諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ。

キャリアナビゲーター：キャリアコンサルタントの国家資格を有し、教員等と協働してキャリアタイムの企画・実施や子どもたちの個別支援を行う専門家。

事業概要	現況	計画目標
事業 183 きめ細やかな学びの推進 【教育委員会】		
一人一人を大切にしたきめ細やかな指導のため、小学1・2年生における30人学級及び中学1年生における35人学級という少人数学級の編成や少人数指導等の実施、学級担任・教科担任とは異なる立場で子どもと関わる子どもの未来応援講師の配置、学校図書館の体制の充実を実施	少人数学級編成の実施 ▶小・中学校 全校 少人数指導の実施 子どもの未来応援講師の配置 ▶小学校 78校 ▶中学校 71校 ▶特別支援学校 3校 授業後、長期休業中の特設講座の開設 ▶小学校 78校 ▶中学校 12校 ▶特別支援学校 3校 学校図書館における図書の整備 学校司書の配置 ▶中学校ブロックに1人	少人数学級編成の実施 ▶小・中学校 全校 少人数指導の実施 子どもの未来応援講師の配置 ▶小学校 78校 ▶中学校 71校 ▶特別支援学校 3校 授業後、長期休業中の特設講座の開設 ▶小学校 78校 ▶中学校 12校 ▶特別支援学校 3校 学校図書館における図書の整備 学校司書の配置 ▶配置拡充

事業 184 市立大学における児童・生徒を対象とした大学の教育・研究に触れる機会の提供 【総務局】		
子どもの個性や幅広い学力を育むため、地域の小中高校生に対し市立大学における高度な教育・研究等にふれる事業を推進	実施 ▶ナゴヤ STEAM※ラボ(小中学生向け) ▶NCU グレイド・スキップ・チャレンジ (高校生向け) ▶大学丸ごと研究室体験 (高校生向け)	実施 ▶ナゴヤ STEAM ラボ (小中学生向け) ▶NCU グレイド・スキップ・チャレンジ (高校生向け) ▶大学丸ごと研究室体験 (高校生向け)
事業 185 市立夜間中学の設置・運営 【教育委員会】		
さまざまな理由により義務教育を修了できなかった人や、本国で義務教育を修了していない外国籍の人、不登校などの事情により義務教育を十分に受けられなかった人などに、義務教育を受ける機会を提供するため、市立夜間中学を設置・運営	市立夜間中学設置基本計画の策定	開校 (令和 7 年度)・運営
事業 186 市立高等学校入学者選抜の改善 【教育委員会】		
市立高等学校のアドミッション・ポリシー※に基づき、各学校・学科の特色を踏まえた入学者選抜になるよう、また、小中学校の学びの変革とつながるよう、入学者選抜のあり方について検討・改善を実施	入学者選抜のあり方について検討	入学者選抜のあり方について改善

※**STEAM**: Science (科学), Technology (技術), Engineering (工学), Art (アート), Mathematics (数学) の頭文字をとったもの。

アドミッション・ポリシー: 入学者の受け入れに関する方針。

② デジタル・グローバル教育等の社会の発展を生み出す人材の育成に向けた教育の充実

事業概要	現況	計画目標
事業 187 市立大学における社会のニーズに応える多様な高等教育・実習プログラムの展開 【総務局】		
社会のニーズに応え、社会の具体的な課題を解決し、発展に寄与できる人材を育成するため、専門教育の基礎となる文理融合を意識した教養教育のほか、各学部 ^い の特色を活かした教育を充実するとともに、大学院講義の多言語化を推進	全学共通の大学特色科目「NCU ラーニング・コンパス」の受講率 92.4% 社会ニーズに対応した教育実施体制の充実・強化の検討 大学院において外国語で行われている講座の比率 14.2%	全学共通の大学特色科目「NCU ラーニング・コンパス」の受講率 100% 新たなニーズに対応できる学部・学科再編及び教育組織の充実 大学院において外国語で行われている講座の比率 30.0%

事業 188 市立高等学校における学びのあり方の改革 【教育委員会】		
グローバル化が進む新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、探究学習や STEAM 教育、国際理解教育を推進するとともに、産業界・大学・地域との連携に取り組み、市立高等学校における学びのあり方改革を推進	学びの変革と深化 ▶特色ある理数教育の推進 ▶向陽高校での取り組みや成果を市立高校全体で共有 専門学科の充実 ▶デュアルシステム※ 2 校 ▶企業連携・地域連携の促進及び市政貢献 学校の枠を越えた学び ▶ICT 環境の整備・充実	学びの変革と深化 ▶探究的な学び ▶STEAM 教育の推進 ▶向陽高校での取り組みや成果を市立高校全体で共有 専門学科の充実 ▶デュアルシステム 3 校 ▶企業連携・地域連携の促進及び市政貢献の拡充 ▶専門教育内容・環境の充実 ▶学科・コースのあり方・再編検討 学校の枠を越えた学び ▶ICT 環境の整備・充実 全校 ▶オンラインによる協働学習の実施 6 校 ▶学校間連携による単位修得制度の実施
事業 189 市立大学における理系人材の育成 【総務局】		
科学技術イノベーションの原動力となる理学の研究能力を持つ人材を育成し、社会に輩出するため、市立大学において総合生命理学部を再編し、高度な科学技術社会に必要とされる理系人材の育成体制を強化	検討 ▶入学定員 43 名 ▶学部教育コース 2 コース	実施 ▶入学定員 90 名 ▶学部教育コース 3 コース

※デュアルシステム：学校での授業と企業での長期研修とを組み合わせ、より実践的な技能者の育成を図る仕組み。

事業概要	現況	計画目標
事業 190 外国語教育の充実 【教育委員会】		
英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、小学校全校に AET※を配置するなど、外国語指導アシスタントや AET の活用を拡充するとともに、英語が堪能な教員の確保に向けた採用選考試験を実施	外国語指導アシスタントの派遣 ▶小学校 全校 ▶特別支援学校 全校 AET の派遣 ▶小学校 試行実施 9 校 ▶中学校 全校 ▶高校 9 校 英語に関する特例を設けた教員採用選考試験の実施	外国語指導アシスタントの派遣 ▶小学校 全校 ▶特別支援学校 全校 AET の派遣 ▶小学校 全校 ▶中学校 全校 ▶高校 9 校 英語に関する特例を設けた教員採用選考試験の実施

※AET: Assistant English Teacher の略。外国人英語指導助手。

事業 191 グローバル人材育成の推進 【教育委員会】		
グローバルな視点及び郷土愛などを育むため、文化芸術にふれる活動や、グローバル環境を体験する活動などを実施	グローバル・エデュケーションセンターの運営 ▶グローバルワークショップ 121 回 ▶グローバルスタディ 20 回 ▶グローバルコミュニケーション 23 回 市立高校生の海外派遣の実施 9 か国（地域）170 人 郷土学習の実施 ▶小・中学校 全校 ▶中学 1 年生への副読本の配付 ▶和室設置校において教科等での活用	グローバル・エデュケーションセンターの運営 ▶グローバルワークショップ 121 回 ▶グローバルスタディ 20 回 ▶グローバルコミュニケーション 23 回 市立高校生の海外派遣の実施 9 か国（地域）180 人 郷土学習の実施 ▶小・中学校 全校 ▶中学 1 年生への副読本の配付 ▶和室設置校において教科等での活用
事業 192 子どもの情報活用能力の向上 【教育委員会】		
子どもの論理的な思考力及び情報活用能力の向上のため、ICT を活用した学習やプログラミング教育、情報モラル教育を推進	実施 ▶小・中学校における理数教育 ▶ロボット教材貸出の実施 20 校 ▶情報モラル学習サイトの活用促進 ▶情報モラル啓発資料の提供 9 回	実施 ▶小・中学校における理数教育 ▶ロボット教材貸出の実施 20 校 ▶情報モラル学習サイトの活用促進 ▶情報モラル啓発資料の提供 15 回

③ 豊かな心と健やかな体の育成

事業概要	現況	計画目標
事業 193 インクルーシブ教育システムの推進 【教育委員会】		
子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成するため、障害のない子どもと障害のある子どもとの交流及び共同学習を実施し、インクルーシブ教育システム※を推進	交流及び共同学習の実施 ▶小・中学校 全校	交流及び共同学習の実施 ▶小・中学校 全校
事業 194 子どもの運動・文化活動の振興 【教育委員会】		
子どもの豊かな心と健やかな体を育成するため、小学生の放課後における教員が指導しない運動・文化活動及び中学校、高等学校において部活動外部顧問・外部指導者の派遣などを実施するとともに、中学校部活動の地域の活用も含めた見直しを実施	部活動外部顧問の派遣 ▶中学校 335 部 部活動外部指導者の派遣 ▶中学校・高校 350 部 各種大会の開催、全国大会等出場生徒の保護者への旅費等補助 ▶中学校・高校 民間委託による新たな運動・文化活動 ▶小学校 全校 中学校部活動の見直し ▶調査・検討	部活動外部顧問の派遣 ▶中学校において拡充 部活動外部指導者の派遣 ▶中学校・高校 各種大会の開催、全国大会等出場生徒の保護者への旅費等補助 ▶中学校・高校 民間委託による新たな運動・文化活動 ▶小学校 全校 中学校部活動の見直し ▶調査・検討(令和6年度) ▶中学校 全校

※インクルーシブ教育システム:「障害者の権利に関する条約」第24条より、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。

事業 195 元気いっぱい子ども育成事業の推進 【教育委員会】		
子どもの運動習慣を形成するため、環境整備や体育の授業研修の充実等、体力・運動能力の向上に向けた取り組みを実施	運動大好きなごやっ子育成推進校の指定 ▶小・中学校 6校 体力アップ一校一運動実践校の指定 ▶小学校 4校	運動大好きなごやっ子育成推進校の指定 ▶小・中学校 6校 体力アップ一校一運動実践校の指定 ▶小学校 4校
事業 196 魅力ある学校給食の推進 【教育委員会】		
子どもの心身の健全な発達と食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため、名古屋独自の食文化の魅力を伝えるなごやめしの提供や地産地消の推進、新しい献立の考案など、子どもたちが楽しめる魅力ある学校給食を実施	実施 ▶「だいすき！なごや♥めし」の日 3回 ▶市内産米と市内産野菜（1品目）を使用したなごや産の日 16回 ▶新たな献立の開発	実施 ▶「だいすき！なごや♥めし」の日 3回 ▶市内産米と市内産野菜（1品目）を使用したなごや産の日 16回 ▶新たな献立の開発
事業 197 コミュニティ・スクールの全校・園への拡充 【教育委員会】		
保護者や地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進し、学校と地域とが目標・ビジョンを共有し一体となって子どもを育み学校の運営改善に取り組むため、コミュニティ・スクール※を市立の全小中高等学校、特別支援学校、幼稚園へ拡充	試行実施	実施 全校（園）
事業 198 中学生による陸前高田市との交流 【教育委員会】		
陸前高田市と本市の将来のまちづくりを担う人材の育成を図るため、両市の中学生による相互訪問交流等を実施	実施 ▶両市の中学生による相互訪問交流 ▶絆 ^{きずな} 交流事業の担い手育成	実施 ▶両市の中学生による相互訪問交流 ▶絆 ^{きずな} 交流事業の担い手育成

※コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む学校運営協議会制度。

事業概要	現況	計画目標
事業 199 土曜日の教育活動の推進 【教育委員会】		
子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するため、地域団体や大学、民間事業者等の協力のもと体験活動等を実施	実施 ▶運営委託する地域団体数 13 団体 ▶名古屋土曜学習プログラム数 112 種類	実施 ▶運営委託する地域団体数 15 団体 ▶名古屋土曜学習プログラム数 132 種類

④ 学びを支える教育環境の充実

事業概要	現況	計画目標
事業 200 学校における働き方改革の推進 【教育委員会】		
教職員が心身ともに健康に、笑顔で子どもと向き合い、よりよい教育活動を実現するため、学校における働き方改革を推進	学校徴収金システムの導入 ▶検討 幼稚園事務の改善 ▶検討 デジタル採点システムの活用 ▶中学校・高校 全校 職員室環境の改善 ▶検討	学校徴収金システムの導入 ▶小・中学校・特別支援学校 全校 幼稚園事務の改善 デジタル採点システムの活用 ▶中学校・高校 全校 職員室環境の改善
事業 201 市立大学における DX 推進による教育・研究環境の充実 【総務局】		
若い世代が学び育ち、社会や時代に求められる人材を輩出する大学へと機能強化を図るため、デジタル技術を活用することで大学業務の高度化・効率化・省力化に取り組み、教育・研究環境の充実を実現	大学 DX の推進に関する検討 ▶めざすべきビジョンの検討 ▶推進体制整備の検討 ▶学内情報化状況実態調査	大学 DX の推進 ▶DX 推進ロードマップ(仮称)の作成 ▶ロードマップに対するさらなる対応の検討等

事業 202 望ましい学校規模の確保 【教育委員会】		
子どもにとって、よりよい教育環境を整えるため、小学校 11 学級以下、中学校 5 学級以下の小規模校及び小・中学校ともに 31 学級以上の過大規模校について、統合等により望ましい学校規模を確保	望ましい学校規模の確保の推進 ▶統合決定 1 ケース 上志段味 ^{しだみ} 中学校の新設 ▶設計	望ましい学校規模の確保の推進 上志段味 ^{しだみ} 中学校の新設 ▶開校（令和 8 年度）
事業 203 学校施設の計画的な改修の推進 【教育委員会】		
安心・安全で良好な教育環境を確保するため、施設の劣化状況を適切に把握した上で、リニューアル改修や保全改修等の計画的な改修を実施	学校のリニューアル改修 ▶設計 27 校 ▶工事完了 18 校 学校の保全改修 ▶設計 5 校 ▶工事完了 1 校 運動場改修 ▶設計 11 校 ▶工事完了 16 校 プール改修 ▶工事完了 1 校	学校のリニューアル改修 学校の保全改修 運動場改修 プール改修

事業概要	現況	計画目標
事業 204 学校施設の空調設備の整備充実 【教育委員会】		
教育環境の改善等を図るため、学校体育館・特別教室などに空調設備を新設するとともに、公害対策関係校の空調設備更新を実施	体育館空調の整備 ▶中学校・特別支援学校 全校 特別教室空調の整備 ▶美術室 工事完了 10 校 ▶理科室 工事完了 104 校 高校空調の整備 PTA が設置した空調に関する費用の一部公費負担及び公費でのリース ▶桜台高校 公害空調の更新 ▶設計 1 校 ▶工事完了 5 校	体育館空調の整備 ▶小学校 全校 特別教室空調の整備 高校空調の整備 PTA が設置した空調に関する費用の一部公費負担及び公費でのリース 公害空調の更新
事業 205 学校トイレの環境改善の推進 【教育委員会】		
誰もが快適に利用できるトイレを整備するため、学校トイレの洋式化改修工事を実施	実施 ▶設計 3 校 ▶工事完了 25 校 ▶設計・工事完了 21 校	実施
事業 206 学校と公的施設等との複合化の推進 【教育委員会はじめ関係局】		
良好で質の高い学びを実現する環境の整備とともに、市全体の公有財産として有効活用を図るため、老朽化した他の公的施設等との複合化を実施	橘小学校等複合化整備 ▶事業者公募準備	橘小学校等複合化整備 ▶建設

事業 207 市立大学におけるキャンパス施設整備を通じた教育研究環境の充実 【総務局】		
学生や市民にとって魅力にあふれ、充実した教育環境を確保するため、キャンパス施設をはじめとした老朽化した施設・設備の改築・改修等を計画的に実施	キャンパス再編整備の推進 既存施設・設備の改修・更新の実施	キャンパス再編整備の推進 既存施設・設備の改修・更新の実施
事業 208 市立大学における若手研究者への支援等の充実 【総務局】		
若い世代が研究を活性化し行政課題の解決に資するイノベーション創出につなげるため、市立大学の若手研究者への支援を拡充	研究支援の実施	実施 ▶若手研究者の支援 ▶研究支援体制の強化
事業 209 ICT を活用した教育の推進 【教育委員会】		
すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、1人1台端末の更新をはじめとする ICT 環境の整備を図るとともに、その活用を推進	1人1台端末等の更新・整備 ▶小・中学校・特別支援学校 調査・研究 ▶高校等 運用 幼稚園における ICT 環境の充実 さらなる ICT 活用のための取り組みの研究・推進	1人1台端末等の更新・整備 ▶小・中学校・特別支援学校 活用・検証 ▶高校等 活用・検証 幼稚園における ICT 環境の充実 さらなる ICT 活用のための取り組みの研究・推進

事業概要	現況	計画目標
事業 210 教育データ利活用と EBPM の推進 【教育委員会】		
教育データの利活用と EBPM※の推進により子どもの学習面や生活面での支援等を行うため、ネットワークの再構築と各種システムのクラウド移行を実施	ネットワークの再構築 ▶検討 全国学力・学習状況調査結果を分析し、各学校の指導方法及び評価の工夫・改善に活用 全校 保護者用電子版リーフレットの作成・配信 全校	ネットワークの再構築 全国学力・学習状況調査結果を分析し、各学校の指導方法及び評価の工夫・改善に活用 全校 保護者用電子版リーフレットの作成・配信 全校

※EBPM: Evidence-based Policy Making の略。証拠に基づく政策立案。

施策 16 子どもの確かな学力や豊かな心、健やかな体を育み、社会で活躍する力を伸ばします

施策17 若い世代が学び育ち、活躍できるまちをつくります

施策の柱

① 若者を応援し育むまちづくり

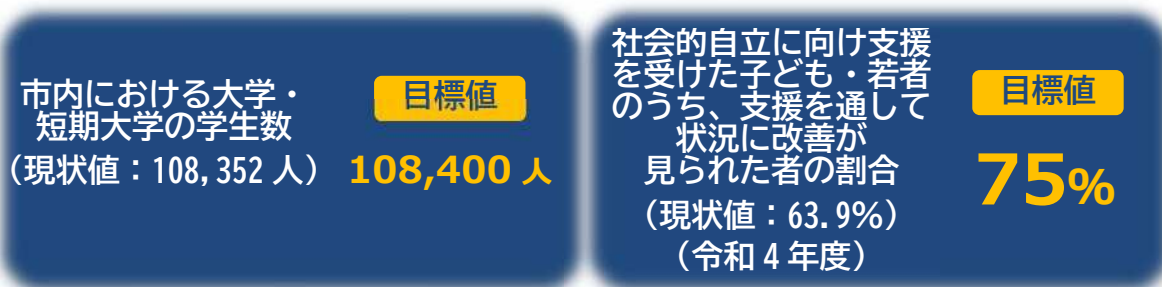
若い世代の豊かな感性から生み出される発想力や行動力を活用するとともに、大学、地域、企業、行政の連携を推進し、学生から選ばれるまちづくりを進めます。

とりわけ、市立大学においては、広く市民、行政などと連携、協働して知の拠点として魅力ある地域社会づくりに貢献するとともに、全ての市民が誇りに思う愛着の持てる大学として活動します。

② 若者の社会的自立への支援

若者が自らの意思で社会参画できるような環境づくりを進めます。また、若年無業者※やひきこもりなどの困難を有する若者が就労し、社会的に自立できるよう、若者一人ひとりに対して相談から就職、職場定着まで総合的・包括的な一貫した支援を実施します。

成果指標



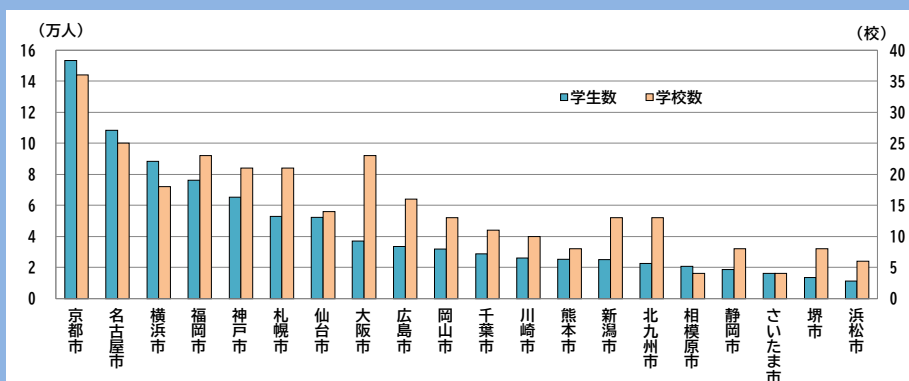
関連する個別計画

- ◆学生タウンなごや推進ビジョン ◆公立大学法人名古屋市立大学第四期中期目標
- ◆なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024

現状と課題

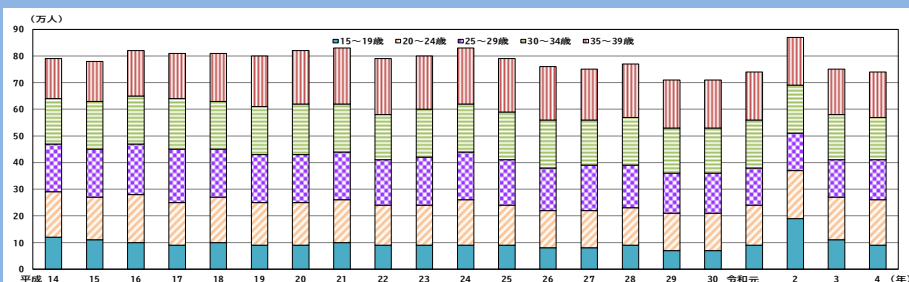
- 令和5年における大学及び短期大学の学生数は指定都市中第2位となっている一方で、少子化の進行などによる、若年層の減少が懸念されます。今後もまちの活力を維持していくため、若い世代の活躍の機会を広げるとともに、まち全体で学生を応援していくことが必要です。また、市立大学では、地域の成長・発展に貢献し、次世代をリードする人材を輩出することなど、持続可能な社会の発展に貢献し、学生から選ばれる大学をめざすことが求められています。
- 日本全体の若年無業者の数は、平成14年以降はほぼ横ばいで推移しており、令和4年には約57万人の若者が働けない、働いていない状況です。そのため、若者が社会的自立を果たせていない状況が生じたり、その状況が長期化したりすることがないように、早期対応や支援などの取り組みを進める必要があります。

◆図1 大学及び短期大学の学生数と学校数（指定都市比較）



出典：文部科学省
「学校基本調査」
(令和5年度)
より作成

◆図2 若年無業者数の推移（全国）



出典：総務省
「労働力調査」

※若年無業者：15歳～34歳までの非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

施策を推進する事業

① 若者を応援し育むまちづくり

事業概要	現況	計画目標
事業 211 学生タウンなごやの推進 【総務局】		
学生から選ばれるまちづくりを進めるため、将来を担う学生の自主的な活動を支援し、学生の発想や活力をまちづくりに活かしていくとともに、大学や行政をはじめ、地域、企業等の多様な主体間での連携強化を図る取り組みを実施	実施 ▶学生タウンなごや推進会議の開催回数 2回 ▶学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」の運営 ▶将来を担う人材育成の推進	実施 ▶学生タウンなごや推進会議の開催回数 2回 ▶学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」の運営 ▶将来を担う人材育成の推進
事業 212 市立大学における地域と連携・協働した社会貢献活動の推進 【総務局】		
若者を含む市民にとって豊かで魅力ある社会づくりに寄与するため、健康・福祉の向上やまちづくり、子どもの育成支援など、総合大学としての特性を活かして、地域と連携・協働した社会貢献活動を推進	教員の社会貢献活動 学生の社会貢献活動	教員の社会貢献活動 学生の社会貢献活動

事業 213 市立大学における都市の諸課題の解決に向けた研究及び人材育成 【総務局】		
地域共生社会の構築、人権施策、子ども・家庭支援の推進等をはじめとする都市課題の解決に資するため、産学官連携の強化による研究促進や、大学院課程及び学士課程での都市公共人材育成を実施	実施 ▶都市政策研究センターの運営 ▶大学院都市政策コースにおける人材育成 ▶行政課題等の解決に向けた研究の推進	実施 ▶都市政策研究センターの運営 ▶大学院都市政策コースにおける人材育成 ▶進化型実務家教員養成プログラムへの「まちづくりコース」の設置（令和6年度） ▶学士課程における都市公共人材育成の充実 ▶法学系科目の強化 ▶行政課題等の解決に向けた研究の推進

② 若者の社会的自立への支援

事業概要	現況	計画目標
事業 214 青少年の社会参画推進 【子ども青少年局】		
社会性、主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、青少年交流プラザなどで、青少年が社会活動に参画したり、意見を発表したりする活動への支援を実施するほか、施設のリニューアル改修を行うとともに、子ども自身が企画・運営に参画し、子どもが疑似的なまちでさまざまな社会体験をする子どものまち事業を実施	青少年交流プラザにおける青少年の社会参加・参画事業の実施 ▶参加人数 5,253 人 学校内サロン推進事業の実施 高校生社会参画アクションモデルの実施 子どものまち事業の実施	青少年交流プラザにおける青少年の社会参加・参画事業の実施 学校内サロン推進事業の実施 高校生社会参画事業の実施 子どものまち事業の実施 青少年宿泊センターのリニューアル改修
事業 215 子ども・若者の自立支援 【子ども青少年局】		
若年無業者、ひきこもりなど、社会生活を送る上でさまざまな困難を有する若者の自立を支援するため、官民相互のネットワークによる総合的な支援を推進	子ども・若者支援地域協議会の開催 ▶代表者会議 1 回 ▶実務者会議 10 回	子ども・若者支援地域協議会の開催 ▶代表者会議 1 回 ▶実務者会議 10 回

事業 216 ナゴヤ型若者の就労支援 【子ども青少年局】		
困難を有する若者の社会的自立を支援するため、若者一人ひとりに対して相談から就職、職業定着まで新たに総合的・包括的な一貫した支援を実施	子ども若者総合相談センターの運営 ▶相談件数 延べ 8,805 件 (令和 4 年度)	子ども・若者総合相談センターの運営
	若者自立支援ステップアップ事業の実施 ▶居場所利用者数 延べ 3,461 人 (令和 4 年度)	若者自立支援ステップアップ事業の実施
	若者自立支援ジャンプアップ事業の実施 ▶社会体験者数 延べ 52 人 (令和 4 年度)	若者自立支援ジャンプアップ事業の実施
	若者・企業リンクサポート事業の実施 ▶支援件数 延べ 3,924 件 (令和 4 年度)	若者・企業リンクサポート事業の実施

施策18 災害に強い都市基盤の整備を進めます

施策の柱

① 地震に強い都市基盤の整備

南海トラフ地震などの大規模地震に備え、市設建築物や橋りょう、地下鉄構造物、上下水道施設、河川・排水施設などの都市基盤施設の耐震化に取り組みます。特に緊急輸送道路※においては、橋りょうの耐震化や電線類の地中化を推進し、災害時の機能確保を進めます。

② 大雨に強い都市基盤の整備

河川・下水道等の整備を推進することで、1時間63mmの降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1時間約100mmの降雨に対して床上浸水をおおむね解消し、市民の生命財産を守るとともに、都市機能の確保をめざします。また、公共施設において雨水流出抑制※の推進を図るとともに、市民や事業者に対する雨水流出抑制の普及・啓発に努めます。

③ 臨海部の防災機能の強化

防潮壁、防潮水門及び耐震強化岸壁の整備・機能強化を促進し、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震と、それに伴う津波に備えます。

成果指標

災害に強いまちづくり
ができていると
思う市民の割合
(現状値：50.7%)

目標値

60%

緊急輸送道路等に
架かる橋りょうの
耐震化率
(現状値：76.6%)

目標値

83%

下水道で浸水対策
を進める重点地区
の整備率
(現状値：64.2%)

目標値

70%

関連する個別計画

- ◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靱化計画 ◆震災に強いまちづくり方針
- ◆建築物耐震改修促進計画 ◆無電柱化推進計画 ◆総合排水計画 ◆河川整備計画
- ◆上下水道経営プラン2028 ◆市営交通事業経営計画2028

現状と課題

- 近年、本市では大規模地震による被害は生じていませんが、南海トラフ地震の発生確率は、今後30年以内に70～80%、40年以内に90%程度と切迫度を増しています。大規模地震発生時の被害を抑えるため、行政による一層の都市基盤施設の耐震化（写真1）が求められています。
- 全国的に大雨の頻度が増加傾向にあるとともに、雨の降り方が激甚化している中で、市内でも、1時間50mmを超える豪雨が発生しています。大雨による洪水・内水氾濫による被害を防止・軽減するため、河川・下水道等が連携した施設整備（写真2）を推進することで治水機能を最大限発揮するとともに、雨水流出抑制を着実に推進していく必要があります。
- 名古屋港は物流面で日本のものづくりを支えるのみならず、災害から背後住民の生命・財産や背後地域の産業活動を守る重要な防災機能を有しています。地震・津波などの大規模災害に備え、引き続き防災施設の一層の機能強化が求められています。

◆写真1 橋りょうの耐震化（三本松橋）



◆写真2 名古屋中央雨水調整池



※**緊急輸送道路**：災害の発生により道路が被害を受けた場合、緊急通行車両の移動の確保及び人・物資輸送を円滑に行うため、緊急に応急復旧を要する道路。

雨水流出抑制：雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川・下水道への雨水流出量を抑制すること。

施策を推進する事業

① 地震に強い都市基盤の整備

事業概要	現況	計画目標
事業 217 市有建築物の天井等落下防止対策 【スポーツ市民局・観光文化交流局・緑政土木局】		
地震発生時に施設利用者の安全を確保するため、対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策を実施	実施 ▶スポーツ施設 工事中 1 件 工事完了 2 件 ▶文化施設 工事中 1 件 工事完了 2 件 ▶公園施設 設計委託 1 件	実施 ▶スポーツ施設 工事完了 3 件（令和 6 年度） ▶文化施設 工事完了 3 件（令和 10 年度） ▶公園施設 工事完了 1 件（令和 8 年度）
事業 218 橋りょうの耐震化 【緑政土木局】		
災害時における緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強や改築を実施	耐震補強 ▶事業中 5 橋 耐震改築 ▶事業中 3 橋	耐震補強 ▶完了 17 橋（5 か年） 耐震改築 ▶完了 3 橋（5 か年）
事業 219 地下鉄構造物の耐震補強 【交通局】		
東日本大震災を踏まえ、安全性を高め、地震発生後に早期復旧を図ることができるよう、耐震補強を実施	耐震補強工事の実施 33 駅・29 区間（累計）	耐震補強工事の実施

事業 220 水道基幹施設の耐震化 【上下水道局】		
地震発生時においても水道水の供給を確保するため、取水場や浄水場などの基幹施設の更新にあわせて耐震化を計画的に実施	配水池の耐震化 ▶整備中 導水管の耐震化 ▶整備中 送水幹線の耐震化 ▶整備中	配水池の耐震化 ▶整備完了 1 か所 導水管の耐震化 ▶整備中 送水幹線の耐震化 ▶整備完了（令和 9 年度）
事業 221 配水管の耐震化 【上下水道局】		
地震発生時においても水道水の供給を確保するため、配水管の新設・更新にあわせて全給水区域で耐震化を計画的に実施	配水管の整備 102 km （令和 5 年度末見込）	配水管の整備 510 km（5 か年）
事業 222 下水道基幹施設の耐震化 【上下水道局】		
地震発生時においても下水道機能を確保するため、水処理センターやポンプ所などの基幹施設の改築等にあわせて耐震化を計画的に実施	水処理センター、ポンプ所などの耐震化 ▶整備中	水処理センター、ポンプ所などの耐震化 ▶整備中 ▶整備完了 4 か所（5 か年）
事業 223 下水道基幹施設の停電対策 【上下水道局】		
長時間の停電時にも水処理センターやポンプ所の機能を確保するため、非常用発電設備を増強するなど停電対策を実施	水処理センター、ポンプ所の停電対策 ▶整備中 ▶整備完了 2 か所	水処理センター、ポンプ所の停電対策 ▶整備中 ▶整備完了 17 か所（5 か年）
事業 224 下水管の耐震化 【上下水道局】		
地震発生時においても下水道機能を確保するため、下水管の改築にあわせて耐震化を推進するとともに、指定避難所等と水処理センターを結ぶ下水管などの重要な下水管について、優先的に耐震化を実施	下水管の改築 46.2 km （うち、重要な下水管の耐震化 10.9 km）	下水管の改築 225 km（5 か年） （うち、重要な下水管の耐震化 50 km）

事業概要	現況	計画目標
事業 225 河川・排水施設等の耐震化 【緑政土木局】		
南海トラフ地震をはじめとする地震・津波に備えるため、排水施設の耐震化等を実施	大江川の地震・津波対策 ▶事業中 ポンプ所の耐震化 ▶事業中 排水路の耐震化 ▶事業中 ため池の改良 ▶事業中	大江川の地震・津波対策 ▶事業中 ポンプ所の耐震化 ▶完了（令和 10 年度） 排水路の耐震化 ▶事業中 ため池の改良 ▶完了（令和 10 年度）
事業 226 電線類の地中化 【緑政土木局】		
災害時における緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動の円滑化のため、電線共同溝等による電線類の地中化を実施	緊急輸送道路の着手延長 95.9km（累計）	緊急輸送道路の着手延長 107.4km（累計）
事業 227 住宅市街地総合整備事業の推進 【住宅都市局】		
居住環境の改善及び防災性の向上などを図るため、土地区画整理事業との合併施行により公園等の整備を実施	筒井地区の整備 ▶整備中	筒井地区の整備 ▶整備完了（令和 6 年度）
事業 228 世界座標データと道路台帳平面図を統合するデジタルデータの公開 【緑政土木局】		
災害時に、ライフラインの早期復旧や街区の復元を可能とするため、世界共通の位置情報である世界座標データと道路台帳平面図を統合するデジタルデータを公開	道路台帳平面図のデジタルデータ化 0%	道路台帳平面図のデジタルデータ化 100%

② 大雨に強い都市基盤の整備

事業概要	現況	計画目標
事業 229 河川の整備 【緑政土木局】		
浸水被害の軽減を図るため、1 時間 63 mm の降雨を安全に流下させる河川改修等を実施	堀川の整備率（63mm/h 降雨対応率） 48.6%	堀川の整備率（63mm/h 降雨対応率） 57.0%
事業 230 ポンプ施設の耐水化 【緑政土木局】		
河川の氾濫等により浸水被害が生じる可能性があるポンプ所及び排水機場の機能を確保するため、耐水化を実施	ポンプ所及び排水機場の耐水化 ▶整備中	ポンプ所及び排水機場の耐水化 ▶整備完了 5 か所（5 か年）
事業 231 下水道による浸水対策事業 【上下水道局】		
浸水被害の軽減を図るため、1 時間 63 mm の降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1 時間約 100 mm の降雨に対して床上浸水をおおむね解消することをめざし、下水道の整備を推進	重点地区（面的整備地区）の整備 ▶整備中 改築・更新にあわせた下水管や雨水ポンプの能力増強など	重点地区（面的整備地区）の整備 ▶整備中 ▶整備完了 4 地区（5 か年） 改築・更新にあわせた下水管や雨水ポンプの能力増強など
事業 232 下水道基幹施設の耐水化 【上下水道局】		
河川の氾濫等により浸水被害が生じる可能性がある水処理センターやポンプ所の機能を確保するため、耐水化を実施	水処理センター、ポンプ所の耐水化 ▶整備中	水処理センター、ポンプ所の耐水化 ▶整備中 ▶整備完了 13 か所（5 か年）

事業概要	現況	計画目標
事業 233 雨水流出抑制の推進 【上下水道局はじめ関係局】		
雨水を一時的に貯留または浸透させることで河川・下水道等への負担を軽減させるため、公共施設において雨水流出抑制施設設置の推進を図るとともに、助成制度の活用を含めた市民や事業者に対する雨水流出抑制の普及・啓発に努めるなど、治水安全度を高める取り組みを推進	実施 ▶公共施設における貯留・浸透施設の設置の推進 ▶市民、事業者に対する普及啓発	実施 ▶公共施設における貯留・浸透施設の設置の推進 ▶市民、事業者に対する普及啓発

③ 臨海部の防災機能の強化

事業概要	現況	計画目標
事業 234 名古屋港の防災機能強化 【住宅都市局】		
地震・津波に備えるため、国や名古屋港管理組合が実施する防潮壁、耐震強化岸壁の整備・機能強化による名古屋港の防災機能強化を促進	防潮壁の液状化対策 ▶事業中 耐震強化岸壁の機能強化 ▶事業中	防潮壁の液状化対策 ▶事業中 耐震強化岸壁の機能強化 ▶事業中

施策 19

防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します

施策の柱

① 地域防災力の向上

家庭での防災対策の啓発や、中小企業の事業継続計画の策定支援、学校での防災教育、地域特性に応じたきめ細かな防災活動への支援を通じて、地域防災力を高めます。また、木造住宅が密集する地域での延焼の拡大防止に向けた取り組みや民間住宅等の耐震化に対する支援を実施します。

② 災害対応体制の強化

大規模災害など、非常事態に継続して業務を実施できるよう、職員の災害対応体制の強化や、防災拠点及び災害拠点病院の機能強化を通じて、災害対応力を高めるとともに、官民が連携した帰宅困難者対策を推進します。また、武力攻撃などの危機事象に備え、危機管理・国民保護に関する対応力向上を図ります。

③ 避難対策・避難生活支援の推進

市民に適切な避難行動を促すため、災害リスク等の理解促進や情報収集・伝達手段の充実などを図ります。また、関係機関等との連携体制を強化するなど、避難場所のさらなる確保に取り組むとともに、指定避難所等の良好な生活環境を確保します。

成果指標

家庭内において
災害に対する複数の
備えをしている
市民の割合
(現状値：79.6%)

目標値

100%

地域の防災活動に
参加している
市民の割合
(現状値 17.0%)

目標値

25%

民間住宅の耐震
助成戸数(累計)
(現状値：5,764戸)

目標値

7,614戸

関連する個別計画

- ◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靱化計画 ◆業務継続計画（震災編）
- ◆震災に強いまちづくり方針 ◆建築物耐震改修促進計画 2030
- ◆なごや集約連携型まちづくりプラン ◆第3次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（改定版）
- ◆伏見・栄地区都市再生安全確保計画 ◆金山駅周辺地区エリア防災計画
- ◆第4期教育振興基本計画 ◆総合排水計画 ◆防災人材育成方針 ◆国民保護計画
- ◆想定し得る最大規模の風水害に係る対応方針 ◆上下水道経営プラン 2028

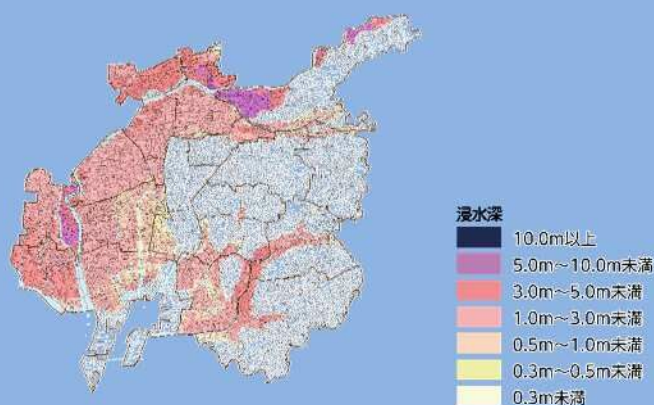
現状と課題

- 家庭や地域における防災の取り組みの停滞が懸念されており、家庭における自助力の向上や地域での共助の取り組みを促進することが求められています。また、災害発生時に被害の拡大が懸念されるため、木造住宅が密集している地域で、減災対策を進めることが必要です。さらに、民間住宅等の耐震化を引き続き支援することが必要です。
- 大規模災害時において、被害を軽減するため、行政の体制強化や防災拠点の機能強化を図るとともに、退避施設の確保や備蓄をはじめとした帰宅困難者対策など、官民が連携した防災・減災対策が必要です。また、武力攻撃などの危機事象に対応するため、関係機関との連携を図るなど、危機管理・国民保護に関する対応力の強化が求められています。
- 想定し得る最大規模の風水害においては、大規模な浸水（図3）による逃げ遅れの発生や長時間にわたるライフライン及び交通インフラの途絶、避難場所の不足や避難生活の長期化などが懸念されており、市民一人ひとりの適切な避難行動が重要となるほか、関係機関と連携した対策の強化が必要です。

◆写真1 地域における防災啓発



◆図3 想定し得る最大規模の洪水浸水範囲



出典：名古屋市作成

◆写真2 帰宅困難者を想定した防災訓練



施策を推進する事業

① 地域防災力の向上

事業概要	現況	計画目標
事業 235 水防法改正等に伴うハザードマップ等の周知・啓発 【防災危機管理局】		
想定し得る最大規模の洪水・内水氾濫・高潮等を前提とした浸水想定区域を周知し、適切な避難行動等を促すため、さまざまな機会を捉えてハザードマップ等の周知・啓発を実施	周知・啓発の実施 ▶市政出前トーク ▶SNS ▶各種イベント 等	周知・啓発の実施 ▶市政出前トーク ▶SNS ▶各種イベント 等
事業 236 防災意識向上に向けた啓発 【防災危機管理局】		
市民の防災意識向上を図り、災害に対する備えを促進するため、総合防災訓練や港防災センターにおける展示等により防災意識の普及啓発を実施するとともに、港防災センターについて機能強化に向けた取り組みを実施	港防災センター ▶運営 ▶利用者数（来館者、出前講座の参加者等） 54,768 人 各区総合防災訓練の実施 各区総合水防訓練の実施	港防災センター ▶運営 ▶利用者数（来館者、出前講座の参加者等） 65,000 人 ▶機能強化に向けた取り組み 各区総合防災訓練の実施 各区総合水防訓練の実施
事業 237 大規模災害時に向けた防災行動の理解促進 【防災危機管理局】		
市民一人ひとりの災害リスクに応じた適切な避難行動や事前の備えに対する理解促進を図るため、大規模災害時に起こり得る被害の様相等について、リスクシナリオ※等を活用し、市民に周知するとともに、災害に関する国等の動向の情報収集を行い、必要な対応を実施	風水害リスクシナリオの作成	災害リスクに応じた防災行動の理解促進 ▶防災啓発媒体等を活用した周知・啓発の実施

※リスクシナリオ：災害が市民生活に与える影響等について時系列かつ視覚的に伝えるもの。

事業 238 地区防災カルテを活用した防災活動の推進 【防災危機管理局・消防局】		
地域特性に応じた防災活動を推進するため、各地域の災害ハザードや各種防災活動の実施状況等を整理した「地区防災カルテ」を活用し、今後取り組むべき防災活動を検討の上、推進	カルテを活用した防災活動の実施 全学区	カルテを活用した防災活動の実施 全学区
事業 239 防災安心まちづくり事業の推進 【消防局】		
地域住民が主体となって行う自発的な防火防災活動を活発にするため、小学校区単位で組織された学区防災安心まちづくり委員会を中心とした住民参画型の防火防災活動の展開や、地域と事業所との覚書の締結などの支援協力体制づくりを推進	協働による防火防災事業の実施 支援協力に関する覚書の締結 ▶新規締結 89 件	放火防止モデル事業の実施 支援協力に関する覚書の締結 ▶新規締結 400 件（5 か年）
事業 240 地域防災マネジメント事業における自助力向上の啓発・支援 【消防局】		
家庭における災害対応力の向上を推進するため、家庭の防災力を詳細に捉え、災害時に「命を守る」ための防災対策について具体的な提案を行うとともに、地域の災害リスクなどを踏まえたうえで、避難先や避難するタイミングの確認、理解を促す取り組みを実施	家庭の防災力の計画的・継続的な把握と支援の実施 家庭の防災力に応じた防災対策の推進 ▶戸別訪問 200 学区（累計） ▶家具転倒防止ボランティアの派遣 740 軒	家庭の防災力の計画的・継続的な把握と支援の実施 家庭の防災力に応じた防災対策の推進 ▶戸別訪問（令和 6 年度） 267 学区（累計） ▶地域のニーズに応じた地域防災力向上の取り組みの検討・実施 ▶家具転倒防止ボランティアの派遣 3,200 軒（5 か年） 起震車の充実強化

事業概要	現況	計画目標
事業 241 地域防災マネジメント事業における自主防災組織の活動支援 【消防局】		
地域における災害対応力の向上を推進するため、自主防災組織の防災力を詳細に捉え、地域の実情に応じた具体的な防災活動の提案・支援を計画的、継続的に行うほか、大規模災害発生時に地域と地域防災協力事業所が連携して活動することができるよう働きかけを実施	自主防災組織の防災力の計画的・継続的な把握と支援の実施 自主防災組織の実情に応じた活動支援 ▶安否確認訓練実施組織 1,600 組織（累計）	自主防災組織の防災力の計画的・継続的な把握と支援の実施 自主防災組織の実情に応じた活動支援 ▶安否確認訓練実施組織 全自主防災組織
事業 242 避難行動要支援者の個別避難計画作成 【防災危機管理局・健康福祉局・子ども青少年局】		
災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、福祉事業者や地域住民などさまざまな関係者と連携し、高齢者や障害者など避難行動要支援者ごとの個別避難計画を作成	個別避難計画作成の推進 ▶モデル事業の実施	個別避難計画作成の推進 ▶事業体制構築 ▶全市で実施
事業 243 要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援 【防災危機管理局】		
施設利用者の安全な避難のため、想定し得る最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内の要配慮者利用施設や地下街等について、利用者の安全な避難確保に関する計画等の作成を支援するとともに、避難訓練実施報告書の提出促進を実施	浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への周知 避難確保・浸水防止計画の作成支援 避難訓練実施報告書の提出促進 避難確保計画等のデータ管理、提出及び受理のシステム運用 避難確保計画の提出促進 ▶提出率 43.7%	浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への周知 避難確保・浸水防止計画の作成支援 避難訓練実施報告書の提出促進 避難確保計画等のデータ管理、提出及び受理のシステム運用 避難確保計画の提出促進 ▶提出率 100%

事業 244 災害時に備えた在宅支援 【健康福祉局・子ども青少年局】		
障害児者及び難病患者等が災害発生時においても安心して在宅で生活を送ることができるよう、大規模な停電発生時に生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等の購入に関する費用の補助を実施	検討	補助の実施 ▶補助件数 110 件（令和 7 年度） ▶ニーズを踏まえて拡充
事業 245 戦略的な防災人材育成事業の推進 【防災危機管理局】		
地域防災力・災害対応力の向上を図るため、防災人材育成計画を策定し、計画的・体系的・戦略的に防災人材育成を推進	防災人材育成計画の策定 防災人材育成事業の実施	防災人材育成計画の策定 防災人材育成事業の実施
事業 246 中小企業の事業継続計画策定支援 【経済局】		
自然災害発生時に備え、中小企業の事業継続計画の策定を支援するため、普及啓発セミナー及び専門家による相談を実施	実施 ▶普及啓発セミナー及び専門家相談利用企業数 103 社	実施 ▶普及啓発セミナー及び専門家相談利用企業数 700 社（5 か年）
事業 247 学校における防災教育の推進 【教育委員会】		
防災に対する意識を高めるため、「なごやっ子防災ノート※」を活用し家庭と連携した防災教育を実施するほか、小学 1 年生に対し防災ヘルメットを配付するとともに、教員を対象とした研修・防災教育講習会を実施	実施 ▶「なごやっ子防災ノート」を活用した防災教育 全校 ▶家庭への防災意識の啓発 ▶防災教育講習会 全校（園） ▶防災ヘルメットの配付 入学時、市外転入時	実施 ▶「なごやっ子防災ノート」を活用した防災教育 全校 ▶家庭への防災意識の啓発 ▶防災教育講習会 全校（園） ▶防災ヘルメットの配付 入学時、市外転入時

※なごやっ子防災ノート：児童生徒が日ごろから防災意識を高め、いざというときに実践できる行動力を身に付けることをねらいとし、学校での防災教育において活用するもの。

事業概要	現況	計画目標
事業 248 医療救護所等運営体制の充実 【健康福祉局】		
医療救護所等運営体制を充実させるため、名古屋市医師会等が各区において実施する医療救護所設置訓練や本市と DMAT※等関係機関間で実施する訓練を通じて課題の検証を行い、災害時に必要となる備品の充実や関係機関との連携を強化	実施 ▶医療救護所設置訓練 全区 ▶本市と DMAT 等関係機関間における訓練 3 回	実施 ▶医療救護所設置訓練 全区 ▶本市と DMAT 等関係機関間における訓練
事業 249 木造住宅密集地域の減災対策 【住宅都市局】		
木造住宅密集地域の防災性の向上を図るため、老朽木造住宅の除却や道路沿いのブロック塀等の撤去、狭あい道路沿いの建て替えなどで生じる後退用地を一般に通行できる通路（生活こみち）とするための整備などに対する助成を実施	木造住宅密集地域改善助成 ▶老朽木造住宅除却助成 49 件 ▶生活こみち整備促進事業 21 件 ▶木密地域ブロック塀等撤去助成 26 件	木造住宅密集地域改善助成 ▶老朽木造住宅除却助成 220 件（5 か年） ▶生活こみち整備促進事業 45 件（5 か年） ▶木密地域ブロック塀等撤去助成 165 件（5 か年）
事業 250 感震ブレーカーの設置促進 【防災危機管理局】		
地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐため、地震を感知した際に自動的にブレーカーを落とす機能を持つ感震ブレーカーの設置を促進	感震ブレーカー設置等助成 711 件	感震ブレーカー設置助成（分電盤タイプ） 3,700 件（5 か年） 木造住宅密集地域における感震ブレーカーの重点的な設置促進（簡易タイプ）

※DMAT：Disaster Medical Assistance Team の略。大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場に向かい、災害急性期（約 48 時間以内）に活動する、専門的な訓練を受けた医療チーム。

事業 251 民間建築物の耐震化 【住宅都市局】		
民間建築物の耐震化を促進するため、民間住宅や耐震診断義務付け対象建築物などに対する助成を実施するとともに、各種の啓発活動等を実施	民間住宅の耐震化 ▶耐震改修、除却 5,764 戸（累計）	民間住宅の耐震化 ▶耐震改修、除却 7,614 戸（累計）
	耐震診断義務付け対象建築物の耐震化 ▶耐震改修、除却 45 件（累計）	耐震診断義務付け対象建築物の耐震化 ▶耐震改修、除却 95 件（累計）
	民間ブロック塀等の撤去	民間ブロック塀等の撤去
	耐震対策啓発事業	耐震対策啓発事業
事業 252 社会福祉施設等の耐災害性強化対策の促進 【健康福祉局】		
地震や水害の発生時における建物等の倒壊、破損等での人的被害の防止、円滑な避難の確保及び停電・断水時の施設機能の維持のため、社会福祉施設等の施設整備等を促進	実施 ▶高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 4 件 ▶非常用自家発電設備整備 5 件 ▶給水設備整備 1 件 ▶民間ブロック塀等撤去 1 件	実施
事業 253 地下街の防災対策の推進 【住宅都市局】		
大規模地震時における地下街の防災性向上を図るため、助成制度の活用により、地下街の防災施設等の整備を推進	耐震対策 ▶完了 7 地下街 防災施設等の整備 ▶整備中 1 地下街	防災施設等の整備 ▶整備中 1 地下街 ▶完了 2 地下街

② 災害対応体制の強化

事業概要	現況	計画目標
事業 254 市本部・区本部運営等に関する研修・訓練の実施 【防災危機管理局】		
大規模災害時における災害対応能力を向上させるため、災害対応の知見を有する外部コンサルタントや外部講師を活用するとともに、研修の対象職員を拡充し、市本部・区本部に関する研修・訓練の充実化を実施	実施 ▶階層別職員研修 ▶市本部・区本部運営訓練	実施 ▶階層別職員研修 ▶市本部・区本部運営訓練 ▶幹部研修 ▶本部室要員研修
事業 255 災害時における情報収集・共有体制の充実・更新 【防災危機管理局】		
災害時における迅速な情報収集及び効果的な情報共有のため、各種防災システムの整備・維持管理を行うとともに、最新の ICT 技術等を用いた多様な手段の拡充について検討	各種システムの適正な維持管理及び機能拡充 ▶市町村防災システム ▶GIS（ドローン含む） ▶SNS 分析システム 等 防災行政無線（デジタル移動系） ▶更新検討 先進技術や民間サービス等を活用した新たなシステムの導入の検討 職員に対する操作訓練等の実施	各種システムの適正な維持管理及び機能拡充 ▶市町村防災システム ▶GIS（ドローン含む） ▶SNS 分析システム 等 防災行政無線（デジタル移動系） ▶更新検討 先進技術や民間サービス等を活用した新たなシステムの導入の検討 職員に対する操作訓練等の実施

事業 256 災害時における広報・広聴活動の推進 【防災危機管理局・市長室・スポーツ市民局】		
災害時において、市民ニーズに応じた適時かつ効率的な広報・広聴を推進するため、体制の検討及び新たなツールの導入を実施	災害に関する FAQ データベースの作成 災害時広報・広聴体制の構築 ▶検討 防災ポータルサイトの構築 ▶検討	災害に関する FAQ データベースの更新 災害時広報・広聴体制の構築 ▶構築 ▶運用及び検討 防災ポータルサイトの構築 ▶構築 ▶運用及び保守 FAQ システムの導入 ▶導入 ▶運用及び保守
事業 257 防災まちづくりの推進 【住宅都市局】		
災害リスクの状況に応じた土地利用や居住方法の理解促進を図るため、地震災害危険度評価図情報を公開するとともに、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外の届出制度の活用並びに要安全配慮区域での災害リスクや対策方法などについての周知・啓発を実施	防災まちづくりの推進	防災まちづくりの推進

事業概要	現況	計画目標
事業 258 大規模風水害時における業務継続体制の確保 【防災危機管理局】		
想定し得る最大規模の風水害を見据え、行政において非常時優先業務を最大限行うため、大規模風水害時における業務継続体制について検討	想定し得る最大規模の風水害に係る対応方針の策定	風水害に対応した業務継続計画の策定等 (令和7年度) 新たな業務継続計画を踏まえた業務継続体制の確保
事業 259 土木事務所の防災体制の維持・強化 【緑政土木局】		
豪雨等により多発する水害や大規模地震に備えるため、道路や河川等の応急復旧を行う地域防災活動拠点である土木事務所において、関係機関等と防災訓練を実施するとともに、得た課題を踏まえてマニュアル等の見直しを実施	防災訓練の実施 防災体制の維持・強化に向けたマニュアル等の見直し	防災訓練の実施 防災体制の維持・強化に向けたマニュアル等の見直し
事業 260 災害情報システムの構築 【上下水道局】		
災害時における迅速な応急活動や広報媒体を通じた速やかな情報提供などを行うため、施設の被害状況や応急活動の進捗情報を迅速に共有・集計する災害情報システムを構築	災害情報システムの構築の検討	災害情報システムの構築完了(令和8年度)
事業 261 上下水道局営業センター及び管路センターの停電対策 【上下水道局】		
長時間の停電時にも応急活動を継続可能とするため、地域防災活動拠点である営業センター及び管路センターの非常用発電設備の燃料備蓄量が72時間分となるよう機能強化を実施	営業センター及び管路センターの停電対策 ▶整備完了 2か所 ▶設計 6か所	営業センター及び管路センターの停電対策 ▶整備完了 6か所(5か年)

事業 262 国及び自治体間の相互連携推進 【防災危機管理局】		
広域的な大規模災害に備えるため、国や近隣市町村との各種会議・訓練等を実施するとともに、南海トラフ地震アクションプラン等に基づき、受援計画の見直し等を実施し、国、指定都市、愛知県、関係自治体との連携を強化	連携の推進 ▶各種会議への参加 ▶各種訓練の実施 ▶避難者の相互受入れに関する協定の締結 ▶南海トラフ地震アクションプラン策定協議に関する会議への参加	連携の推進 ▶各種会議への参加 ▶各種訓練の実施 ▶南海トラフ地震アクションプランに基づく受援計画の見直し
事業 263 被災地域への支援・交流 【防災危機管理局】		
大災害における被災地への復興を支援するため、職員派遣を行うとともに、防災意識の向上を図るため、陸前高田市への支援を通して得られた震災の記憶と教訓を伝える取り組みを実施し、陸前高田市との友好都市協定に基づく各種交流を推進	被災地への職員派遣 ▶陸前高田市 1 名 ▶令和 6 年能登半島地震における被災自治体 講話等の実施 各種交流事業の実施	被災地への職員派遣 ▶復興状況等を踏まえて実施 講話等の実施 各種交流事業の実施
事業 264 産学官連携による地域強 ^{きょうじん} 靱化の推進 【防災危機管理局】		
あいち・なごや強 ^{きょうじん} 靱化共創センターにおいて、大規模災害発生時においても愛知県・名古屋市を中核とした中部圏の社会経済活動が維持されるため、引き続き戦略的な取り組みを産学官で連携して実施	実施 ▶調査・研究 ▶防災・減災カレッジ 等	実施 ▶調査・研究 ▶防災・減災カレッジ 等

事業概要	現況	計画目標
事業 265 市立大学医学部附属病院群における災害対応機能の強化 【総務局】		
大規模災害等が発生した際に、多くの被災患者に対して適切な災害医療を提供するため、各病院の機能に応じた医療提供体制を充実	西部医療センターにおける新棟の整備 ▶検討 災害訓練の実施 災害対応備品の維持・更新 災害対応に必要な施設・設備の維持・整備	西部医療センターにおける新棟の整備 ▶整備の推進 災害訓練の実施 災害対応備品の維持・更新 災害対応に必要な施設・設備の維持・整備
事業 266 帰宅困難者対策等の推進 【防災危機管理局・住宅都市局】		
大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画に基づき、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を実施するとともに、大雨等の影響による滞留者対策の強化を実施	都市再生安全確保計画の推進 ▶名古屋駅周辺地区 ▶伏見・栄地区 エリア防災計画の推進 ▶金山駅周辺地区	都市再生安全確保計画の推進 ▶名古屋駅周辺地区 ▶伏見・栄地区 エリア防災計画の推進 ▶金山駅周辺地区 帰宅困難者数の推計反映 ▶都市再生安全確保計画 ▶エリア防災計画 滞留者対策の強化 ▶鉄道事業者との連絡や情報発信等の強化

事業 267 遺体安置所の運用体制構築 【防災危機管理局・スポーツ市民局・健康福祉局】		
大規模災害時に円滑かつ迅速に遺体安置所を設置するため、資器材の配備を行うとともに、運用体制の検討を実施	運用体制の検討 ▶設置場所の選定 ▶関係局・機関との調整	運用体制の検討 ▶各区における検討 ▶訓練の実施 資器材の整備 (令和 6 年度)
事業 268 危機管理・国民保護に関する対応力向上 【防災危機管理局】		
危機管理・国民保護に関する対応力向上のため、調査、検討、各種マニュアルの整備、研修及び訓練を実施するとともに、国民保護措置について市民への広報・啓発を充実	各種マニュアル等の整備 ▶個別危機事象対応マニュアルの更新 各種訓練等の実施 ▶住民避難訓練の検討 ▶国民保護地域ブロック検討会の参加 広報・啓発の実施 ▶弾道ミサイル落下時の避難行動チラシの配布	各種マニュアル等の整備 ▶個別危機事象対応マニュアルの更新 ▶対象事象の拡大検討・策定 ▶危機管理計画等の見直し 各種訓練等の実施 ▶住民避難訓練の検討、実施 ▶危機管理・国民保護に関する職員研修・訓練 ▶アジア・アジアパラ競技大会に向けた国民保護対応に関する計画の策定、訓練 広報・啓発の実施 ▶国民保護に関する市民への広報啓発の充実

③ 避難対策・避難生活支援の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 269 災害時における情報伝達体制の充実・更新 【防災危機管理局】		
災害時における市民への円滑かつ 確実な情報伝達のため、各種防災シ ステムの整備・維持管理を行うとと もに、最新の ICT 技術等を用いた多 様な手段の拡充について検討	各種システムの適正な維 持管理及び機能拡充 ▶一斉情報発信システム ▶なごや減災プロジェクト 等 防災行政無線（同報系） ▶更新検討 先進技術や民間サービス 等を活用した新たなシス テムの導入の検討 職員に対する操作訓練等 の実施	各種システムの適正な維 持管理及び機能拡充 ▶一斉情報発信システム ▶なごや減災プロジェクト 等 防災行政無線（同報系） ▶更新（令和 10 年度） 先進技術や民間サービス 等を活用した新たなシス テムの導入の検討 職員に対する操作訓練等 の実施
事業 270 道路・河川等の防災情報収集・提供 【防災危機管理局・緑政土木局・上下水道局】		
台風や大雨時の道路や河川などに おける危険箇所の状況や気象情報 等を把握し、市民に対して水防に関 する情報を提供するため、道路・河 川等監視情報システム、水防情報シ ステム等を運用するとともに、さら なる情報の拡充の検討を実施	実施 ▶防災情報の収集 ▶市民への情報提供 ▶情報の拡充を検討	実施 ▶防災情報の収集 ▶市民への情報提供 ▶情報の拡充を検討 水防情報システムの更新 （令和 8 年度）

事業 271 避難地として計画された公園の整備 【緑政土木局】		
災害発生直後の避難地となるオープンスペースを確保するため、広域避難地・一次避難地として計画された都市計画公園の整備を実施	避難地として計画された公園（186 公園）の整備 ▶事業中 10 公園 ▶事業完了 163 公園（累計）	避難地として計画された公園（186 公園）の整備 ▶事業中 9 公園 ▶事業完了 165 公園（累計）
事業 272 指定避難所における良好な生活環境の確保 【防災危機管理局はじめ関係局】		
指定避難所の質の向上をめざすため、避難生活に欠かせない食糧や毛布等の物資の分散備蓄を進めるとともに、必要な各種方策について順次検討し、対策を推進	災害救助物資の備蓄 ▶食糧 175 万食 ▶毛布 34.3 万枚 さまざまな業態の事業者との災害時における物資供給協力に関する協定締結の推進 円滑な避難所運営の支援 避難生活が長期化した場合も見据えた取り組みの推進	災害救助物資の備蓄 ▶食糧 185 万食 ▶毛布 37.2 万枚 さまざまな業態の事業者との災害時における物資供給協力に関する協定締結の推進 円滑な避難所運営の支援 避難生活が長期化した場合も見据えた取り組みの推進
事業 273 福祉避難所の確保 【健康福祉局】		
一般の避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者の避難場所を確保するため、社会福祉施設等に協力を呼びかけるなど、実施か所数の増加を推進	推進 228 か所	推進 ▶実施か所数の増加

事業概要	現況	計画目標
事業 274 学校における避難所機能の強化 【教育委員会】		
大規模地震発生時の給排水機能の確保及びブロック塀の倒壊による被害等防止のため、学校敷地内の埋設給排水管の耐震性を強化するとともに、ブロック塀の撤去等を実施	埋設給排水管の耐震性強化 ブロック塀の撤去等 ▶工事完了 32校 ▶設計 7校	埋設給排水管の耐震性強化 ブロック塀の撤去等 ▶完了

施策 19 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します

施策20 感染症対策の充実と衛生的な環境の確保を図ります

施策の柱

① 感染症対策の充実

新興・再興感染症の発生を見据え、感染拡大に対応可能な保健医療提供体制の確保や人材の育成、必要な医薬品、その他物資の備蓄を進めるとともに、新型インフルエンザや結核などの感染症の発生予防・まん延防止に努めるなど、健康危機への対応力強化を図ります。

② 衛生的な生活環境の整備・確保

入浴施設でのレジオネラ症対策の強化や、昆虫等が媒介する感染症等に対する啓発を推進することにより、衛生的な生活環境の確保を図ります。また、火葬需要の増加や大規模災害などへの対応のため、老朽化した八事斎場の再整備を計画的に進めます。

③ 人と犬猫が共生できる地域づくり

幅広い世代に動物愛護の機運を醸成するとともに、犬猫の飼主への迷惑・危害防止の啓発を実施します。また、犬猫の殺処分ゼロをめざして適正飼養の支援や指導啓発、販売事業者への監視指導を実施します。

成果指標

感染症から市民生活
が守られていると
感じる市民の割合
(現状値：71.6%)

目標値

75%

結核り患率
(人口10万人当たり
の新登録患者数)
(現状値：11.4)
(令和5年(暫定値))

目標値

10以下
(令和10年)

動物愛護センターへの
犬猫の収容頭数
(現状値：犬60頭、
猫836頭)

目標値

犬35頭以下
猫570頭以下

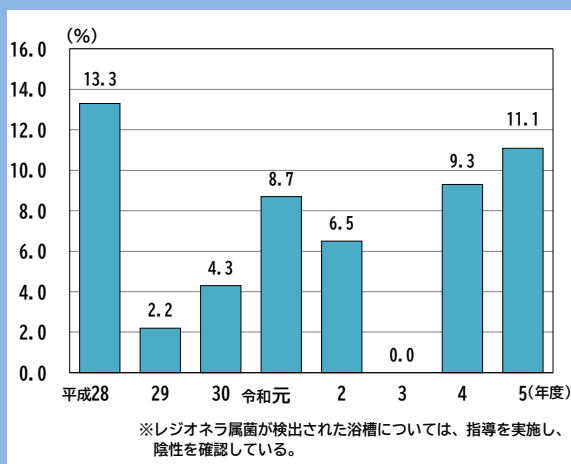
関連する個別計画

- ◆新型インフルエンザ等対策行動計画
- ◆人とペットの共生推進プラン
- ◆感染症予防計画
- ◆八事斎場再整備基本計画

現状と課題

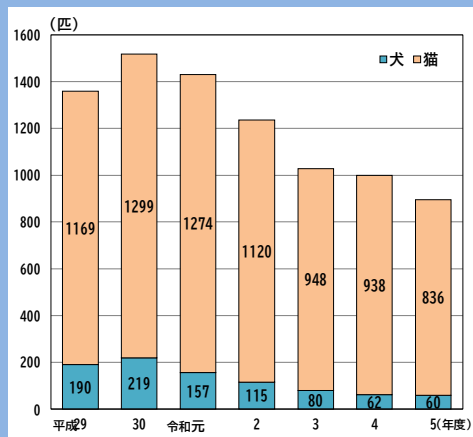
- 新型コロナウイルス感染症が発生し、市民に大きな影響を及ぼしました。今後も新興・再興感染症の発生を見据え、コロナ禍での経験を^い活かし、健康危機に平常時から備えておく必要があります。
- 入浴施設を原因とするレジオネラ症、昆虫等が媒介する感染症等への懸念がある中、市民の健康な生活を守るため、入浴施設等の衛生水準の向上を図るとともに、衛生害虫等に関する普及啓発が必要です。また、八事斎場は、火葬需要のピーク時には老朽化により使用できなくなることが想定されるため、早急に再整備を進める必要があります。
- 動物愛護センターに収容された犬猫の殺処分は、新しい飼主へ譲渡することにより、犬はゼロである一方で、猫はゼロになっていません。また、依然としてふん尿の放置など犬猫に関する苦情が発生しています。そのため、動物愛護の普及啓発、飼主等への適正飼養のための指導啓発等を通じて、人と犬猫が共生できる地域づくりが求められています。

◆図1 公衆浴場等浴槽水レジオネラ属菌検出率



出典：名古屋市作成

◆図2 動物愛護センターへの犬猫の収容頭数の推移



出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

① 感染症対策の充実

事業概要	現況	計画目標
事業 275 新興・再興感染症対策の推進 【健康福祉局】		
重大な感染症※発生時に保健医療提供体制を確立するため、医療資器材の備蓄・更新や感染症対応力強化に向けて医師や看護師の人材育成を支援するほか、健康危機管理の拠点機能の強化を目的として、平常時から保健所・保健センター職員に対する訓練・研修や有事に向けた体制整備等を実施	医療資器材の備蓄・更新 研修の実施	医療資器材の備蓄・更新 訓練等の実施 1回 市立大学医学部附属東部医療センターへの感染症寄附講座の設置 (令和6年度) 感染管理認定看護師資格取得支援 5件
事業 276 衛生研究所の運営 【健康福祉局】		
市民の健康な暮らしを守るため、衛生研究所が、保健所・保健センターと連携した健康危機管理の拠点機能及び科学的・技術的中核機関としての機能を担うことで、平常時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるとともに、感染症などの発生防止対策、調査研究、試験検査の実施、研修指導及び公衆衛生情報などの提供やリスクコミュニケーションを実施	調査研究の実施 試験検査の実施 新興感染症発生から1か月以内に確保する検査実施能力 ▶検査件数 300件/日	調査研究の実施 試験検査の実施 新興感染症発生から1か月以内に確保する検査実施能力 ▶検査件数 380件/日

※**重大な感染症**：本計画では、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のことをいう。

事業 277 東部医療センターにおける感染症病床の確保・維持 【総務局】		
新興感染症等の発生に備えるため、第二種感染症指定医療機関として感染症病床を確保・維持するとともに、感染症専門医の配置・養成を行うなど、必要な体制整備を実施	必要な感染症病床の確保・維持 感染症患者の治療	必要な感染症病床の確保・維持 感染症患者の治療

② 衛生的な生活環境の整備・確保

事業概要	現況	計画目標
事業 278 環境衛生関係施設における衛生水準の維持・向上及び衛生知識の啓発 【健康福祉局】		
衛生的な生活環境を確保・維持するため、旅館業や住宅宿泊事業への定期的な監視を実施するとともに、レジオネラ症患者の発生が懸念される公衆浴場等の入浴施設に対する検査等を重点的に実施するほか、昆虫等媒介感染症や薬物乱用防止に関する啓発事業を実施	旅館業及び住宅宿泊事業に対する監視 ▶実施率 84.3% 公衆浴場等の入浴施設に対する監視 ▶実施率 87.0% レジオネラ属菌検査の実施 271 件 啓発 ▶昆虫等媒介感染症 ▶薬物乱用防止	旅館業及び住宅宿泊事業に対する監視 ▶実施率 100% 公衆浴場等の入浴施設に対する監視 ▶実施率 100% レジオネラ属菌検査の実施 180 件 啓発 ▶昆虫等媒介感染症 ▶薬物乱用防止
事業 279 八事斎場の再整備 【健康福祉局】		
急速な高齢化に伴う火葬需要の増加や大規模災害等への対応のため、老朽化した八事斎場の再整備を実施	実施 ▶公募手続き ▶事業者決定	実施 ▶供用開始（令和 10 年度）

③ 人と犬猫が共生できる地域づくり

事業概要	現況	計画目標
事業 280 動物愛護の普及及び適正飼養の推進 【健康福祉局】		
幅広い世代に動物愛護の気運を醸成し、殺処分ゼロを達成・維持するとともに、犬猫による迷惑を防止するため、動物愛護教室やイベント、ボランティアとの協働によるのら猫の避妊去勢手術を実施するとともに、犬猫の飼主に対する終生飼養のための支援や販売業者に対する監視指導を実施	動物愛護に関する教室及びイベントの実施 66 回 のら猫の避妊去勢手術券の交付 3,998 枚 適正飼養の支援及び指導啓発 犬猫の販売業者に対する監視指導 ▶実施率 65%	動物愛護に関する教室及びイベントの実施 50 回 のら猫の避妊去勢手術券の交付 4,000 枚 適正飼養の支援及び指導啓発 ▶デジタルを活用した啓発の実施 犬猫の販売業者に対する監視指導 ▶実施率 100%

施策21 市民の命を守る消防体制の充実を図ります

施策の柱

① 火災予防体制の充実

火災による被害を抑制するため、住宅用火災警報器の設置・維持管理に関する普及啓発などに取り組むとともに、事業所の防火管理体制の向上や重大な不備を有する事業所における消防法令違反の是正を一層推進します。

② 消防・救助体制の充実

多様化・複雑化する災害に的確に対応するため、指令管制システムの更新をはじめ、消防団施設等の整備やデジタル技術を活用した新たな資器材の導入により、消防団・職員が活動しやすい環境を整えるとともに、消防団と消防隊の一層の連携強化に取り組めます。

③ 救急救命体制の充実

増加する救急需要に迅速かつ的確に対応できる体制を維持するため、先端技術の活用による救急活動の効率化や、救急需要増加の緩和策を推進するほか、市民への応急手当の普及啓発などに取り組めます。

成果指標

住宅用火災警報器を
設置している
世帯の割合
(現状値：88.4%)

目標値

90%

119番通報受付から
病院収容までの
平均時間
(現状値：34.5分)
(令和5年)

目標値

30分以下
(令和10年)

心肺停止傷病者に
対する応急手当の
実施率
(現状値：56.7%)

目標値

60%

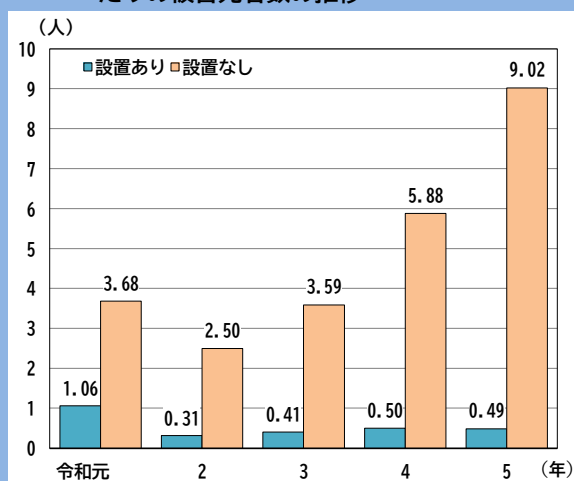
関連する個別計画

◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靱化計画

現状と課題

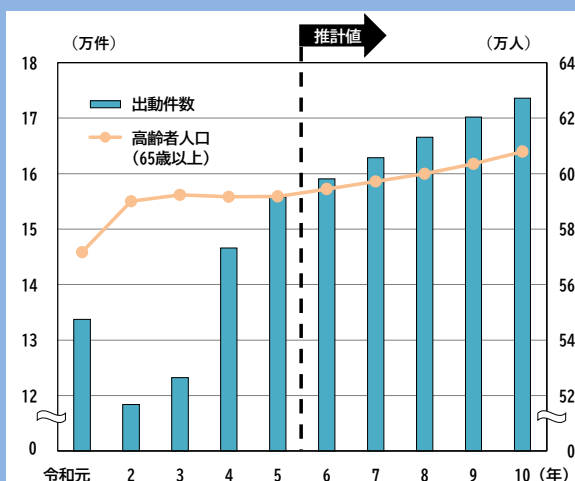
- 市内の建物火災の約60%は住宅火災が占め、住宅用火災警報器などが未設置である10万世帯あたりの被害死者数は、設置されている世帯と比べて約18.4倍であるほか、火災による死者のうち高齢者の占める割合は依然として高くなっています（図1）。火災による被害を抑制するため、効果的な住宅防火対策を進めるとともに、重大な不備を有する事業所への是正指導を重点的に推進する必要があります。
- 大規模倉庫火災や広範囲に及ぶ延焼の拡大など、災害の多様化・複雑化が懸念されています。あらゆる災害に的確に対応するため、さまざまな想定訓練により知識・経験を蓄積するとともに、日頃から火災現場において消防団と消防隊が緊密な連携を図ることが重要です。
- 救急出動件数は、高齢者人口の増加などから今後も増加が予測され、現場や病院への救急車の到着の遅れが懸念されています（図2）。増加する救急需要へ柔軟に対応するほか、市民によるAED（自動体外式除細動器）の使用など、応急手当の普及啓発を進めていく必要があります。

◆図1 住宅用火災警報器及び自動火災報知設備の設置有無別の住宅火災における10万世帯あたりの被害死者数の推移



出典：名古屋市作成

◆図2 救急出動件数の推移と将来の予測数



出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

① 火災予防体制の充実

事業概要	現況	計画目標
事業 281 住宅火災による被害を抑制する対策の推進 【消防局】		
住宅火災による被害を抑制するため、住宅用火災警報器の設置・維持管理などの住宅防火に関する広報を推進	住宅防火対策の推進 ▶適時・的確な広報の検討 ▶高齢者世帯への戸別訪問実施世帯数 14,185 世帯（累計）	住宅防火対策の推進 ▶適時・的確な広報の実施 ▶高齢者の被害を抑制するためのより効果的な啓発方法の検討・実施
事業 282 事業所などの防火安全性の向上 【消防局】		
事業所などの防火安全性を向上させるため、立入検査等の防火指導、法令違反の是正指導及び違反処理を実施するとともに、防火・防災管理講習のオンライン化に向けた検討などを実施	事業所への防火指導の実施 19,753 事業所 防火・防災管理に関する講習の実施 ▶集合講習 49 回	事業所への防火指導の実施 12,000 事業所 防火・防災管理に関する講習の実施 ▶オンライン講習の開始（令和 7 年度）

② 消防・救助体制の充実

事業概要	現況	計画目標
事業 283 消防・救助体制の充実強化 【消防局】		
南海トラフ地震を含め、多様化・複雑化する災害に的確に対応するため、消防機械器具の充実・機能強化を図るほか、消防団及び関係機関との連携強化を実施するとともに、消防学校における教育体制を強化	消防隊・消防団の連携訓練の実施及び成果発表会の実施 消防車両の更新 ▶車両 17 両	消防隊・消防団の連携訓練の実施及び成果発表会の実施 消防車両等の更新 ▶車両 139 両（5 か年） ▶航空機 1 機（令和 8 年度） ▶消防艇 1 艇（令和 8 年度）

事業 284 総合防災情報システムの充実 【消防局】		
総合防災情報システムの充実を図り、安定した運用を維持するため、消防業務の根幹をなす指令管制システムや、現場活動での円滑な通信を確保するための消防救急デジタル無線設備の更新などを実施	指令管制システムの更新 ▶詳細設計に基づくシステム開発 ▶更新工事中 消防救急デジタル無線の更新 ▶基本調査	指令管制システムの更新 ▶完了（令和 7 年度） 消防救急デジタル無線の更新 ▶完了（令和 9 年度）
事業 285 消防団の充実強化 【消防局】		
消防力の一翼を担う消防団の充実強化を図るため、消防団の施設や装備を充実させ、消防団が活動しやすい環境を整えるなどして、消防団員の入団を促進するとともに、訓練内容等の充実を図る取り組みを実施	大規模災害時における消防団の活動能力の向上 消防団詰所の整備 ▶基本調査 8 か所 ▶工事完了 11 か所 消防団車両の整備配置 15 両 可搬式ポンプの更新 18 台 新入団員数 323 人 救命ボートの整備 ▶新規 28 艇 ▶更新 47 艇	大規模災害時における消防団の活動能力の向上 消防団詰所の整備 ▶基本調査 40 か所（5 か年） ▶工事完了 33 か所（5 か年） 消防団車両の整備配置 75 両（5 か年） 可搬式ポンプの更新 90 台（5 か年） 新入団員数 1,250 人（5 か年） 救命ボートの整備 ▶新規 34 艇（令和 6 年度）

③ 救急救命体制の充実

事業概要	現況	計画目標
事業 286 救急出動体制の充実 【消防局】		
119 番通報受付から 1 秒でも早く傷病者のもとに駆け付け、傷病者を迅速に医療機関へ収容するため、効果的な救急隊の運用を行うとともに、救急活動の効率化を図る取り組みを実施	救急隊の増隊 48 隊（累計） 救急活動の効率化 ▶ICT 活用の検討	救急隊の増隊 救急活動の効率化 ▶ICT 活用の検討・実施 効果的な救急隊運用の推進 ▶非常用救急車を含む救急隊の運用体制の検討・実施
事業 287 救急需要増加緩和策の推進 【消防局】		
救急需要への迅速かつ柔軟な対応を継続するため、救急需要の増加を緩和する取り組みを推進	救急予防の推進 ▶高齢者への救急事故防止策の啓発	救急予防の推進 ▶高齢者を中心とした救急事故防止策の検討・実施 ▶熱中症による救急事故防止策の検討・実施
事業 288 応急手当の普及啓発 【消防局】		
救急隊が到着するまでの間に、一人でも多くの市民が応急手当を行うことができるようにするため、AED の活用を含む応急手当の普及を推進	救命講習の実施 ▶救命講習 1,015 回 ▶救命入門コース 843 回 受講者のニーズに合わせた講習の実施 ▶ウィメンズ講習 16 回 ▶シニア講習 2 回	救命講習の実施 ▶救命講習 1,000 回 ▶救命入門コース 600 回 受講者のニーズに合わせた講習の実施

施策 22

犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます

施策の柱

① 犯罪のない地域づくり

生活安全市民運動などを通じた防犯情報などの提供により、市民の防犯意識の高揚を図ります。また、地域防犯活動への支援や、子どもの見守り活動などを通じ、地域の防犯力を向上します。

② 交通事故のない地域づくり

交通安全教室・教育の実施や、交通事故危険か所及び通学路等の交通安全対策を進めるなど、ソフト・ハードの両面から取り組みを進めます。

③ 犯罪被害者等への支援

総合支援窓口において犯罪被害者等への相談支援を行うとともに、経済的・精神的支援や二次的被害の防止も含む広報・啓発など、犯罪被害者等に対する支援を進めます。

④ 安心・安全な生活環境の確保

客引き行為等の禁止区域の指導等、空き家の適切な管理等についての情報提供や支援、いわゆるごみ屋敷問題の解決に向けた支援等を進めることにより、市民の安心・安全な生活環境の確保を図ります。

成果指標

刑法犯認知件数
(現状値：19,857件)
(令和5年)

目標値

17,500件以下
(令和10年)

犯罪被害者等に寄り
添い、支える社会が
実現できていると
思う市民の割合
(現状値：32.3%)

目標値

50%

特定空家等（周辺に
危険や悪影響を及ぼ
す空家等）の件数
(現状値：103件)

目標値

81件以下

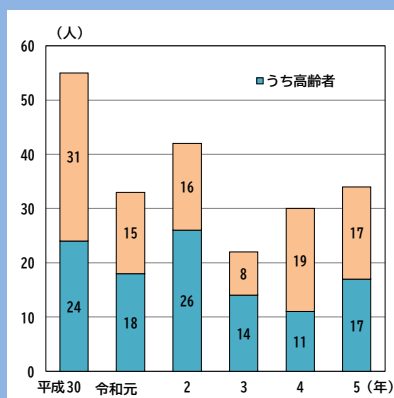
関連する個別計画

- ◆再犯防止推進計画 ◆犯罪抑止対策 ◆第11次交通安全計画
- ◆第4期教育振興基本計画 ◆第2期空家等対策計画

現状と課題

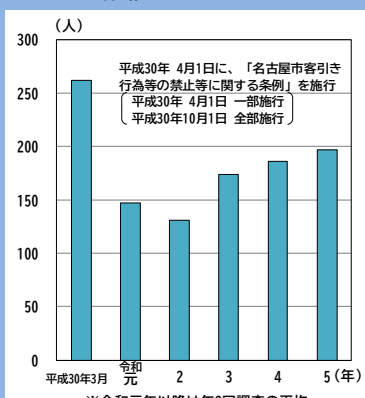
- 市内における刑法犯認知件数は、ピーク時の平成15年からは大幅に減少していますが、依然として政令指定都市ワースト2位が続いているとともに、近年、特殊詐欺の被害が増加しています。市民一人ひとりが防犯の意識を高く持ち、犯罪の被害にあわないよう注意・行動するとともに、地域ぐるみで犯罪を抑止する環境づくりが必要です。
- 交通死亡事故の多くが、ドライバーの交通ルール違反が原因であり、死亡事故に占める高齢者の割合は高く（図1）、子どもが巻き込まれる事故も発生しています。そのため、交通事故発生の原因や実態に即した対策を行うとともに、安全運転意識の向上を図り、高齢者や子どもが被害者とならない対策が必要です。
- さまざまな犯罪等に巻き込まれる犯罪被害者等が存在しており、周囲の無理解により二次的被害を受けることがあります。犯罪被害者等への支援とあわせて、二次的被害を防止するために、市民や事業者の犯罪被害への理解を深める必要があります。
- 繁華街における客引き行為等や、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家やごみ屋敷が問題となっています。客引き行為等の対策のさらなる推進や空き家・ごみ屋敷問題への対応により、市民の安心・安全な生活環境を確保することが必要です。

◆図1 年間交通事故死者数の推移



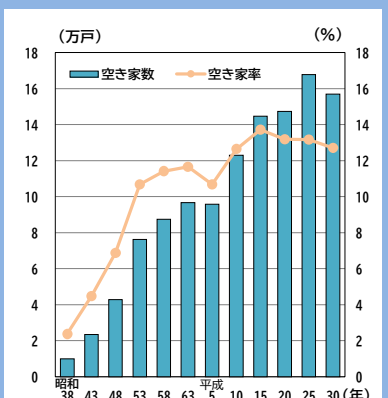
出典：愛知県警察本部資料より
名古屋市作成

◆図2 客引き行為者等の人数の推移



出典：名古屋市作成

◆図3 空き家数・率の推移



出典：総務省「住宅・土地統計調査」

施策を推進する事業

① 犯罪のない地域づくり

事業概要	現況	計画目標
事業 289 生活安全活動の推進 【スポーツ市民局】		
地域のさらなる防犯力の向上と市民の防犯意識の高揚を図るため、地域における防犯カメラの設置・更新及び防犯灯の LED 化や電気料の一部助成、地域防犯活動の支援等を行うとともに、犯罪抑止のための広報・啓発を実施	防犯カメラ設置・更新助成 345 台 (令和 5 年度末見込)	防犯カメラ設置助成
	防犯灯 LED 化助成 1,071 灯 (令和 5 年度末見込)	防犯灯 LED 化助成
	防犯灯電気料補助 41,788 灯 (令和 5 年度末見込)	防犯灯電気料補助
	防犯カメラ電気料補助 2,558 台 (令和 5 年度末見込)	防犯カメラ電気料補助
	広報・啓発活動等の実施 ▶生活安全市民運動の実施 全区	広報・啓発活動等の実施 ▶生活安全市民運動の実施 全区

事業 290 子どもの安全対策の推進 【教育委員会】		
子どもたちの安全を確保するため、スクールガードリーダーによる登下校の巡回指導や、小学1年生への防犯ブザーの配付、子ども安全ボランティアによる見守り活動等を実施するほか、各学校（園）において防犯対策マニュアルを作成し、防犯教室・訓練を実施	登下校時における子どもの安全対策 ▶スクールガードリーダーによる巡回指導の実施 ▶防犯ブザーの配付 小学1年生 ▶「親子で歩いてつくる安全マップ」の配付 小学1・4年生 ▶見守り活動の充実 子ども安全ボランティア 講習会等の実施 学校における防犯対策 ▶防犯対策マニュアルの作成 全校（園） ▶防犯教室・訓練 全校（園）	登下校時における子どもの安全対策 ▶スクールガードリーダーによる巡回指導の実施 ▶防犯ブザーの配付 小学1年生 ▶「親子で歩いてつくる安全マップ」の配付 小学1・4年生 ▶見守り活動の充実 子ども安全ボランティア 見守り活動に対する知識とスキルの向上を図る講習会等の実施 学校における防犯対策 ▶防犯対策マニュアルの作成 全校（園） ▶防犯教室・訓練 全校（園）

事業概要	現況	計画目標
事業 291 再犯防止の推進 【スポーツ市民局】		
犯罪や非行の繰り返しを防ぎ、安心・安全な地域づくりに資するため、刑事司法から福祉へのつなぎを行うためのコーディネート機関を運営し、犯罪をした人等に対する支援を行うとともに、社会課題としての再犯防止の理解浸透を図る情報発信や広報・啓発活動等を実施	伴走型入口支援の実施 ▶コーディネート件数 34 件 広報啓発の実施 ▶再犯防止講演会の開催 1 回 立ち直り支援推進企業等認定制度の創設	伴走型入口支援の実施 広報啓発の実施 立ち直り支援推進企業等の認定

② 交通事故のない地域づくり

事業概要	現況	計画目標
事業 292 交通安全活動の推進 【スポーツ市民局】		
交通安全意識の浸透を図るため、愛知県警察や地域と連携した交通安全市民運動を展開し、幼児・児童・高齢者などを対象とした交通安全教室や、自転車の安全利用についての広報・啓発のほか、子どもを守る交通安全対策を実施	交通安全広報啓発活動 ▶交通安全市民運動の実施 全区 ▶交通安全教室の実施 263 学区 高齢者の運転免許自主返納の促進 ▶マナカチャージ券の交付 6,142 件 自転車安全適正利用の推進 ▶自転車安全利用促進強調月間の実施 ▶ヘルメット購入補助 27,058 件	交通安全広報啓発活動 ▶交通安全市民運動の実施 全区 ▶交通安全教室の実施 全学区 高齢者の運転免許自主返納の促進 自転車安全適正利用の推進

事業 293 安心・安全な学校生活の確保 【教育委員会】		
子どもの安心・安全な学校生活の確保のため、交通安全に関する事業を実施するとともに、柔道等について保健体育の授業、部活動に対する指導者の派遣を実施	子どもへの交通安全教育の実施 ▶体験型交通安全訓練などを含む交通安全教育 全校（園） ▶通学路の安全対策 小・中学校 全校 学校体育等における安全指導体制の実施 ▶保健体育の授業への外部指導者派遣 ▶体育実技講習会 小学校 1回 中学校 1回 ▶柔・剣道指導者講習会 中学校 1回 ▶部活動指導者研修会 中学校・高校 2回 ▶安全対策講習会の実施 中学校・高校・特別支援学校 2回 ▶部活動外部指導者の追加派遣 高校3校210回 ▶巡回指導 中学校・高校 24回	子どもへの交通安全教育の実施 ▶体験型交通安全訓練などを含む交通安全教育 全校（園） ▶通学路の安全対策 小・中学校 全校 学校体育等における安全指導体制の実施 ▶保健体育の授業への外部指導者派遣 ▶体育実技講習会 小学校 1回 中学校 1回 ▶柔・剣道指導者講習会 中学校 1回 ▶部活動指導者研修会 中学校・高校 2回 ▶安全対策講習会の実施 中学校・高校・特別支援学校 2回 ▶部活動外部指導者の追加派遣 高校3校210回 ▶巡回指導 中学校・高校 24回

事業概要	現況	計画目標
事業 294 交通事故危険か所の交通安全対策 【緑政土木局】		
交通事故を無くすため、道路の状況や過去の事故の形態に応じて、道路のカラー化等の交通安全対策を重点的に実施するとともに、事故データ等をもとに状況を分析し、ラウンドアバウト等の新たな交通安全対策を検討・実施	防護柵、路面標示、道路照明等の設置 新たな交通安全対策の導入を検討・実施	防護柵、路面標示、道路照明等の設置 新たな交通安全対策の導入を検討・実施
事業 295 通学路等安全対策の実施 【緑政土木局】		
通学路等の安全を確保するため、道路管理者、交通管理者及び学校関係者等が通学路等を点検し、交通安全対策を実施	交通安全対策の実施 ▶歩道の整備 ▶防護柵の設置 ▶路肩のカラー化等	交通安全対策の実施 ▶歩道の整備 ▶防護柵の設置 ▶路肩のカラー化等

③ 犯罪被害者等への支援

事業概要	現況	計画目標
事業 296 犯罪被害者等支援事業 【スポーツ市民局】		
犯罪被害者等の権利利益の保護及び犯罪被害者等に寄り添い支える社会の実現のため、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の運営、経済的・精神的支援を行うほか、二次的被害の防止に向けた広報啓発・人材育成を実施	総合支援窓口の運営 経済的・精神的支援の実施 広報啓発・人材育成の実施 ▶市民向け講座の開催 5回 犯罪被害者等早期援助団体への助成 1件	総合支援窓口の運営 経済的・精神的支援の実施 広報啓発・人材育成の実施 ▶市民向け講座の開催 5回 犯罪被害者等早期援助団体への助成 1件

④ 安心・安全な生活環境の確保

事業概要	現況	計画目標
事業 297 安心・安全・快適まちづくり活動の支援 【スポーツ市民局】		
安心・安全で快適なまちを実現するため、学区連絡協議会などが実施する地域活動に対し助成	実施 ▶区安心・安全で快適なまちづくり協議会 全区 ▶学区連絡協議会等 全学区	実施 ▶区安心・安全で快適なまちづくり協議会 全区 ▶学区連絡協議会等 全学区
事業 298 客引き行為等対策の推進 【スポーツ市民局】		
安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成を図るため、市民及び事業者等の意識啓発等を行うとともに、禁止区域において客引き行為者等に対する指導等を実施	広報・啓発活動の実施 ▶地域団体との合同パトロール 3 地区 客引き行為等への指導等の実施 ▶指導等件数 354 件	広報・啓発活動の実施 ▶地域団体との合同パトロール 3 地区 客引き行為等への指導等の実施
事業 299 空家等対策の推進 【スポーツ市民局】		
所有者による空家等の適切な管理の推進及び活用を促進するため、情報提供その他必要な支援を行うとともに、特定空家等になるおそれのある管理不全空家等の段階から法的な措置を実施	推進 ▶特定空家等（周辺に危険や悪影響を及ぼす空家等）の件数 103 件	推進 ▶特定空家等（周辺に危険や悪影響を及ぼす空家等）の件数 81 件
事業 300 住居の不良堆積物対策の推進 【環境局】		
住居やその敷地内などに物品等を堆積または放置し、周辺の生活環境に悪影響を与える、いわゆるごみ屋敷問題に対応するため、堆積物の排出や福祉サービスの申請に向けた支援等を実施	堆積物撤去に向けた支援等の実施 ▶不良な状態等にある住居の数 354 件（累計）（うち、改善件数 341 件（累計））	堆積物撤去に向けた支援等の実施

施策23 安心・安全でおいしい水道水を安定供給します

施策の柱

① 日本一おいしい水道水の安定供給をめざす取り組み

日本一おいしい水道水をめざし安全性・安定性やおいしさのさらなるレベルアップと信頼性の向上を図るため、品質管理にかかる総合的な取り組みを進めます。さらに、水源をめぐる多様なリスクにも対応できるよう、施設整備や適正な水質管理により、給水の安定性の確保を図ります。

② 水源水質のよさを守る取り組み

良質な水源水質の恩恵を将来にわたり受けることができるよう、木曽三川流域における自治体相互の連携を強化するとともに、持続可能な地域経済の振興や水環境保全に対する住民参加の促進を図ります。

成果指標

なごやの水道水が
おいしいと感じている
市民の割合
(現状値：79.3%)

目標値

85%

水道水の安全性に関する総トリハロメタン※
が水質基準の半分以下
で管理されている割合
(現状値：100%)

目標値

100%

小規模貯水槽水道※の
水質や構造に関する
点検・指導実施率
(現状値：3巡目
66.6%)

目標値

4巡目60%

関連する個別計画

◆上下水道経営プラン2028

現状と課題

- 本市の水道水は、良質な水源水質と適正な品質管理によりおいしい水道水として高い評価を受けています。一方、施設の老朽化や豪雨による水源水質の急変、全国的には渇水や水質事故など多様なリスクが顕在化しています。こうした中、今後も安心・安全でおいしい水道水を安定して供給するため、施設の更新や総合的な品質管理を一層進める必要があります。さらに、木曽川水系連絡導水路などにより水源の多系統化を進める必要があります。
- 河川をはじめとする健全な水環境を守るためには、高齢化や過疎化、農林業の衰退など、木曽三川上中流域の自治体が抱えるさまざまな事項に対して、流域全体で議論していくことが重要であることから、引き続き流域連携事業を通じて連携を深めていく必要があります。

◆写真1 ダム湖の水質調査



◆写真2 かび臭物質分析装置による水質分析



◆写真3 水源地の保全活動体験イベントの様子



※総トリハロメタン：豪雨や渇水による水源水質の変動に伴う濃度上昇が今後懸念されるトリハロメタン4物質（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム）の濃度の合計値。水道法に基づく厚生労働省令で定められた健康に関連する水質基準項目の一つ。
小規模貯水槽水道：配水管から引き込んだ水道水をいったん受水槽に貯めてから給水する設備のうち、受水槽の有効容量が10m³以下の法的規制を受けないもの。

施策を推進する事業

① 日本一おいしい水道水の安定供給をめざす取り組み

事業概要	現況	計画目標
事業 301 木曽川水系連絡導水路事業の促進 【上下水道局】		
水源をめぐる多様なリスクに対応するため、木曽川水系連絡導水路事業を促進	促進	促進
事業 302 安定供給に向けた施設整備 【上下水道局】		
豪雨による河川の濁度の急変などに対応するため、浄水場等の施設整備を実施	春日井浄水場凝集沈澱池 ^{でん} の整備 ▶整備中 複数河川からの直接取水 ▶検討	春日井浄水場凝集沈澱池 ^{でん} の整備 ▶整備完了（令和9年度） 複数河川からの直接取水 ▶検討
事業 303 水質管理の充実 【上下水道局】		
水道水の安全性向上のため、水道システムのリスクマネジメントとして水安全計画を継続的にレベルアップし、水源からじゃ口までの体系的なリスク管理を実施	水安全計画の運用・見直し	水安全計画の運用・見直し
事業 304 水源水質の変動に応じた水質管理 【上下水道局】		
気候変動に伴う水源水質の変動に対し、水道水の安全性を維持するため、適切な水質監視及び浄水処理により、水道水中の総トリハロメタン濃度の適正管理を実施	実施	実施
事業 305 残留塩素濃度の適正管理 【上下水道局】		
よりおいしい水道水を利用できるよう、浄水場からじゃ口までの流達時間の短縮などにより、残留塩素濃度の適正管理を実施	実施	実施

事業 306 配水施設の適正管理 【上下水道局】		
安心・安全でおいしい水道水の安定供給のため、配水池の清掃や補修、配水管内のクリーニングを実施	配水池の清掃 5 池	配水池の清掃 9 池（5 か年）
	配水管内クリーニング 21.8km	配水管内クリーニング 50km（5 か年）
事業 307 直結給水の普及促進 【上下水道局】		
中高層集合住宅の居住者に新鮮な水を届けることができるよう、受水槽を経由することなく配水管から直接水を利用する直結給水の普及を促進	実施 ▶パンフレット・ポスター等による直結給水の PR ▶貯水槽点検指導における直結給水への切り替え PR ▶直結給水方式への切り替え後 PR	実施 ▶パンフレット・ポスター等による直結給水の PR ▶貯水槽点検指導における直結給水への切り替え PR ▶直結給水方式への切り替え後 PR
事業 308 貯水槽水道の適正管理に向けた点検・指導 【上下水道局】		
貯水槽水道の利用者が安心・安全でおいしい水道水を飲むことができるよう、法的規制を受けない小規模貯水槽水道の点検・指導を実施するとともに改善状況を確認	点検・指導の実施 ▶小規模貯水槽水道の点検・指導率 3 巡目 66.6%	点検・指導の実施 ▶小規模貯水槽水道の点検・指導率 3 巡目 100% 4 巡目 60%
事業 309 水道水のおいしさの PR 【上下水道局】		
環境にも配慮しつつ、なごやの水道水の安全性やおいしさを広く PR するため、集客力の高い観光施設等へマイボトルにも対応した水道水直結の冷水機「常設型金鯪水 ^{きんごすい} 」を設置	新たな設置場所の検討	新たな設置場所の検討・設置

② 水源水質のよさを守る取り組み

事業概要	現況	計画目標
事業 310 流域連携の推進 【上下水道局】		
河川をはじめとする健全な水循環を守るため、木曽三川流域の自治体と連携を深め、水環境保全に取り組む流域連携事業を実施	流域自治体相互の連携強化 ▶サミットの開催 ▶各種関係会議の開催 上中流域を中心とした地域経済の振興 ▶マルシェの開催 ▶商談会の開催 水環境保全に対する住民参加の促進 ▶シンポジウムの開催 ▶市民参加型現地イベントの開催	流域自治体相互の連携強化 上中流域を中心とした地域経済の振興 水環境保全に対する住民参加の促進

施策 24 消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

施 策 の 柱

① 消費生活の安定・向上

多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応するため、消費生活相談の知識の蓄積や技術の向上を図るとともに、相談窓口の一層の周知を行います。また、消費者自身が主体的かつ合理的な意思決定ができるよう消費者教育や啓発の充実を図ります。

② 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

安全・安心な生鮮食料品の安定的な供給や効率的な流通を確保するため、機能向上・維持に関する整備・改修を進め、適正かつ健全な卸売市場の運営に取り組みます。

③ 食の安全・安心の確保

食の安全・安心を確保するため、市内の食品関係施設の監視指導や検査を実施するとともに、HACCP※に沿った衛生管理を推進します。また、消費者・事業者・行政の三者で情報共有や意見交換を実施します。

成 果 指 標

消費生活に関する
トラブルを消費生活
センターに相談しよ
うと思う人の割合
(現状値：52.9%)

目標値

64%

生鮮食料品が安定的
に供給されていると
感じる市民の割合
(現状値：92.0%)

目標値

95%

食品が安全・安心だ
と感じる市民の割合
(現状値：84.5%)

目標値

80%以上

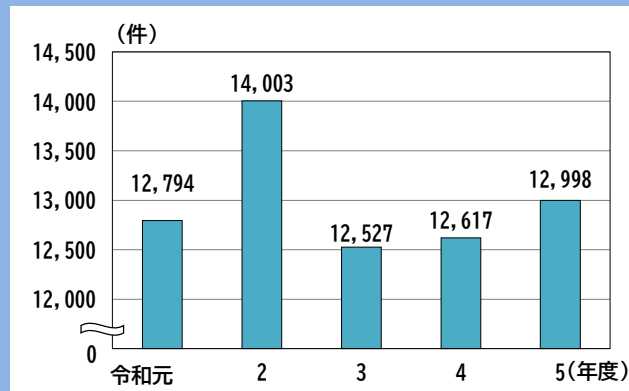
関連する個別計画

◆第3次消費者行政推進プラン ◆食の安全・安心の確保のための行動計画 2028

現状と課題

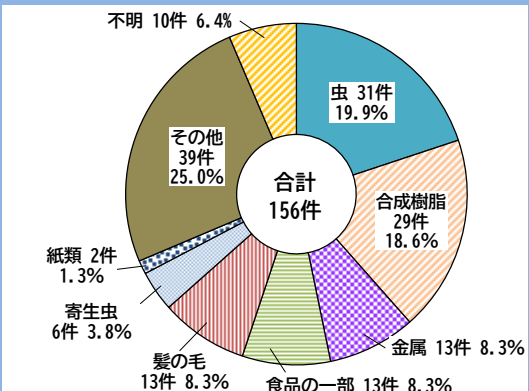
- 近年、消費生活をめぐる環境は、オンラインサービスを介した商取引である電子商取引が活発化し、海外事業者との取引も容易にできるようになるなど、デジタル化や国際化が進展し、消費生活相談も多様化・複雑化しています。こうした状況に的確に対応するとともに、消費者被害を未然に防ぐため、主体的かつ合理的な意思決定ができる「自立した消費者」を育成するための取り組みが必要です。
- 産地や消費者ニーズの多様化など卸売市場を取り巻く環境が変化している中においても、卸売市場は生鮮食料品の安定的な供給に大きな役割を果たしており、今後も市場機能をより一層発揮していく必要があります。
- 食中毒や食品への異物混入などが依然として発生しています。そのため、事業者には、HACCPに沿った衛生管理の定着が求められています。また、消費者においても、食品の安全性の確保に関する正しい知識や理解を深めることが大切です。

◆図1 消費生活センターへの相談件数の推移



出典：名古屋市作成

◆図2 異物混入事例の内訳（令和5年度）



出典：名古屋市作成

※HACCP：Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品等事業者が食中毒菌汚染等や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする手法。

施策を推進する事業

① 消費生活の安定・向上

事業概要	現況	計画目標
事業 311 消費生活に関する相談・啓発 【スポーツ市民局】		
消費者被害を防止するため、消費生活に関する相談を受けるとともに、消費者啓発講座、啓発誌の作成、ウェブサイト上での情報提供を実施するほか、エシカル消費をはじめとする消費者教育やエスカレーターなどの安全な利用の促進に関する取り組み等を実施	消費生活センターの運営 ▶相談員のあっせん解決率 96.5% 啓発講座・消費者教育の実施数 304 回 エシカル消費の普及・啓発 ▶市民参加型イベントへの消費者団体・事業者団体・大学等の参加数 59 団体 エスカレーターの安全な利用の促進	消費生活センターの運営 ▶相談員のあっせん解決率 95% 啓発講座・消費者教育の実施数 260 回 エシカル消費の普及・啓発 ▶市民参加型イベントへの消費者団体・事業者団体・大学等の参加数 60 団体 エスカレーターの安全な利用の促進 子どもの転落事故防止に向けた啓発

② 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

事業概要	現況	計画目標
事業 312 中央卸売市場・と畜場の運営・整備 【経済局】		
生鮮食料品等の円滑な流通と安定した供給を確保し、市民生活を安定・向上させるため、本場、北部市場、南部市場・と畜場を運営するとともに、施設や設備について、機能向上に向けた整備や機能維持に必要な改修を実施	中央卸売市場・と畜場の運営 本場・北部市場の整備 ▶市場のあり方基本方針に基づく整備に向けた整備基本計画の策定 ▶基幹設備改修工事等 南部市場・と畜場の整備 ▶中長期保全計画に基づく整備等	中央卸売市場・と畜場の運営 本場・北部市場の整備 ▶市場のあり方基本方針に基づく整備 ▶基幹設備改修工事等 南部市場・と畜場の整備 ▶中長期保全計画に基づく整備等

③ 食の安全・安心の確保

事業概要	現況	計画目標
事業 313 食品衛生対策と自主的な衛生管理の推進 【健康福祉局】		
食の安全を確保するため、食品関連施設への監視指導及び食品等の検査を実施するとともに、食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を適切に実施できるよう定着を推進	監視指導及び検査の実施 ▶監視指導 34,643 件 ▶食品等の検査 95,174 項目 HACCP に沿った衛生管理の推進 ▶実施している施設の割合 69.9%	監視指導及び検査の実施 HACCP に沿った衛生管理の定着の推進 ▶実施している施設の割合 100% ▶事業者支援の実施
事業 314 食の安全への信頼醸成の推進 【健康福祉局】		
食の安全への信頼醸成を図るため、情報の受け手の状況に応じたさまざまな媒体や方法を用いた情報発信を実施するとともに、消費者、事業者及び行政で情報共有や意見交換を行うリスクコミュニケーション事業を推進	さまざまな媒体を活用した情報発信の実施 リスクコミュニケーション事業の実施 ▶参加者数 3,326 人	さまざまな媒体を活用した情報発信の実施 リスクコミュニケーション事業の実施 ▶参加者数 5,000 人

施策 25 良好な都市基盤が整った生活しやすいまちづくりを進めます

施策の柱

① 市街地の整備・再生

土地区画整理事業や市街地再開発事業により、市街地の整備・再生を推進します。また、道路・河川・公園などについて、適切な維持管理や更新などの整備を行い、安心・安全で持続可能な都市基盤を提供します。

② 地域のまちづくりへの支援

地域の魅力や住環境を向上させるまちづくりを進めるため、アドバイザーの派遣や助成金の交付、情報提供、人材育成などを通じて、地域の多様な主体による自主的なまちづくり活動を支援します。

③ 土地利用等の規制・誘導

土地利用の変化や地域の特性を踏まえつつ、快適に生活できる市街地の形成に向けた用途地域の指定などによる土地利用の規制・誘導、地区ごとの特性やニーズに応じてまちづくりを誘導する都市計画手法などの活用促進に取り組みます。

④ 自動車交通の円滑化

機能的な都市活動と安心・安全な市民生活を確保するため、都市計画道路の整備を進めるなど、自動車交通の円滑化に取り組みます。

成果指標

都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思う市民の割合
（現状値：90.9%）

目標値

90%以上

都市計画手法を活用した個別地区の都市計画決定数（累計）
（現状値：109 地区）

目標値

114地区

主要な幹線道路において交通円滑化が達成された区間数
（現状値：2 区間）

目標値

6区間
（5か年）

地域の住民によるまちづくりが活発に行われていると思う市民の割合
（現状値：34.7%）

目標値

53%

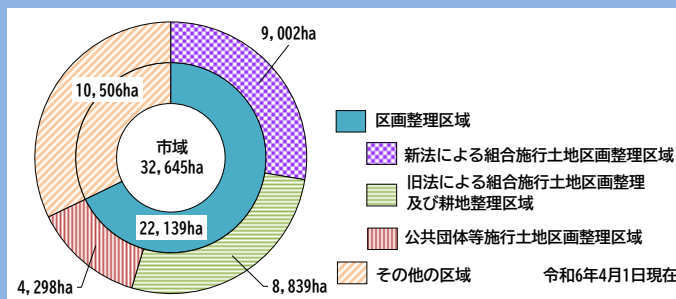
関連する個別計画

◆都市計画マスタープラン 2030 ◆公共施設等総合管理計画 ◆なごや集約連携型まちづくりプラン
◆未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）

現状と課題

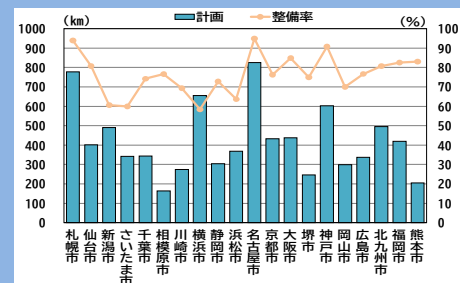
- 都市基盤の整備が不十分な地域や、都市機能の更新が必要な地域においては、市街地の整備・再生を推進し、老朽化が進行する公共土木施設に対しては、適切な維持管理・更新を行うことにより安心・安全で持続可能な都市基盤を提供し、新たな魅力を創出する必要があります。
- 行政主体のまちづくりに加えて、多様な主体による地域ごとの課題や魅力を踏まえたまちづくりの重要性がますます高まっており、地域のまちづくり活動への支援や、行動力のある人材育成に向けた仕組みづくりが求められています。
- 集約連携型都市構造の実現に向け、さまざまなまちづくり手法の活用促進に取り組んでいます。引き続き、地域地区の指定や、地区の特性に応じたまちづくりの手法の活用により、良好な市街地環境の形成を図る必要があります。
- 幹線街路の整備状況（図2）は高い水準ですが、地域によっては整備の遅れや渋滞が見られます。引き続き、事業未着手の都市計画道路の見直しを行うとともに、都市計画道路の整備や道路と鉄道の立体交差化などにより、自動車交通の円滑化を図る必要があります。

◆図1 市域と土地区画整理施行面積



出典：名古屋市作成

◆図2 都市計画道路（幹線街路）の整備状況



出典：国土交通省「都市計画現況調査」
(令和4年)より名古屋市作成

施策を推進する事業

① 市街地の整備・再生

事業概要	現況	計画目標
事業 315 土地区画整理事業の推進 【住宅都市局】		
道路や公園などの都市基盤が十分に整っていない地域において、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るため、土地区画整理事業を推進	組合施行土地区画整理事業（志段味地区、茶屋新田地区）の整備推進 ▶事業費補助 ▶公園や都市計画道路の整備等 市施行土地区画整理事業（大曾根北地区はじめ 4 地区）の整備推進 ▶都市計画道路の整備、建物移転等	組合施行土地区画整理事業（志段味地区、茶屋新田地区）の整備推進 ▶事業費補助 ▶整備完了 上志段味地区 （令和 8 年度） 茶屋新田地区 （令和 6 年度） 市施行土地区画整理事業（大曾根北地区はじめ 4 地区）の整備推進 ▶都市計画道路の整備、建物移転等
事業 316 市街地再開発事業の推進 【住宅都市局】		
名鉄鳴海駅周辺において、居住環境を改善し、地区の活性化を図るため、公共施設や商業・業務施設、住宅施設等を整備	A 工区 ▶建物移転等 ▶施設建築物の検討 B 工区 ▶施設建築物の検討 C・D 工区 ▶整備完了	A・B 工区 ▶整備推進

事業 317 名古屋競馬場跡地の活用を核とした港北エリアのまちづくりの推進 【住宅都市局】		
にぎわいと新たな地域ブランドを形成するため、名古屋競馬場跡地における先端技術の導入など持続可能なまちの実現に向けた官民連携の取り組み等を通じて、港北エリアのまちづくりを推進	名古屋競馬場跡地における拠点整備の推進 港北エリアにおける関係機関との協議・調整	名古屋競馬場跡地における拠点整備の推進 港北エリアにおけるまちづくりの取り組みの検討・推進
事業 318 公共土木施設の適切な維持管理・更新の推進 【緑政土木局】		
都市基盤である道路、河川、公園などの公共土木施設を健全な状態に保つことで、市民に安心・安全で持続可能な魅力のある都市環境を提供するため、施設の特性に応じた適切な維持管理や更新を実施	公共土木施設の点検・補修・更新 ▶道路施設 舗装道、道路橋、街路樹等 ▶河川施設 ポンプ施設、排水路等 ▶公園施設 遊具等	公共土木施設の点検・補修・更新 ▶道路施設 舗装道、道路橋、街路樹等 ▶河川施設 ポンプ施設、排水路等 ▶公園施設 遊具等
事業 319 インフラ分野の DX 推進 【緑政土木局】		
良好な都市基盤（道路・河川・公園・農地）の適切な整備や維持管理、都市防災機能強化のため、建設現場の生産性や市民サービス及び市民生活の安全性の向上に関するインフラ分野の DX を推進	推進 ▶緑政土木局 DX 推進計画の策定	推進 ▶ネットワーク基盤の構築 ▶システム基盤の構築 ▶申請等の手続きにおけるオンライン化 ▶建設現場における DX

② 地域のまちづくりへの支援

事業概要	現況	計画目標
事業 320 地域まちづくりの推進 【住宅都市局】		
地域の考えにより地域の魅力や住環境を向上させる地域まちづくりを推進するため、名古屋都市センターを一元的な窓口として、地域まちづくりに取り組むさまざまな段階の団体に対して、アドバイザー派遣や助成金交付などの一貫した支援を行うとともに、地域まちづくりを担う人材を育成	地域まちづくり活動団体登録 43 団体（累計） アドバイザー派遣 6 回 助成金交付 7 団体 人材の育成	地域まちづくり活動団体登録 53 団体（累計） アドバイザー派遣 15 回（5 か年） 助成金交付 25 団体（5 か年） 人材の育成
事業 321 名古屋都市センターの運営 【住宅都市局】		
地域主体のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する調査・研究、情報収集・提供及び人材の育成・交流事業を実施	調査研究 7 件 セミナー・講演会 20 件 まちづくり活動助成 12 団体 まちづくり講座の実施	調査研究 20 件（5 か年） セミナー・講演会 100 件（5 か年） まちづくり活動助成 55 団体（5 か年） まちづくり講座の実施

③ 土地利用等の規制・誘導

事業概要	現況	計画目標
事業 322 用途地域の指定等による土地利用の規制・誘導 【住宅都市局】		
良好な市街地形成を図るため、適切な用途地域の指定等により土地利用の規制・誘導を推進	用途地域等の全市見直しの検討 用途地域等の部分見直し	用途地域等の全市見直し（令和 6 年度） 用途地域等の部分見直し 都市計画基礎調査の実施

事業 323 都市計画手法を活用した個別地区における土地利用の規制・誘導 【住宅都市局】		
地区の特性にふさわしい良好な市街地環境の整備、開発及び保全を図るため、個別地区において都市計画手法を活用したまちづくりを促進し、必要となる都市基盤の整備や建築物などに関する制限を定め、都市環境の整備・改善の誘導を実施	都市計画手法を活用した個別地区の都市計画決定 109 地区（累計）	都市計画手法を活用した個別地区の都市計画決定 114 地区（累計）
事業 324 建築協定の活用促進 【住宅都市局】		
地域の特性を活かした良好な市街地の形成を図るため、建築協定を活用したまちづくりを促進	建築協定の締結支援 名古屋市建築協定連絡協議会による普及啓発活動等の実施 ▶機関誌の発行 ▶全地区委員長会議の開催	建築協定の締結支援 名古屋市建築協定連絡協議会による普及啓発活動等の実施 ▶機関誌の発行 ▶全地区委員長会議の開催

④ 自動車交通の円滑化

事業概要	現況	計画目標
事業 325 都市計画道路の見直し 【住宅都市局】		
事業未着手の都市計画道路について、重点的、効果的に道路整備を推進するため、整備プログラムに基づいた都市計画の見直しを進めるとともに、策定から 10 年を迎える整備プログラムの改定を実施	都市計画道路の見直しの実施 45 か所（累計）	都市計画道路の見直しの実施 51 か所（累計） 整備プログラムの改定（令和 8 年度）
事業 326 都市計画道路の整備 【緑政土木局・住宅都市局】		
交通の円滑化や機能的な都市活動と安全・安心な市民生活を確保するため、都市計画道路の整備を推進	都市計画道路の整備 ▶着手済み路線の整備推進	都市計画道路の整備 ▶着手済み路線の整備推進 ▶新たに着手した路線延長 2.7km（5 か年）

事業概要	現況	計画目標
事業 327 橋りょうの整備 【緑政土木局】		
地域分断や渋滞の解消など交通の円滑化のため、都市計画道路等の橋りょうの新築、改築を実施	橋りょうの整備 ▶事業中 5 橋	橋りょうの整備 ▶事業中 9 橋 ▶事業完了 1 橋
事業 328 道路と鉄道の立体交差化の推進 【緑政土木局・住宅都市局】		
地域分断の解消や交通の円滑化のため、道路と鉄道の立体交差化を推進	連続立体交差事業の推進 ▶事業化調整 名鉄名古屋本線 (桜駅～本星崎駅間) 単独立体交差事業の推進 ▶事業中 名鉄名古屋本線呼続地区 小幡架道橋	連続立体交差事業の推進 ▶都市計画決定 ▶事業化調整 名鉄名古屋本線 (桜駅～本星崎駅間) 単独立体交差事業の推進 ▶事業中 名鉄名古屋本線呼続地区 ▶事業完了 小幡架道橋

施策 26

持続可能な公共交通の実現と、ウォーカブルなまちづくりを進めます

施 策 の 柱

① 公共交通の維持及び機能強化による快適性・利便性の向上

誰もが公共交通をより快適で便利に利用できるよう、地下鉄駅やバスターミナル等の施設のリニューアルや設備更新等に取り組むとともに、デジタル技術の活用などによるサービス向上にも取り組みます。

② 先進技術を活用したスマートな移動環境の形成

都市の持続的な発展のため、自動運転やICT等の先進技術を活用するとともに、地域のニーズを踏まえた新たな移動手段・仕組みの構築などを進め、将来にわたって、高齢者や子ども、障害者、外国人等の誰にでもやさしく快適でスマートな移動環境を実現します。

③ まちのにぎわいを創出するウォーカブルなまちづくりの推進

官民のパブリック空間などの既存ストックを、両者が連携し、新たな魅力や価値を生み出す地域資源として活用することで、まちの回遊性やにぎわいを面的に広げ、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかを形成します。

成 果 指 標

公共交通が便利で
利用しやすいと思う
市民の割合
(現状値：84.9%)

目標値

86%

市内の鉄軌道及び
市バスの1日当たり
乗車人員合計
(現状値：226万人)
(令和4年度)

目標値

226万人
(令和9年度)

市内主要地点の1日
(平日) 当たり
自動車交通量の合計
(現状値：119万台)
(令和4年)

目標値

108万台以下
(令和9年)

市内の道路、公園、
その他のオープン
スペースが居心地が
良いと思う市民の割合
(現状値：61.9%)

目標値

67%

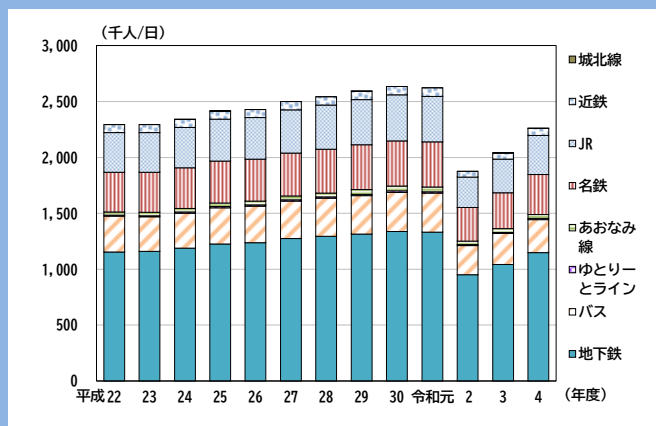
関連する個別計画

◆市営交通事業経営計画 2028 ◆名古屋交通計画 2030 ◆地域公共交通計画
◆都市計画マスタープラン 2030 ◆Nagoya まちなかウォーカブル戦略

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化や今後予測される人口減少など、公共交通は厳しい環境におかれています。そのような状況の中でも、持続可能な公共交通を実現するとともに、誰もが利用しやすい環境づくりや、利用者のニーズに対応したサービスの提供に取り組むことで、より快適・便利な公共交通をめざす必要があります。
- 公共交通空白地※への対応や、都心部におけるさらなる回遊性の向上など、交通政策を取り巻くニーズは多様化しています。そのため、新たな技術を有する移動手段・仕組みを活用しながら、ニーズに対応した持続可能でスマートな移動環境を形成していくことが必要です。
- 有効活用されていない官民の既存ストック（ゆとりのある道路空間、公開空地等、既存建物の低層部の空き店舗など）が存在し、回遊性やにぎわいが不足している地区があります。官民連携の取り組みにより、既存ストックを活用し、居心地が良く歩きたくなる「ウォーカブルなまち」をめざしていくことが必要です。

◆図1 市内の鉄軌道及び市バスの
1日当たり乗車人員合計の推移



出典：令和4年版名古屋市統計年鑑 11 運輸・通信より作成

◆図2 公共交通ネットワークに求められる役割の整理



出典：名古屋市地域公共交通計画より作成

◆写真3 公開空地におけるにぎわい創出



※公共交通空白地：一定の距離に駅やバス停などが無い地域で公共交通の便利さの指標のひとつ。名古屋市では、市バス 500m、鉄道 800m以上の地域を指す。

施策を推進する事業

① 公共交通の維持及び機能強化による快適性・利便性の向上

事業概要	現況	計画目標
事業 329 地下鉄駅のリニューアル 【交通局】		
開業後 50 年以上経過した地下鉄駅について、明るく清潔感のある快適・便利な駅空間とするため、壁・床・天井・照明などのリニューアルを実施するとともに、主要駅は名古屋の顔としてふさわしい駅とするため、個性化を実施	整備完了 1 駅 千種駅 整備中 3 駅 上前津駅（名城線） 栄駅（名城線） 名城公園駅	着手 16 駅（5 か年）
事業 330 地下鉄駅ホームの冷房化の推進 【交通局】		
地下鉄駅を快適に利用できるよう、駅ホームへの冷房設備の整備を実施	整備完了 8 駅	着手 10 駅（5 か年）
事業 331 バスターミナルの環境改善 【交通局】		
快適なバス待ち環境づくりのため、ベンチの設置や上屋の塗装替えなどを実施	整備完了 7 か所	着手 5 か所（5 か年）
事業 332 キャッシュレス化による市バス・地下鉄の利便性の向上 【交通局】		
利便性向上を図るため、クレジットカード対応券売機の設置駅を拡大するとともに、クレジットカードのタッチ決済による乗車などの新たな方策を含め、さらなるキャッシュレス化について、研究・検討を実施	クレジットカード対応券売機の設置 9 台 ▶名古屋駅 ▶栄駅 ▶金山駅	クレジットカード対応券売機の設置拡大 さらなるキャッシュレス化の研究・検討

事業 333 デジタル技術の活用による市バス・地下鉄の利便性の向上 【交通局】		
市バス・地下鉄の利便性向上を図るため、定期券 WEB 予約サービスを導入するとともに、時刻表や運行区間などの情報を「標準的なバス情報フォーマット」に準拠した形式で作成・提供	検討	定期券 WEB 予約サービスの導入（令和 8 年度） 「標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP※）」に準拠した情報の提供
事業 334 あおなみ線・リニモの利用促進等 【住宅都市局】		
名古屋駅と金城ふ頭を結ぶあおなみ線及び本市と東部丘陵地域を結ぶリニモについて、安定的な経営のもと、高齢者や子ども、障害者など誰もが利用しやすい、安心・安全な運行を確保するため、沿線地域の魅力発信等の利用促進策を実施するとともに、将来需要等に対応するための方策を検討	利用促進策の実施 ▶イベントの実施 1 件 将来需要等を見据えたあおなみ線の設備更新の検討	利用促進策の実施 ▶イベントの実施 1 件 将来需要等を見据えたあおなみ線の設備更新の検討
事業 335 地域公共交通計画の推進 【住宅都市局】		
人口減少や高齢化などの社会変化を捉えつつ、持続可能な公共交通をめざすため、地域や交通事業者等の関係者と協議・調整を行い、公共交通による移動サービス水準の維持・確保を図りながら、地域の実情に応じた移動手段の確保や AI 技術の活用、MaaS の実現など先進技術を活用したシームレスな移動環境の形成を推進	地域公共交通計画の策定 地域公共交通協議会の運営	地域公共交通計画に基づく施策展開 ▶公共交通ネットワークの維持 ▶地域の実情に応じた移動環境の確保 ▶先進技術を活用したシームレスな移動環境の形成 地域公共交通協議会の運営 次期地域公共交通計画の検討・策定（令和 10 年度）

※GTFS-JP: 国内における標準的なバス情報のフォーマットであり、経路検索アプリやサイトに登録する際に必要な時刻表や運行経路等、日々の運用の中で変わらないバス情報を指す。

② 先進技術を活用したスマートな移動環境の形成

事業概要	現況	計画目標
事業 336 新たな路面公共交通システム（SRT）の導入 【住宅都市局】		
都心部における回遊性の向上やにぎわいの拡大を図るため、新たな路面公共交通システム（SRT※）を導入	東西ルート（名古屋駅－栄間） ▶導入準備	東西ルート（名古屋駅－栄間） ▶導入（令和7年度） 名古屋駅－名古屋城ルート ▶導入 さらなる導入の検討・実施
事業 337 ゆとりーとラインの機能強化 【住宅都市局】		
志段味地区の開発が進む本市北東部と都心部を結ぶ基幹的な公共交通として、安定的な経営のもと、高齢者や子ども、障害者など誰もが利用しやすく、安心・安全な運行を確保するため、ガイドウェイバス高架区間で自動運転技術を実装した次期システムを導入することによる需要増加への対応と、利便性向上に向けた各種施策を実施	ガイドウェイバス次期システム導入検討 沿線施設と連携した利用促進策の実施 ▶イベントの実施 1件	ガイドウェイバス次期システム導入 沿線施設と連携した利用促進策の実施 ▶イベントの実施 1件
事業 338 交通支援制度の実施 【住宅都市局】		
公共交通空白地などの交通課題の解決に向けて、新たな移動手段の導入等を促進するため、地域による需要調査や実証実験などの取り組みを支援する仕組みを構築	交通支援制度の内容検討	モデルケースとなる地区での新たな移動手段の導入に関する実証実験 交通支援制度を活用した取り組みの実施 4地区（5か年）

※SRT：Smart Roadway Transit の略。技術の先進性による快適な乗り心地やスムーズな乗降、洗練されたデザインなどのスマート（Smart）さを備え、路面（Roadway）を走ることでもちの回遊性やにぎわいを生み出す、今までにない新しい移動手段（Transit）の呼称。

③ まちのにぎわいを創出するウォーカブルなまちづくりの推進

事業概要	現況	計画目標
事業 339 居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの形成 【住宅都市局・緑政土木局】		
まちの回遊性やにぎわいを面的に 広げ、居心地が良く歩きたくなる ウォーカブルなまちなかを形成する ため、官民連携の取り組みによる基 本方針等を示すウォーカブル戦略 を推進し、道路、空き店舗、公開空 地等の官民のパブリック空間を新 たな魅力や価値を生み出す地域資 源として活用する取り組みを実施	ウォーカブル戦略の策定 関連事業の実施 ▶エリアリノベーション の促進 ▶Nago まちスペースの活 用の促進 ▶プラットフォームの開催 2 回	関連事業の実施 ▶エリアリノベーション の促進 ▶Nago まちスペースの活 用の促進 ▶アイレベルのウォーカ ブルデザインの誘導 ▶ほこみち制度等を活用 した憩いやにぎわいの ある道路空間の創出 ▶プラットフォームの開催 2 回
事業 340 都心部の駐車施策の推進 【住宅都市局】		
自動車の都心部への集中緩和を図 るため、フリンジ駐車場※の有効活 用や駐車場の集約化、規模の適正化 など駐車場のあり方を見直し、自動 車から公共交通への乗り換えを促 進するとともに、市営路外駐車場の 運営・管理を実施	新たな駐車場整備計画の 検討 駐車場整備計画検討懇談 会の開催 駐車場需給量の実態調査 市営路外駐車場の適切な 管理運営	新たな駐車場整備計画の 策定（令和 6 年度） 新たな駐車場整備計画に 基づく施策の推進 駐車場需給量の実態調査 市営路外駐車場の適切な 管理運営 次期指定管理者の選定

※フリンジ駐車場：都心部の自動車流入を抑制し、道路交通混雑の緩和を図るとともに、公共交通への乗り換えを促進することを目的として、都心周辺部に設置する駐車場。

施策 27 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します

施策の柱

① 安心して歩ける歩行空間の確保と自転車通行空間の整備

放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備、柔軟な料金制度の採用による自転車駐車場の利用促進などにより、安心して歩ける歩行空間を確保するとともに、自転車を安全で快適に利用できるよう、自転車通行空間の整備を進めます。

② 都心部自転車対策の推進

都心部において、地域と連携し啓発活動等の放置自転車対策を実施するとともに、自転車の所有から共有への転換による放置自転車の台数削減や、まちの回遊性向上などが期待できるコミュニティサイクル※の普及促進を図ります。

③ 自転車の活用推進

自転車は、身近で環境にやさしいモビリティであるとともに、多方面において暮らしを豊かにする可能性を持つツールであることから、誰もが安全に利用でき、楽しむことができるよう、さまざまな目的による自転車の活用を推進します。

成果指標

歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合
(現状値：37.8%)

目標値

50%

鉄道駅及びバス停留所周辺の放置自転車等の台数
(現状値：6,334台)

目標値

5,100台以下

歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長(累計)
(現状値：128.7km)

目標値

197km

関連する個別計画

◆自転車活用推進計画 ◆自転車通行空間ネットワーク計画

現状と課題

- 一部地域において、依然として多くの自転車が放置されています。また、令和4年の市内で発生した全交通事故に占める自転車関連事故の割合は、全国の割合よりも高くなっています。そのため、放置自転車の撤去などにより、歩行空間の確保を進めるとともに、安全で快適な道路環境づくりを進める必要があります。
- 本市都心部では、自転車等放置禁止区域の拡大や自転車駐車場の有料化等を実施しており、放置自転車は減少傾向にあるものの、依然として都心部での問題となっています。引き続き、自転車利用者等への啓発活動や、コミュニティサイクル（写真2）の普及促進により、都心部における放置自転車対策を進める必要があります。
- 市民が自転車を利用する機会は減少傾向にあります。自転車は環境に優しいモビリティでもあるため、自転車関連イベントの開催など、自転車の魅力・楽しさに加え、自転車の適正利用などの広報・啓発を実施し、自転車の活用推進を図る必要があります。

◆写真1 自転車通行空間



◆写真2 公共コミュニティサイクルステーション



※コミュニティサイクル：専用の自転車貸出返却場所（ステーション）を設置し、ステーション間の移動であれば、どこで借りてどこへ返してもよいシステムのこと。

施策を推進する事業

① 安心して歩ける歩行空間の確保と自転車通行空間の整備

事業概要	現況	計画目標
事業 341 安心して歩ける歩行空間の確保と自転車通行空間の整備 【緑政土木局】		
歩行者や自転車利用者に配慮した安全で快適な道路環境の形成や自転車の安全で快適かつ適正な利用を推進するため、有料自転車駐車場の管理運営や放置自転車等の撤去等を実施するとともに、道路空間における歩行者、自転車、自動車の構造的・視覚的な分離を実施	放置自転車等 6,334 台 自転車通行空間の整備（直轄国道を除く） ▶整備延長 128.7km（累計）	放置自転車等 5,100 台 自転車通行空間の整備（直轄国道を除く） ▶整備延長 197km（累計）

② 都心部自転車対策の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 342 都心部自転車対策の推進 【緑政土木局】		
都心部において、歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりのため、地域と連携した放置自転車対策を実施するとともに、民間主体によるコミュニティサイクルの普及を促進	地域ごとでの放置自転車対策啓発活動の実施 37 回 公共コミュニティサイクルステーションの設置 ▶社会実験	地域ごとでの放置自転車対策啓発活動の実施 37 回 公共コミュニティサイクルステーションの設置 ▶本格運用（令和 8 年度）

③ 自転車の活用推進

事業概要	現況	計画目標
事業 343 自転車の活用推進 【緑政土木局】		
自転車が使いやすいまちを実現し、自転車の活用を推進するため、関係局や民間団体、関係機関と連携し、全国会議やイベント等を実施するとともにさまざまな機会を捉えて自転車の適正利用等に関する広報・啓発を実施	自転車の適正利用等に関する広報・啓発の実施 自転車利用環境向上会議の開催に向けた調整	自転車の適正利用等に関する広報・啓発の実施 自転車利用環境向上会議の開催（令和 7 年度）

施策 28

多様なニーズに対応した安心・ゆとりある住生活の実現・継承を図ります

施策の柱

① 居住ニーズに応じて住まいを選択するための支援

子育て世帯等による住宅確保の支援や住まいに関する情報提供などにより、若年・子育て世帯や高齢者世帯などさまざまな世帯が、自らの居住ニーズに応じた適切な住まいを選ぶことができるよう支援します。

② 安心・安全な住まいの確保

適切な住宅を自力で確保することが困難な世帯が住まいを確保できるようにするため、市営住宅等への入居機会の確保や民間賃貸住宅の入居の円滑化などを進めます。また、入居者の高齢化が進む市営住宅において、団地自治会への支援など団地コミュニティの活性化を図ります。

③ 住宅ストックの質の向上

高齢化が進む市営住宅の長寿命化や建て替え等を通じて、若年・子育て世帯や高齢者世帯などさまざまな世帯がいきいきと安心して暮らせる団地への再生を推進します。また、長期間使用できる環境に配慮された質の高い住宅の普及啓発を図るとともに、分譲マンションの適切な維持管理や再生の円滑化を促進します。

成果指標

住んでいる住宅に満足している市民の割合
(現状値：77.7%)

目標値

79%

セーフティネット住宅の登録戸数

目標値

(現状値：17,249 戸) 19,000 戸

長期優良住宅の認定件数(累計)
(現状値：41,475 件)

目標値

54,500 件

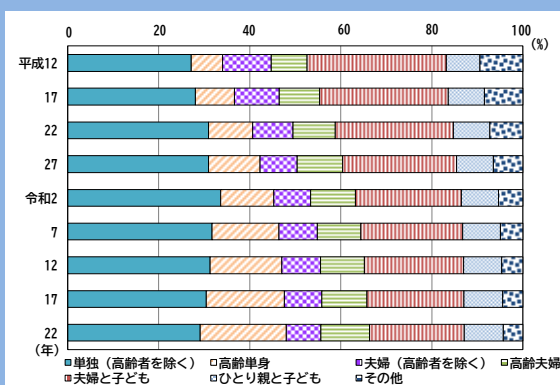
関連する個別計画

- ◆住生活基本計画 ◆住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画
- ◆市営住宅等アセットマネジメント実施方針 ◆マンション管理適正化推進計画

現状と課題

- 少子化・高齢化に伴い家族形態が多様化する中で、住まいに対するニーズも多様化しています。子どもを生み、育てやすい住環境の充実も含め、さまざまな世帯が、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて豊かな住生活を実現するため、適切な住まいを選択できる環境づくりが求められています。
- 今後、核家族世帯の減少、高齢単身世帯やひとり親世帯の増加などが見込まれる（図1）中、適切な住宅を自力で確保することが困難な住宅確保要配慮者も多様化してきています。住宅確保要配慮者の適切な住まいを確保することの困難さ、住まいをめぐる生活上のトラブル、地域での社会的な孤立などを解消していく必要があります。
- 中長期的な視点で見ると、住宅数が増加傾向にある（図2）中、高齢年化した住宅においては、設備の老朽化やバリアフリー化がされていないなど、居住性や安全性が懸念されます。既存の住宅ストックを改善し、有効活用することができるよう、居住性や安全性の向上、適切な維持管理等に対する支援が求められています。

◆図1 家族類型別世帯数の推移と将来推計

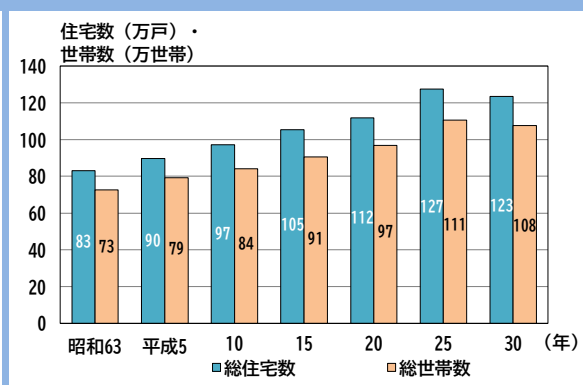


（注）実績値は世帯の家族類型「不詳」を除いて算出している。

（注）高齢夫婦世帯は、世帯主の年齢が65歳以上の夫婦のみの世帯。

出典：実績値：統計なごやweb版 国勢調査結果より作成
推計値：名古屋市推計（令和5年10月1日時点）

◆図2 住宅数・世帯数の推移



出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

① 居住ニーズに応じて住まいを選択するための支援

事業概要	現況	計画目標
事業 344 なごや子ども住まいプロジェクトの推進 【住宅都市局】		
子育て世帯の笑顔あふれる安心・ゆとりある住環境づくりを進めるため、住まいの安全性の向上に関する改修費補助や民間住宅及び公的賃貸住宅を活用した支援など、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施	実施 ▶定住促進住宅の家賃減額 ▶事故防止の周知啓発	実施 ▶住まいの安全性の向上に関する改修費補助 ▶セーフティネット住宅の子育て世帯専用住戸に対する家賃減額補助 ▶良質な中古住宅を取得する際の融資に対する利子補給 ▶市公社賃貸住宅に対する家賃減額補助 ▶定住促進住宅の家賃減額 ▶事故防止の周知啓発
事業 345 ライフスタイルやライフステージに応じた住情報の充実 【住宅都市局】		
子育て期や高齢期など、ライフステージに起因するさまざまな居住ニーズやライフスタイルの多様化に対応するため、住まい・空き家利活用に関する情報の充実を推進	実施 ▶住まいの窓口での住情報提供・相談対応等 ▶ウェブサイト等での住情報提供	実施 ▶住まいの窓口での住情報提供・相談対応等 ▶ウェブサイト等での住情報提供

② 安心・安全な住まいの確保

事業概要	現況	計画目標
事業 346 市営住宅等への入居機会の確保 【住宅都市局】		
住宅確保要配慮者の市営住宅等への入居機会を確保するため、その特性に応じて入居できる募集枠を設定するなど、多様なニーズに対応した入居者募集を実施	多様なニーズに対応した入居者募集の実施 ▶一般募集、先着順募集等	多様なニーズに対応した入居者募集の実施

事業 347 民間賃貸住宅を活用した住まいの確保 【住宅都市局】		
民間賃貸住宅を活用して住宅セーフティネットの機能強化を図るため、関係機関と連携して民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居円滑化や居住の安定確保を進めるとともに、住宅確保要配慮者向けの登録住宅について、経済的支援を実施	実施 ▶居住支援コーディネート事業 ▶登録住宅への経済的支援 居住支援協議会の運営 ▶入居促進・情報提供に関する専門部会の開催 2回	実施 ▶居住支援コーディネート事業 ▶登録住宅への経済的支援 居住支援協議会の運営 ▶入居促進・情報提供に関する専門部会の開催 2回
事業 348 ひとがつながる住まいへの支援 【住宅都市局】		
入居者の高齢化が進む市営住宅において、コミュニティの活性化を図るため、空き家を活用した地域の活動拠点づくり、高齢者の見守りや団地自治会への支援等を実施	実施 ▶市営住宅ふれあい創出事業（見守り支援等） ▶福祉関連団体等への空き家の貸付	実施 ▶市営住宅ふれあい創出事業（見守り支援等） ▶福祉関連団体等への空き家の貸付

③ 住宅ストックの質の向上

事業概要	現況	計画目標
事業 349 市営住宅等のアセットマネジメントの推進 【住宅都市局】		
住宅セーフティネットにおいて、中心的な役割を果たしている市営住宅等を将来にわたり持続可能で安定的に提供するため、既存ストックの長寿命化や民間活力の活用をはじめとした効率的な建て替えや余剰地の有効活用を実施	市営住宅の建て替えの推進 余剰地の有効活用の検討 市営住宅等の維持管理	市営住宅の建て替えの推進 ▶供用開始 680戸（5か年） 余剰地の有効活用の検討・実施 ▶東芳野荘、氷室荘 市営住宅等の維持管理

事業概要	現況	計画目標
事業 350 長期優良住宅の認定 【住宅都市局】		
住生活の向上及び環境への負荷の低減を図るため、長期にわたり良好な状態で使用できる長期優良住宅の認定を実施	実施 41,475 件（累計）	実施 54,500 件（累計）
事業 351 分譲マンションの適切な維持管理・再生の円滑化 【住宅都市局】		
分譲マンションの高経年化や区分所有者の高齢化が進む中、建物の適切な維持管理や建て替えなどによる再生の円滑化を促進するため、管理状況に応じた支援を実施	実施 ▶管理組合への専門家派遣 ▶修繕工事に関する発注支援 ▶再生アドバイザー派遣 ▶再生セミナーの開催 1 回	実施 ▶管理組合への専門家派遣 ▶修繕工事に関する発注支援 ▶再生アドバイザー派遣 ▶再生セミナーの開催 1 回

施策 29

大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します

施策の柱

① 大気環境の向上

二酸化窒素をはじめとした大気汚染物質等の常時監視を実施するとともに、工場などに対する大気汚染の規制・指導を行い、大気環境の向上を図ります。

② 水環境の向上

水質汚濁の常時監視や、工場などに対しての水質の規制・指導を行います。また、合流式下水道※におけるさらなる水質浄化や水処理センターにおける高度処理※の導入などを推進するとともに、親しみやすい指標※を用いた普及啓発を行うことなどにより、市内河川・海域等の水環境の向上を図ります。

③ 快適な生活環境の確保

快適な生活環境を確保するため、騒音・悪臭・土壌汚染などに関する規制・指導を推進します。また、環境中のダイオキシン類等の状況を把握し、工場などに対する規制・指導を行うとともに、市民・事業者・行政の間で有害化学物質に関する情報の共有を図り、適正管理を促進します。

成果指標

大気環境目標値の
達成率（二酸化窒素）
（現状値：100%）
（令和4年度）

目標値
100%

水質環境目標値の
達成率（BOD）
（現状値：80.0%）
（令和4年度）

目標値
95%

名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまち
と思う市民の割合
（現状値：28.2%）
（令和4年度）

目標値
48%

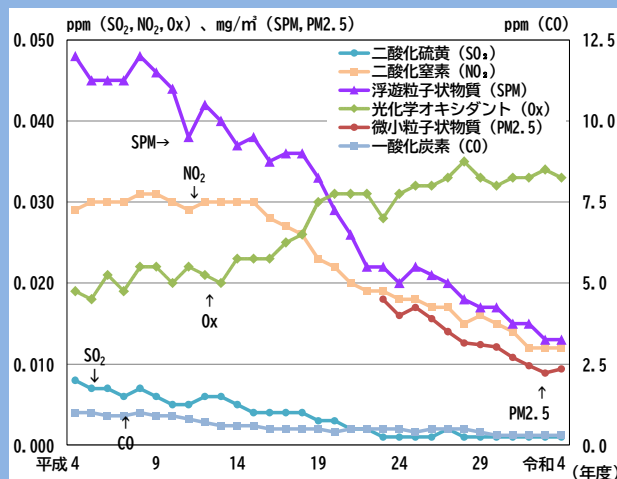
関連する個別計画

- ◆第4次環境基本計画 ◆水の環復活 2050 なごや戦略 ◆上下水道経営プラン 2028
- ◆水の環復活 2050 なごや戦略第2期実行計画

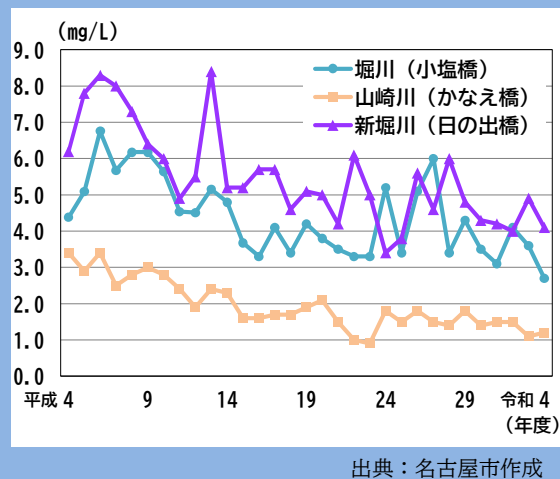
現状と課題

- 大気汚染は全体的には改善傾向にある中、新型コロナウイルス感染症による事業活動縮小の影響も考えられるものの、令和4年度の二酸化窒素の環境目標値※の達成率は100%となりました。引き続き環境目標値の達成を維持するため、工場などに対する規制・指導等により、大気汚染防止対策を推進することが重要です。
- 水質汚濁は全体的に改善傾向にあり、令和4年度の河川のBOD※の環境目標値の達成率は80%でした。水質が良好に保たれた快適な生活環境を確保するため、引き続きすべての調査地点での環境目標値の達成をめざして取り組みを進めることが重要です。
- 名古屋を公害のないまちだと思う、またはある程度そう思う市民の割合は28.2%となっています。環境改善について市民にわかりやすく啓発を行うとともに、公害の発生を抑制するため、引き続き市民・事業者・行政の協働による取り組みを進めていくことが重要です。

◆図1 大気汚染の推移



◆図2 市内河川におけるBODの推移



※合流式下水道：汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方式。

高度処理：従来の処理方式に比べ、主に窒素・りんを多く除去できる処理方法。

親しみやすい指標：「環境基本条例」において本市独自に設定した水質汚濁に関する環境目標値のうち、感覚的にわかりやすい、水のにごり（透明度）、水の色といった指標。

環境目標値：「環境基本条例」において本市独自に設定した目標で、大気汚染、水質汚濁などの環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値。

BOD：Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素量で、数値が大きいほど水質が汚濁していることを意味する。

施策を推進する事業

① 大気環境の向上

事業概要	現況	計画目標
事業 352 大気汚染常時監視・規制指導 【環境局】		
大気汚染防止のため、市内の窒素酸化物、PM2.5 などの大気汚染物質等の常時監視と、有害大気汚染物質モニタリングを実施するほか、工場・事業場に対する規制・指導を実施	大気汚染常時監視の実施 17 地点 14 項目	大気汚染常時監視の実施 17 地点 14 項目
	有害大気汚染物質モニタリングの実施 7 地点 21 物質	有害大気汚染物質モニタリングの実施 7 地点 21 物質
	PM2.5 成分分析の実施 4 地点	PM2.5 成分分析の実施 4 地点
	大気汚染の規制指導の実施	大気汚染の規制指導の実施
		大気環境目標値の見直し

② 水環境の向上

事業概要	現況	計画目標
事業 353 水質汚濁常時監視・規制指導 【環境局】		
水環境向上のため、河川などにおける水質汚濁や地下水の水質状況の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	水質汚濁常時監視の実施 41 地点 66 項目	水質汚濁常時監視の実施 41 地点 66 項目
	地下水常時監視・モニタリングの実施 86 地点	地下水常時監視・モニタリングの実施 86 地点
	水質汚濁の規制指導の実施	水質汚濁の規制指導の実施
	水質環境目標値の見直しに向けた検討、一部改正	
	荒子川北中島橋付近の汚染対策に向けた調査の実施	荒子川北中島橋付近の汚染対策に関する事業の実施
事業 354 地盤沈下常時監視・規制指導 【環境局】		
地下水の採取による地盤沈下を防止するため、水準測量をはじめとした地盤沈下の状況の常時監視及び工場・事業場に対する規制・指導を実施	一級水準測量の実施 164km	一級水準測量の実施 164km
	地下水位観測の実施 13 地点	地下水位観測の実施 13 地点
	地下水採取の規制指導の実施	地下水採取の規制指導の実施

事業概要	現況	計画目標
事業 355 下水道による水環境の向上 【上下水道局】		
下水処理水の放流先となっている河川や名古屋港の水環境を向上させるため、下水道の整備を行うとともに、合流式下水道におけるさらなる水質浄化、水処理センターにおける高度処理の導入を推進	土地区画整理事業などと整合した下水道整備	土地区画整理事業などと整合した下水道整備
	雨水幹線の整備 ▶整備中	雨水幹線の整備 ▶整備中 ▶整備完了 1 か所（5 か年）
	水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備 ▶整備中	水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備 ▶整備完了 2 か所（5 か年）
		三の丸地区の分流化の整備 ▶整備完了（令和 9 年度） 高度処理の導入 ▶整備中
事業 356 水質環境目標値市民モニタリング 【環境局】		
水環境に対する市民の意識を高めるため、水質環境目標値のうち親しみやすい指標について市民モニターが調査を実施する市民モニタリングを実施	市民モニタリングの実施 ▶河川 27 地点 5 項目 ▶ため池 9 地点 4 項目	市民モニタリングの実施 ▶河川 27 地点 6 項目 ▶ため池 9 地点 5 項目

③ 快適な生活環境の確保

事業概要	現況	計画目標
事業 357 環境科学調査センターにおける調査研究 【環境局】		
環境に関する総合的・専門的な調査研究機関としての役割を果たすため、常時監視システムによる大気汚染等の常時監視及び測定データの解析、公害の規制・指導に伴う調査、行政課題に対する調査研究、市民などを対象とした環境講座などを実施	常時監視システムによる常時監視及び測定データの解析 公害の規制・指導に伴う調査 行政課題に対する調査研究の実施 13 件 環境講座の実施 37 回	常時監視システムによる常時監視及び測定データの解析 公害の規制・指導に伴う調査 行政課題に対する調査研究の実施 13 件 環境講座の実施
事業 358 大気・水質未規制有害物質調査 【環境局】		
環境汚染の未然防止に資する基礎資料とするため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等で規制対象物質とされていないものの、環境リスクが懸念される物質について、市内における大気や河川、海域での調査を実施	大気未規制有害物質調査の実施 7 地点 水質未規制有害物質調査の実施 ▶水質 河川 12 地点 海域 3 地点 ▶底質 河川 6 地点 海域 1 地点 ▶生物 海域 2 地点 化学物質環境実態調査の実施	大気未規制有害物質調査の実施 7 地点 水質未規制有害物質調査の実施 ▶水質 河川 12 地点 海域 3 地点 ▶底質 河川 6 地点 海域 1 地点 ▶生物 海域 2 地点 化学物質環境実態調査の実施

事業概要	現況	計画目標
事業 359 土壌汚染規制指導 【環境局】		
土壌汚染による健康被害や生活環境に関する被害の発生を防止するため、事業者等に対し調査や措置に関する規制・指導を実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施
事業 360 ダイオキシン類の常時監視・規制指導 【環境局】		
ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うため、大気・水質・土壌など環境中のダイオキシン類の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	常時監視の実施 ▶大気 3 地点 ▶水質 9 地点 ▶底質 9 地点 ▶水生生物 1 地点 ▶地下水 2 地点 ▶土壌 2 地点 発生源に対する行政検査の実施 ▶排出ガス 3 施設 ▶排水 1 施設	常時監視の実施 ▶大気 3 地点 ▶水質 9 地点 ▶底質 9 地点 ▶水生生物 1 地点 ▶地下水 2 地点 ▶土壌 2 地点 発生源に対する行政検査の実施 ▶排出ガス 3 施設 ▶排水 1 施設
事業 361 アスベスト対策の推進 【環境局】		
アスベスト飛散防止のため、環境中のアスベスト濃度を調査するとともに、解体工事現場への立ち入りや行政検査などの規制・指導を実施するほか、災害時におけるアスベスト対策を強化	環境調査の実施 8 地点 飛散防止のための規制指導の実施 1,488 件（令和 4 年度） 災害時のアスベスト対策に必要な資機材等の更新 ▶マスク 900 枚 ▶検査キット 160 回	環境調査の実施 8 地点 飛散防止のための規制指導の実施 災害時のアスベスト対策に必要な資機材等の更新

事業 362 化学物質の適正管理の促進 【環境局】		
化学物質の適正な管理を促進するため、対象化学物質の環境への排出量等の届出を受け付けるとともに、市内の排出量等の集計・公表を実施するほか、化学物質に関する講演会を開催	化学物質の環境中への排出量等の届出受け付けの実施 化学物質に関する講演会の開催 ▶市民向け 1回 ▶事業者向け 1回	化学物質の環境中への排出量等の届出受け付けの実施 化学物質に関する講演会の開催 ▶市民向け 1回 ▶事業者向け 1回

施策 30

身近な自然や農にふれあえる環境をつくります

施策の柱

① 緑に親しめる環境づくり

市民が身近な緑に親しめる環境をつくるため、公園の再生・利活用の推進、街路樹の再生及び緑の保全・創出など、グリーンインフラ※の取り組みを進めます。

② 水循環機能の回復

都市化によって損なわれた水循環機能を回復するため、市民・事業者と連携して、雨水の浸透・貯留などの取り組みを進めます。

③ 農のある暮らし、まちとともにある農業の推進

農業公園の魅力向上等により、市民が農にふれあえる機会を提供するとともに、都市農業の振興を図るため、地産地消を推進します。また、営農の支援を実施し、農地の保全に取り組みます。

④ 生物多様性保全と持続可能な利用の推進

ネイチャーポジティブ※の実現に向け、グリーンインフラの活用や地域における生物多様性の保全に向けた取り組みを推進するとともに、市民や事業者の生物多様性に配慮した行動を促進します。

成果指標

新たに確保された
緑の面積
(現状値：22ha)

目標値
200ha
(5か年)

親しみがある公園が
あると思う市民の割合
(現状値：69.5%)

目標値
73%

市内で身近に農にふれ
あえる機会がある
と思う市民の割合
(現状値：26.2%)

目標値
31%

暮らしの中で生物多様
性に配慮した行動をし
ている市民の割合
(現状値：51.0%)

目標値
57%

関連する個別計画

- ◆みどりの基本計画 2030 ◆街路樹再生指針 ◆街路樹再生なごやプラン
- ◆なごやアグリライフプラン ◆第4次環境基本計画 ◆水の環復活 2050 なごや戦略
- ◆水の環復活 2050 なごや戦略第2期実行計画 ◆生物多様性 2050 なごや戦略
- ◆生物多様性なごや戦略実行計画 2030 ◆なごや環境学習プラン

現状と課題

- 公園や街路樹などの緑は、市民に潤いとやすらぎを与えるなど、さまざまな役割を果たしています。身近な緑に親しめる環境をつくるため、多様な主体との連携により、柔軟な発想で公園等の再生・利活用を推進するとともに、効果的に緑を保全・創出する必要があります。
- 都市化の進展により、地下水のかん養機能※等が低下するとともに、緑や水辺からの蒸発散が減少し、水循環機能が損なわれています。市民・事業者・行政が連携して水循環の回復に向けた取り組みを推進し、水循環機能をまちづくりに活かしていく必要があります。
- 市内の農地は、都市化の進展や農家の後継者不足などによって年々減少しています。そのため、市民が農にふれあえる機会の創出や営農の支援により、農地を保全するための取り組みを進める必要があります。
- 生物多様性は、私たち人間の活動の影響により、急速に失われ続けています。ネイチャーポジティブの実現に向け、生態系の回復や市民・事業者の行動変容など生物多様性の取り組みを進める必要があります。

◆写真1 地域に身近な公園



◆写真2 農にふれあう市民の様子



※グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を積極的に活用して、さまざまな効果を得ようとする取り組み。

ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

地下水のかん養機能：水循環機能のひとつで、雨水などが地中にしみ込み、帯水層に水が補給されること。

施策を推進する事業

① 緑に親しめる環境づくり

事業概要	現況	計画目標
事業 363 名古屋を代表する公園の再生 【緑政土木局】		
名城公園をはじめとした名古屋を代表する公園のさらなる魅力向上を図るため、各公園の立地や特性、ニーズを踏まえた再整備を推進	名古屋を代表する公園の再整備 ▶事業中 4 公園	名古屋を代表する公園の再整備 ▶事業中 9 公園
事業 364 地域に身近な公園の再生 【緑政土木局】		
地域に身近な公園を子育てや交流の場として、子どもが元気いっぱい遊び楽しめ、憩いと潤いのある空間とするため、計画的な再整備を推進	地域に身近な公園の再整備 ▶事業中 4 公園	地域に身近な公園の再整備 ▶事業中 3 公園 ▶事業完了 20 公園（5 か年） 身近な公園の再整備計画の策定（令和 7 年度） 公園トイレの洋式化
事業 365 公園経営の推進 【緑政土木局】		
公園の魅力を高めて、より多くの市民の利活用を促進するため、民間活力の導入による整備及び運営管理を実施	民間活力の導入による公園の整備及び運営管理の実施 2 事業 地域貢献活動の場の提供及び民間活力の導入 ▶スポンサー花壇事業の実施	民間活力の導入による公園の整備及び運営管理の実施 4 事業（5 か年） 地域貢献活動の場の提供及び民間活力の導入 ▶スポンサー花壇事業の実施

事業 366 街路樹再生の推進 【緑政土木局】		
まちなみの景観向上と倒木などの事故リスクを軽減させるなど安全性を確保するため、街路樹の計画的なせん定・更新・撤去を実施	まちなみと調和した並木の形成 ▶せん定 26,870 本 (令和 4 年度)	まちなみと調和した並木の形成 ▶せん定 119,000 本 (5 か年)
	計画的な更新・撤去による安全対策の実施 ▶更新 1,031 本 ▶撤去 486 本 (令和 5 年度末見込)	計画的な更新・撤去による安全対策の実施 ▶更新 5,000 本 (5 か年) ▶撤去 3,500 本 (5 か年)
	街路樹の適切な維持管理	街路樹の適切な維持管理
事業 367 緑のまちづくり活動の推進 【緑政土木局】		
良好な都市環境の形成、まちの魅力向上、緑の保全を図るため、花壇づくりや森づくりなどの活動に関わる人々の環^わを広げるとともに、緑のまちづくりの普及啓発を実施	緑のまちづくり活動団体等への支援	緑のまちづくり活動団体等への支援
	主な緑のまちづくり活動に携わった市民の人数 延べ 37,000 人 2027 年国際園芸博覧会への出展検討	主な緑のまちづくり活動に携わった市民の人数 延べ 192,000 人 (5 か年) 2027 年国際園芸博覧会への出展

事業概要	現況	計画目標
事業 368 民有地の緑の保全・創出 【緑政土木局】		
緑豊かな潤いのある都市環境の形成を図るため、特別緑地保全地区など緑地保全制度により市内に残された民有の樹林地等の緑を保全するとともに、緑化地域制度や助成制度を効果的に運用することにより民有地緑化を促進	緑地保全施策の実施 緑化地域制度等により確保された緑の面積 667ha（累計）	緑地保全施策の実施 緑化地域制度等により確保された緑の面積 817ha（累計）
事業 369 相生山緑地事業の推進 【緑政土木局】		
相生山緑地の環境を保全するとともに、地域の防災性を高めることやユニバーサルデザインの観点を取り入れることにより、誰もが人や自然とふれあえる名古屋の新しい名所とするための事業を推進	相生山緑地の基本計画の策定に向けた検討	相生山緑地の基本計画の策定

② 水循環機能の回復

事業概要	現況	計画目標
事業 370 健全な水循環の回復に取り組む人づくりの推進 【環境局】		
健全な水循環の回復に取り組む人材を育成するため、市民との協働による調査や水循環に関する講座など、普及啓発を実施	湧き水モニタリングの実施 10 地点 水循環に関する講座等の実施 ▶参加者数 950 人	湧き水モニタリングの実施 10 地点 水循環に関する講座等の実施 ▶参加者数 5,000 人（5 か年） 水循環の自分事化に向けた啓発の実施
事業 371 水循環機能を活かしたまちづくりの推進 【環境局】		
晴天時の河川流量減少、都市型水害、ヒートアイランド現象など、都市が抱える課題を解決するため、湧き水をはじめとする地下水の保全と利用、雨水貯留浸透、植物による蒸発散など、健全な水循環の機能を活かしたまちづくりを推進	河川における地下水利用 ▶整備開始 水循環に関わるグリーンインフラの普及に向けた検討 湧き水のかん養域等における重点的な取り組みの検討 助成制度等を活用した市民・事業者による雨水貯留浸透の取り組みの推進	河川における地下水利用 ▶整備 4 か所 水循環に関わるグリーンインフラの普及に向けた取り組みの推進 湧き水のかん養域等における重点的な取り組みの推進 助成制度等を活用した市民・事業者による雨水貯留浸透の取り組みの推進

③ 農のある暮らし、まちとともにある農業の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 372 農業公園の魅力向上 【緑政土木局】		
市民が自然とふれあいながら、農業とその大切さを学ぶため、農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園を運営するとともに、農業文化園・戸田川緑地（南地区）の魅力向上を実施	3 農業公園の運営 農業文化園・戸田川緑地（南地区）の民間活力を導入した再整備 ▶検討	3 農業公園の運営 農業文化園・戸田川緑地（南地区）の民間活力を導入した再整備 ▶整備推進
事業 373 農と親しむ機会の創出 【緑政土木局】		
市民に農とふれあう機会を提供するため、市営市民農園の管理運営や民間による市民農園の開設を促すとともに、市民水田・田んぼアートなどの体験イベントや誰もが参加できる農業体験を実施するほか、都心部で農とふれあえる機会等を創出	市営市民農園の管理運営実施 民間の市民農園開設に向けた PR の実施 体験イベントの実施 ▶市民水田・田んぼアートの実施	市営市民農園の管理運営実施 民間の市民農園の新規開設 5 か所（5 か年） 体験イベントの実施 都心部で農とふれあえる機会等の創出
事業 374 地産地消の推進 【緑政土木局】		
地域の生産者と消費者がより身近な関係を築く環境を整えるため、朝市・青空市の支援、食農教育の推進などを行うとともに、なごやさい※・伝統野菜の PR を目的とした地産地消イベントの開催などにより、地産地消を総合的に推進	朝市・青空市に対する支援 地産地消イベントの開催 10 回 地産地消講師派遣 41 回	朝市・青空市に対する支援 地産地消イベントの開催 10 回 地産地消講師派遣 40 回

※なごやさい：名古屋市内の農業者が生産した野菜のこと。

事業 375 営農の支援 【緑政土木局】		
農業者が安定した農業経営を継続できるようにするため、農業者等へのきめ細やかな支援を行うとともに、農業生産基盤である農業用水路の整備等を実施	有機農業に対する支援	有機農業に対する支援
	農家等の農業用施設・機械の導入などに対する補助	農家等の農業用施設・機械の導入などに対する補助
	農業用水路整備（市街化調整区域） ▶整備延長 11.5km（累計）	農業用水路整備（市街化調整区域） ▶整備延長 17.2km（累計）
	土地改良区が管理する農業用施設の維持管理に対する補助	土地改良区が管理する農業用施設の維持管理に対する補助
	地域計画の策定に向けた協議	地域計画の策定・更新 15 地区
事業 376 担い手の育成・支援 【緑政土木局】		
新しい「農」の担い手や農家を支援する人材の育成のため、意欲を持って新たに「農」や「農業」に関わろうとする人が野菜の栽培技術や知識を習得することができる、チャレンジファーマーカレッジや農業ボランティア育成講座を実施	チャレンジファーマーカレッジ（令和 5 年度は農業センターリニューアル整備のため休止）	チャレンジファーマーカレッジ ▶受講者 8 名
	農業ボランティアの育成（令和 5 年度は農業センターリニューアル整備のため休止）	農業ボランティアの育成 30 名

④ 生物多様性保全と持続可能な利用の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 377 生物多様性の主流化 【環境局】		
生物多様性の保全や持続可能な利用を、市民生活や事業活動の中に反映させるため、市民・事業者等に対して、その重要性や具体的な行動について周知・啓発を推進する取り組みを実施	生物多様性の普及啓発の実施 ▶出前講座 5回 なごやネイチャーポジティブパートナー制度※の検討	生物多様性の普及啓発の実施 なごやネイチャーポジティブパートナー制度 ▶創設（令和6年度） ▶運用
事業 378 生物多様性に配慮したまちづくりの推進 【環境局】		
都市の生物多様性の向上を図るため、自然共生サイト※の認定促進等により、市内の残された自然を保全するとともに、都心の生きもの復活事業による生物多様性緑化や雨庭※等のグリーンインフラにも貢献するような取り組みを実施	市内における自然共生サイト認定 2か所 都心の生きもの復活事業の実施 9か所（累計） グリーンインフラの導入に向けた検討	市内における自然共生サイト認定 5か所 都心の生きもの復活事業の実施 16か所（累計） グリーンインフラの導入に向けたモデル事業の実施 グリーンインフラの導入に関する指針の策定 指針を踏まえたさらなる取り組みの推進

※なごやネイチャーポジティブパートナー制度：ネイチャーポジティブの実現に向けた本市の決意を表明した「なごやネイチャーポジティブ宣言」に賛同し、ともに取り組む事業者等を認定し支援する制度。

自然共生サイト：「民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域」として環境省が認定する区域のこと。

雨庭：地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させる構造を持った植栽空間。

事業 379 なごや生物多様性センターの運営 【環境局】		
身近な自然の保全・再生を推進するため、なごや生物多様性保全活動協議会をはじめとした市民との協働により、調査・保全活動などを行うとともにその成果を次世代へ継承	調査・保全活動の実施 ▶参加者数 2,298 人	調査・保全活動の実施 ▶参加者数 10,000 人（5 か年）
	生物多様性に関する講座等の実施 ▶参加者数 4,323 人	生物多様性に関する講座等の実施 ▶参加者数 21,000 人（5 か年）
	外来種の防除	外来種の防除
	名古屋市版レッドリスト、レッドデータブックの改定に向けた調査の実施	名古屋市版レッドリスト、レッドデータブックの改定（令和 7 年度）
事業 380 藤前干潟の保全活用推進 【環境局】		
ごみ非常事態宣言を契機とする本市の環境行政の転換点を象徴する場所であり、国内有数の渡り鳥の飛来地である藤前干潟の保全活用を推進するため、その重要性を学ぶプログラムを実施するほか、湿地提携を締結しているオーストラリアのジロング市との交流事業などを実施	藤前干潟の重要性を学ぶプログラムの実施 ▶参加者数 1,003 人	藤前干潟の重要性を学ぶプログラムの実施 ▶参加者数 1,100 人
	湿地交流事業の実施 ▶国内湿地交流事業 ▶湿地提携を締結しているオーストラリア・ジロング市との交流事業	湿地交流事業の実施 ▶国内湿地交流事業 ▶湿地提携を締結しているオーストラリア・ジロング市との交流事業

施策 31 市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します

施策の柱

① 環境に配慮した活動の促進

環境デーなごやをはじめとするイベントや講座の開催などにより市民の意識向上や行動の促進を図り、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、環境に配慮した事業活動を促進するため、事業所の登録・認定制度や環境影響評価制度の適切な運用を図ります。また、次世代自動車やエコドライブ※の普及啓発により、市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します。

② 環境教育・協働取組の促進

持続可能な社会の実現に向けた人づくり・人の輪づくりを推進するため、市民や事業者が環境問題を自らの課題として捉え、その解決に向け主体的に行動できるよう、環境教育・学習を推進するとともに、なごや環境大学などの多様な主体の交流・連携の場を活用し、市民や事業者、教育機関、行政の協働を進めます。また、環境と社会・経済の三側面をつなぐ協働の取り組みを推進し、好循環をもたらします。

成果指標

環境問題の解決には、
市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合
(現状値：41.9%)
(令和4年度)

目標値

58%

なごや SDGs グリーン
パートナーズ※登録・
認定数(累計)
(現状値：2,916 件)

目標値

3,900件

市民団体、事業者、教育機
関など「なごや環境大学」
を支える団体数(累計)
(現状値：526 団体)

目標値

580団体

関連する個別計画

- ◆第4次環境基本計画
- ◆低炭素都市 2050 なごや戦略
- ◆地球温暖化対策実行計画 2030
- ◆なごや環境学習プラン
- ◆SDGs 未来都市計画



現状と課題

- 本市では、市民・事業者と行政などが協働し、ごみの減量や生物多様性の保全など環境に配慮した活動に取り組んでいます。環境負荷の少ない社会経済システムの実現が求められる中、社会経済情勢の変化も考慮しながら、市民一人ひとりのライフスタイルや事業活動が環境にやさしいものへと転換し、日常的に環境に配慮した活動を実践できるよう促進することが重要です。
- 今日の環境問題は社会や経済のさまざまな課題と要因が複雑に関係しており、行政だけで解決することは難しく、市民や企業等の多様な主体による活動や協働の取り組み、それを支える人づくりが不可欠です。社会経済情勢が著しく変化する中、行政が環境施策を推進するにあたっては、環境保全上の効果を最大限に発揮することに留まらず、同時に社会・経済的課題の解決に資する効果をもたらすような分野横断的な施策展開を図ることが重要です。

◆写真1 環境デーなごや



◆写真2 なごや環境大学共育講座



※エコドライブ：ふんわりスタートやアイドリング・ストップなど、環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法や使い方。

なごや SDGs グリーンパートナーズ：事業活動における SDGs 及び環境に配慮した取り組みを自発的かつ積極的に実施している事業所を登録・認定し、自主的な取り組みを支援する制度。

施策を推進する事業

① 環境に配慮した活動の促進

事業概要	現況	計画目標
事業 381 環境デーなごやの開催 【環境局】		
環境に配慮した具体的な行動を実践する契機とするため、市民・事業者・行政の協働のもと、市内各地域で環境についての講座や自然観察会などのエコイベントを行う地域行事や、さまざまな主体が日頃の環境活動の成果を発信する中央行事を実施	地域行事の実施 ▶参加者数 31 万人 中央行事の実施 ▶参加者数 13 万人	地域行事の実施 ▶参加者数 31 万人 中央行事の実施 ▶参加者数 13 万人
事業 382 なごや SDGs グリーンパートナーズ制度の推進 【環境局】		
事業者の自主的な環境保全の取り組みを促進するため、SDGs を意識しながら、環境に配慮した行動に積極的に取り組む事業所をなごや SDGs グリーンパートナーズとして、登録・認定するとともに、優秀な取り組みを実践している事業所の表彰及び優秀事例の紹介を実施	実施 ▶なごや SDGs グリーンパートナーズ登録・認定数 2,916 件（累計） ▶認定優良エコ事業所認定数 270 件（累計）	実施 ▶なごや SDGs グリーンパートナーズ登録・認定数 3,900 件（累計） ▶認定優良エコ事業所認定数 320 件（累計）
事業 383 環境保全・省エネルギー設備資金融資 【環境局】		
中小企業者が市内の事業場に新設等する公害防止設備購入等の公害防止対策、電気自動車、燃料電池自動車等のエコカーの購入及びエコカー用充電・充填設備設置等の自動車対策、太陽光発電設備設置等の省エネルギー等による地球温暖化対策等を促進するため、これらの対策に必要な資金の融資及び利子補助を実施	実施 ▶融資件数 2 件	実施

事業 384 自動車環境対策の推進 【環境局】		
大気環境の向上、地球温暖化防止を推進するため、ゼロエミッション車※等の環境にやさしい自動車の普及啓発に努めるほか、名古屋市自動車公害対策推進協議会を通して、総合的・計画的に自動車環境対策を推進	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助 2 件	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助
	ゼロエミッション車の購入補助 795 件	ゼロエミッション車の購入補助
	ゼロエミッション車の普及啓発	ゼロエミッション車の普及啓発
	公用車への電動車の導入促進 ▶電動車の割合 29.5% (令和 5 年度末見込)	公用車への電動車の導入促進 ▶電動車の割合 70%
	電気自動車用充電設備の普及	電気自動車用充電設備の整備促進
事業 385 環境影響評価制度の運用 【環境局】		
道路や鉄道の建設など一定規模以上の事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされることを確保するため、環境影響評価制度の適切な運用を実施	実施 ▶法対象事業 2 件 ▶条例対象事業 11 件	実施

※ゼロエミッション車：走行時（PHV/PHEV は EV モード走行時）に CO₂ 等の排出ガスを出さない電気自動車（EV/BEV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV/PHEV）、燃料電池自動車（FCV/FCEV）。

② 環境教育・協働取組の促進

事業概要	現況	計画目標
事業 386 環境教育・学習の推進 【環境局】		
持続可能な社会の担い手づくりを推進するため、環境学習センターにおけるプログラムやテーマ別展示等による環境教育や次世代を担う子どもの各段階に応じた環境学習を支援するとともに、講習会や観察会など地域に密着した実践活動や普及啓発を実施	環境学習センターの運営 ▶利用者数 30,673 人 なごやエコキッズ認定園・なごやエコスクール認定校における環境学習プログラムの実施 ▶幼稚園・保育園 183 件 ▶小中学校 415 件 保健福祉センターにおける実践活動や普及啓発の推進 ▶実施回数 99 回	環境学習センターの運営 ▶利用者数 40,000 人 なごやエコキッズ認定園・なごやエコスクール認定校における環境学習プログラムの実施 ▶幼稚園・保育園 200 件 ▶小中学校 450 件 保健福祉センターにおける実践活動や普及啓発の推進
事業 387 なごや環境大学の推進 【環境局】		
「持続可能な地球社会」を支える「人づくり・人の輪づくり」やSDGsの推進に向けて、行動する市民、協働する市民として、「共に育つ（共育）」ことを促進するため、市民・市民団体、企業、教育機関、行政の協働による共育講座や、ネットワークづくりなどを実施	共育講座などの企画運営 146 講座 講座・企画者などによるネットワークづくりの推進 なごや環境大学を支える団体数 526 団体（累計）	共育講座などの企画運営 170 講座 講座・企画者などによるネットワークづくりの推進 なごや環境大学を支える団体数 580 団体（累計）

事業 388 SDGs まちづくりの推進 【環境局】		
地域への SDGs の浸透・定着を図るため、環境を切り口とした SDGs の視点から地域団体等とともに地域課題解決に向けた取り組みを実践するほか、市民が参加する森づくりや森林整備、木材の利活用促進による地域循環共生圏※（ローカル SDGs）の実現に向けた取り組みを推進	SDGs まちづくりの推進 3 地域（累計） ローカル SDGs の推進 ▶市民向けバスツアー 1 回	SDGs まちづくりの推進 9 地域（累計） ローカル SDGs の推進

※**地域循環共生圏**：各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方。

施策 32 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを進めます

施策の柱

① 再生可能エネルギーの導入拡大と省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量52%削減目標の達成に向け、太陽光発電設備や蓄電システムの導入促進など、再生可能エネルギーの導入拡大を進めます。また、住宅のZEH[※]化や省エネルギー機器の導入を促進するほか、省エネルギーについての相談業務を行うなど、市民生活や事業活動における徹底した省エネルギーの推進に取り組みます。

② 脱炭素まちづくりの推進

都市の脱炭素化を進めるため、燃料電池自動車の導入拡大や水素ステーションの拡充など、水素エネルギーの利活用拡大を推進します。また、名古屋港におけるカーボンニュートラルポート[※]形成に向けた取り組みを進めるほか、若い世代を対象としたセミナーなどを通して、脱炭素社会の実現に取り組む人材の育成を推進します。

成果指標

温室効果ガス排出量
(二酸化炭素換算値) **目標値**
1,026万トン
(現状値: 1,341万トン)
(令和3年度) **以下**
(令和8年度)

太陽光発電設備の
導入容量 **目標値**
(現状値: 283,620kW) **438,500kW**
(令和4年度)

温室効果ガスの削減に
取り組む市民の割合 **目標値**
(現状値: 57.9%) **71%**
(令和4年度)

大型車両対応水素ステ
ーション整備数 **目標値**
(現状値: 7か所) **8か所**

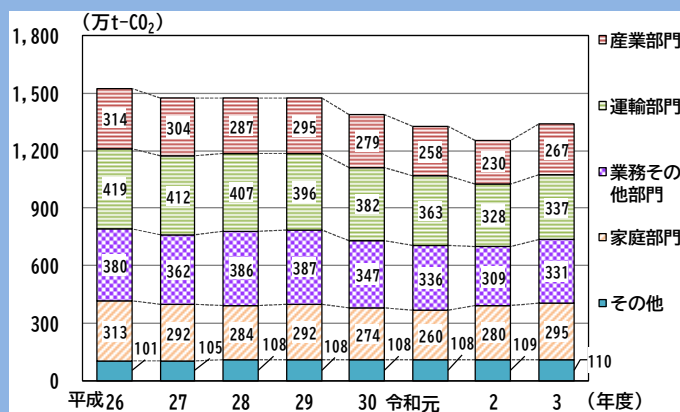
関連する個別計画

◆第4次環境基本計画 ◆低炭素都市2050なごや戦略 ◆地球温暖化対策実行計画2030
◆上下水道経営プラン2028 ◆市営交通事業経営計画2028 ◆第4期教育振興基本計画

現状と課題

- 本市の温室効果ガスの多くは、石油等の化石燃料の使用により発生しています。世界的にカーボンニュートラルへの機運が高まる中、本市においても、2030年度の市域における温室効果ガス排出量を52%削減（2013年度比）する目標を掲げています。脱炭素社会の実現に向け、さらなる省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの導入拡大が必要です。
- みなとアクルスにおいて、先進的な環境技術の活用による都市の脱炭素化に取り組んでいます。引き続き、脱炭素先行地域※における技術等の普及展開を進めるとともに、脱炭素化の鍵とされる水素の利活用拡大を図り、水素の需要創出とインフラ整備を進めていく必要があります。また、名古屋港におけるカーボンニュートラルポート形成に向け、水素など次世代エネルギーのサプライチェーン構築に取り組むことが重要です。さらに、ハード面だけでなく、人材の育成を進めるなど、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進する必要があります。

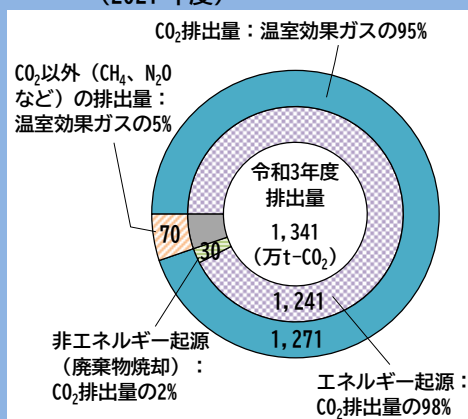
◆図1 温室効果ガス排出量の推移



(注) 「その他」はエネルギー転換部門、廃棄物部門及びCO₂以外の温室効果ガスの合計値

出典：名古屋市作成

◆図2 温室効果ガス排出量の内訳 (2021年度)



出典：名古屋市作成

※ZEH：Net Zero Energy House の略。断熱性能の高い窓や LED 照明などを導入し省エネルギー化を実現した上で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することにより、正味の年間エネルギー消費量がゼロ以下となる住宅。

カーボンニュートラルポート：産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図る港湾。

脱炭素先行地域：2050 年の脱炭素社会の実現に向け、2030 年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂ 排出を実質ゼロにするとともに、地域の課題を解決し、地域の魅力と住民の暮らしの質を向上させる地域創生に取り組む地域。

施策を推進する事業

① 再生可能エネルギーの導入拡大と省エネルギーの推進

事業概要	現況	計画目標
事業 389 市施設の脱炭素化の推進 【環境局】		
市施設の脱炭素化を推進するため、太陽光発電設備の導入、ZEB※化の推進、照明の LED 化及び再生可能エネルギー電力の導入等を実施	実施 ▶LED 照明の導入割合 31%（令和 4 年度） ▶再生可能エネルギー電力の導入割合 25%（令和 4 年度） ▶次世代バイオディーゼル燃料の試験使用	実施 ▶LED 照明の導入割合 80% ▶再生可能エネルギー電力の導入割合 50%
事業 390 住宅等の脱炭素化促進 【環境局】		
災害時にも活用可能な自立・分散型エネルギーである再生可能エネルギーの導入拡大及び省エネルギーの推進のため、太陽光発電設備、ZEH、蓄電システム等の導入補助及び導入促進策の実施による、住宅・事業所の脱炭素化を促進	導入補助の実施 ▶太陽光発電設備、蓄電システム及び HEMS※の一体的導入 397 件 ▶ZEH、ZEH+ 140 件（うち、ZEH、ZEH+と同時に導入する蓄電システム 82 件） ▶V2H 充放電設備※ 38 件 導入促進策の実施	導入補助の実施 導入促進策の実施

※ZEB：Net Zero Energy Building の略。断熱性能の高い窓や LED 照明などを導入し省エネルギー化を実現した上で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することにより、正味の年間エネルギー消費量がゼロ以下となる建築物。

HEMS：Home Energy Management System の略。住宅でエネルギーの「見える化」などを実施し、エネルギーを合理的に利用するための活動や仕組みのこと。

V2H 充放電設備：Vehicle to Home の略。電気自動車などに蓄えた電気を住宅などに供給できる機能を持つ設備のこと。

事業 391 既存住宅における省エネ水準の向上 【住宅都市局】		
住宅ストックの省エネ水準を向上させるため、民間住宅の ZEH 水準を満たす断熱改修工事に対する住宅金融支援機構の改修工事融資への利子補給等を実施するとともに、市営住宅の建て替えに際して ZEH 水準による省エネ化を推進	利子補給等の実施 市営住宅の建て替えにおける省エネ化の推進	利子補給等の実施 市営住宅の建て替えにおける省エネ化の推進 ▶供用開始 2 棟 (5 か年)
事業 392 環境に配慮した住宅・建築物の普及啓発 【住宅都市局】		
建築物の環境性能の向上に向け、建築主の自主的な取り組みを促進するため、建築物の環境性能を総合的に評価し公表する制度 (CASBEE 名古屋) を実施するとともに、建築物の省エネルギー基準への適合義務化など、住宅・建築物のエネルギー消費性能の向上を図るための規制・誘導措置を実施	CASBEE 名古屋の受理・公表 3,385 件 (累計) 省エネの規制・誘導措置としての適合性判定や届出・認定申請の受理	CASBEE 名古屋の受理・公表 4,090 件 (累計) 省エネの規制・誘導措置としての適合性判定や届出・認定申請の受理
事業 393 省エネルギー訪問相談の実施 【環境局】		
事業者の事業活動における省エネルギー対策を促進するため、店舗やオフィスビルなどの事業所を定期的に訪問し、事業形態や資力に応じた省エネルギー対策や、二酸化炭素排出量の把握に関するアドバイス・情報提供などを実施	実施 ▶相談件数 2,117 件	実施 ▶相談件数 2,200 件
事業 394 地球温暖化対策計画書制度の運用 【環境局】		
企業の省エネルギー対策を促進するため、一定規模以上のエネルギーを使用する企業に地球温暖化対策計画書の作成等を義務づけるとともに、企業への巡回訪問を行い温暖化対策の指導や助言を実施	地球温暖化対策計画書等の届出受け付け 383 件 巡回訪問 115 件 巡回訪問での指導や助言	地球温暖化対策計画書等の届出受け付け 巡回訪問 130 件 巡回訪問での指導や助言

事業概要	現況	計画目標
事業 395 下水汚泥の固形燃料化 【上下水道局】		
バイオマスエネルギー※として下水汚泥を有効に活用するため、下水汚泥から石炭代替燃料として利用可能な固形燃料化物を空見スラッジリサイクルセンターにおいて製造し、近隣施設での有効利用を推進	実施 ▶有効利用率 100%	実施 ▶有効利用率 100%
事業 396 脱炭素社会に向けた施設の環境整備の推進 【教育委員会】		
脱炭素社会の実現のため、新設校等の整備や学校のリニューアル改修時等に、施設の照明の LED 化や太陽光発電設備の整備等の ZEB 化を推進	実施	実施

※バイオマスエネルギー：森林の間伐材や家畜の排泄物、食品廃棄物など生物から生まれる資源を燃料にして得られるエネルギーのこと。

② 脱炭素まちづくりの推進

事業概要	現況	計画目標
事業 397 水素エネルギーの利活用推進 【環境局】		
利用段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの利用拡大を図るため、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の導入補助や燃料電池自動車の普及啓発等を実施	燃料電池システム導入補助の実施 282 件 公用車への燃料電池自動車・バスの導入及び普及啓発の実施 ▶燃料電池自動車導入 20 台 ▶燃料電池バス導入 3 台（うち、マイクロバス 1 台） ▶普及啓発 52 回	燃料電池システム導入補助の実施 公用車への燃料電池自動車・バスの導入及び普及啓発の実施 ▶普及啓発 55 回 水素モビリティの導入促進 水素ステーションの整備促進
事業 398 脱炭素先行地域づくり事業の推進 【環境局】		
地域脱炭素を推進するため、「脱炭素先行地域」に選定された「みなとアクルス」の開発事業において、2030 年度までに電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロをめざすとともに、地域課題解決に取り組む脱炭素型まちづくりを民間事業者との協働により実施	補助の実施 他地域への横展開に向けた取り組みの実施 ▶他都市や開発事業者等に対する情報提供	補助の実施 他地域への横展開に向けた取り組みの実施

事業概要	現況	計画目標
事業 399 名古屋港におけるカーボンニュートラルポート形成 【住宅都市局】		
温室効果ガス削減を推進するため、名古屋港における脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受け入れ環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成に向けた名古屋港管理組合の取り組みを促進	港湾脱炭素化推進計画の策定	港湾脱炭素化推進計画の促進
事業 400 脱炭素社会の実現を担う人材育成の推進 【環境局】		
脱炭素社会の実現を担う人づくりを推進するため、若い世代を対象に、脱炭素に資する仕事の紹介やキャリア形成に関するセミナー等を実施	検討	セミナー等の実施 2 回
事業 401 脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた啓発 【環境局】		
脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すため、環境行動促進アプリを活用した普及啓発や国が進めるデコ活と連携した広報、イベント、気候変動の影響による暑熱への適応にも資するクールシェアの推進や緑のカーテン事業等を実施	環境行動促進アプリの活用 ▶ダウンロード数 6,416 件（累計） なごやエコラボポイント事業の実施 クールシェア・ウォームシェア※の普及促進 デコ活と連携した広報やイベントの実施 ▶参加者数 200 人 緑のカーテン事業の実施 ▶参加者数 789 人	環境行動促進アプリの活用 ▶ダウンロード数 20,000 件（累計） なごやエコラボポイント事業の実施 クールシェア・ウォームシェアの普及促進 デコ活と連携した広報やイベントの実施 ▶参加者数 600 人 緑のカーテン事業の実施 ▶参加者数 800 人

事業 402 汚泥処理の脱炭素化 【上下水道局】		
下水汚泥処理において、施設の改築等にあわせて脱炭素化の推進を図るため、省エネルギー化や燃焼温度の高温化により温室効果ガス排出量を削減	汚泥処理施設の整備 ▶整備中	汚泥処理施設の整備 ▶整備中 ▶整備完了 2 か所（5 か年）
事業 403 環境にやさしい市バス・地下鉄の実現 【交通局】		
環境負荷を低減するため、省エネ効果の高い LED 照明への更新を進めるほか、電気バスを 1 両試行導入	LED 化の推進 ▶バス関係施設 LED 化率 33% ▶地下鉄駅構内及び車内等 LED 化率 31%	LED 化の推進 電気バスの試行導入 1 両（令和 7 年度）

※クールシェア・ウォームシェア：ひとり一台の冷暖房の使用を控え、家族で一つの部屋で過ごしたり、図書館などの公共施設等で涼・暖を共有することで、家庭や地域で楽しみながら省エネにつなげる取り組み。

施策 33 循環型都市づくりを進めます

施 策 の 柱

① さらなる3Rの推進

市民・事業者とのパートナーシップによりごみの減量を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応したごみ・資源の発生抑制や分別・リサイクルの取り組みを進めます。また、事業用大規模建築物に対する立入指導などを実施し事業系ごみの減量、リサイクルを進めます。

② 資源循環とビジネスが融合した社会の形成

循環経済への移行に向け、市民や事業者に対する普及啓発を行うなど、消費者と事業者が一体となって資源循環を推進します。

③ 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

焼却灰の資源化による埋立量の削減を進めるとともに、焼却時に発生する排ガス等の高度処理や熱エネルギーの有効利用を行います。また、処分場の長寿命化などを行い、持続可能な処理・処分体制の確保に取り組みます。

成 果 指 標

ごみ・資源の総排出量
(現状値：79.9 万トン)
(令和 4 年度) **目標値**
79.6万トン
以下

ごみの処理量
(現状値：57.4 万トン)
(令和 4 年度) **目標値**
55.3万トン
以下

ごみの埋立量
(現状値：1.6 万トン)
(令和 4 年度) **目標値**
1.6万トン
以下

暮らしの中で資源の
循環利用を意識した
行動をしている
市民の割合
(現状値：54.4%) **目標値**
60%

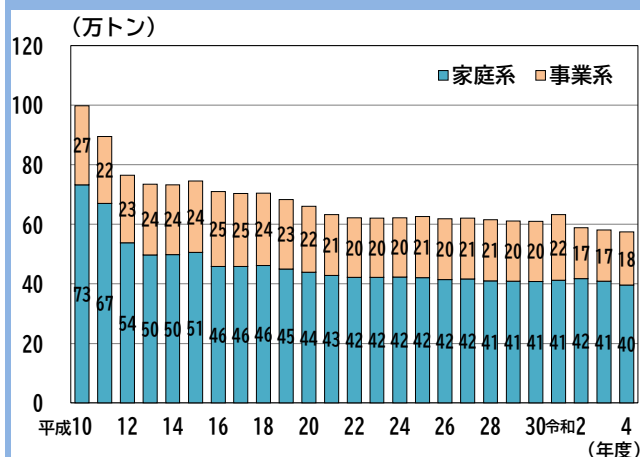
関連する個別計画

◆第 4 次環境基本計画 ◆第 6 次一般廃棄物処理基本計画

現状と課題

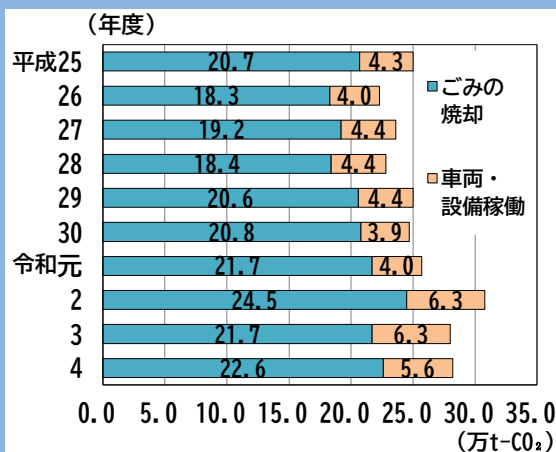
- 近年、プラスチックの資源循環や食品ロスの削減などが地球規模の課題となっています。また、少子化・高齢化の進行や価値観・コミュニティの多様化をはじめとする社会経済情勢の変化に伴い、廃棄物処理を取り巻く状況に変化が生じています。さらなるごみ減量を推進するため、市民・事業者とのパートナーシップによる取り組みを進めるとともに、社会経済情勢の変化に対応した収集・処理体制の整備が必要です。
- これまでの3R※の取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑え、廃棄物発生量を最小化し、持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行が求められています。資源循環とビジネスとの融合を図り、循環経済への移行の加速化を進めるため、市民・事業者の機運醸成や、事業者と連携した取り組みが必要です。
- 安定的なごみ処理のため、持続可能な処理・処分体制の確保が求められています。そのため、ごみ処理施設の長寿命化や脱炭素化、処分場の適正な維持管理・運営や長期的な活用が必要です。

◆図1 ごみ処理量（家庭系・事業系）の推移



出典：名古屋市作成

◆図2 ごみ処理事業における温室効果ガス排出量の推移



出典：名古屋市作成

※3R：「Reduce＝リデュース（発生抑制）」「Reuse＝リユース（再使用）」「Recycle＝リサイクル（再生利用）」の3つの頭文字をとった言葉で、ごみ減量のために必要な取り組みを表す。

施策を推進する事業

① さらなる3Rの推進

事業概要	現況	計画目標
事業 404 リデュース・リユースの推進 【環境局】		
ごみ減量を推進するため、使い捨てプラスチックの削減やモノを大切に にする意識の醸成に向けた普及啓 発を行うとともに、各家庭での具 体的な実践行動の周知やフードド ライブ※等を通じて食品ロス削減に 向けた取り組みを実施	使い捨てプラスチック削 減に向けた取り組み ▶無料給水スポットの設 置・紹介 36 か所 モノを大切にする意識の 醸成に向けた普及啓発 ▶定期講座 12 回 食品ロス削減に向けた取 り組み	使い捨てプラスチック削 減に向けた取り組み モノを大切にする意識の 醸成に向けた普及啓発 食品ロス削減に向けた取 り組み
事業 405 分別・リサイクルの推進 【環境局】		
家庭系ごみの減量を推進するため、 資源の分別収集や拠点回収を行う とともに、集団資源回収等の市民の 自主的な資源化活動を支援するほ か、将来を見据え、少子化・高齢化 の進行や価値観・コミュニティの多 様化をはじめとする社会経済情勢 の変化に対応したごみ・資源の収 集・処理体制のあり方を検討	資源の分別収集等の実施 社会経済情勢の変化に対 応したごみ・資源の収集・ 処理体制の検討	資源の分別収集等の実施 社会経済情勢の変化に対 応したごみ・資源の収集・ 処理体制の検討・実施

※フードドライブ：家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動。

事業 406 事業系ごみの減量・資源化の推進 【環境局】		
事業系ごみの減量を推進するため、事業用大規模建築物等に廃棄物減量計画書の提出等を義務づけ、業種に応じた立入指導を行うとともに、中小事業所、テナントビルのオフィス・店舗等に資源化の指導・啓発を実施	事業用大規模建築物等への廃棄物の減量及び適正処理に関する指導の実施 1,770 件 中小事業所等に対する資源化の指導・啓発の実施 ▶事業用大規模建築物テナントへの啓発 ▶中小事業所への訪問、指導	事業用大規模建築物等への廃棄物の減量及び適正処理に関する指導の実施 1,800 件 中小事業所等に対する資源化の指導・啓発の実施

② 資源循環とビジネスが融合した社会の形成

事業概要	現況	計画目標
事業 407 資源循環とビジネスが融合した社会の形成 【環境局】		
循環経済への移行を促すため、資源循環に対する市民・事業者の意識を醸成するとともに、新たなビジネスモデルの実装に向けた事業者への支援を実施するなど消費者・事業者双方の行動変容へとつながる新たな仕組みを構築	循環経済への移行に向けた資源循環の普及啓発の実施 アップサイクル※の普及促進 ビジネスモデルの実装に向けた事業者支援 消費者・事業者が一体となった新たな仕組みの検討	循環経済への移行に向けた資源循環の普及啓発の実施 アップサイクルの普及促進 ビジネスモデルの実装に向けた事業者支援 消費者・事業者が一体となった新たな仕組みの構築

※アップサイクル：単なる再利用や素材の原料化ではなく、もともとの素材の特徴を活かしつつ、元の製品よりも次元・価値の高いモノを生み出すこと。

③ 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 408 焼却工場等の安定的な運営 【環境局】		
衛生的な環境の維持や環境負荷の低減を図るため、可燃ごみ及び不燃ごみを焼却・破碎処理し、焼却溶融による減量・減容化や焼却灰の資源化を行うとともに、熱エネルギーの有効利用を実施	焼却工場等の運営 金属回収、焼却灰の資源化 ごみ発電等による余熱利用	焼却工場等の運営 金属回収、焼却灰の資源化 ごみ発電等による余熱利用
事業 409 計画的かつ環境に配慮したごみ処理施設整備の推進 【環境局】		
持続可能なごみ処理体制を維持するため、施設の配置状況等にも配慮し、ごみ発電設備の高効率化による再生可能エネルギーの利活用促進を図るなど、計画的かつ環境に配慮したごみ処理施設整備を推進	施設整備計画の検討 ▶一般廃棄物処理基本計画の改定 焼却工場等の整備 ▶南陽工場設備更新事業中 ▶猪子石工場大規模改修事業中 ▶西資源センター移転改築事業中	施設整備計画の検討 焼却工場等の整備 ▶南陽工場設備更新完了（令和 8 年度） ▶猪子石工場大規模改修事業中 ▶鳴海工場大規模改修事業中 ▶西資源センター移転改築完了（令和 6 年度）
事業 410 安定的な埋立処分体制の維持 【環境局】		
安定的な埋立処分体制を維持するため、愛岐処分場及び第二処分場を適正に管理・運営・整備するとともに、愛知県が中心となって整備した広域処分場を可能な限り活用するほか、新規処分場について検討	愛岐処分場の管理・運営 愛岐処分場の浸出水処理施設改築 ▶完了 第二処分場の管理・運営 広域処分場の活用	愛岐処分場の管理・運営 愛岐処分場の旧浸出水処理施設等解体 ▶完了 第二処分場の管理・運営 広域処分場の活用

施策 34

世界に誇れる都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めます

施策の柱

① 世界に誇れる都心のまちづくりの推進

リニア中央新幹線が形成する巨大交流圏の中心都市として、圏域や国の成長をけん引していくため、名古屋駅のスーパーターミナル化を推進するとともに、名古屋駅・栄・金山地区、また名城・三の丸地区などの拠点機能の強化や民間再開発の促進等により、世界から人や企業をひきつけ、魅力と活力にあふれるまちづくりを進めます。

② 中部国際空港の機能強化及び利用促進

国際的・広域的機能を強化するため、中部国際空港の第二滑走路の整備等の空港の機能強化及び航空路線の拡充に向けた取り組みを実施します。

③ 名古屋港の整備促進

中部圏のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」の実現に向け、コンテナ物流機能などの港湾機能強化の取り組みを促進します。

④ 名古屋大都市圏を支える広域交通ネットワークの強化

名古屋駅や名古屋港、中部国際空港へのアクセス向上により、圏域の発展を支えるため、道路ネットワークを強化し、利便性の向上を図ります。

成果指標

主要駅の乗客数
(現状値：91 万人/日)
(令和 4 年度)

目標値

114

万人/日
(令和 9 年度)

中部国際空港の国際線
旅客便就航都市数
(現状値：19 都市)

目標値

44都市

名古屋港の貿易額
(現状値：22 兆 5,123 億円)
(令和 5 年(確々報値))

目標値

22兆

8,500億円
(令和10年)

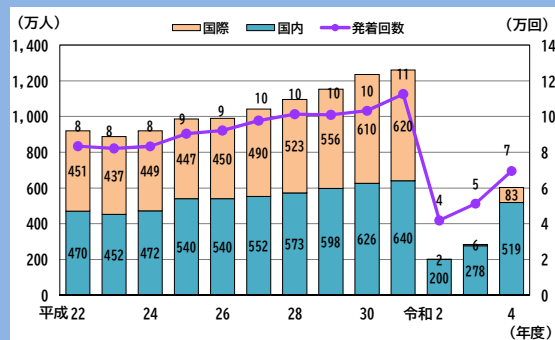
関連する個別計画

◆都市計画マスタープラン 2030 ◆名古屋駅周辺まちづくり構想 ◆都心部まちづくりビジョン
◆栄地区グランドビジョン ◆金山駅周辺まちづくり構想 ◆観光戦略
◆名古屋駅周辺交通基盤整備方針 ◆市営交通事業経営計画 2028

現状と課題

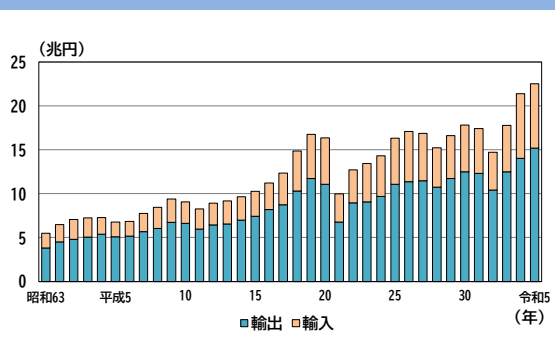
- リニア中央新幹線の開業に向け、本市では名古屋駅のターミナル機能強化や公共空間の再整備、民間再開発などまちづくりが進められています。引き続き、交通結節機能の強化や民間再開発を誘導していくとともに、リニア中央新幹線開業後を見据え、圏域の成長をけん引する都心機能強化や民間投資の誘導などをさらに進める必要があります。
- 中部国際空港における航空旅客数、発着回数はいずれも新型コロナウイルス感染症の影響により激減しましたが、現在は、水際対策の緩和に伴い徐々に回復しています。国際拠点空港としてのさらなる発展をめざし、空港機能の強化と需要拡大を図ることが必要です。
- 名古屋港は、貿易黒字額が25年連続国内第1位を記録するなど、日本の港湾の中で大きな役割を果たしています。国際競争力向上に向け、引き続き、一層の港湾物流の機能強化を促進する必要があります。
- 名古屋高速道路及び名古屋環状2号線専用部が全線開通しました。引き続き、名古屋駅と名古屋港・中部国際空港や市域外の拠点都市とのアクセスを支える道路ネットワークを強化し、国際的・広域的な拠点機能・交流機能を高めることが必要です。

◆図1 中部国際空港の旅客数、発着回数の推移



出典：中部国際空港株式会社「利用実績」より作成

◆図2 名古屋港の貿易額の推移



出典：財務省「貿易統計」より作成

施策を推進する事業

① 世界に誇れる都心のまちづくりの推進

事業概要	現況	計画目標
事業 411 リニア中央新幹線の整備促進 【住宅都市局】		
東京と大阪を結び新たな大動脈となるリニア中央新幹線の早期全線開業を図るため、東海旅客鉄道株式会社が実施している品川－名古屋間のリニア中央新幹線の整備を促進	整備促進	整備促進
事業 412 名古屋駅ターミナル機能の強化 【住宅都市局・交通局】		
リニア中央新幹線の開業により形成される巨大交流圏の中心拠点にふさわしい交通機能と空間機能を兼ね備えたスーパーターミナルの実現のため、駅へのアクセス性の向上や交通結節機能の強化、ユニバーサルデザイン等に基づく空間形成を実施	設計・協議・整備推進 東側駅前広場 ▶設計・協議・工事 西側駅前広場 ▶設計・協議・工事 飛翔下の地下鉄空調設備改修の工事完了	設計・協議・整備推進・段階的供用 東側駅前広場 ▶段階的供用 西側駅前広場 ▶リニア中央新幹線開業時の姿（平面レベル）供用

事業 413 リニア駅周辺の面的整備 【住宅都市局】		
名古屋大都市圏※の玄関口にふさわしい魅力や風格のある駅前空間を形成するため、リニア駅上部空間を、広場利用を主とした公共的空間として活用するとともに、道路の再配置を行いながら周辺の面的整備を実施	広場・道路計画検討	広場・道路検討・設計
	基盤整備検討	基盤整備検討
	関係機関協議	関係機関協議
		事業着手・整備推進
事業 414 名古屋駅周辺の地域資源を活かしたまちづくりの推進 【住宅都市局】		
名古屋駅周辺、ささしまライブ 24 地区、納屋橋・堀川周辺などの地域をつなげ、魅力や回遊性の向上とにぎわい創出を図るため、名駅南地区のウォークラブルなまちづくりや柳橋 ^{かいいわい} 界限等の地域資源を活かしたまちづくりを進めるとともに、名古屋駅周辺の自動車交通ネットワークの強化を図るため、笹島線（東側区間）の整備を推進	名駅南まちづくり方針の策定	名駅南まちづくりにおける関係機関協議・事業推進
	柳橋 ^{かいいわい} 界限の魅力・回遊性向上策の調査・実施	柳橋 ^{かいいわい} 界限の魅力・回遊性向上策の実施
	笹島線（東側区間） ▶整備中	笹島線（東側区間） ▶整備完了（令和 9 年度）
	用地取得 建物等移転 電線共同溝設置及び 街路築造工事	

※名古屋大都市圏：名古屋市を中心におおむね 30～50km の範囲で、産業、観光、防災など分野ごとに柔軟に捉えたエリア。

事業概要	現況	計画目標
事業 415 ささしまライブ 24 地区まちづくり・アクセス改善の推進 【住宅都市局】		
国際歓迎・交流拠点の形成をめざした官民連携によるまちづくりを進めるため、土地区画整理事業によるささしまライブ 24 地区の都市基盤や親水空間の整備を進めるとともに、名古屋駅からささしまライブ 24 地区・名駅南地区へのにぎわい創出とあわせたアクセス改善を推進	ささしまライブ 24 土地区画整理事業 ▶整備中 都市計画道路 区画道路 建物等移転 アクセス改善 ▶関係機関協議・検討	ささしまライブ 24 土地区画整理事業 ▶事業完了（令和 9 年度） アクセス改善 ▶設計・整備推進
事業 416 栄地区まちづくりプロジェクトの推進 【住宅都市局】		
都心部の核である栄地区において、多様な主体との連携のもと、にぎわいに満ちた空間づくりを進めるため、栄地区まちづくりプロジェクトを推進	久屋大通の再生 ▶北エリア・テレビ塔エリア 管理運営 ▶南エリア 事業化検討 オアシス 21 ▶管理運営 公有地を活用した開発の推進 ▶旧教育館跡地等の事業化推進 かいわい 界限性の充実 ▶各エリアの取り組み拡大に向けた支援	久屋大通の再生 ▶北エリア・テレビ塔エリア 管理運営 ▶南エリア 事業化推進 オアシス 21 ▶管理運営 公有地を活用した開発の推進 ▶旧教育館跡地等の事業化推進 かいわい 界限性の充実 ▶各エリアの取り組み拡大に向けた支援

事業 417 金山駅周辺まちづくりの推進 【住宅都市局・観光文化交流局】		
「人・文化・芸術とともに育つまち」をコンセプトとした金山まちづくりの具体化を図るため、金山駅北側にある市有地を核とした整備、ウォーカブルなまちの形成及び交通結節点としての機能強化を推進	新たな劇場（名古屋市民会館）	新たな劇場（名古屋市民会館）
	▶基本計画策定	▶事業者公募、工事
	金山南ビル美術館棟	金山南ビル美術館棟
	▶短期貸付による暫定利用	▶活用検討
	公有地開発に関する事業化検討	公有地開発に関する事業化検討
	ウォーカブル空間の形成に向けた検討	ウォーカブル空間の形成に向けた検討
	金山総合駅連絡通路橋のリニューアルに向けた検討	金山総合駅連絡通路橋のリニューアルに向けた検討・整備
事業 418 名城エリアにおける観光推進 【観光文化交流局】		
名城エリアを名古屋第一級の歴史・観光・文化・スポーツ拠点とするため、名城エリア観光拠点基本構想の策定等を実施し、エリアへのさらなる観光誘客を推進	検討	検討・実施
	▶関係局との会議開催	▶関係局との会議開催 15 回 名城エリアにおける基本構想の策定（令和 7 年度）
事業 419 名城エリアの魅力向上に資する道路環境整備 【緑政土木局】		
名城エリアを名古屋第一級の歴史・観光・文化・スポーツ拠点とするため、周辺道路の再整備や渋滞対策、地下横断歩道の整備による安全な経路の確保など、名城エリアの魅力向上に資する道路環境整備を実施	周辺道路の再整備や渋滞対策の実施	周辺道路の再整備や渋滞対策の実施
	地下横断歩道の整備 ▶事業中	地下横断歩道の整備 ▶完了（令和 7 年度）

事業概要	現況	計画目標
事業 420 三の丸地区まちづくりの推進 【住宅都市局・総務局】		
ポストリニアを見据え、三の丸地区において名古屋の顔にふさわしい拠点の形成を図るため、名古屋駅・栄・久屋大通など三の丸地区周辺で開発が進む好機を捉え、市民や民間事業者への機運醸成を図りつつ、さまざまな関係者とまちづくりの意識・将来像を共有し、戦略的にまちづくりを推進	三の丸まちづくりの検討 ▶まちづくり構想の策定に向けた現況把握等 ▶主要地権者である国県との意見交換を実施	三の丸まちづくりの推進 ▶まちづくり構想の策定 ▶公共空間等を活用した社会実験の実施など、市民、民間事業者等の機運醸成 ▶規制見直し（建築ルール等）の検討
事業 421 民間再開発の促進 【住宅都市局】		
リニア時代にふさわしい魅力にあふれた名古屋都心の形成を図るため、都市再生特別地区などの活用や事業費補助の実施などにより、民間再開発を促進	民間再開発の事業化促進	民間再開発の事業化促進

② 中部国際空港の機能強化及び利用促進

事業概要	現況	計画目標
事業 422 中部国際空港の機能強化及び利用促進 【総務局】		
中部国際空港の国際的・広域的機能を強化するため、第二滑走路をはじめとする空港の機能強化を推進しつつ、関係団体とともに空港の利用促進や航空会社へのエアポートセールスなど、航空路線の拡充に向けた取り組みを実施	第二滑走路などの機能強化の推進 エアポートセールスの実施 1回 空港の需要拡大に向けた取り組みの推進 ▶中部国際空港利用促進協議会による路線拡大促進事業等の実施	第二滑走路などの機能強化の推進 エアポートセールスの実施 空港の需要拡大に向けた取り組みの推進

③ 名古屋港の整備促進

事業概要	現況	計画目標
事業 423 名古屋港の整備促進 【住宅都市局】		
コンテナ貨物をはじめバルク貨物や完成自動車を取り扱う総合港湾である名古屋港において、物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めるため、国及び名古屋港管理組合が行う港湾整備を促進	新土砂処分場を含む港湾整備の促進	新土砂処分場を含む港湾整備の促進

④ 名古屋大都市圏を支える広域交通ネットワークの強化

事業概要	現況	計画目標
事業 424 名古屋高速道路の利便性の向上 【住宅都市局】		
名古屋高速道路のさらなる利便性の向上を図るため、出入口及び渡り線の整備による名古屋駅とのアクセス性の向上を実施	都心アクセス関連事業における出入口の新設及び渡り線の追加 ▶事業中	都心アクセス関連事業における出入口の新設及び渡り線の追加 ▶事業中

施策 35 国際的に開かれたまちづくりを進めます

施策の柱

① 国際交流の推進

姉妹友好都市やパートナー都市などの各分野において提携する都市をはじめ、令和8年の愛知・名古屋におけるアジア・アジアパラ競技大会などを契機として諸外国との交流を推進します。また、留学生や研究者の受け入れを促進し、グローバル人材の育成や国際的な共同研究を活性化することにより、国際交流を推進し、市民の国際感覚の醸成を図ります。

② 国際貢献の推進

国際的な都市としての役割を推進するため、外国人留学生の生活基盤整備や交流促進支援などを行うとともに、新しい留学生の誘致にもつなげます。また、JICA（国際協力機構）等と連携した研修員の受け入れや技術指導・助言を行う職員の海外派遣などにより、国際貢献を推進します。

成果指標

本市と姉妹友好都市及び
パートナー都市との
交流事業件数
(現状値：58 件)

目標値

70件

外国人留学生数※
(現状値：6,623 人)
(令和4年度)

目標値

12,500人

関連する個別計画

◆第3次多文化共生推進プラン ◆上下水道経営プラン 2028

現状と課題

- 本市は現在、ロサンゼルス市、メキシコ市、南京市、シドニー市、トリノ市及びランス市の6都市と幅広い分野で連携する姉妹友好都市提携を、台中市及びタシケント市とは特定分野で連携するパートナー都市提携を結び、多彩な交流活動を展開しています。こうした提携都市との間で教育、経済、観光、文化などさまざまな分野についてPRする機会を設け、市民間の積極的な交流を促進するなどして、国際間の理解と親善を深めることが重要です。
- 本市で生活する留学生の支援や開発途上国からの研修員受け入れや職員の海外派遣を通じた技術協力などを行っています。引き続き、留学生同士の交流や日本で就職を希望する留学生の支援を行うことなどにより、さらなる留学生の誘致につなげるとともに、開発途上国の水問題解決に向けて技術協力を実施するなど、国際貢献を推進していくことが必要です。

◆写真1 ロサンゼルス姉妹友好都市訪問
記念セレモニー



◆写真2 JICA 等を通じた国際協力活動



※外国人留学生数：市内の高等教育機関（大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・日本国内の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設）及び日本語教育機関に通う外国人留学生数を指す。出典は日本学生支援機構による。

施策を推進する事業

① 国際交流の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 425 外国諸都市との交流推進 【観光文化交流局】		
外国諸都市とのつながりを深め、市民の国際感覚の醸成を図るため、幅広い交流を通じて両市民の相互理解と友好親善を促進する姉妹友好都市交流を実施するとともに、周年記念事業を契機としてより一層の友好親善と交流を促進し、令和8年のアジア・アジアパラ競技大会の開催による交流機運の高揚を見据えた、アジアを中心とした都市と分野を特定した交流を行うパートナー都市連携など、外国諸都市との交流を推進	姉妹友好都市からの使節団受入実施 ロサンゼルス交歓高校生の派遣・受入 姉妹友好都市提携周年記念事業の実施 パートナー都市との交流事業の実施	姉妹友好都市からの使節団受入実施 ロサンゼルス交歓高校生の派遣・受入 姉妹友好都市提携周年記念事業の実施 パートナー都市との交流事業の実施
事業 426 市立大学における受け入れ環境・支援体制の整備を通じた国際的に開かれたまちづくりの推進 【総務局】		
世界から人や企業をひきつけるまちづくりに貢献するため、市立大学において留学生・研究者の受け入れ環境や支援体制の整備を行うとともに、グローバル人材の育成や国際的な共同研究の活性化による、留学生・研究者の派遣・受け入れを促進	検討 ▶留学生・研究者の受け入れ環境の整備 ▶国際的な共同研究を活性化させるための仕組みづくり	実施 ▶留学生・研究者の受け入れ環境の整備 ▶拠点校・協定校との国際シンポジウムの開催

② 国際貢献の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 427 留学生の支援 【観光文化交流局】		
留学生が安心して勉強に専念することができるよう支援するため、国際留学生会館の運営に対し補助を実施するとともに、留学生の誘致につなげるため、ニーズを把握した上で本市に関する情報提供や学生同士の交流を促進	国際留学生会館の運営補助 ▶利用者数 延べ 124 人 留学生の交流促進 ▶留学生交流促進事業参加者数 延べ 223 人	国際留学生会館の運営補助 ▶利用者数 延べ 100 人 留学生の交流促進 ▶留学生交流促進事業参加者数 延べ 300 人
事業 428 JICA 等と連携した国際協力 【上下水道局】		
開発途上国の水問題解決に寄与するため、JICA 等と連携した海外からの研修員の受け入れや、技術指導・助言を行う職員の海外派遣を実施	実施 ▶研修員受け入れ 17 人 ▶職員派遣 6 人	実施

施策 36 港・水辺の魅力向上を図ります

施 策 の 柱

① 名古屋港の魅力向上に向けた拠点整備

名古屋大都市圏のものづくりを支える名古屋港では物流機能との調和を図りつつ、市民や来訪者に親しまれる親水性の高い魅力とにぎわいのある拠点整備を進めます。

金城ふ頭やガーデンふ頭では、既存施設なども活用しながら、開発を進めていくことにより、さらなるにぎわい創出と活性化を図り、まちの魅力向上を図ります。

② 名古屋三川（堀川・新堀川・中川運河）の再生・活用

堀川・新堀川では、市民団体との協働による水質浄化の取り組みなどにより、良好な水辺環境の形成を図るとともに、水辺空間を利活用することにぎわいづくりに進め、魅力向上を図ります。

中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導や民間まちづくりの推進などにより、うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河へと再生を図ります。また、堀川や中川運河において、名古屋港などと連携する水上交通の定着を図るなど、水辺をい活かしたまちづくりを進めます。

成 果 指 標

ガーデンふ頭、
金城ふ頭の施設等
来場者数の合計
(現状値：850 万人)

目標値

1,050万人

名古屋の港や臨海部が
魅力的な空間であると
感じる市民の割合
(現状値：45.3%)

目標値

60%

中川運河の再生を
サポートする人々
(運河びと)の認定数
(現状値：652 人)

目標値

900人

関連する個別計画

◆築地ポータウン計画 ◆中川運河再生計画更新版 ◆堀川総合整備構想 ◆堀川まちづくり構想

現状と課題

- 金城ふ頭では、レゴランド®・ジャパン・リゾートや国際展示場第1展示館が開業するなどにぎわい拠点の形成が進んでいます。また、ガーデンふ頭は、みなとの景観や情緒を感じられる場所であり、名古屋港水族館をはじめとしたにぎわい施設が立地しています。引き続き、開発を着実に推進し、さらなるにぎわい創出と活性化により、まちの魅力向上を図る必要があります。
- 名古屋三川では、水質の浄化など水辺環境のさらなる改善の取り組みが進められています。堀川では水辺空間の整備などに取り組むとともに、中川運河では周辺まちづくりとの連携などによるにぎわい創出に向けて沿岸用地への民間施設の誘導を図るなど、さまざまな取り組みを進めています。引き続き、名古屋三川での取り組みを進めるとともに、沿川の資源を活用しながら、ウォークブルやグリーンインフラ※など、新たな価値や役割を見出し、水辺の再生を図っていく必要があります。

◆写真1 金城ふ頭



出典：名古屋港管理組合

◆写真2 ガーデンふ頭



◆写真3 堀川



◆写真4 中川運河（クルーズ名古屋）



※グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を積極的に活用して、さまざまな効果を得ようとする取り組み。

施策を推進する事業

① 名古屋港の魅力向上に向けた拠点整備

事業概要	現況	計画目標
事業 429 金城ふ頭開発の推進 【住宅都市局】		
世界の技術・情報・人々が交流する拠点の形成をめざすため、国際展示場の再整備によるコンベンション機能の強化、アミューズメント施設など都市機能の誘導を一体的に進めるなど、国際交流拠点として開発を推進	レゴランド®・ジャパン・リゾート拡張調整 開発用地の公募準備 金城ふ頭地区交通対策の実施	レゴランド®・ジャパン・リゾート拡張調整 公募事業者による開発用地の施設運営 金城ふ頭地区交通対策の実施
事業 430 ガーデンふ頭の再開発の推進 【住宅都市局】		
既存施設を活かした再開発の取り組みを進めるため、名古屋港管理組合とともに、近隣地域との一体的な魅力創出に向けたまちづくりを推進	築地ポートタウン計画の推進 ガーデンふ頭再開発基本計画の促進	築地ポートタウン計画の推進 ガーデンふ頭再開発基本計画の促進

② 名古屋三川（堀川・新堀川・中川運河）の再生・活用

事業概要	現況	計画目標
事業 431 うるおいと活気のある堀川・新堀川の再生 【緑政土木局】		
水辺空間に親しむ機会を増やすため、民産学官の協働により、河川空間を利活用することでにぎわいづくりや水質浄化を進め、良好な水辺空間の形成を推進	にぎわい施策の検討・実施 浄化施策の検討・実施	にぎわい施策の検討・実施 浄化施策の検討・実施

事業 432 中川運河の再生 【住宅都市局】		
うるおいや憩い、にぎわいをもたらす中川運河へと再生を図るため、にぎわい施設の誘導、水質の改善、市民活動への支援、沿線資源の活用などにより、中川運河の再生を図るとともに、ささしまライブ 24 地区と名駅南地区に近接するにぎわいゾーンにおける、ウォークアブルなまちづくりの実現に向けた再生の加速化を推進	中川運河再生計画の推進 ▶にぎわい施設の誘導 ▶堀止地区の開発 ▶市民活動への支援 ▶水質改善の検討・実施 ▶沿線資源の活用方策の検討・推進 中川運河再生計画の更新	中川運河再生計画の推進 ▶にぎわい施設の誘導 ▶堀止地区の開発 整備完了 (令和 7 年度) 事業運営 ▶市民活動への支援 ▶水質改善の検討・実施 ▶沿線資源の活用方策の検討・推進
事業 433 水上交通の活性化 【住宅都市局】		
堀川沿川などの歴史資産や、ささしまライブ 24 地区、ガーデンふ頭、金城ふ頭などの拠点をめぐる水上交通網の実現を図るため、中川運河、堀川と名古屋港などを連絡する水上交通の運航を推進	行政による持続可能な運航プランの検証 ▶中川運河 ▶堀川	民間による自主運航の促進 ▶中川運河 ▶堀川

施策37 魅力的な都市景観の形成を進めます

施策の柱

① 良好な景観形成の誘導

名古屋のまちをさらに美しく魅力にあふれた快適な都市に育てていくため、景観法に基づく届出等における助言指導、景観アドバイザー制度の実施、ウォーカブルなまちづくりの視点を取り入れた景観形成等により、良好な景観形成を誘導します。

② 地域の特色を活かした景観まちづくりの推進

市民が名古屋のまちの景観について誇りと愛着を持てるよう、情報の発信や共有を進めるとともに、市民との協働のもと地域における景観まちづくりの取り組みを推進します。

③ 屋外広告物の適切な規制・誘導

屋外広告物について、名古屋のまちの魅力向上に資するものとして、適正な設置、管理を促すことにより、良好な景観形成と安全対策を推進します。

成果指標

名古屋の中で好きな
まちの風景がある
市民の割合
(現状値：60.1%)

目標値

71%

市民参加によって
景観づくりを進めて
いる地区数(累計)
(現状値：13地区)

目標値

14地区

違反広告物追放
推進団体による
簡易除却の実施回数
(現状値：133回)

目標値

260回以下

関連する個別計画

◆都市計画マスタープラン 2030 ◆景観計画

現状と課題

- 景観計画に基づき、特に良好な景観の形成を進める都市景観形成地区等において、景観誘導を実施しています。同地区は平成19年度より指定していますが、その後のまちづくりの進展等に合わせた景観形成の取り組みを実施する必要があります。
- 景観協定や都市景観協定の運用等の支援、都市景観助成、啓発事業を実施しています。市民との協働のもと、景観整備事業の実施等により地域の特色を活かした景観まちづくりを進めるとともに、魅力的な風景やまちなみの情報発信・共有を進めていく必要があります。
- デジタル化の進展等により、広告掲出の多様化が進んでいます。広告媒体の変化に対応しつつ適切に規制・誘導を行い、公共空間等におけるにぎわい創出や公衆の利便性向上を進めながら、良好な景観形成や風致の維持、公衆の危害防止に取り組んでいく必要があります。

◆写真1 しげみち 四間道都市景観形成地区 ◆写真2 オアシス21の「水の宇宙船」(まちなみデザイン20選)



◆写真3 デジタルサイネージ



施策を推進する事業

① 良好な景観形成の誘導

事業概要	現況	計画目標
事業 434 景観法に基づく届出制度 【住宅都市局】		
良好な景観形成を誘導するため、大規模建築物・工作物のほか、都市景観形成地区内での建築物の新築等について、景観形成基準への適合の確認、助言指導及び景観アドバイザーによる助言を実施するとともに、ウォークラブルなまちづくりの視点を取り入れるなど、情勢の変化や各地区の実情に合わせた景観形成の取り組みを実施	実施 ▶景観法に基づく届出 256 件 ▶景観アドバイザー相談 261 件 ▶現状に則した景観形成の取り組みの検討	実施 ▶景観法に基づく届出 ▶景観アドバイザー相談 ▶景観形成の取り組み

② 地域の特色を活かした景観まちづくりの推進

事業概要	現況	計画目標
事業 435 地域の特色を活かした景観まちづくりの推進 【住宅都市局】		
地域の特色を活かした景観まちづくりを進めるため、景観協定や都市景観協定の運用等支援、都市景観助成、四間道・那古野地区などの地域における景観整備事業を実施するとともに、都市景観に関する市民意識の啓発のため、まちなみデザインセレクションなどの啓発事業を実施	実施 ▶景観協定、都市景観協定の運用等の支援 ▶都市景観助成 ▶景観整備事業の検討 ▶まちなみデザインセレクション	実施 ▶景観協定、都市景観協定の運用等の支援 ▶都市景観助成 ▶景観整備事業（四間道・那古野地区）整備中 ▶まちなみデザインセレクション

③ 屋外広告物の適切な規制・誘導

事業概要	現況	計画目標
事業 436 屋外広告物の規制及び誘導 【住宅都市局】		
社会情勢の変化に対応しながら、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示許可制度及び屋外広告業の登録制度の運用等により、屋外広告物の適切な規制を実施するとともに、公共空間等におけるにぎわいの創出等に資するような屋外広告物を規制緩和により誘導	屋外広告物の表示許可の実施 11,681 件 屋外広告業登録の実施 159 件 にぎわい創出等に寄与する屋外広告物の規制の一部適用除外の許可 デジタルサイネージの規制誘導の検討	屋外広告物の表示許可の実施 屋外広告業登録の実施 にぎわい創出等に寄与する屋外広告物の規制の一部適用除外の許可 デジタルサイネージガイドラインの策定（令和 6 年度）
事業 437 違反広告物追放推進団体・推進員制度 【住宅都市局】		
市民と行政が一体となって良好な都市景観の維持・向上を図るため、路上の違反広告物の除却活動をする違反広告物追放推進団体・推進員制度を実施	実施 ▶違反屋外広告物追放推進団体・推進員による除却活動の実施 133 回	実施

施策 38 歴史・文化に根ざした魅力向上を図ります

施策の柱

① 名古屋城など歴史的遺産を活用した名古屋独自の魅力づくり

名古屋城及びその周辺については、特別史跡名古屋城跡保存活用計画や金シャチ横丁構想を推進し、名古屋独自の魅力向上を図ります。また、日本遺産有松や文化のみちなど市内の歴史的建造物や町並み、文化財、武家文化、人々の伝統的な営みの保存・活用などにより、名古屋の歴史・文化を身近に感じられるまちづくりを進めます。

② 文化芸術を^い活かしたまちづくりの推進

誰もが気軽に文化芸術による感動や喜びを味わえるよう、名古屋版アーツカウンシル※を効果的に運用し、文化芸術と他分野の連携を推進することなどにより、多様な文化芸術を享受する機会を創出します。また、市民会館をはじめとした文化施設の整備・改修など、将来を見据えた文化芸術への積極的な投資を行い、文化芸術を^い活かしたまちづくりを推進します。

成果指標

満足した名古屋の観光資源として、歴史的な施設と答えた観光客※の割合
(現状値：88.3%)
(令和4年)

目標値

93%

(令和10年)

市の文化施設の利用率
(現状値：88.3%)

目標値

90%

名古屋を文化的なまちだと思う市民の割合
(現状値：70.6%)

目標値

76%

関連する個別計画

- ◆歴史まちづくり戦略 ◆歴史的風致維持向上計画（第2期） ◆特別史跡名古屋城跡保存活用計画
- ◆世界の金シャチ横丁（仮称）基本構想 ◆観光戦略 ◆文化芸術推進計画 2025
- ◆第4期教育振興基本計画 ◆博物館の魅力向上基本計画 ◆歴史文化基本構想

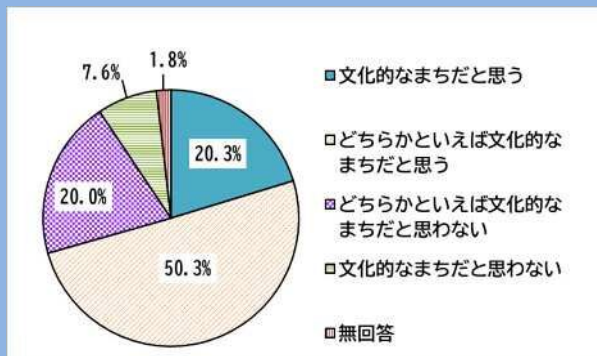
現状と課題

- 長い歴史を積み重ねながら発展してきた名古屋のまちには、名古屋城をはじめ貴重な歴史資源が数多く残されており、各地域において、これらを活用した魅力づくりが行われています。そのため、本市に残されている歴史資源や景観重要建造物等の保存・活用を適切に行うとともに、民間事業者を活用した多彩なイベントなどにより、名古屋独自の魅力を市民や国内外の観光客へ発信し、誘客へつなげていく必要があります。
- 令和5年度の調査によると、文化や芸術にふれることについて大切だと思う市民の割合は97.6%となった一方で、名古屋市を文化的なまちだと思う市民の割合（図2）は7割程度に留まっています。市民が文化芸術を享受できる機会を増やすため、令和4年度に立ち上げた名古屋版アーツカウンシルの活用や文化施設の整備・改修など、名古屋の文化芸術が持つ創造性を活かした都市魅力の向上や地域の活性化を図る事業を推進していくことが重要です。

◆写真1 市内の歴史的建造物や町並み



◆図2 名古屋市を文化的なまちだと思う市民の割合



出典 市民アンケート（令和5年度）

※名古屋版アーツカウンシル：文化施策への提言や文化芸術と他分野の連携・波及効果の創出、専門的見地からの文化芸術活動への支援を通じて、文化芸術を推進し、都市の魅力向上を図る新たな文化芸術の推進体制。

観光客：本指標における観光客は、名古屋城または熱田神宮を訪れた人を対象としている。

施策を推進する事業

① 名古屋城など歴史的遺産を活用した名古屋独自の魅力づくり

事業概要	現況	計画目標
事業 438 名古屋城の整備 【観光文化交流局】		
特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進し、本質的価値の理解を促進するため、名古屋城への来訪者が近世期の本丸の歴史的、文化的空間を体験できるよう、戦災により焼失した天守閣を木造復元するとともに、石垣や二之丸庭園の保存整備等を実施	天守閣の整備 ▶実施設計 ▶木材の製材 ▶石垣保存対策 ▶昇降技術開発 石垣 ▶修復工事 ▶発掘調査・測量 二之丸庭園 ▶発掘調査・測量 ▶保存整備工事 二之丸地区 ▶整備の方向性の検討等	天守閣の整備 ▶バリアフリーの検討・推進 ▶整備推進 石垣 ▶修復工事 ▶発掘調査・測量 二之丸庭園 ▶発掘調査・測量 ▶保存整備工事 二之丸地区 ▶整備の方向性の検討等
事業 439 名古屋城の調査研究 【観光文化交流局】		
特別史跡名古屋城跡の価値を明らかにするとともに、適切な保存活用を行い次世代に継承していくため、調査研究センターを運営し、特別史跡名古屋城跡が有する文化財や資料等に関する学術的・総合的な調査研究を実施	城内の調査研究 ▶発掘調査 ▶資料調査 所蔵文化財の収集・展示 ▶展覧会の開催 6回 普及啓発事業の実施 ▶シンポジウム 1回 ▶現地説明会 1回 ▶研究紀要 1冊 ▶センターだより 1冊	城内の調査研究 所蔵文化財の収集・展示 普及啓発事業の実施

事業 440 名古屋城の魅力向上推進 【観光文化交流局】		
名古屋城の魅力向上や誘客を図るため、円滑な運営や適切な維持管理をするとともに、夜間のイベント等の開催時の開園時間の延長や、民間事業者のノウハウを活用した多彩なイベントの開催及び観覧環境の充実に向けた取り組みなどを実施	実施 ▶来場者数 2,059,707 人 民間事業者と連携したイベント等の実施	実施 ▶来場者数 10,000,000 人 (5 か年) 民間事業者と連携したイベントや観覧環境の充実に向けた取り組み等の実施 ▶通年での催事 ▶季節ごとの催事 ▶開園時間の延長等
事業 441 金シャチ横丁構想の推進 【観光文化交流局】		
尾張名古屋のシンボルである名古屋城及びその周辺の魅力向上とにぎわい創出のため、金シャチ横丁構想を推進	多目的休憩所の整備 ▶実施設計 博物館ゾーンの整備 ▶検討	多目的休憩所の整備 ▶整備中 博物館ゾーンの整備 ▶検討・整備中
事業 442 熱田神宮周辺まちづくりの推進 【住宅都市局】		
熱田神宮周辺における歴史・文化的な地域資源を活用した来訪者のためのまちづくりを推進するため、地域関係者と連携して地域活性化を図るとともに、まちづくりのコアとなる熱田区役所南地区の活用を検討	熱田エリア全体 ▶地域関係者とまちの将来像や活動方針を共有 区役所南地区 ▶検討	熱田エリア全体 ▶まちづくりビジョンの策定（令和 6 年度） ▶地域関係者と連携した地域活性化の取り組みの実施 区役所南地区 ▶開発の事業化

事業概要	現況	計画目標
事業 443 日本遺産有松における歴史まちづくりの推進 【観光文化交流局】		
有松地区における歴史まちづくりを推進するため、町並みを保存するための現状変更行為の許可及び修理等に対する補助や指定有形文化財岡家住宅を公開活用するための整備等の実施、地域の魅力向上を図るための歴史的建造物の利活用を促進	規制及び補助の実施 ▶補助件数 17 件（累計） 岡家住宅の保存・活用 ▶保存活用計画策定 利活用事業者の公募・支援	規制及び補助の実施 ▶補助件数 22 件（累計） 岡家住宅の保存・活用 ▶修理整備 利活用事業の促進
事業 444 文化のみちの推進 【観光文化交流局】		
名古屋の近代化の歩みを伝える歴史的な遺産の宝庫である「文化のみち」の魅力向上・情報発信のため、歴史的建造物の保存や歴史的建造物を活用したイベントなどを実施	文化のみちの施設（4 施設）の活用・管理 ▶入館者数 51,888 人 文化のみちにおけるイベント実施	文化のみちの施設（4 施設）の活用・管理 ▶入館者数 321,500 人（5 か年） 文化のみちにおけるイベント実施
事業 445 名古屋まつりの開催 【観光文化交流局】		
まつりを通じて、名古屋の伝統、文化の魅力にふれてもらうため、郷土英傑行列をはじめとした行列行事・会場行事を実施	実施	実施 ▶70 周年事業（令和 6 年度）
事業 446 歴史的建造物の保存活用の推進 【観光文化交流局】		
市内に残された歴史的建造物を保存するため、「景観重要建造物」等の指定や改修工事への助成、「町並み保存地区」内の建造物に関する指導・助言及び補助を実施するとともに、身近な歴史的建造物の登録・認定制度の運用や、経済的・技術的支援を実施	指定、登録等の実施 427 件（累計） 補助等の実施 503 件（累計）	指定、登録等の実施 462 件（累計） 補助等の実施 553 件（累計）

事業 447 県指定文化財伊藤家住宅の保存・活用 【観光文化交流局】		
しけみち 四間道町並み保存地区の中心となる愛知県指定有形文化財の伊藤家住宅について、地域の共有財産として公開活用するため、修理整備を実施	伊藤家住宅の保存・活用 ▶修理整備基本計画策定 イベント開催時における建物公開	伊藤家住宅の保存・活用 ▶修理整備
事業 448 ようきそう 揚輝荘の保存・活用 【観光文化交流局】		
城山・覚王山地区のまちづくりの交流拠点施設として活用するため、市民共有の歴史・文化遺産である ようき 揚輝荘の修理整備を実施	ようきそう 揚輝荘の保存・活用 ▶ ようきそう 揚輝荘整備計画の策定 ▶南園の一般公開の実施 入館者数 19,994 人	ようきそう 揚輝荘の保存・活用 ▶北園の整備 ▶南園の一般公開の実施 入館者数 22,000 人
事業 449 ほうさ 博物館、蓬左文庫、秀吉清正記念館の魅力向上 【教育委員会】		
歴史・文化への関心を深め、市民に名古屋独自の魅力を伝えるため、展示、教育普及事業や豊臣秀吉文書集の編さんを実施するとともに、名古屋の歴史文化から「未来をつくる博物館」をコンセプトに、リニューアル改修を実施	常設展・特別展等の開催 29 回 講座・講演会等の開催 19 回 豊臣秀吉文書集の編さん 博物館のリニューアル改修 ▶展示・本館・外構等実施設計	常設展・特別展等の開催 29 回 講座・講演会等の開催 20 回 豊臣秀吉文書集の編さん 博物館のリニューアル改修 ▶セミオープン (令和 8 年度) ▶本館オープン (令和 9 年度)
事業 450 歴史の里しだみ古墳群の魅力向上 【教育委員会】		
古墳時代の営みなどの歴史学習と自然体験を通じて、子どもから大人まで楽しみながら歴史を学ぶことができるよう、守山区 しだみ 上志段味地区に残る古墳群を活用した「歴史の里しだみ古墳群」を運営	実施 ▶調査研究 ▶企画展示 4 回 ▶体験プログラム・講演会・古墳ガイドツアー等 15,369 人	実施 ▶調査研究 ▶企画展示 4 回 ▶体験プログラム・講演会・古墳ガイドツアー等 16,000 人

② 文化芸術を^い活かしたまちづくりの推進

事業概要	現況	計画目標
事業 451 文化芸術活動支援の充実 【観光文化交流局】		
名古屋の文化芸術が持つ創造性を ^い 活かした都市魅力の向上や地域の活性化を図るため、文化芸術団体等への専門的見地からの支援や、文化芸術と他分野の連携の推進に取り組むとともに、多様な文化にふれる機会の創出及び創造都市ネットワークを活用した事業を実施	名古屋版アーツカウンシルの実施 やっとかめ文化祭D O O R Sの実施 ユネスコ・デザイン都市なごやの推進 将棋・囲碁文化の普及啓発の実施	名古屋版アーツカウンシルの実施 やっとかめ文化祭D O O R Sの実施 ユネスコ・デザイン都市なごやの推進 将棋・囲碁文化の普及啓発事業の実施
事業 452 文化施設の運営・整備 【観光文化交流局】		
文化芸術の創造発信及び市民の文化活動の拠点として、文化芸術への市民の興味・関心を広げ、多様な文化活動の促進を図るため、文化施設間で連携を図りながら、利用者が快適に利用できるよう施設の運営・整備等を実施	文化施設（公会堂、市民会館、文化小劇場等）の運営・整備	文化施設（公会堂、市民会館、文化小劇場等）の運営・整備 ▶文化施設等の機能保全工事 ▶舞台照明設備改修工事 ▶舞台機構更新工事
事業 453 名古屋フィルハーモニー交響楽団に対する活動支援の充実 【観光文化交流局】		
交響管弦楽による音楽芸術の普及向上を図り、文化の発展に寄与するため、定期的な演奏事業等とともに、魅力向上事業として、一層市民に親しまれ、誇れるオーケストラとなるような取り組みを支援	演奏事業 106 回 まちかどコンサートの開催 18 回	演奏事業 110 回 まちかどコンサートの開催 24 回 魅力向上事業 ▶子育て世代・学生向け公演 ▶海外公演の検討・実施 ▶吹奏楽クリニック

事業 454 文化財の保存活用の推進 【教育委員会】		
本市に残る文化財を後世に継承していくため、文化財の指定・登録、 ^{だし} 山車の保存・修理をはじめとする保護事業及び文化財のさらなる活用の取り組みを推進	文化財の指定等に関する文化財調査委員会での調査	文化財の指定等に関する文化財調査委員会での調査
	保存修理事業等への補助 25 件	保存修理事業等への補助
	埋蔵文化財の発掘調査 5 件	埋蔵文化財の発掘調査
	文化財保存活用地域計画の策定 ▶地域文化財の情報発信	文化財保存活用地域計画の推進 ▶地域文化財の情報発信
事業 455 美術館の魅力向上 【教育委員会】		
令和 10 年度に築 40 年を迎える美術館がさらに魅力的な施設となるため、今後の方向性について調査を行うとともに、老朽化・狭あい化した施設・設備の機能向上も含めた基本計画を策定し、多様な市民ニーズを踏まえた企画展示の開催や子ども向け事業の充実、国内外の美術館との交流など魅力向上に関する事業等を実施	特別展・常設展等の開催 9 回	特別展・常設展等の開催 9 回
	教育普及事業の実施 201 件	教育普及事業の実施 300 件
	美術品の調査・収集・修復の実施	美術品の調査・収集・修復の実施
	魅力向上に関する事業等の実施の検討	魅力向上に関する事業等の実施 ▶基本構想の策定 (令和 7 年度) ▶基本計画の策定 (令和 8 年度)

事業概要	現況	計画目標
事業 456 芸術と科学の杜 ^{もり} 事業の実施 【教育委員会】		
白川公園一帯においてまちのにぎわいを創出するため、美術館・科学館、地元町内会・商店街、周辺の施設・専門学校などが連携しイベント等を実施	サイエンス&アートフェスティバルの実施 2日 地元商店街等との連携イベントの実施 2回	サイエンス&アートフェスティバルの実施 地元商店街等との連携イベントの実施

施策 39 観光・MICEの推進と情報発信により交流を促進します

施策の柱

① 観光客の誘致促進

市内各地に豊富に存在する武将ゆかりの歴史・文化芸術や、なごやめし、名城地区や熱田などが有する名古屋ならではの観光資源の磨き上げや、観光消費につながる積極的な情報発信に努めます。また、他自治体と連携した広域観光の推進や、あらゆる手段で国内外へプロモーションを行い、観光客を呼び込みます。

② 受入環境の整備

国内外からのすべての来訪者が楽しく快適に過ごし、名古屋への再訪につながられるよう、民間事業者と連携した観光情報の提供や観光案内所の機能強化、多言語化などに取り組むとともに、海外富裕層の受入にも対応した受入環境を整備します。

③ MICEの推進による多様な交流の促進

多様なMICE開催による経済波及効果などの最大化を図るため、当地域の特色を活かし、プロモーション強化や支援制度の充実などによる全国的・国際的なMICE※誘致や、基幹インフラとなる国際展示場や国際会議場の整備・運営に取り組むことで、国内外の多様な交流を促進します。

成果指標

観光総消費額
(現状値：3,746億円)
(令和4年)

目標値

6,400億円
(令和10年)

観光客の満足度
(現状値：77.1%)
(令和4年)

目標値

90%
(令和10年)

外国人宿泊者数
(現状値：28万人)
(令和4年)

目標値

400万人
(令和10年)

国際会議の
年間開催件数
(現状値：21件)
(令和4年)

目標値

300件
(令和9年)

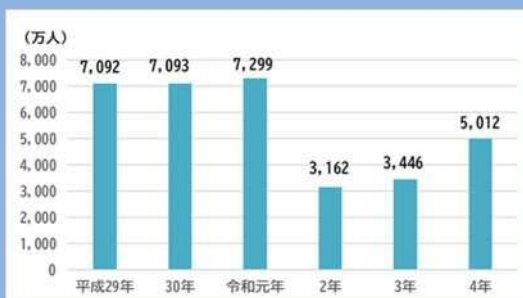
関連する個別計画

◆観光戦略 ◆第4期教育振興基本計画 ◆市営交通事業経営計画 2028

現状と課題

- 今後の本格的な人口減少局面においても都市の活力を維持・向上していくためには、交流人口の拡大や地域経済の活性化が必要です。そのため、本市への観光誘客のみならず、広域観光のハブとして名古屋を起点とした圏域全体への誘客を促すとともに、名古屋ならではの魅力や強みを活かしたプロモーションを行うことが重要です。
- 愛知・名古屋におけるアジア・アジアパラ競技大会、リニア中央新幹線の開業などを契機に、国内外からの来訪者が増加することが期待されていることから、すべての観光客が安心・快適に過ごせるよう、受入環境の整備をさらに進める必要があります。
- MICEは、企業活動や研究・学会活動等による交流や経済の活性化など高い付加価値を有しており、国内のみならず世界的なMICE誘致のための都市間競争が行われています。そのため、産業や研究機関の集積という当地域の強みを活かし、他都市との差別化を図り、MICE開催地として選ばれるよう取り組む必要があります。

◆図1 本市を訪れた観光客数の推移



出典 名古屋市「観光客・宿泊動向調査」より作成

◆写真2 なごや観光ルートバス「メーグル」



◆写真3 名古屋市国際展示場第1展示館



※MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

施策を推進する事業

① 観光客の誘致促進

事業概要	現況	計画目標
事業 457 歴史観光の推進 【観光文化交流局】		
名古屋の歴史的な魅力の掘り起こしや情報発信に継続的に取り組み、観光客の誘致及び都市ブランドの醸成を図るため、観光 PR 等を実施	観光 PR 等の実施 5 件	観光 PR 等の実施 25 件（5 か年）
事業 458 コスプレホストタウンの推進 【観光文化交流局】		
誰もがコスプレを楽しめるまちをめざし、新たな観光モデルの確立を推進するため、コスプレホストタウン PR 隊による市民への啓発、受入機運醸成を図るとともに、コスプレを楽しめるという本市のイメージの向上を図るためのプロモーションを実施	コスプレホストタウン PR 隊による PR 活動 名古屋市コスプレ公認施設撮影開放の実施 ウェブを活用した事業の紹介	コスプレホストタウン PR 隊による PR 活動 名古屋市コスプレ公認施設撮影開放の実施 ウェブを活用した事業の紹介
事業 459 ウェルネスツーリズム※誘客促進事業の実施 【観光文化交流局】		
国内外の観光客の誘致を促進するため、名古屋観光における新たなツーリズムブランドを創出し、観光客誘致促進イベントの開催支援や観光連携事業者と連携した旅行商品の造成等を実施するとともに、全国的な認知度向上を図るためのプロモーションを実施	観光・宿泊等関連事業者との連携 ブランドプロモーションの実施 ▶観光展の出展	観光・宿泊等関連事業者との連携 ブランドプロモーションの実施 ▶観光展の出展

※ウェルネスツーリズム：心と体の健康に気づく旅、地域の資源に触れ、新しい発見と自己開発ができる旅、原点回帰し、リフレッシュし、明日への活力を得る旅のこと。

事業 460 東山動植物園の再生 【緑政土木局】		
名古屋のデスティネーションとして世界に誇れる東山動植物園をめざすため、展示、環境教育、種の保存、調査研究を強化推進	展示施設等の整備 ▶整備完了 4 施設 ▶整備中 4 施設 希少動物導入	展示施設等の整備 ▶整備完了 4 施設（5 か年） 希少動物導入
事業 461 科学館の魅力向上 【教育委員会】		
最新の科学に対応した魅力的な展示・普及啓発を行うため、多言語対応をはじめグローバルな視点のもと、特別展等の開催、プラネタリウムを含め一定期間を経過した展示品や機器の更新及び B6 形蒸気機関車の動態展示等の新たな展示の整備を実施	特別展・企画展の開催 ▶特別展 3 回 ▶企画展 1 回 プラネタリウム・実演ショーの開催 毎日 館内の多言語対応 B6 形蒸気機関車の展示 ▶修復・設計 ▶展示に向けた実施設計	特別展・企画展の開催 ▶特別展 3 回 ▶企画展 1 回 プラネタリウム・実演ショーの開催 毎日 館内の多言語対応 B6 形蒸気機関車の展示 ▶展示整備（令和 7 年度）
事業 462 観光プロモーションの推進 【観光文化交流局】		
国内外からの観光客誘致を図るため、本市における魅力あふれる観光資源や文化・歴史を活用し、観光展への出展やプロモーションツールの作成等を行うとともに、アジア・アジアパラ競技大会に向け、滞在時間や観光消費額の増加を図るため、本市における宿泊を促進させるインバウンド向け観光コンテンツの造成・プロモーションを実施	愛知県と連携したプロモーションの実施 ▶名古屋市周遊観光促進施策の実施 1 回 ▶なごやめし普及促進事業	愛知県と連携したプロモーションの実施 ▶名古屋市周遊観光促進施策の実施 5 回（5 か年） ▶なごやめし普及促進事業 アジア・アジアパラ競技大会に向けた観光コンテンツ造成事業の実施

事業概要	現況	計画目標
事業 463 海外からの観光客誘致の推進 【観光文化交流局】		
海外からの観光客の誘致を促進するため、ターゲット市場別調査等を行いつつ、名古屋の観光魅力を活かしたプロモーション事業を実施するとともに、他自治体等と連携した広域観光を推進	実施 ▶海外からの誘客に向けたプロモーション ▶他自治体等と連携したアジア・欧米豪向け広域観光プロモーション	実施 ▶海外からの誘客に向けたプロモーション ▶他自治体等と連携したアジア・欧米豪向け広域観光プロモーション ▶ターゲット市場別調査等（令和6年度）
事業 464 教育旅行誘致推進事業の実施 【観光文化交流局】		
新たな地域からの団体客数増加と将来的な本市再訪をめざすため、安心・安全な観光目的地としての「名古屋」をPRしつつ、教育旅行誘致のための体験プログラムの造成やPR等を実施	実施 ▶教育旅行プログラムの造成及びツールの作成 ▶旅行会社の教育旅行担当者を対象としたファムツアー	実施 ▶教育旅行プログラムの造成及びツールの作成 ▶旅行会社の教育旅行担当者を対象としたファムツアー
事業 465 2025年日本国際博覧会への出展及び愛・地球博20周年記念行事の開催 【総務局】		
令和7年に20周年を迎える愛・地球博の理念・成果を継承するとともに、愛知・名古屋の多彩な魅力の発信、令和8（2026）年のアジア・アジアパラ競技大会開催に向けた機運醸成の推進を図るため、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）への催事に参加するほか、愛・地球博20周年記念行事を開催	催事等への参加決定	催事を通じた名古屋市のPRの実施（令和7年度）

② 受入環境の整備

事業概要	現況	計画目標
事業 466 観光案内の充実 【観光文化交流局】		
観光客へのおもてなしを充実させるため、名古屋地域の玄関口である名古屋駅等において観光案内所を運営・強化するほか、民間事業者と連携し、まちなかでの観光情報の提供に努めるとともに、観光施設やその最寄り駅などに多言語表記の新たな観光案内板を整備	観光案内所の運営 ▶名古屋市金山観光案内所 ▶名古屋市名古屋駅観光案内所 ▶オアシス 21i センター 観光案内所基本構想の策定 まちなか観光案内所の運営 新たな観光案内板の整備 運用及び整備箇所の検討 ▶整備完了 85 基（累計）	観光案内所の運営 名古屋駅観光案内所機能・運営体制の検討 名古屋駅観光案内所の移設・運営 まちなか観光案内所の運営 新たな観光案内板の整備 運用 ▶整備完了 150 基（累計）
事業 467 観光デジタルマップの管理運営 【観光文化交流局】		
情報発信力の強化や観光消費額の拡大を図るため、AI 機能を搭載した観光デジタルマップの管理運営を実施するとともに、観光客の動向等を分析することで、今後の観光施策・プロモーションへの活用を検討	実施 ▶観光デジタルマップの作成 ▶デジタルマップ周知のプロモーション ▶簡易版紙マップの作成	実施 ▶観光デジタルマップの管理運営 ▶観光客の動向等の分析 ▶利用促進のための機能強化 ▶紙マップの作成
事業 468 なごや観光ルートバスの運行 【観光文化交流局】		
市内の公共交通機関に詳しくない観光客に対し、市内観光の利便性向上を図るため、目的の観光施設まで乗り換えることなく行くことができる交通手段として運行	実施 ▶利用者数 329,084 人	実施 ▶利用者数 185 万人（5 か年）

事業概要	現況	計画目標
事業 469 高級ホテルの立地促進 【観光文化交流局】		
ハイレベルな国際会議の開催や海外の富裕層旅行者等の誘致及び都市のブランド力向上に資するよう、愛知県と連携して一定の基準を満たすホテルに対し補助金を交付する制度を運用することで、高級ホテルの立地を促進	実施 ▶補助制度の運用	実施 ▶補助制度の運用
事業 470 トイレの洋式化及び機能向上 【観光文化交流局・交通局・スポーツ市民局】		
観光客をはじめ誰もが快適に利用できるトイレを整備するため、観光施設、地下鉄駅等のトイレを洋式化するとともに、機能向上させるための改修を実施	実施 ▶対象トイレの洋式化率 81%	実施 ▶対象トイレの洋式化率 95%

③ M I C E の推進による多様な交流の促進

事業概要	現況	計画目標
事業 471 M I C E の誘致推進 【観光文化交流局】		
国内外の交流を促進し、経済の活性化をはじめ、都市の知名度やイメージの向上を図るため、ものづくり産業の集積をはじめとする当地域の特色及びアジア・アジアパラ競技大会のレガシーを活かし、全国的・国際的なコンベンション等M I C E の誘致、プロモーション、開催支援の充実、情報収集などを実施	実施 ▶M I C E 開催助成 10 件 政府系国際会議誘致の検討	実施 ▶M I C E 開催助成 22 件 政府系国際会議誘致の推進

事業 472 国際展示場の運営・整備 【観光文化交流局】		
MICEを推進するため、その基幹インフラとなる国際展示場を管理・運営し、第1展示館のリニューアルを契機としたさらなる多目的利用を促進するとともに、拡大し多様化するMICE活動に対応し、激化する都市間競争に打ち勝つために必要な整備を実施	国際展示場の運営・多目的利用の促進 ▶国際展示場の利用率 全展示施設平均 47.8%	国際展示場の運営・多目的利用の促進 ▶国際展示場の利用率 全展示施設平均 70%
	第2展示館の改築整備・事業者選定準備 さらなる機能強化に向けた検討	新第2展示館の供用開始（令和10年度） さらなる機能強化の推進
事業 473 国際会議場の運営・整備 【観光文化交流局】		
MICEを推進するため、その基幹インフラとなる国際会議場を管理・運営するとともに、拡大し多様化するMICE活動に対応し、激化する都市間競争に打ち勝つために必要な整備を実施	国際会議場の運営 ▶国際会議場の利用率 主要3ホール平均 67.9%	国際会議場の運営 ▶国際会議場の利用率 主要3ホール平均 85%
	大規模改修 ▶事業者公募 利用促進のための機能強化に向けた検討	大規模改修 ▶供用開始（令和9年度） 利用促進のための機能強化の推進

施策 40

スポーツを^い活かしたまちづくりを進めます

施 策 の 柱

① アジア・アジアパラ競技大会の推進

令和8年の愛知・名古屋におけるアジア・アジアパラ競技大会の成功に向けた機運醸成や会場整備等を進めるとともに、開催効果をさまざまな分野にわたるレガシーの形成につなげます。

② スポーツに親しむ機会と場づくり

すべての市民がスポーツの楽しさにふれることのできる機会の充実を図るほか、気軽に安心・安全・快適にスポーツに親しめる持続可能な環境づくりを進め、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会をめざします。

③ スポーツによる地域の活性化・都市ブランドの向上

大規模競技大会等の誘致に加え、スポーツツーリズム※の促進、アーバンスポーツ※、eスポーツ※の振興などを、トップスポーツチーム及び名古屋スポーツコミッション等と連携して実施することで、スポーツによる地域の活性化や都市ブランドの向上をめざします。

成 果 指 標

第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会（愛知・名古屋開催）の市民認知度
（現状値：48.1%）

目標値

100%

名古屋市に「スポーツが盛んである」という都市イメージを持つ市民の割合
（現状値：59.6%）

目標値

80%

週1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する20歳以上の市民の割合
（現状値：55.1%）

目標値

70%

関連する個別計画

◆2026 アジア競技大会 NAGOYA ビジョン ◆第3期スポーツ推進計画 ◆スポーツ戦略
◆第4期教育振興基本計画

現状と課題

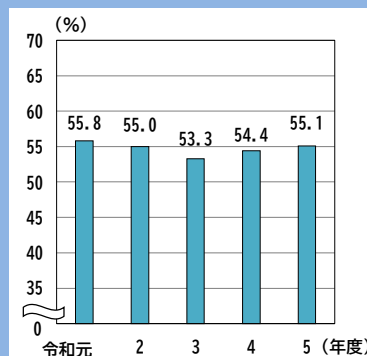
- 令和8年にアジア・アジアパラ競技大会が愛知・名古屋で開催され、国内外から多くの注目が集まります。開催に向けて着実に準備を進め、大会を成功させるとともに、スポーツの持つ普遍的な価値をより一層発信し、両大会を一過性のスポーツイベントに終わらせることなく、レガシーにつなげていく必要があります。
- 本市調査（図2）におけるスポーツ実施率は60%未満となっています。また、令和3年度の本市調査では、スポーツをしていない理由は「仕事が忙しく時間がない」や「きっかけや機会がない」等となっていることから、すべての市民が楽しさや喜びを感じながら、スポーツへ自発的に参画する機会を創出することが必要です。
- 本市にはトップスポーツチームが多く、ハイレベルなスポーツを身近に感じられる環境があります。また、世界最大の女子マラソンである名古屋ウィメンズマラソン（写真3）が毎年開催されています。この強みを活かし、プロモーションやスポーツツーリズムの促進により、さらなる地域の活性化や都市ブランドの向上を図る必要があります。

◆写真1 第4回アジアパラ競技大会（杭州）の開会式



出典：(c)2023 HAPGPP

◆図2 週1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合



出典：市民アンケート

◆写真3 名古屋ウィメンズマラソン



※スポーツツーリズム：スポーツを「みる」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「ささえる」人々との交流など、複合的で豊かな旅行スタイルの創造をめざすもの。

アーバンスポーツ：広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由で、都市住民が参加しやすいスポーツ。都市型スポーツ。

e スポーツ：「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

施策を推進する事業

① アジア・アジアパラ競技大会の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 474 アジア・アジアパラ競技大会の推進 【総務局】		
両大会を成功に導くため、組織委員会や合同準備会等において、各種計画の検討や広報・PR 等の開催に向けた取り組みを実施	組織委員会・合同準備会の運営 各種計画の検討 ▶警備 ▶輸送 ▶ボランティア運営 広報・PR の実施 競技運営・会場調整 第 5 回アジアパラ競技大会における開催都市契約の締結	組織委員会・合同準備会の運営 各種計画の策定・実施 ▶警備 ▶輸送 ▶ボランティア運営 ▶聖火リレー ▶文化プログラム 広報・PR の実施 競技運営・会場調整

事業 475 アジア・アジアパラ競技大会に向けた機運醸成等に関する本市の取り組み 【総務局はじめ関係局】		
両大会の開催に向け、機運醸成や会場周辺等の整備をはじめ、大会の成功に欠かせない取り組みを実施するとともに、スポーツの振興、交流人口の拡大、国際交流の促進、共生社会の実現、国際競争力の強化、すべての人が利用しやすい都市環境の整備の促進など、さまざまな分野にわたるレガシー形成に向けた取り組みを実施	「2026 アジア競技大会 NAGOYA ビジョン」の推進	「2026 アジア競技大会 NAGOYA ビジョン」の改訂・推進
	機運醸成に関する事業	機運醸成に関する事業 市の広報ツールによる機運醸成の実施 会場周辺・競技コース（競歩・マラソン等）の整備 児童生徒による大会観戦・スポーツ体験等の実施 障害及び障害者理解、国際理解等の講座や講演会の実施
	スポーツ医・科学支援の検討	スポーツ医・科学支援の充実

事業概要	現況	計画目標
事業 476 アジア・アジアパラ競技大会会場施設の整備 【スポーツ市民局】		
アジア・アジアパラ競技大会の会場施設として仮決定されている施設について、大会の円滑な開催及び大会後の活用を見据え、すべての人が安心・安全・快適に利用できるような施設とするため、リニューアル改修等を実施	総合体育館レインボープール ▶工事中	総合体育館レインボープール ▶工事完了（令和6年度）
	総合体育館レインボーホール ▶工事着手	総合体育館レインボーホール ▶工事完了（令和7年度）
	瑞穂公園ラグビー場 ▶工事着手	瑞穂公園ラグビー場 ▶工事完了（令和7年度）
	港サッカー場 ▶工事着手	港サッカー場 ▶工事完了（令和7年度）
	東山公園テニスセンター ▶工事着手	東山公園テニスセンター ▶工事完了（令和8年度）
	稲永スポーツセンター ▶実施設計	稲永スポーツセンター ▶工事完了（令和7年度）
	名古屋金城ふ頭アリーナ ▶実施設計	名古屋金城ふ頭アリーナ ▶工事完了（令和7年度）
事業 477 瑞穂公園の整備 【スポーツ市民局】		
アジア・アジアパラ競技大会の開催やその後の活用を見据え、本市のスポーツ振興の拠点としての価値を高めるとともに、市民の交流・憩いの場としての機能向上を図るため、両大会のメイン会場となる陸上競技場をはじめ、瑞穂公園全体の整備を推進	陸上競技場の改築 ▶工事中	陸上競技場の改築 ▶工事完了（令和7年度）
	公園施設の整備 ▶工事中	公園施設の整備 ▶工事完了（令和7年度）
	さらなる機能向上 ▶検討	さらなる機能向上 ▶広場等の整備 工事中

② スポーツに親しむ機会と場づくり

事業概要	現況	計画目標
事業 478 スポーツ実施機会の提供 【スポーツ市民局】		
すべての市民が、「楽しさ」や「喜び」を感じながら、スポーツへ自発的に参画する機会を創出するため、スポーティブ・ライフ月間をはじめとしたイベントの実施や、市民スポーツ祭等の大会の開催、トップスポーツチーム等の関係団体と連携協働し、体験イベントを実施するほか、将来のスポーツの担い手であるジュニアアスリートへの支援を実施	スポーティブ・ライフ月間の実施 市民スポーツ祭の開催 でらスポ☆アリーナ、でらスポ☆スタジアムの開催 ▶アリーナ 199 人 ▶スタジアム 155 人 ユニバーサルスポーツの普及促進 スポーツ体験事業の実施 ジュニアアスリート支援の実施 ▶教育スポーツ協会と連携した競技団体への支援 ▶スポーツ大会出場費助成の実施	スポーティブ・ライフ月間の充実 市民スポーツ祭の開催 でらスポ☆アリーナ、でらスポ☆スタジアムの開催 ユニバーサルスポーツの普及促進 スポーツ体験事業の実施 ジュニアアスリート支援の実施
事業 479 スポーツセンター等の運営 【スポーツ市民局】		
地域スポーツを支援するため、拠点施設であるスポーツセンター等の運営や計画的な修繕等を実施	運営・修繕等の実施	運営・修繕等の実施

事業概要	現況	計画目標
事業 480 障害者スポーツの振興 【スポーツ市民局】		
アジアパラ競技大会の開催を契機に、障害者スポーツのより一層の振興を図るとともに、障害の有無に関わらず、スポーツに取り組むことができる共生社会の実現に向け、障害者スポーツセンターを中心に、障害者のスポーツ実施環境の整備や市民の障害者スポーツの理解促進・普及啓発、ささえる人材の育成・確保を行うほか、競技力向上を目的とした支援を実施	障害者スポーツ教室などの開催 新たな障害者スポーツセンターの整備 ▶設計 小中学校へ障害者スポーツの体験出前授業等の実施 延べ 85 校 パラスポーツ指導員の養成・活用 ▶修了者数 延べ 852 名 市障害者スポーツ大会の実施 競技用補装具等購入助成 延べ 36 件	障害者スポーツ教室などの開催 新たな障害者スポーツセンターの整備 ▶工事中 小中学校へ障害者スポーツの体験出前授業等の実施 延べ 335 校 パラスポーツ指導員の養成・活用 ▶修了者数 延べ 1,000 名 市障害者スポーツ大会の実施 競技用補装具等購入助成 延べ 136 件 障害者のスポーツ習慣化の促進

③ スポーツによる地域の活性化・都市ブランドの向上

事業概要	現況	計画目標
事業 481 スポーツプロモーションの実施 【スポーツ市民局】		
スポーツによる都市ブランドの向上のため、アジア・アジアパラ競技大会及び大会後を見据えたスポーツプロモーションを実施するほか、新たなスポーツ情報サイトの構築やスポーツ広報大使（仮称）を活用した情報発信などを実施	スポーツプロモーションの実施	スポーツプロモーションの実施 ▶新たなスポーツ情報サイトの構築 ▶スポーツ広報大使（仮称）を活用した情報発信
事業 482 大規模競技大会等の誘致・開催 【スポーツ市民局】		
スポーツによる交流人口の増加や地域の活性化のため、世界規模のマラソンフェスティバルを開催するほか、大規模競技大会等の誘致・開催、スポーツツーリズムの促進を実施	マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知の開催 第4回世界弓道大会の開催	マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知の開催 大規模競技大会等の誘致・開催 ▶フィギュアスケートグランプリファイナルの開催（令和7年度）
事業 483 新たなスポーツの振興 【スポーツ市民局】		
アジア競技大会で新しく正式種目として採用されたアーバンスポーツや e スポーツなどの振興により都市ブランドの向上や地域活性化を図るため、アーバンスポーツ大会の開催や社会課題の解決に向けた e スポーツ体験会などを実施	アーバンスポーツの振興 e スポーツの振興	アーバンスポーツの振興 ▶BMX フラットランド大会の開催（令和6年度） e スポーツの振興

施策 41 イノベーションの創出を促進するとともに、産業交流を促進します

施策の柱

① イノベーション創出・創業等支援

客員起業家の知見を活用し、小中高校生に対する起業家精神の醸成からスタートアップのグローバル展開まで体系的に支援するほか、社会実証支援を実施するとともに、デジタル化支援などを通じて、イノベーションや新事業の創出を促進します。

② グリーン・トランスフォーメーション推進の支援

中小企業の脱炭素化に向けた取り組みを支援するほか、水素の利活用の促進、水素サプライチェーンの構築推進など水素の社会実装実現に向けた取り組みを通じて、企業におけるグリーン・トランスフォーメーション※（GX）推進を支援します。

③ 産業交流の場づくりと戦略的な企業誘致の推進

中小企業の国内外での販路開拓などを支援するとともに、企業等の交流・投資の促進や新たな時代を見据えた戦略的な企業誘致により、当圏域への企業の集積を図ります。

成果指標

昼間就業者1人
当たり市内総生産
(現状値：9,403千円)
(令和3年度)

目標値
10,100千円
(令和8年度)

イノベーション
創出件数
(現状値：528件)

目標値
1,180件
(5か年)

法人設立等件数
(現状値：5,636件)

目標値
6,300件

企業誘致件数
(現状値：12件)

目標値
100件
(5か年)

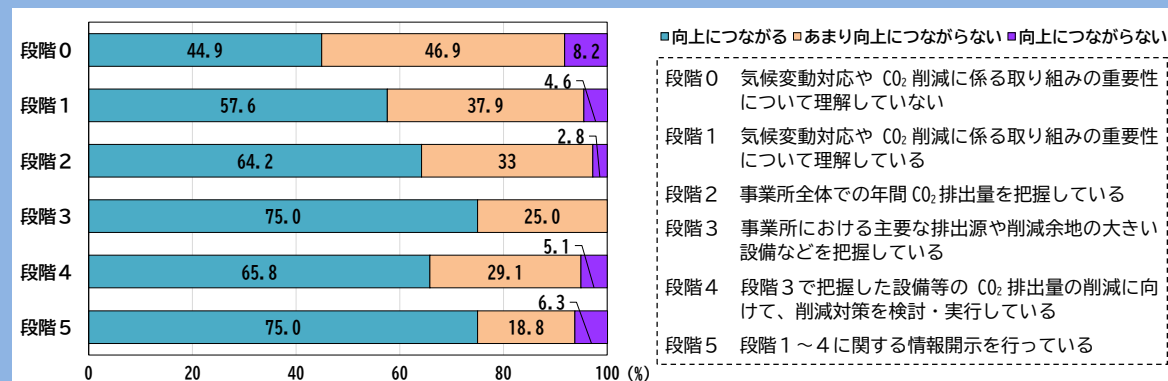
関連する個別計画

◆産業振興ビジョン 2028

現状と課題

- イノベーションの担い手と期待されるスタートアップの創出・育成に向けた取り組みが各地で行われています。本市はスタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」※として、強固なエコシステムを構築し、日本経済をけん引するスタートアップの創出などにより、産業の垣根にとらわれないイノベーションの創出を促進する必要があります。
- 新たな投資を促すなど、成長の鍵である企業の脱炭素化の取り組みを通じた産業競争力の維持・向上が急務となっています。企業がこの潮流に乗り遅れることなく成長するには、グリーン・イノベーション※の創出が不可欠であり、水素等の社会実装や脱炭素経営、技術開発などを促進する必要があります。
- 本市は、世界有数のものづくり産業が集積する名古屋大都市圏の中核都市として、多様な産業が集積しています。そのため、産業交流の場づくりを進めるとともに、さらなる産業集積を図るため、本社機能など戦略的な企業誘致を進める必要があります。

◆図1 カーボンニュートラルの取り組み段階別グリーン分野の事業再構築による企業業績へ影響



出典：中小企業白書

※グリーン・トランスフォーメーション：産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換すること。

スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」：内閣府が、我が国の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金等を活かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステム拠点の形成をめざし、地方自治体、大学、民間組織等が策定した拠点形成計画を選定するもの。「スタートアップ・エコシステム東京コンソーシアム」、「Central Japan Startup Ecosystem Consortium」、「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」、「福岡スタートアップ・コンソーシアム」の4つのコンソーシアムが選定されている。

グリーン・イノベーション：エネルギー・環境分野におけるイノベーション

施策を推進する事業

①イノベーション創出・創業等支援

事業概要	現況	計画目標
事業 484 イノベーションを起こす環境の整備 【経済局】		
イノベーションを起こす環境を整備するため、引き続き産学官の連携を図りながら企業間の交流・共創を促すイノベーション拠点を運営するとともに、さまざまな主体が交流しながら支援するコミュニティや、スタートアップを呼び込む仕組みづくり、資金環境の整備などを実施	イノベーション拠点の運営 スタートアップ向け支援事業の実施 ▶交流事業参加者数 10,829 人（累計） 補助金の交付等 ▶スタートアップ等販路開拓支援補助金 2 件 ▶スタートアップ企業支援補助金 44 件 ▶インキュベート施設入居企業への補助等 58 件	イノベーション拠点の運営 スタートアップ向け支援事業の実施 ▶交流事業参加者数 28,829 人（累計） 補助金の交付等 ▶スタートアップ等販路開拓支援補助金 2 件 ▶スタートアップ企業支援補助金 45 件 ▶インキュベート施設入居企業への補助等
事業 485 イノベーション人材の育成 【経済局】		
イノベーションの担い手となる人材を育成するため、子どもたちが職業観を育む中で、成長段階に応じた起業への関心を高める取り組みや、起業をめざす人や企業内の新規事業担当者を育成する取り組みなどを実施	小中高生向け起業家人材の育成 ▶人材育成プログラムの参加者数 1,796 人 イノベーター育成プログラムの実施 ▶参加者数 38 人	小中高生向け起業家人材の育成 ▶人材育成プログラムの参加者数 10,000 人（5 か年） イノベーター育成プログラムの実施 ▶参加者数 30 人

事業 486 市立大学の知的財産を活かした産学官連携の推進及びイノベーションの創出 【総務局】		
革新的な医薬品や医療機器をはじめとするイノベーションを創出するため、研究環境を整備するとともに、医学・薬学・工学等の分野における産学官連携を推進	産学官連携を機能的に推進するための体制の維持 URA※、技術職員等、研究を支援する専門職人材の維持	産学官連携をさらに機能的に推進するための体制の維持及び拡充 URA、技術職員等、研究を支援する専門職人材の計画的な増員

※URA：大学等において、研究者とともに研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行うことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する人材のこと。

事業概要	現況	計画目標
事業 487 社会実証・オープンイノベーションの促進 【経済局】		
イノベーション創出につながるオープンイノベーション※を促進するため、先進技術の活用による社会実証の支援とともに、研究開発型企業をはじめ、大学・公的研究機関等との連携による先進技術や製品の研究開発及び高度化を支援	社会実証の実施 ▶まちなかにおける社会実証の推進 実証プロジェクト件数 6 件 ▶先進技術を活用した社会実証件数 14 件 医療介護機器等の高度化の支援 ▶ワークショップ等の開催 2 件 なごやサイエンスパークの管理運営	社会実証の実施 ▶まちなかにおける社会実証の推進 実証プロジェクト件数 30 件（5 か年） ▶先進技術を活用した社会実証件数 70 件（5 か年） 医療介護機器等の高度化の支援 ▶ワークショップ等の開催 2 件 なごやサイエンスパークの管理運営 企業と大学・研究機関のマッチングの実施 ▶マッチング件数 10 件 量子技術による産業創出に向けた調査研究等への支援

※オープンイノベーション：新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ること。一例として、産学官連携プロジェクトや異業種交流プロジェクト、大企業とベンチャー企業による共同研究などが挙げられる。

事業 488 グローバル化支援 【経済局】		
世界レベルのスタートアップを創出するため、グローバル展開をめざすスタートアップの急速な成長を支援するプログラムを実施するほか、大規模イベントを開催し、海外や首都圏から起業家や投資家を呼び込むとともに、当地域のスタートアップの海外展開を促進することでグローバル化を支援	実施 ▶グローバルスタートアップ支援プログラム等の開催 参加者数 20 人・社	実施 ▶グローバルスタートアップ支援プログラム等の開催 参加者数 100 人・社（5 か年） ▶大規模イベントの開催 参加者数 5,000 人
事業 489 デジタル化（DX）の推進 【経済局】		
企業の経営基盤強化を図るため、経営課題の解決に資するデジタル技術に関する普及啓発を促進するほか、専門家による相談や人材育成講座の開催等を通じてデジタル技術の導入を支援	デジタル技術の導入助成や専門家相談による支援 支援件数 49 件 デジタル技術の活用普及 ▶人材育成講座の開催 参加企業数 65 社 ▶シンポジウムの開催	デジタル技術の導入助成や専門家相談による支援 支援件数 300 件（5 か年） デジタル技術の活用普及 ▶人材育成講座の開催 参加企業数 60 社 ▶シンポジウムの開催

事業概要	現況	計画目標
事業 490 新たな価値の創造支援 【経済局】		
新たな価値の創造を図るため、伝統的地場産業の振興を支援するほか、中小企業のデザインを活用した新商品開発等の取り組みやクリエイターの創業等の支援を実施	クリエイターへの支援の実施 ▶新規支援件数 6 件 なごやファッションコンテストの開催 ▶応募点数 8,096 点 伝統的地場産業の振興にかかる支援の実施 13 件	クリエイターへの支援の実施 ▶新規支援件数 24 件（5 か年） なごやファッションコンテストの開催 ▶応募点数 32,000 点（5 か年） 伝統的地場産業の振興にかかる支援の実施 65 件（5 か年）

② グリーン・トランスフォーメーション推進の支援

事業概要	現況	計画目標
事業 491 グリーン・イノベーションの促進 【経済局】		
企業における脱炭素社会の実現に向けた「環境と経済の好循環」を達成するため、周辺自治体を含む産学官と連携した水素サプライチェーン構築推進や、水素エネルギー普及啓発に向けた取り組みの実施をはじめとした、中小企業等の低炭素・脱炭素化に向けた取り組みの支援や脱炭素に資する技術普及を実施	中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議を通じた水素サプライチェーン構築の推進 水素エネルギー普及啓発の実施 ▶セミナー等の開催 3 回 技術普及の実施	中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議を通じた水素サプライチェーン構築の推進 水素エネルギー普及啓発の実施 ▶セミナー等の開催 3 回 技術普及の実施

③ 産業交流の場づくりと戦略的な企業誘致の推進

事業概要	現況	計画目標
事業 492 産業交流の場づくり 【経済局】		
中小企業の産業交流を促進するため、中小企業振興会館などの施設の整備・運営や見本市・展示会を開催するとともに、関連支援機関と連携し見本市・展示会の出展等の支援を実施するほか、海外ビジネスの基礎知識習得を支援するセミナーの開催や、海外企業との商談機会の提供等を実施	中小企業振興会館の運営 ▶展示施設の利用率 62.1% メッセナゴヤ等の開催 航空宇宙産業展示商談会 出展支援の実施 ▶出展支援展示会数 3 件 海外商談支援の実施	中小企業振興会館の運営 (令和 6～9 年度) ▶展示施設の利用率 71.4% 産業交流拠点の整備 メッセナゴヤ等の開催 航空宇宙産業展示商談会 出展支援の実施 ▶出展支援展示会数 2 件 海外商談支援の実施 ▶海外企業と現地及びオンラインで商談を行った支援企業数 35 社 (5 か年)
事業 493 イノベーションの基盤となる企業等の集積促進 【経済局】		
イノベーションや雇用を生み出す環境整備を図るため、企業誘致を推進し、本社機能や ICT 企業、外資系企業等の立地・集積を促進するほか、市内に長年立地し、地域産業をけん引する企業等が行う本社機能強化や工場等の新增設への再投資の支援を実施	実施 ▶戦略的企業誘致の推進 ▶産業立地助成件数 22 件	実施 ▶戦略的企業誘致の推進 ▶産業立地助成件数 100 件 (5 か年)

施策 42 地域の産業と人材を育成・支援します

施 策 の 柱

① 経営基盤安定化及び経営力・技術力強化の支援

中小企業などのニーズを把握し、社会経済環境の変化に対応した経営・技術相談や支援施策の情報提供、資金調達の円滑化を支援する取り組みなどにより、経営基盤の安定化及び経営力・技術力の強化を図ります。

② 産業人材の育成・確保

中小企業の技術・技能の継承を支援するとともに、産業の未来を担う子どもや若者など次世代の産業人材への学びの場の提供、リカレント教育※やリスクリング※支援をするほか、副業・兼業などの外部人材や女性、外国人など多様な人材の活躍を支援します。

③ 地域商業の活性化

名古屋大都市圏の中核都市として魅力ある商業地の形成を支援するとともに、地域と一体となった身近な商業地の育成支援を行うため、商店街の魅力向上などに資する事業への助成などを行います。

成 果 指 標

法人事業所数
(現状値：122,214)

目標値
132,200

設備投資の実施率
(現状値：26.4%)

目標値
29%

人材育成に取り組んで
いる企業の割合
(現状値：45.7%)

目標値
49%

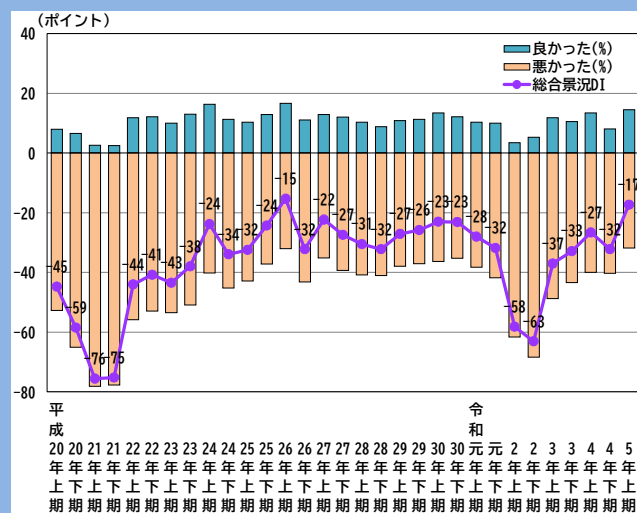
関連する個別計画

◆産業振興ビジョン 2028

現状と課題

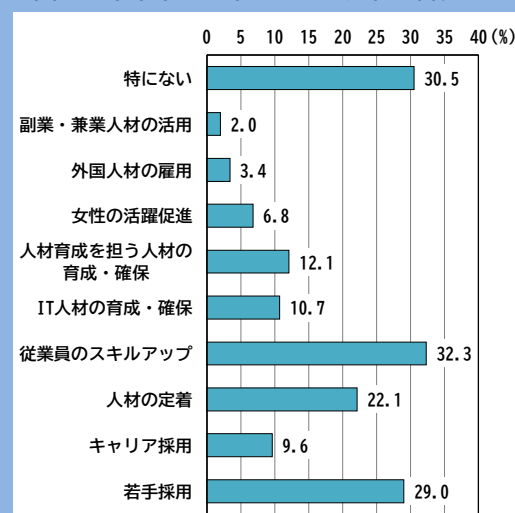
- 市内事業所数の約99%を占める中小企業は、本市経済や市民の雇用・暮らしを支えています。中小企業を取り巻く外部環境は不確実性を増しています。地域経済発展の原動力となる意欲的な中小企業への経営や技術面などの総合的な支援や、厳しい経営環境に直面する中小企業への金融支援が必要です。
- ビジネス環境の変化にあわせて求められる人材も常に変化していると同時に、市内中小企業は人手不足が慢性的に続いています。そのため、創造性や技術・技能・知識など今後求められる力を育む人材育成の支援や、多様な人材が活躍できる環境の整備などが求められています。
- 地域の商店街は、社会・経済構造の変化により厳しい状況が続いています。多くの商店街では担い手不足や魅力の創出などが課題となっており、これらの課題解決に向けた支援が求められています。

◆図1 総合景況DI※の推移



出典：名古屋市「景況調査」

◆図2 本市中小企業における人材の課題



出典：名古屋市産業振興ビジョン 2028

※リカレント教育：学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育。

リスキリング：新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること。

DI：Diffusion Index の略。業況判断指数（社数構成比）のこと。計算式は以下の通り。

DI = (「良い、増加、上昇、改善」と回答した企業の割合) - (「悪い、減少、下落、悪化」と回答した企業の割合)

施策を推進する事業

① 経営基盤安定化及び経営力・技術力強化の支援

事業概要	現況	計画目標
事業 494 経営相談等による支援 【経済局】		
中小企業の経営基盤の安定・強化を図るため、専門家による窓口相談等を実施し、法律や金融、販路開拓、事業承継など経営上の課題解決及び創業時の各段階に応じた支援を実施	法律・経営・金融相談等の実施	法律・経営・金融相談等の実施
事業 495 生産性の向上支援 【経済局】		
小規模企業の生産性の向上を図るため、専門家による訪問相談や設備の導入等の支援を行うほか、航空宇宙産業における中小企業の生産増等の支援として、機械設備等の購入経費の一部助成を実施	専門家による訪問相談等の実施 訪問件数 347 件 設備投資への助成 ▶小規模企業の設備導入への助成 42 件 ▶航空宇宙産業設備投資促進助成 1 件	専門家による訪問相談等の実施 訪問件数 1,800 件（5 か年） 設備投資への助成 ▶小規模企業の設備導入への助成 220 件（5 か年） ▶航空宇宙産業設備投資促進助成 7 件（5 か年）
事業 496 工業技術の指導・研究開発等による生産技術の向上支援 【経済局】		
中小製造業の生産技術の向上のため、新製品・新技術の研究開発を行い、その成果に基づき受託研究等を実施するとともに、課題の解決に向けた技術相談、工業材料の試験・分析及び技術の普及を目的とした講演会等を実施	実施 ▶技術相談・指導件数 23,939 件 ▶依頼試験・分析件数 40,615 件 ▶研究開発件数 50 件 ▶講演・講習会開催件数 36 件	実施 ▶技術相談・指導件数 115,255 件（5 か年） ▶依頼試験・分析件数 167,790 件（5 か年） ▶研究開発件数 345 件（5 か年） ▶講演・講習会開催件数 165 件（5 か年）

事業 497 資金調達の円滑化支援 【経済局】		
中小企業の経営基盤の安定や事業の多角化などを促進するため、社会的環境の変化に即した各種融資制度の拡充や信用保証制度の運用を通じた支援を実施	実施	実施

② 産業人材の育成・確保

事業概要	現況	計画目標
事業 498 産業人材の育成 【経済局】		
中小企業等の技術・技能の継承や技術開発力の強化、海外取引の強化等のため、技術者等の育成支援や職人の「技」の普及に取り組むとともに、子どもや若者が次世代社会で必要とされる価値づくりの力を育むことができる機会を創出	研修等の開催 ▶中小企業技術者研修 10 件 ▶中小企業技能者育成講座 3 件 職人展の開催 ▶出展団体数 43 団体 少年少女発明クラブの運営 ▶工作・プログラミング教室の開催 18 件 航空宇宙産業人材の育成 ▶講座等の開催 3 件	研修等の開催 ▶中小企業技術者研修 10 件 ▶中小企業技能者育成講座 3 件 職人展の開催 ▶出展団体数 43 団体 少年少女発明クラブの運営 ▶工作・プログラミング教室の開催 15 件 航空宇宙産業人材の育成 ▶講座等の開催 3 件

事業概要	現況	計画目標
事業 499 産業人材の確保 【経済局】		
中小企業における人材確保を支援するため、人材確保や多様な人材の活躍に関する企業向けの相談対応やセミナーなどを開催するほか、国の構想に基づき、東京圏から移住し就業した場合等に支援金を支給	人材確保相談窓口の運営 ▶登録企業数 128 社 ▶セミナー参加企業数 77 社 外国人材の採用及び定着を総合的に支援 ▶支援企業数 12 社	人材確保相談窓口の運営 ▶登録企業数 130 社 ▶セミナー参加企業数 80 社 外国人材の採用及び定着を総合的に支援 ▶支援企業数 12 社
事業 500 市立大学におけるアントレプレナーシップ教育の実施 【総務局】		
新たな価値やビジョンを創造し、社会課題や生活課題を解決する人材を育成するため、市立大学経済学部においてアントレプレナーシップ※教育を実施	カリキュラム等の検討	カリキュラム等の実施（令和7年度）
事業 501 市立大学におけるデータサイエンス研究科（仮称）の設置による高度専門人材の育成 【総務局】		
あらゆる分野で活躍できる実践的なデータ活用能力を身につけた高度専門人材を育成するため、社会人の学びも視野に入れたデータサイエンス研究科（仮称）を設置	データサイエンス研究科（仮称）新設に向けた文部科学省への事前相談	データサイエンス研究科（仮称）の設置（令和7年度） 運営

※アントレプレナーシップ：さまざまな困難や変化に対し、与えられた環境のみならず自ら枠を超えて行動を起こし、新たな価値を生み出していく精神のこと。

事業 502 市立大学における学びなおし講座の提供 【総務局】		
主に職場復帰や職業能力の再開発・再教育のため、リカレント講座やリスキリング支援を充実	リカレント教育の実施 ▶名市大医療・保健学びなおし講座（医学研究科） ▶東海薬剤師生涯学習センター講座（薬学研究科） ▶市立大学薬学部卒業後教育講座（薬学研究科） ▶なごや看護生涯学習セミナー（看護学研究科） 社会人向けリスキリング「進化型実務家教員養成プログラム（通称：TEEP）」の実施・運営 ▶経営実務コース（経済学研究科） ▶減災・医療コース（医学研究科）	リカレント教育の実施 ▶参加者数 延べ2,400人 社会人向けリスキリング「進化型実務家教員養成プログラム」への参画者数 延べ166人

③ 地域商業の活性化

事業概要	現況	計画目標
事業 503 地域商業地の活性化・整備促進 【経済局】		
地域商業地の活性化を図るため、商店街の魅力向上等に資する事業への助成のほか、空き店舗活用や人材育成等を通じた商業機能再生支援、アーケードや街路灯等の共同施設の災害対策への助成等を実施	実施 ▶商店街の魅力向上等に資する事業への助成 ▶商業機能再生の支援	実施 ▶商店街の魅力向上等に資する事業への助成 ▶商業機能再生の支援 ▶商店街共同施設の災害対策への助成

■成果指標一覧

本計画に掲げた成果指標を施策ごとに掲げるとともに、重点戦略や成長の原動力等との関連を示します。

施策	指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)
都市像 1 人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市			
1	基本的人権が尊重されている社会だと思う市民の割合	65.2%	74%
	なごや人権啓発センターの年間利用者数	43,416 人	45,000 人
2	DV を人権侵害と認識する人の割合	93.5%	94%
	「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉の認知度	75.3%	85%
	市の審議会への女性委員の登用率	35.2% (令和 4 年度)	40%以上 60%以下
	女性の活躍推進企業認定・認証数	245 件	345 件
3	高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合	48.8%	60%
	地下鉄駅のエレベーター設置基数	262 基	271 基
	高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合	47.3%	60%
4	地域活動やボランティア・NPO 活動等に参加している市民の割合	23.6%	32%
	市内に主たる事務所を有する NPO 法人数	927 団体	987 団体
5	健康寿命	男性 79.65 年 女性 84.35 年 (令和 4 年)	平均寿命の延びを上回るよう延伸 (令和 9 年)

各重点戦略、成長の原動力に関連の深い指標を示します。

ダイバーシティの推進に関連の深い指標を施策ごとに示します。

戦略					原動力				ダイバー シティ
1	2	3	4	5	1	2	3	4	
		○							○
		○							
		○							○
		○			○				
○		○			○				
		○			○				○
		○							
		○			○				
		○				○			
		○							
		○				○			○

施策	指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)
5	自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺者数)	15.5 (令和 4 年)	11.5 以下 (令和 9 年)
	がん検診受診率 ①胃がん ②大腸がん ③肺がん ④子宮がん ⑤乳がん ⑥前立腺がん	①23.9% ②23.9% ③19.8% ④64.4% ⑤51.6% ⑥36.6% (令和 4 年度)	①50% ②50% ③50% ④70% ⑤60% ⑥50%
6	適切な医療が受けられると感じる市民の割合	90.7%	90%以上
	市立大学医学部附属病院群における救急搬送件数	19,997 件	23,700 件
	かかりつけ医を持つ市民の割合	67.8%	70%
7	困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる市民の割合	62.1%	67%
	ホームレス自立支援事業における自立率	66.1%	69%
	複合的な生活課題がある事例に対して相談支援機関が連携して対応している割合	73.8% (令和 4 年度)	80% (令和 9 年度)
8	生きがいや楽しみを持って生活していると感じている高齢者の割合	78.6%	84%
	敬老パスの交付者数 (交付率)	307,450 人 (53.5%)	340,000 人 (55.9%)
	地域で自分らしく安心して暮らすための支援が充実していると思う高齢者の割合	60.9%	66%
	利用している介護サービスに関する満足度	96.9%	97%
9	ホームヘルプサービスを利用して地域で生活する障害者数	8,635 人 (令和 4 年度)	11,800 人

戦略					原動力				ダイバーシティ
1	2	3	4	5	1	2	3	4	
		○							○
		○							
		○				○			○
		○							
		○				○			○
		○							
									○
		○							
		○				○			
		○				○			
		○				○			○

施策		指標	現状値	目標値 (令和10年度)
	9	在宅重症心身障害児者の日中活動（通所サービス）の利用率	89.4%	90%
		障害者雇用促進企業認定数	97 件	120 件
	10	地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合	29.3%	40%
		名古屋市での生活に満足している外国人市民の割合	88.1%	95%
	11	仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	35.8%	41%
		ワーク・ライフ・バランス推進企業数	277 社	354 社
		働く意欲があるが、現在働く場がなく困っている市民の割合	4.7%	4.6%以下
	12	趣味、教養、スポーツ・健康づくり、職業上のスキルアップなどに取り組んでいる市民の割合	79.7%	85%
		生涯学習によって得た経験や知識を ^い 活かしている市民の割合	35.5%	40%
		図書館サービスの利用者数（入館者数、館外事業参加者数、電子書籍利用者数の計）	5,429,546 人 (令和4年度)	7,000,000 人
都市像2 安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つ都市				
13	子育てしやすいまちだと思う市民の割合	76.8%	85%	
	保育所等利用待機児童数	0 人 (令和6年4月1日)	0 人 (令和11年4月1日)	
	子育て支援企業認定数	264 件	331 件	
	結婚や子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える市民の割合	65.0%	90%	
14	今の生活に満足している子どもの割合	89.8%	95%	

戦略					原動力				ダイバーシティ
1	2	3	4	5	1	2	3	4	
									○
		○							○
		○							
○		○							○
○		○							
○									
	○					○			
○	○								○
○									
○									
○									
○	○							○	○

施策	指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)
14	自分のことを好きと答える子どもの割合	84.6%	85%
	放課後児童クラブを利用できる学区の割合	84.2%	93%
	地域や学校などにおける社会活動や自主的な活動などに参加したことのある子どもの割合	79.0%	87%
	社会的自立をするために必要な力を身に付けている障害のある児童生徒の割合	70.5%	100%
15	児童虐待の通告先（児童相談所または区役所・支所）を知っている市民の割合	63.7%	75%
	いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や家族、親、友達、相談機関に相談することができる子どもの割合	小 80.0% 中 82.0%	小 85% 中 90%
	学校内外の機関等や多様な学びとつながっている子どもの割合	65.1% (令和 4 年度)	85% (令和 9 年度)
16	授業が自分にあった教え方、教材、学習時間になっていたと感じている子どもの割合	小 83.4% 中 73.5%	小 93% 中 84%
	人が困っているときは進んで助けている子どもの割合	小 93.6% 中 90.8%	小 100% 中 100%
	運動をすることが好きな子どもの割合	小 61.8% 中 51.0%	小 66% 中 56%
	将来の夢や目標を持っている子どもの割合	小 79.6% 中 66.1%	小 86% 中 73%
17	市内における大学・短期大学の学生数	108,352 人	108,400 人
	社会的自立に向け支援を受けた子ども・若者のうち、支援を通して状況に改善が見られた者の割合	63.9% (令和 4 年度)	75%

戦略					原動力				ダイバー シティ
1	2	3	4	5	1	2	3	4	
○	○							○	○
○									
○									
	○	○							
	○								○
	○					○			
	○					○			
	○					○		○	○
	○								
	○								
○	○							○	
	○							○	○
○	○								

施策	指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)
都市像3 人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせる都市			
18	災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合	50.7%	60%
	緊急輸送道路等に架かる橋りょうの耐震化率	76.6%	83%
	下水道で浸水対策を進める重点地区の整備率	64.2%	70%
19	家庭内において災害に対する複数の備えをしている市民の割合	79.6%	100%
	地域の防災活動に参加している市民の割合	17.0%	25%
	民間住宅の耐震助成戸数（累計）	5,764 戸	7,614 戸
20	感染症から市民生活が守られていると感じる市民の割合	71.6%	75%
	結核り患率（人口 10 万人当たりの新登録患者数）	11.4 (令和 5 年（暫定値）)	10 以下 (令和 10 年)
	動物愛護センターへの犬猫の収容頭数	犬 60 頭 猫 836 頭	犬 35 頭以下 猫 570 頭以下
21	住宅用火災警報器を設置している世帯の割合	88.4%	90%
	119 番通報受付から病院収容までの平均時間	34.5 分 (令和 5 年)	30 分以下 (令和 10 年)
	心肺停止傷病者に対する応急手当の実施率	56.7%	60%
22	刑法犯認知件数	19,857 件 (令和 5 年)	17,500 件以下 (令和 10 年)
	犯罪被害者等に寄り添い、支える社会が実現できていると思う市民の割合	32.3%	50%
	特定空家等（周辺に危険や悪影響を及ぼす空家等）の件数	103 件	81 件以下

戦略					原動力				ダイバー シティ
1	2	3	4	5	1	2	3	4	
			○			○			
			○						
			○						
			○						○
			○						
			○						
			○						
			○						
			○						
			○						
		○							○
			○						
			○						

施策		指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	
	23	なごやの水道水がおいしいと感じている市民の割合	79.3%	85%	
		水道水の安全性に関する総トリハロメタンが水質基準の半分以下で管理されている割合	100%	100%	
		小規模貯水槽水道の水質や構造に関する点検・指導実施率	3 巡目 66.6%	4 巡目 60%	
	24	消費生活に関するトラブルを消費生活センターに相談しようと思う人の割合	52.9%	64%	
		生鮮食料品が安定的に供給されていると感じる市民の割合	92.0%	95%	
		食品が安全・安心だと感じる市民の割合	84.5%	80%以上	
	都市像 4 快適な都市環境と自然が調和した都市				
	25	都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思う市民の割合	90.9%	90%以上	
		都市計画手法を活用した個別地区の都市計画決定数（累計）	109 地区	114 地区	
主要な幹線道路において交通円滑化が達成された区間数		2 区間	6 区間 (5 か年)		
地域の住民によるまちづくりが活発に行われていると思う市民の割合		34.7%	53%		
26	公共交通が便利で利用しやすいと思う市民の割合	84.9%	86%		
	市内の鉄軌道及び市バスの 1 日当たり乗車人員合計	226 万人 (令和 4 年度)	226 万人 (令和 9 年度)		
	市内主要地点の 1 日（平日）当たり自動車交通量の合計	119 万台 (令和 4 年)	108 万台以下 (令和 9 年)		
	市内の道路、公園、その他のオープンスペースが居心地が良いと思う市民の割合	61.9%	67%		

戦略					原動力				ダイバーシティ
1	2	3	4	5	1	2	3	4	
				○		○			
									○
				○	○	○			
				○		○			
				○	○				

施策		指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)
	27	歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に 通行していると感じている市民の割合	37.8%	50%
		鉄道駅及びバス停留所周辺の放置自転車等 の台数	6,334 台	5,100 台以下
		歩行者と自転車の通行空間が分離されてい る道路の延長（累計）	128.7km	197km
	28	住んでいる住宅に満足している市民の割合	77.7%	79%
		セーフティネット住宅の登録戸数	17,249 戸	19,000 戸
		長期優良住宅の認定件数（累計）	41,475 件	54,500 件
	29	大気環境目標値の達成率（二酸化窒素）	100% (令和 4 年度)	100%
		水質環境目標値の達成率（BOD）	80.0% (令和 4 年度)	95%
		名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染など による公害の心配がないまちと思う市民の 割合	28.2% (令和 4 年度)	48%
	30	新たに確保された緑の面積	22ha	200ha (5 か年)
		親しみがある公園があると思う市民の割合	69.5%	73%
		市内で身近に農にふれあえる機会があると 思う市民の割合	26.2%	31%
		暮らしの中で生物多様性に配慮した行動を している市民の割合	51.0%	57%
	31	環境問題の解決には、市民自らが行動するこ とが必要と強く思う市民の割合	41.9% (令和 4 年度)	58%
		なごや SDGs グリーンパートナーズ登録・認 定数（累計）	2,916 件	3,900 件

戦略					原動力				ダイバーシティ
1	2	3	4	5	1	2	3	4	
									○
○									○
				○					
									○
○				○	○				
				○					
		○		○			○		

施策	指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	
	31	市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数（累計）	526 団体 580 団体	
	32	温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）	1,341 万トン (令和 3 年度)	1,026 万トン以下 (令和 8 年度)
		太陽光発電設備の導入容量	283,620kW (令和 4 年度)	438,500kW
		温室効果ガスの削減に取り組む市民の割合	57.9% (令和 4 年度)	71%
		大型車両対応水素ステーション整備数	7 か所	8 か所
	33	ごみ・資源の総排出量	79.9 万トン (令和 4 年度)	79.6 万トン以下
		ごみの処理量	57.4 万トン (令和 4 年度)	55.3 万トン以下
		ごみの埋立量	1.6 万トン (令和 4 年度)	1.6 万トン以下
		暮らしの中で資源の循環利用を意識した行動をしている市民の割合	54.4%	60%
	都市像 5 魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれた都市			
	34	主要駅の乗客数	91 万人/日 (令和 4 年度)	114 万人/日 (令和 9 年度)
		中部国際空港の国際線旅客便就航都市数	19 都市	44 都市
		名古屋港の貿易額	22 兆 5,123 億円 (令和 5 年 (確々報値))	22 兆 8,500 億円 (令和 10 年)
35	本市と姉妹友好都市及びパートナー都市との交流事業件数	58 件	70 件	
	外国人留学生数	6,623 人 (令和 4 年度)	12,500 人	
36	ガーデンふ頭、金城ふ頭の施設等来場者数の合計	850 万人	1,050 万人	

戦略					原動力				ダイバーシティ
1	2	3	4	5	1	2	3	4	
				○			○		
				○			○		
				○			○		
				○					
				○					
				○			○		
				○					
				○	○				○
				○	○				
				○	○				○
				○	○				○

施策	指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)	
	36	名古屋の港や臨海部が魅力的な空間であると感じる市民の割合	45.3%	60%
		中川運河の再生をサポートする人々（運河びと）の認定数	652 人	900 人
	37	名古屋の中で好きなまちの風景がある市民の割合	60.1%	71%
		市民参加によって景観づくりを進めている地区数（累計）	13 地区	14 地区
		違反広告物追放推進団体による簡易除却の実施回数	133 回	260 回以下
	38	満足した名古屋の観光資源として、歴史的な施設と答えた観光客の割合	88.3% (令和 4 年)	93% (令和 10 年)
		市の文化施設の利用率	88.3%	90%
		名古屋を文化的なまちだと思う市民の割合	70.6%	76%
	39	観光総消費額	3,746 億円 (令和 4 年)	6,400 億円 (令和 10 年)
		観光客の満足度	77.1% (令和 4 年)	90% (令和 10 年)
		外国人宿泊者数	28 万人 (令和 4 年)	400 万人 (令和 10 年)
		国際会議の年間開催件数	21 件 (令和 4 年)	300 件 (令和 9 年)
	40	第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会（愛知・名古屋開催）の市民認知度	48.1%	100%
		名古屋市に「スポーツが盛んである」という都市イメージを持つ市民の割合	59.6%	80%
		週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する 20 歳以上の市民の割合	55.1%	70%

戦略					原動力				ダイバーシティ
1	2	3	4	5	1	2	3	4	
				○	○				○
				○	○				
○				○	○				○
				○		○			
				○	○	○			
				○	○				○
				○	○	○			
				○	○				
				○	○				
		○		○	○				○
		○		○	○				
		○		○	○				

施策	指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)
	41	昼間就業者 1 人当たり市内総生産 (令和 3 年度)	10,100 千円 (令和 8 年度)
		イノベーション創出件数	1,180 件 (5 か年)
		法人設立等件数	6,300 件
		企業誘致件数	100 件 (5 か年)
	42	法人事業所数	132,200
		設備投資の実施率	29%
		人材育成に取り組んでいる企業の割合	49%

【参考】重点戦略「ライフサイクル・背景別の課題と取り組み」に関連する指標

指標	現状値	目標値 (令和 10 年度)
子育てしやすいまちだと思える市民の割合（再掲）	76.8%	85%
若い世代（0～24 歳）の転入超過数	9,738 人	11,500 人

戦略					原動力				ダイバーシティ
1	2	3	4	5	1	2	3	4	
				○	○	○	○	○	○
				○	○	○	○	○	
				○	○				
				○	○				
○		○		○	○			○	○
				○					
○		○		○				○	

名古屋市総合計画2028（案）

発行・編集 名古屋市総務局企画部企画課
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話：052-972-2203
ファクシミリ：052-972-4418
ホームページ：<http://www.city.nagoya.jp/>
発行年月 令和6年7月

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。